



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

アジア地域における

専門学校修了資格（専門士・高度専門士）の評定・承認と
留学生の理解に関する調査

（調査対象国：韓国・中国・ベトナム・タイ・ネパール）

A Survey on the Assessment and Recognition of Diploma and Advanced Diploma of
Japanese Professional Training Colleges and Understandings of International Students
Study Area: Korea, China, Vietnam, Thailand, Nepal

アジア地域における専門学校修了資格（専門士・高度専門士）の評定・承認と
留学生の理解に関する調査
（調査対象国：韓国・中国・ベトナム・タイ・ネパール）

2025年5月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1
<https://www.niad.ac.jp/>



本資料の内容は、クリエイティブ・コモンズ【表示-非営利4.0国際】ライセンスの下に提供されています。

本調査は、高等教育資格承認情報センターにおいて実施されたものである。本報告書中、意見にわたる部分は必ずしも同センターの公式見解を示すものではない。

また、個別具体的な資格の評定・承認については、各国の評定・承認機関への申請・所定の手続を経る必要がある。本報告書の記載内容は、個別具体的な資格の評定・承認についての見解を述べるものではない。

はじめに

21 世紀も最初の四分の一を過ぎたいま、教育システムの内側と外側で、国際化は進行の一途にあります。教育・研究や雇用の機会を求めて人々の移動が拡大する中で、ある国で得られた高等教育の資格が外国でも適切に承認されることは、高等教育機関間の交流を推進するだけでなく、資格保持者の権利を保護するという観点からも重要であると考えられます。

このような重要性を踏まえ、高等教育に関する人々の移動を円滑にし、高等教育機関間の協力を強化することを目的として、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）では高等教育の資格の承認に関する地域規約と世界規約が採択されています。日本も 2017 年に「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」を、2022 年に「高等教育の資格の承認に関する世界規約」を締結しています。

これらふたつの規約は、締約国に対し、高等教育の資格の承認における高等教育制度等に関する情報の提供を重視し、高等教育に関する情報を提供する国内情報センター（National Information Centre: NIC）を設置することを求めています。日本では 2019 年に、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の内部に「高等教育資格承認情報センター（National Information Center for Academic Recognition Japan: NIC-Japan）」が設置され、国内外で高等教育資格が合理的に承認されるような情報提供を行っています。

しかし、承認を推進するという理念の枠組みが存在しそれを運用するための仕掛けが用意されているということと、個人の資格の承認が実際に円滑に行われるということは、決して同じことではありません。NIC-Japan としては、この個人の資格の承認が具体的にどのように行われているか、資格承認のリアリティを明らかにする必要を認識し、2020 年に実態調査のプロジェクトを開始しました。

本報告書「アジア地域における専門学校修了資格（専門士・高度専門士）の評定・承認と留学生の理解に関する調査（調査対象国：韓国・中国・ベトナム・タイ・ネパール）」は、NIC-Japan が日本の高等教育資格、とりわけ、専門学校修了資格（専門士・高度専門士）に焦点をあて、アジアの5か国を対象とした資格評定・承認機関への質問票調査と、専門学校留学生・教職員を対象とした聞き取り調査を実施し、現状と課題を整理し、改善の方向性を検討した結果を報告するものです。この調査を実施するにおいては、資格評定・承認機関、専門学校留学生・教職員の皆さまから、多くの貴重な情報をいただきました。この場に記して感謝申し上げる次第です。

本報告書が、今後の国境を越えた高等教育資格の円滑な承認と、高等教育機関間の協力、高等教育に関わる人々の移動に関する議論に資すれば幸いです。

2025年5月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授
高等教育資格承認情報センター センター長

森 利枝

目次

はじめに	4
目次	6
図表目次	10
略語一覧	12
本調査の概要	13
1. 調査の背景・目的	13
2. 調査の対象となる資格・国	13
3. 調査の実施方法・実施体制	15
4. 報告書の構成	16
5. 本調査を通じて明らかとなった課題と改善の方向性	19
第1章 日本の高等教育における留学動向と資格の評定・承認に関する国際規約	21
1. 日本の高等教育機関への留学動向	21
1.1 日本の高等教育機関への留学動向	21
1.1.1 課程別留学生数	21
1.1.2 出身国別留学生数	22
1.1.3 課程別留学生数（対象5か国）	22
1.2 日本の専門学校への留学動向	25
1.2.1 専門学校留学生数（5か国・在籍者数）の推移	25
1.2.2 分野別専門学校留生数（対象5か国）	26
1.2.3 専門学校留学生の出身国での最終学歴（対象5か国）	27
1.2.4 専門学校卒業後の進路（対象5か国）	27
1.2.5 専門学校卒業後の進路希望	30
1.2.6 日本での就職後の将来の希望	31
2. 高等教育資格の評定・承認に関する国際規約締結の経緯と基本的な考え方	32
2.1 高等教育資格の評定・承認に関する地域規約・世界規約締結の経緯	32
2.1.1 高等教育資格の評定・承認に関する地域規約・第1世代規約	32
2.1.2 高等教育資格の評定・承認に関する地域規約・第2世代規約	32
2.1.3 高等教育資格の承認に関する世界規約	33

2.2	高等教育資格の評定・承認に関する国際規約の基本的な考え方—第1世代規約から第2世代規約へ	34
2.2.1	各国の高等教育システムの多様性の尊重	34
2.2.2	資格の同等性から承認へ	35
2.2.3	資格承認申請者の権利保護	37
2.2.4	得られた知識・技能、学習成果に焦点をあてた評定・承認	38
2.2.5	実質的相違の考え方とその運用	38
2.2.6	職業へのアクセスのための資格の承認—第1世代規約と第2世代規約の違い	44
2.2.7	承認規約の履行／実施を支える情報・制度	46
2.3	アジア太平洋地域における今後の承認規約の取組に向けて	47
第2章	海外における日本の高等教育資格の評定・承認の現状・課題と専門学校留学生の理解	49
1.	海外評定・承認機関質問票調査	49
1.1	海外の評定・承認機関質問票調査の概要	49
1.2	調査対象機関の評定・承認制度の概要	51
1.2.1	調査対象機関の海外の高等教育資格の評定・承認・真正性確認に関する機能・法令等	51
1.2.2	評定・承認の申請の権利を有する者と目的	58
1.2.3	評定・承認において重視する項目	59
1.2.4	日本の高等教育資格の評定・承認に関する情報源	61
1.2.5	評定・承認の手続きの概要（参考）	62
1.3	評定・承認機関における日本の高等教育資格の評定・承認の実績・内容と課題	66
1.3.1	各機関における日本の高等教育資格の評定・承認の実績・内容と課題	67
2.	専門学校留学生聞き取り調査	74
2.1	聞き取り調査の概要	74
2.1.1	聞き取り調査の目的	74
2.1.2	聞き取り調査の概要（調査対象者の選定と面談実施の方法）	74
2.1.3	調査対象者の属性（出身国、在学・卒業の別、履修分野、年代、性別）	74
2.2	調査対象者の出身国での最終学歴、留学の動機、卒業後の進路等	76
2.2.1	調査対象者の出身国での最終学歴	76
2.2.2	留学の動機	77
2.2.3	卒業後の進路	83

2.3	出身国における専門士・高度専門士資格の評定・承認、資格の評価に関する留学生の理解	89
2.3.1	出身国の評定・承認の制度・組織について留学生が有する経験・情報	90
2.3.2	出身国での進学・就職における専門学校卒業、専門士・高度専門士資格の認知・評価についての留学生の理解	93
2.3.3	出身国の学校制度上、日本の専門学校が対応すると考えられる学校種についての留学生の理解	99
2.3.4	専門学校で学んだ知識・技能の評価に関する留学生の理解	105
3.	専門学校留学生担当者聞き取り調査	109
3.1	聞き取り調査の概要	109
3.1.1	聞き取り調査の目的	109
3.1.2	聞き取り調査の概要	109
3.1.3	調査対象専門学校の専門分野	110
3.2	調査対象専門学校の留学生受入れと進路の現状	111
3.2.1	調査対象専門学校における留学生受入れの現状（在籍状況、受入れ方針、専門学校進学のための目的等）	111
3.2.2	留学生の卒業後の進路	119
3.3	専門士・高度専門士資格の海外における評定・承認	129
3.3.1	評定・承認の実績	129
3.3.2	課題があった事例	131
3.3.3	専門士、高度専門士の資格、専門学校に対する海外での評価	132
3.4	高等教育資格の評定・承認に関する専門学校側の問題意識と取り組み	134
3.4.1	資格の評定・承認に関する専門学校の問題意識と取り組み	134
3.4.2	国際的な職業人材育成への専門学校の貢献や海外・国内における専門学校の位置づけについてのコメント	135
第3章 評定・承認を巡る課題と改善の方向性		137
1.	評定・承認を巡る課題	137
1.1	専門学校卒業後の留学生のキャリアパスと資格の評定・承認（評定・承認の前提となる議論）	137
1.2	評定・承認において専修学校専門課程（専門士を付与する課程）が対応する課程が高等教育段階の職業教育である国とそうでない国がある。これは各国の教育制度、特に職業教育の高等教育における位置づけの違いによる	138
1.3	専門学校留学生に評定・承認の制度が知られていない、専門学校に各国の評定・承認についての最新の情報が伝わっていない	141
1.4	出身国における就職・進学等の場面において、専門学校卒業が認知・評価されていない、また、専門学校が対応する学校種が高等教育段	

階の職業教育に位置づけられていない国がある（留学生の理解に基づく関連する課題）	141
1.5 出身国における就職の場面において、専門士・高度専門士の資格に対する評価と得られた知識・技能の評価の間にギャップがある（留学生の理解に基づく関連する課題）	143
2. 課題を踏まえた改善の方向性.....	144
2.1 承認規約の観点からの検討	144
2.1.1 留学生に向けた評定・承認に関する情報提供の重要性.....	144
2.1.2 中等後教育段階の職業教育の多様性と資格保持者の権利保護の両立	144
2.1.3 得られた知識・技能に基づく評定・承認の視点.....	145
2.2 NIC-Japan の情報機能	146
2.2.1 留学生・専門学校に向けた評定・承認の制度・組織・機能の周知.....	146
2.2.2 海外の NIC（ナショナルインフォメーションセンター）等との高等教育段階の職業教育に関する情報交換.....	147
2.2.3 留学生、雇用者等に向けた、日本の専門学校が高等教育段階の職業教育に位置づけられることについてのわかりやすい情報提供.....	148

参考資料150

参考文献173

本調査の概要	173
第1章	173
第2章	176
第3章	180
参考資料	181

図表目次

図表 0-1：調査対象 5 か国の専修学校専門課程の留学生数（卒業生数）と進路-----	14
図表 0-2：調査対象 5 か国の評定・承認に関する国際規約の締約状況-----	15
図表 0-3：報告書の構成-----	18
図表 1-1：課程別留学生数（在籍者数・2011～2022 年度）	21
図表 1-2：高等教育機関留学生数	22
図表 1-3：高等教育機関留学生数 （在籍者数、対象 5 か国・それ以外、2011～2022 年度）	23
図表 1-4：専門学校留学生数（5 か国・在籍者数）の推移（2017～2022 年度）	25
図表 1-5：分野別専門学校留学生数（対象 5 か国）（2022 年 5 月）	26
図表 1-6：専門学校留学生の出身国での最終学歴（対象 5 か国）（2020 年度）	27
図表 1-7：専門学校卒業後の進路（国別・2016-2021 年度）	28
図表 1-8：専門学校卒業後の進路希望（2022 年）（複数回答）	30
図表 1-9：専門学校留学生の日本就職後の将来の希望（2022 年）	31
図表 1-10：「実質的相違」の定義・例（アジア・太平洋地域）	44
図表 2-1：調査対象機関	50
図表 2-2：調査対象機関の海外の高等教育資格の評定・承認に関する組織・機能・法令等	53
図表 2-3：評定・承認・真正性確認 ¹⁾ の申請の権利を有する者	58
図表 2-4：評定・承認・真正性確認 ¹⁾ の目的	59
図表 2-5：評定・承認・真正性確認において重視する項目	60
図表 2-6：評定・承認・真正性確認 ¹⁾ に際して参照するウェブサイト等	61
図表 2-7：評定・承認手続の概要（必要書類等）（参考）	62
図表 2-8：日本の高等教育資格の評定・承認の件数・対応する資格（中国）	68
図表 2-9：日本の高等教育資格の評定・承認の件数・対応する資格（ベトナム）	70
図表 2-10：ベトナム・外国の教育資格の承認：教育訓練省と労働傷病兵社会省の権限... 71	
図表 2-11：日本の高等教育資格の評定・承認の件数・対応する資格（ネパール）	72
図表 2-12：面談者の在籍状況	74
図表 2-13：専門学校での履修分野・履修学科	75
図表 2-14：専門学校修了時に取得済／予定の称号	75
図表 2-15：面談者の年代	76
図表 2-16：面談者の性別	76
図表 2-17：調査対象者の出身国での最終学歴 ⁵⁾	76
図表 2-18：来日前に専門学校を知っていたか	77
図表 2-19：専門学校の情報の入手経路	77
図表 2-20：専門学校への留学の動機（出身国別）	79
図表 2-21：専門学校への留学動機（分野別）	79
図表 2-22：大学ではなく専門学校へ進学した理由	82
図表 2-23：卒業後の進路希望（出身国別）	83
図表 2-24：卒業後の進路希望（分野別）	84

図表 2-25：実際の進路（出身国別）	84
図表 2-26：実際の進路（分野別）	85
図表 2-27：日本での希望就労期間	86
図表 2-28：出身国の評定・承認の制度・組織について知っているか.....	91
図表 2-29：専門学校卒業、専門士・高度専門士資格の出身国での認知・評価（進学）に関する留学生の理解.....	94
図表 2-30：専門学校卒業、専門士・高度専門士資格の出身国での認知・評価（就職）に関する留学生の理解.....	94
図表 2-31：日本の専門学校が対応すると考えられる出身国の学校種についての留学生の理解と教育制度上の位置づけ.....	100
図表 2-32：専門学校で学んだ知識・技能の出身国での就職における評価に関する留学生の理解	106
図表 2-33：分野別の専門学校・学校法人数	110
図表 2-34：調査対象専門学校の留学生在籍者数（概数）	111
図表 2-35：調査対象専門学校の在籍留学生数（国別）	112
図表 2-36：入学経路	115
図表 2-37：卒業後の進路・医療分野（およその割合）	120
図表 2-38：卒業後の進路・衛生分野（およその割合）	121
図表 2-39：卒業後の進路・工業分野（およその割合）	122
図表 2-40：卒業後の進路・社会福祉分野（およその割合）	124
図表 2-41：卒業後の進路・商業実務分野（およその割合）	125
図表 2-42：卒業後の進路・文化・教養分野（およその割合）	126
図表 2-43：留学生に対する海外就職支援	127
図表 2-44：留学生の同窓会・校友会状況	129
図表 2-45：評定・承認の実績	130
図表 2-46：評定・承認における課題の有無	131
図表 3-1：専門学校（専修学校専門課程）が対応する課程と学校制度上の位置づけ-----	139

略語一覧

ASEAN	The Association of Southeast Asian Nations 東南アジア諸国連合
CIMEA	Academic Equivalence Mobility Information Centre
CSCSE	Chinese Service Center for Scholarly Exchange 中国教育部留学サービスセンター
CTEVT	Council for Technical Education and Vocational Training (Nepal) 技術教育・職業訓練委員会（ネパール）
DQE, MHESI	Division of Quality Enhancement on Higher Education Management, Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation (Thailand) 高等教育水準向上部高等教育科学研究革新省（タイ）
ISCED	International Standard Classification of Education 国際標準教育分類
JASSO	Japan Student Services Organization 独立行政法人日本学生支援機構
JLPT	Japanese-Language Proficiency Test 日本語能力試験
KARIC	Korean Academic Recognition Information Center 韓国高等教育情報センター
NIAD-QE	National Institution for Academic Degree and Quality Enhancement of Higher Education 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
NIC	National Information Centre ナショナルインフォメーションセンター
NIC-Japan	National Information Center for Academic Recognition Japan 高等教育資格承認情報センター（日本）
Nuffic	The Dutch Organization for Internalization in Education
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構
TUCDC	Tribhuvan University Curriculum Development Centre (Nepal) トリブバン大学カリキュラム開発センター（ネパール）
TVET	technical and vocational education and training 職業技術教育・訓練
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization 国際連合教育科学文化機関
VN-NARIC	Vietnam National Academic Recognition Information Center ベトナム教育訓練省教育質管理庁学術承認情報センター

本調査の概要

1. 調査の背景・目的

近年、高等教育における学生の国際的なモビリティの拡大に伴い、日本の高等教育資格が海外で適切に評定・承認されることの重要性が高まっている。国境を越えた高等教育資格の適切な評定・承認は、国間を移動する卒業生・留学生が進学、就職する際の基礎となる要件である。高等教育の資格の承認に関する国際規約にみられるように、資格の評定・承認について、透明性、一貫性、信頼性、公平性を確保することの重要性が国際的にも認識され、また、各国において、国内外の高等教育制度や資格に関して正確かつ最新の情報を提供されることが求められている。（大学改革支援・学位授与機構 2016 p.8）

一方で、実際の高等教育資格の評定・承認において、海外と日本との教育制度の違い等から、日本で認められている内容とは異なる評定・承認が行われている、資格の評定・承認の手続きが円滑に行われなかったといった「課題があると考えられる事例」¹が生じていることが想定される。

「アジア地域における専門学校修了資格（専門士・高度専門士）の評定・承認と留学生の理解に関する調査（対象国：韓国・中国・ベトナム・タイ・ネパール）」（以下「本調査」）は、海外における日本の高等教育資格の評定・承認について、ステークホルダーである留学生・高等教育機関担当者からの聞き取り調査、海外の評定・承認機関等への質問票調査を通じて、課題があると考えられる事例を中心に現状について情報を収集・整理、分析し、また、これらをもとに、具体的な課題を明らかにするとともに、その改善の方向性を検討することを目的として、高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）において実施した。

2. 調査の対象となる資格・国

本調査では、日本の高等教育資格、特に専修学校専門課程で、一定の要件を満たすと文部科学大臣が認めた課程を修了した者に付与される称号である専門士・高度専門士を対象としている。専修学校専門課程については2013年以降、留学生数が増加し、2019年の時点で高等教育機関に在籍する外国人留学生の約35%を占めている²。また、専門士・高度専門士の資格については、これまでも海外における評定・承認の際、課題が生じる傾向があるとの指摘がなされている（大学改革支援・学位授与機構 2016, p.50、文部科学省委託事業・専修学校留学生就職アシスト事業, 2013～2016）。なお本報告書では、「専修学校専門課

¹ 資格の評定・承認を行う権限は、当該国において公式に認められた政府機関、高等教育機関等の承認機関にあり、日本で認められている内容と異なる評定・承認が行われているということをもって「課題がある」とは言えない。

² 高等教育機関・専修学校専門課程の留学生数（2013年・2019年・2022年）は以下の通り。

	高等教育機関*全外国人留学生数(a)	専修学校専門課程留学生数(b)	(b)/(a)
2013	135,519人	24,856人	18.3%
2019	228,403人	78,844人	34.5%
2022	181,741人	51,955人	28.6%

*日本語教育機関を除く。

出所：日本学生支援機構「2022年度外国人留学生在籍状況調査結果」

程」「専門学校」両方の用語を同義に使用している³。また、「専修学校専門課程」「専門学校」はともに日本のそれを指す。

調査の対象国については、韓国、中国、ベトナム、タイ、ネパールを選定している。

2000年以降の日本の高等教育機関受入れ留学生数は、中国が一貫して最多である。2位は2014年までは韓国であるが、2015年からはベトナム、2017年からはネパールが韓国を上回っている。(第1章図表1-2)

国別の専門学校への留学生(卒業生)数、進路(2018年5月1日現在)は図表0-1の通りである。調査対象国は、留学生数1位から3位のベトナム、中国、ネパール、また、地域バランス、経済発展状況を考慮し、韓国、タイを加えている。タイは出身国で就職・進学する卒業生の比率が42.1%と高い。国境を越えた資格の評定・承認における課題という本調査の主旨から、出身国で就職・進学する卒業生の比率も重要である。韓国、中国は出身国で就職・進学した留学生数の比率が比較的高いが、ベトナム、ネパールについては低い。⁴

なお、専門士、高度専門士の資格の評定・承認は、外国人留学生のみならず、日本人学生にとっても、海外での進学、就職等において基礎的な事柄となるが、本調査では近年その数が増えている外国人留学生を対象としている。

**図表 0-1：調査対象 5 か国の専修学校専門課程の留学生数（卒業生数）と進路
(2018年5月1日現在)**

	留学生数（卒業生）(a)		(a)のうち、日本国内で就職・進学した留学生数(人) (b)	(a)のうち、出身国で就職・進学した留学生数(人) (c)	(c)/(a) 留学生数のうち、出身国で就職・進学した留学生数の比率 (%)
	人数	国別順位 ¹⁾			
韓国	1,071	5位	684	328	30.6
中国	6,531	2位	5,279	1,171	17.9
ベトナム	10,313	1位	9,251	964	9.3
タイ	247	10位	136	104	42.1
ネパール	5,284	3位	5,124	126	2.3

¹⁾ 4位台湾(1,312人)、6位スリランカ(992人)、7位ミャンマー(676人)、8位バングラデシュ(366人)、9位インドネシア(314人)

出所：日本学生支援機構外国人留学生進学状況・学位授与状況調査(2018)(国別在学段階別進路状況)

³ 例えば、文部科学省の「専修学校#知る専」では、「専門学校(専修学校専門課程。以下「専門学校」と表記)」と記載している。(https://shirusen.mext.go.jp/senmon/)

⁴ 対象国の専門学校留学生数等については、「第1章1.2日本の専門学校への留学動向」参照。

調査対象 5 か国の評定・承認に関する国際規約の締約状況は図表 0-2 の通り。

図表 0-2：調査対象 5 か国の評定・承認に関する国際規約の締約状況
(2025 年 2 月 4 日現在)

規約名 (採択年)	締約国 (調査対象 5 か国、締約順)
アジア太平洋地域における高等教育の学業、卒業証書及び学位認定に関する地域規約 (バンコク規約) (1983)	中国、韓国、ネパール
高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約 (東京規約) (2011)	中国、日本、韓国
高等教育の資格承認に関する世界規約 (2019)	日本

出所：<https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/unesco-conventions.html> (2025.2.4 アクセス)

3. 調査の実施方法・実施体制

本調査では、専修学校専門課程 (専門学校) の修了資格である専門士、高度専門士の海外での評定・承認の現状と課題についてステークホルダーからの一次情報を得るため、以下の調査を実施した。

海外の資格評定・承認機関等への質問票調査 (韓国、中国、ベトナム、タイ、ネパールの当該機関に質問票を送付し、中国、ベトナム、タイ (部分的な回答)、ネパールから回答を得た。)

専門学校留学生・卒業生 (資格保持 (予定) 者) への聞き取り調査 (5 か国 42 名)
資格を付与する専門学校の留学生担当者への聞き取り調査 (23 校)

以上の調査は、2021 年 1 月から 11 月に実施している。

専門学校留学生等聞き取り調査、同留学生担当者聞き取り調査については、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構保有個人情報等管理規則」及び「同情報保護ガイドライン」に基づき個人情報の取得、管理を行っている。

海外の資格評定・承認機関等への調査については、専門士、高度専門士の称号に限定せず、すべての学位、称号を対象としている。

その後、これら一次情報を整理・分析し、問題の所在を明らかにするとともに、改善の方向性を検討した。

なおこれまで、アジア地域を対象とした日本の高等教育資格の評定・承認に関する調査、資格保持者である留学生・卒業生を対象とした資格の評定・承認に関する調査はない。本調査は、同地域における専門学校を中心とする留学生・卒業生を取り巻く資格の評定・承認を巡る課題を把握するための初期段階の調査として実施するものである。全体的な傾向を見るには別途量的調査が必要である。

本調査の実施体制（2025年3月時点）は以下の通り。

○調査実施、報告書作成

大学改革支援・学位授与機構

原 智佐 評価事業部国際課専門職員・高等教育資格承認情報センター

委託先

高木 宏美 株式会社パデコ教育開発部プロジェクトコンサルタント

西原 梨緒 株式会社パデコ教育開発部プロジェクトコンサルタント

大原 理依子 株式会社パデコ教育開発部プロジェクトコンサルタント

大橋 悠紀 株式会社パデコ教育開発部プロジェクトコンサルタント

松月 さやか パシフィックコンサルタンツ株式会社国際開発部主任コンサルタント

○調査への助言

大学改革支援・学位授与機構

森 利枝 研究開発部教授・高等教育資格承認情報センター長

堀田 泰司 研究開発部客員教授・高等教育資格承認情報センターシニアアドバイザー

吉川 裕美子 研究開発部教授

野田 文香 研究開発部教授・高等教育資格承認情報センター教授

井福 竜太郎 評価事業部国際課課長補佐

小山 健太 評価事業部国際課高等教育情報室室長補佐・高等教育資格承認情報センター参事補佐

梅村 尚子 評価事業部国際課 高等教育情報室 日本教育情報係係長
高等教育資格承認情報センター（2024.3まで）

国重 健 評価事業部国際課 高等教育情報室 日本教育情報係主任
高等教育資格承認情報センター

4. 報告書の構成

本報告書は、第1章で基本情報として、日本の高等教育機関、特に専門学校への留学動向と資格の評定・承認に関する国際規約を概観した後、第2章で、各ステークホルダーへの調査（海外の資格評定・承認機関等質問票調査、専門学校留学生聞き取り調査、専門学校留学生受入れ担当者聞き取り調査）の結果と課題を示す。最後に第3章で、第2章で導き出された各ステークホルダーの課題を総合し、承認規約の考え方も踏まえて、評定・承認のあり方について、高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）の情報機能の強化を含め、改善の方向性を検討する。

第1章 日本の高等教育における留学動向と資格の評定・承認に関する国際規約

海外における日本の高等教育資格の評定・承認を取り巻く状況の把握のため、統計データに基づき日本の高等教育機関、特に専門学校への留学生動向について、進路の状況を概観する。

また、「2. 高等教育資格の評定・承認に関する国際規約締結の経緯と基本的な考え方」では、高等教育を取り巻く国際的な環境が変化する中での資格の評定・承認についての国際的な規約締結の経緯とその基本的な考え方を概観する。

第2章 海外における日本の高等教育資格の評定・承認の現状・課題と専門学校留学生の理解

以下の3通りのステークホルダーへの調査を通じて得られた一次情報を整理・分析し、専門学校留学生・卒業生を取り巻く資格の評定・承認の現状と課題の一端を明らかにする。

1. 海外評定・承認機関質問票調査 (1.1～1.3)
2. 専門学校留学生聞き取り調査 (2.1～2.3)
3. 専門学校留学生担当者聞き取り調査 (3.1～3.4)

3つの調査のセクションはそれぞれ、以下からなる。

調査の概要 (1.1、2.1、3.1)

基本情報 (調査対象機関の評定・承認制度の概要 (1.2)、調査対象者の属性 (2.2)、

調査対象専門学校の留学生受入れと進路の現状 (3.2))

評定・承認の現状と課題 (1.3、2.3、3.3～3.4)

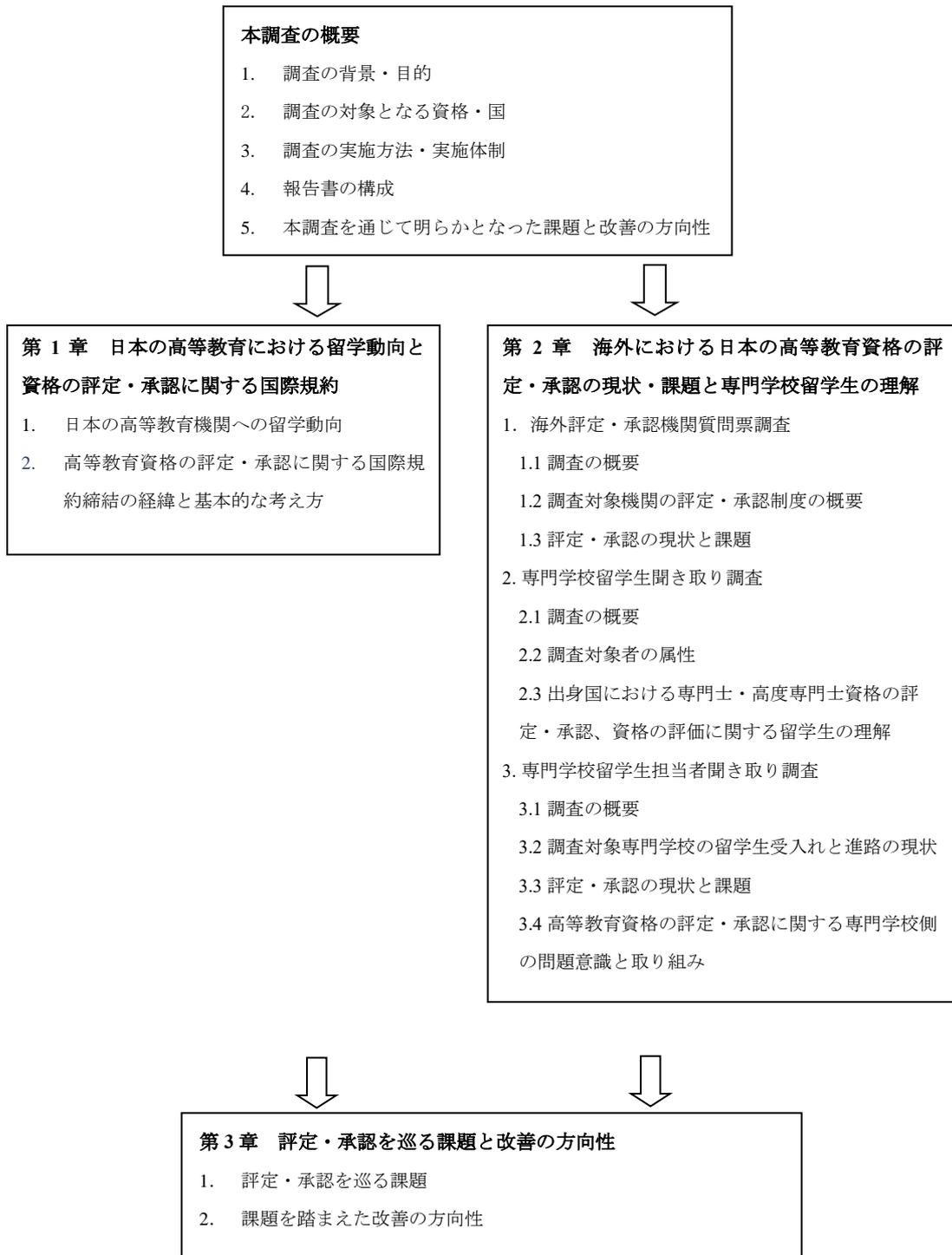
各調査から得られた評定・承認の現状と課題の概要は当該セクション (1.3、2.3、3.3) の冒頭 (【調査結果概要】) に記載している。

また、専門学校留学生調査、同担当者調査では、インタビューを通じて得られた理解や意見の中に調査のファインディングにつながる貴重なものが多く、そうした発言を記載している。

第3章 評定・承認を巡る課題と改善の方向性

第2章で見た3つの調査から得られた現状と課題に基づき、また、資格の承認規約の基本的な考え方も踏まえて、調査全体を通じての課題を整理するとともに、評定・承認のあり方と高等教育資格承認情報センター (NIC-Japan) の情報機能の強化について、改善の方向性を検討している。

図表 0-3 : 報告書の構成



5. 本調査を通じて明らかとなった課題と改善の方向性

本調査を通じて、専門士・高度専門士資格の海外での評定・承認を巡る課題として以下の2点が明らかになった。

- 評定・承認において専修学校専門課程（専門士を付与する課程）が対応する課程が高等教育段階の職業教育である国とそうでない国がある。これは各国の教育制度、特に職業教育の高等教育における位置づけの違いによる。（第3章 1.1.2）
- 専門学校留学生に評定・承認の制度が知られていない、また、専門学校に各国の評定・承認についての最新の情報が伝わっていない。（同 1.3）

日本の専門学校が対応する課程が高等教育段階の職業教育に位置づけられる国（中国）と中等後非高等教育の職業教育に位置づけられる国（ベトナム）⁵、さらに評定・承認を行う機関が未定の国（ネパール）がある⁶。中等教育修了後の職業教育の教育制度上の位置づけは国間で違いがある。そのため、専門学校が対応する課程の教育制度上の位置づけが異なっている。

また、評定・承認の制度それ自身の課題ではないが、留学生聞き取り調査を通じて明らかになった留学生の理解に基づく関連する課題として以下の2点がある。

- 出身国における就職・進学等の場面において、専門学校卒業が認知・評価されていない、また、専門学校が対応すると考えられる課程が、教育制度上、高等教育段階に相位置づけられない国がある。（同 1.4）
- 出身国における就職の場面において、専門士・高度専門士の資格に対する評価と得られた知識・技能の評価の間にギャップがある。（労働市場で、専門士・高度専門士の資格は認知・評価されないが、専門学校で得られた知識・技能は評価される。）（同 1.5）

3点目、4点目は、留学生聞き取り調査を通じて得られた留学生の理解から明らかになった課題であり、制度としての評定・承認とは別の課題である。聞き取り調査では、就職に際して、専門学校卒業が「認知・評価されるか」という質問をした。ここで専門学校卒業が「認知・評価される」とは、雇用者等が日本の専門学校という学校種や教育内容について一定の情報を得ている、選考・採用において専門学校卒業であることを評価している、等を意味する。これに対する留学生の回答は、韓国、中国においては「認知・評価される」が一定数あるが、タイ、ネパールにおいては「認知・評価されない」が多数を占めた。さらに韓国、中国については、留学生が回答した、専門学校に対応する出身国の学校種は、教育制度上、高等教育段階の職業教育に位置づけられるが、ベトナム、ネパールについては、中等後非高等教育（ベトナム）、後期中等段階の職業教育（ネパール）に位置づけら

⁵ 海外評定・承認機関質問票調査では、日本の課程・資格（大学・学士、専修学校専門課程・専門士等）に対応する各国の資格を回答してもらっている。教育制度上の位置づけは、この回答及び関連法規に基づく。

⁶ 韓国、タイについては、海外評定・承認機関質問票調査の日本の学位・資格の評定・承認についての回答が得られていない。

れる。タイについては、専門学校に対応する学校がないという回答が大半を占めた。進学に際しては、調査対象国の留学生の大部分が、専門学校卒業は「認知・評価されない」と回答している。一方で、専門学校で学んだ知識・技能は認知・評価されると考えている者が少なくない。

以上の課題を踏まえ、また、専門学校の留学生が増加する中で、出身国を含む日本以外の国で専門士、高度専門士資格が適切に評価されることは、留学生自身にとって重要である。また、日本の職業教育の国際通用性⁷という観点からも基礎となる要素である。中等教育修了後の職業教育の位置づけは、高等教育、非高等段階の職業教育等、国間で多様である。このことを前提としつつ、専門士、高度専門士の課程が高等教育段階の職業教育課程であることに基づいて評定・承認されることが重要である。

また、留学生（資格保持者（予定）者）や雇用者が、評定・承認の制度とその内容について適切な情報を得ていること、さらに、評定・承認における得られた知識・技能の視点の強化も重要である⁸。

以上を踏まえ、承認規約の観点、また、資格の評定・承認のための情報提供機能を担うナショナルインフォメーションセンター(NIC-Japan)の観点から以下の改善の方向性を挙げている。

承認規約の観点からの検討（第3章 2.1）

- 留学生に向けた評定・承認に関する情報提供の重要性（同 2.1.1）
- 中等後教育段階の職業教育の多様性と資格保持者の権利保護の両立（同 2.1.2）
- 得られた知識・技能に基づく評定・承認の視点（同 2.1.3）

NIC-Japan の情報機能（同 2.2）

- 留学生・専門学校に向けた評定・承認の制度・組織・機能の周知（同 2.2.1）
- 海外の NIC（ナショナルインフォメーションセンター）等との高等教育段階の職業教育に関する情報交換（同 2.2.2）
- 留学生、雇用者等に向けた、日本の専門学校が高等教育段階の職業教育に位置づけられることについてのわかりやすい情報提供（同 2.2.3）

⁷ 文部科学省 2017 (pp.16-18)は、「日本の職業教育の国際通用性の確保」を具体的施策の一つとしている。

⁸ 東京規約第3・1条は以下を規定している。「(第1項) 一の締約国が付与する資格を有する者は、権限のある承認当局への申請により、適時に、かつ、適切に当該士か国の評定を受けることができる。」「(第2項) 各締約国は、1 に定める資格を有する者の権利を保護するため、承認の申請がされた資格の評定が得られた知識及び技能に主たる焦点を合わせたものとなるよう、適当な措置をとることを約束する。」

第1章 日本の高等教育における留学動向と資格の評定・承認に関する国際規約

本章では、日本の高等教育資格、特に専門学校修了資格の評定・承認の基本的な情報として、日本の専門学校への留学動向について、調査対象5か国を中心に、進路等を含め概観する。(日本の高等教育機関への留学動向)。また、高等教育資格の評定・承認に関する国際規約について、その経緯と考え方を概観する。(2 高等教育資格の評定・承認に関する国際規約締結の経緯と基本的な考え方)

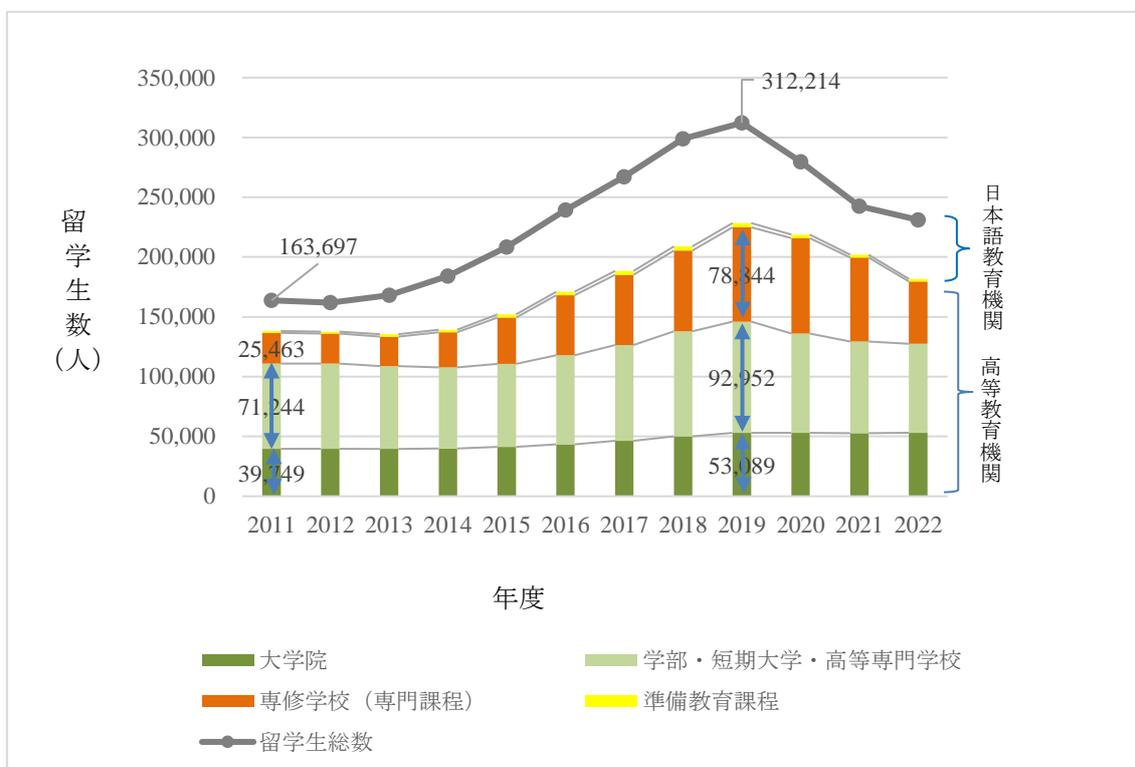
1. 日本の高等教育機関への留学動向

1.1 日本の高等教育機関への留学動向

1.1.1 課程別留学生数

留学生数（在籍者数）と課程別の留学生数を図表1-1に示す。留学生総数は2011年度から2019年度の間1.9倍に増加しているが、その増加に大きく影響しているのが専修学校専門課程（以下、専門学校）の留学生の増加であり、同じ時期に約3.1倍となっている。学部・短期大学・高等専門学校の留学生数、大学院（修士課程・博士課程）の留学生数はともに約1.3倍の増加であることと比較しても、専門学校の留学生数の増加は顕著である。

図表1-1：課程別留学生数（在籍者数・2011～2022年度）



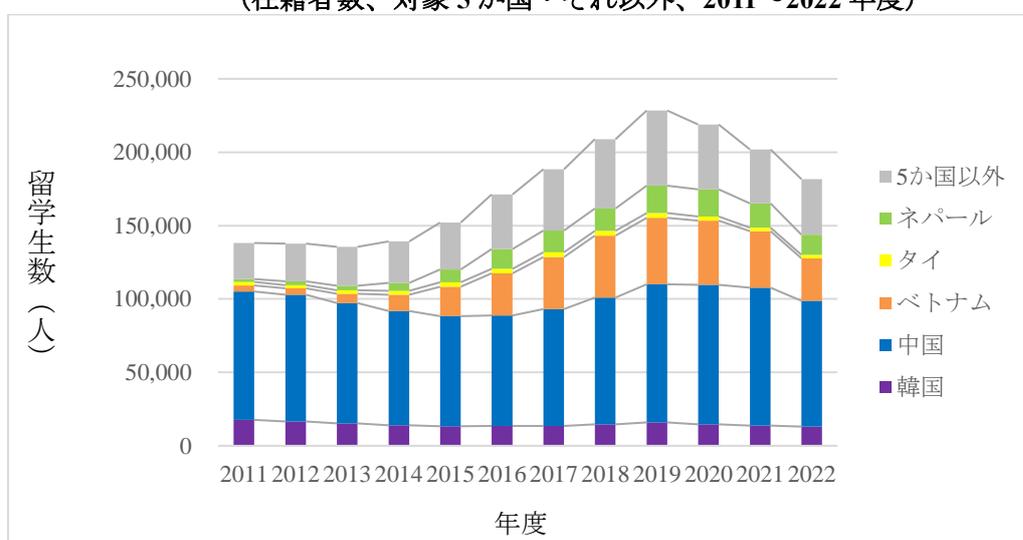
出所：JASSO (2023) 「2022 (令和4) 年度外国人留学生在籍状況調査結果 2. 大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)・準備教育機関・日本語教育機関における留学生数の推移」を基に作成

1.1.2 出身国別留学生数

対象5か国とそれ以外の国について、全課程の留学生数（在籍者数）の推移を図表1-2に示す。2011年度から2019年度の間、特に留学生数の増加率が高いのが、ベトナムの11.2倍、ネパールの9.3倍である。一方、タイは1.4倍、中国は1.1倍となっている。韓国は0.9倍と減少している。同じ時期に高等教育機関在籍者総数は1.65倍になっている。

国別の留学生の人数を見ると、中国が最も多いのは対象期間を通じて変わらないが、2015年度にベトナムが韓国を上回り2位に、2017年度にはネパールが韓国を上回り3位となっている。

図表1-2：高等教育機関留学生数
(在籍者数、対象5か国・それ以外、2011～2022年度)



出所：JASSO (2011-2022)「外国人留学生在籍状況調査結果」

2011～2013 4. 出身国（地域）別留学生数

2014～2022 【参考3】高等教育機関における留学生受入れ状況 2.(1)出身国（地域別）留学生数を基に作成。

本図表及び以下の図表では、高等教育機関留学生を対象とし、日本語教育機関留学生は含まない。

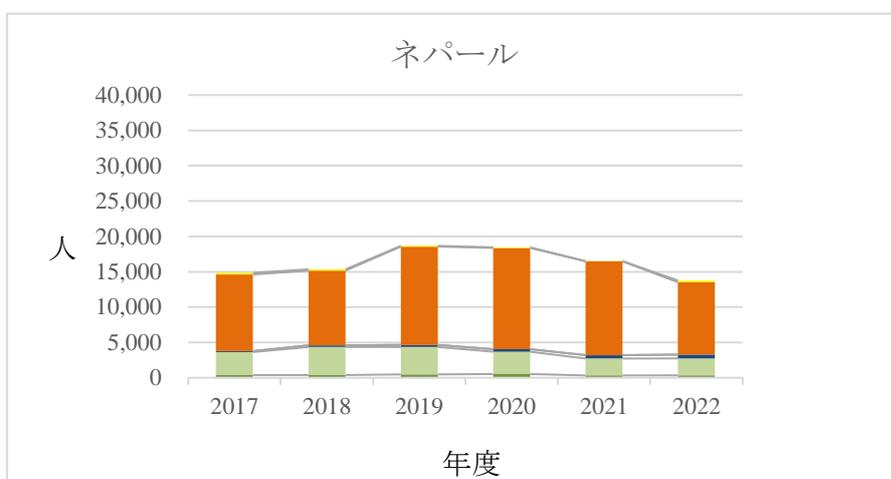
1.1.3 課程別留学生数（対象5か国）

対象5か国からの留学生について、課程別の在籍者数を図表1-3に示す。高等教育機関留学生数（日本語教育機関を除く）に占める専門学校留学生の割合は、韓国、中国、タイの3か国は10%台（各17.5%、18.4%、15.0%）であるのに対して、ベトナムは64.0%、ネパールは74.5%とその割合が高い（2019年度）。また2017-2019年について、専門学校留学生数の伸びを見ると、タイ以外の4か国で留学生数が増加しており、ベトナム（1.35倍）、韓国（1.28倍）、ネパール（1.28倍）の伸び率が高い（5か国・全課程合計の伸び率は1.21倍）。

図表1-3：高等教育機関留学生数
(在籍者数、対象5か国・それ以外、2011～2022年度)

*縦軸の値は国によって異なる。





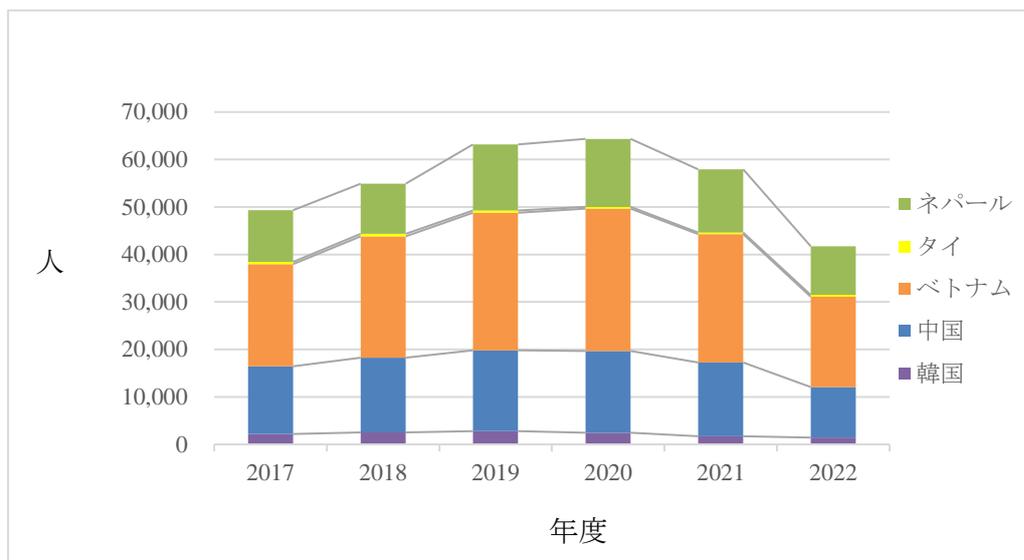
出所：JASSO (2017～2022年度)「外国人留学生在籍状況調査・国別在学段階別」を基に作成

1.2 日本の専門学校への留学動向

1.2.1 専門学校留学生数（5か国・在籍者数）の推移

図表1-4に5か国の専門学校留学生数（在籍者数・2017～2022）の推移を示す。専門学校留学生に限定すると、ベトナムが最も多く、中国、ネパールが続く。

図表1-4：専門学校留学生数（5か国・在籍者数）の推移（2017～2022年度）



JASSO（2017年度～2022年度）外国人留学生在籍状況調査 国別／在学段階別留学生数

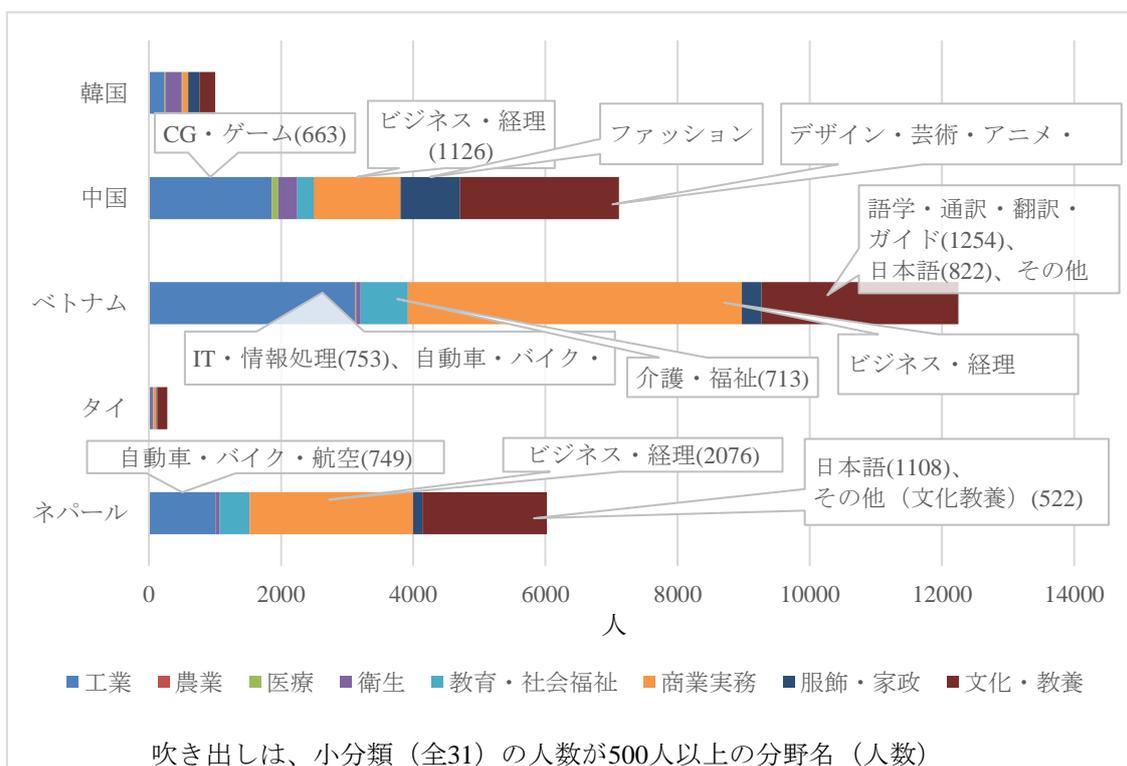
（参考）調査対象国以外も含めた専門学校留学生数の順位と人数（（ ）内）（2022年度）は以下の通り。

- ① ベトナム（19,004）②中国（10,639）③ネパール（10,246）④ミャンマー（1,532）
- ⑤スリランカ（1,497）⑥韓国（1,438）⑦台湾（1,160）⑧インドネシア（1,003）
- ⑨バングラデシュ（973）⑩モンゴル（610）⑪香港（529）⑫ウズベキスタン（518）
- ⑬フィリピン（493）⑭タイ（397）⑮インド（295）

1.2.2 分野別専門学校留生数（対象5か国）

専門学校へのアンケート調査（2022年5月。回答数：1,745校（留学生数33,221人））における、調査対象5か国についての分野別の専門学校留生数を図表1-5に示す。工業、商業実務、文化教養の3分野の留学生が多い。

図表1-5：分野別専門学校留生数（対象5か国）（2022年5月）



出所：日本国際協力センター（2023）専門学校における留学生受入実態に関するアンケート調査（専修学校留学生の学びの支援事業）成果報告書（表2_1. 留学生が所属している分野ならびに出身国・地域のクロス表（全学年））をもとに作成。

<https://jice.org/news/2023/03/post-351.html>

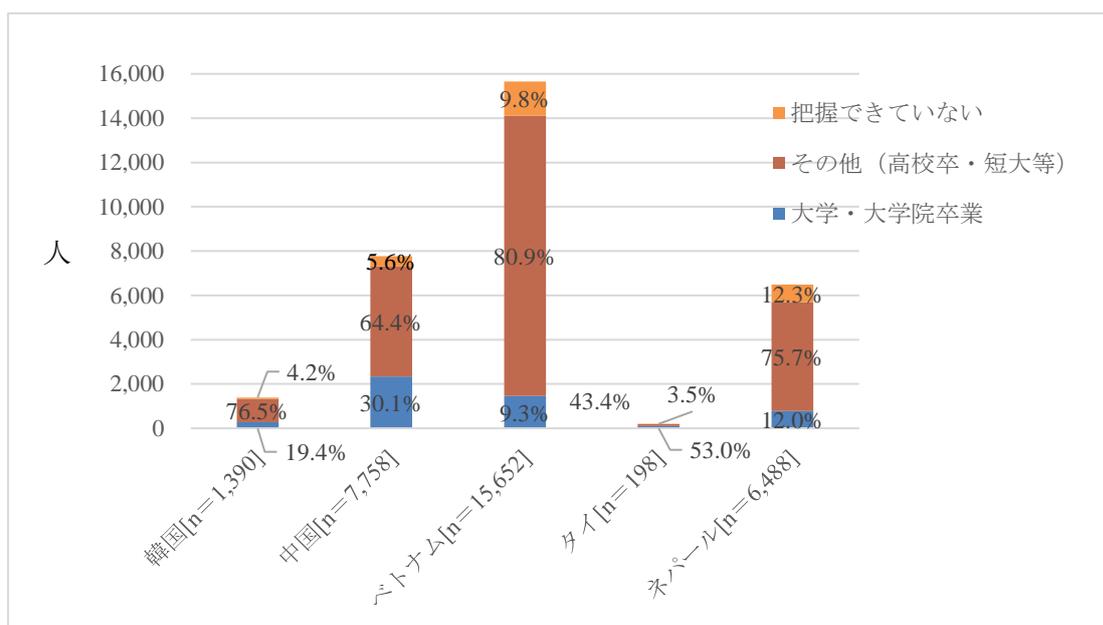
専門学校1,745校（有効回答。依頼数2,731校、有効回答率64%）からの回答
回答対象の専門学校学生数合計は、33,221人

1.2.3 専門学校留学生の出身国での最終学歴（対象5か国）

専門学校へのアンケート調査（2020年。対象専門学校専門学校1,670校（留学生数45,495人））から、対象5か国の留学生の出身国での最終学歴を見ると図表1-6のとおりである

タイを除く4か国では、高校卒・短大卒が60%から80%台と最も多い。一方、大学・大学院卒も10%弱から30%存在する。タイは、専門学校への留学生数自体が少ないが、大学卒以上の比率が高校卒・短大卒を上回る。

図表1-6：専門学校留学生の出身国での最終学歴（対象5か国）（2020年度）



出所：三菱総合研究所（2021年3月）「令和2年度「専修学校グローバル化対応推進支援事業」専修学校におけるグローバル化対応に係る実態調査」、図2-29 留学生の出身国・地域別の最終学歴（在籍者ベース）を基に作成
調査対象専門学校数：アンケート配布数：2,756校、回収数1,670校（回収率60.6%）

1.2.4 専門学校卒業後の進路（対象5か国）

図表1-7に、2016年度から2021年度の間専門学校を卒業した外国人留学生の進路状況を国別に示す。「日本で進学・就職・その他」と「出身国で進学・就職・その他」の割合をみると、ネパールで「日本で進学・就職・その他」の割合が対象期間を通じて90%台後半と圧倒的に高い。中国は、「日本で進学・就職・その他」が70%台半ばから80%台前半、ベトナムでは90%前後である。一方、韓国は、「出身国で進学・就職・その他」の割合が概ね30%台と高い。タイは、留学生数自体が少ないが、「出身国で進学・就職・その他」の割合が40%前後と高い（2021年度を除く）。

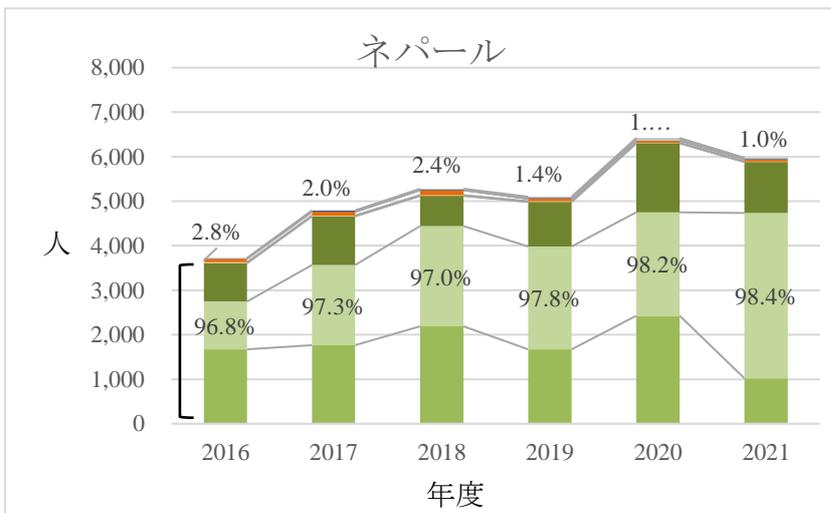
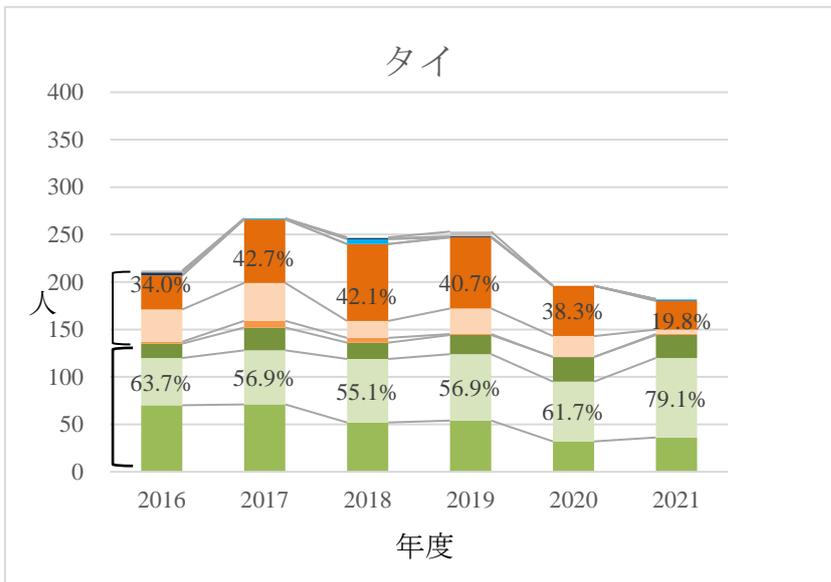
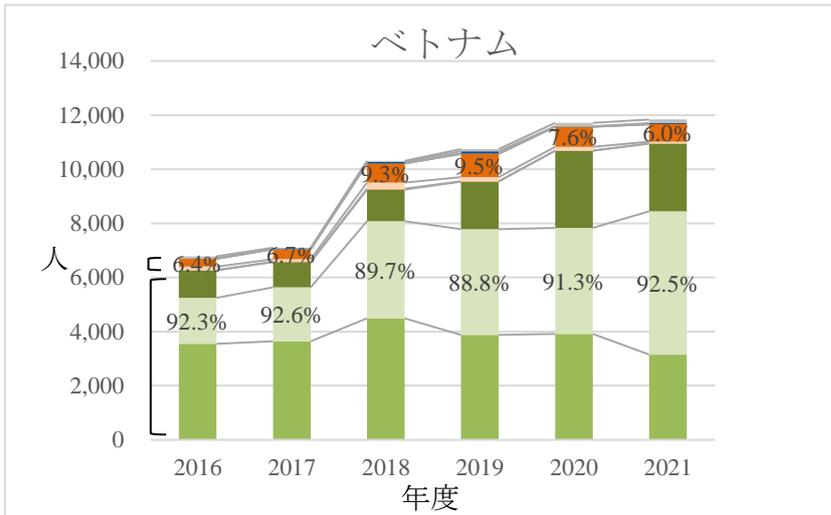
図表 1 - 7 : 専門学卒業後の進路 (国別・2016-2021 年度)

縦軸の値は国によって異なる。

*日本での進学・就職・その他を合計した値

**出身国での進学・就職・その他を合計した値



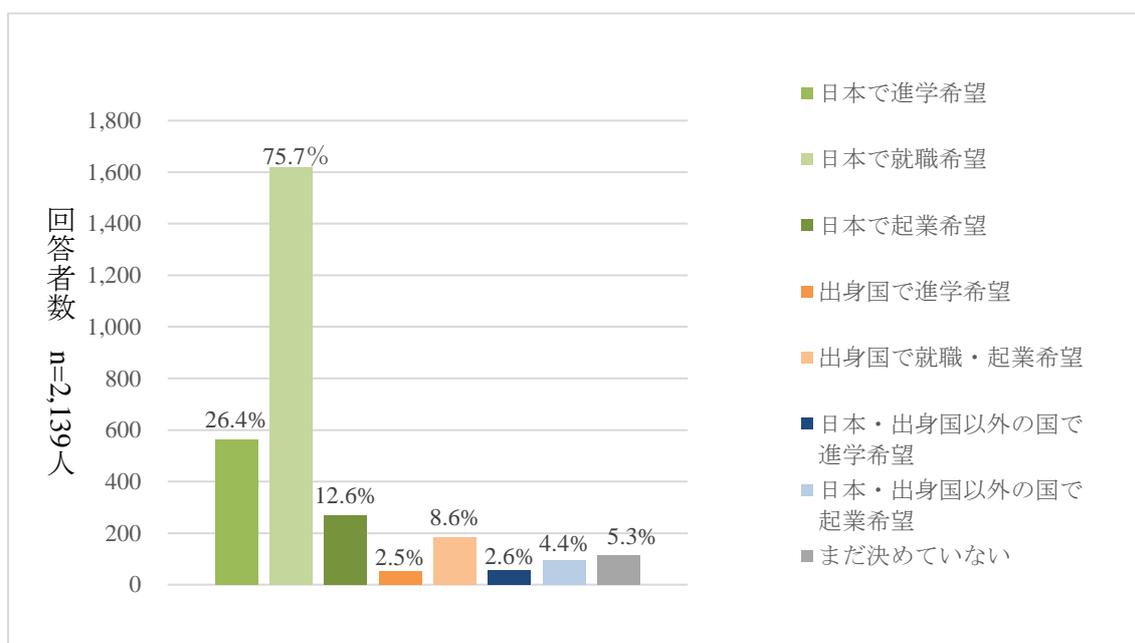


出所：JASSO (2016～2021年度)「外国人留学生進路状況調査・国別在学段階別」を基に作成

1.2.5 専門学校卒業後の進路希望

私費外国人留学生へのアンケート調査（2022年。専門学校在籍者 2,139人）によれば、専門学校卒業後の進路希望について、回答者の88.3%が「日本で就職」「（同）起業希望」と答えている（日本で就職希望 75.7%、同起業希望 12.6%）。他方、「出身国で就職」「（同）起業希望」は回答者の8.6%である。（複数回答）

図表 1 - 8 : 専門学校卒業後の進路希望（2022年）（複数回答）



出所：JASSO (2022)「令和3年度 私費外国人留学生生活実態調査」

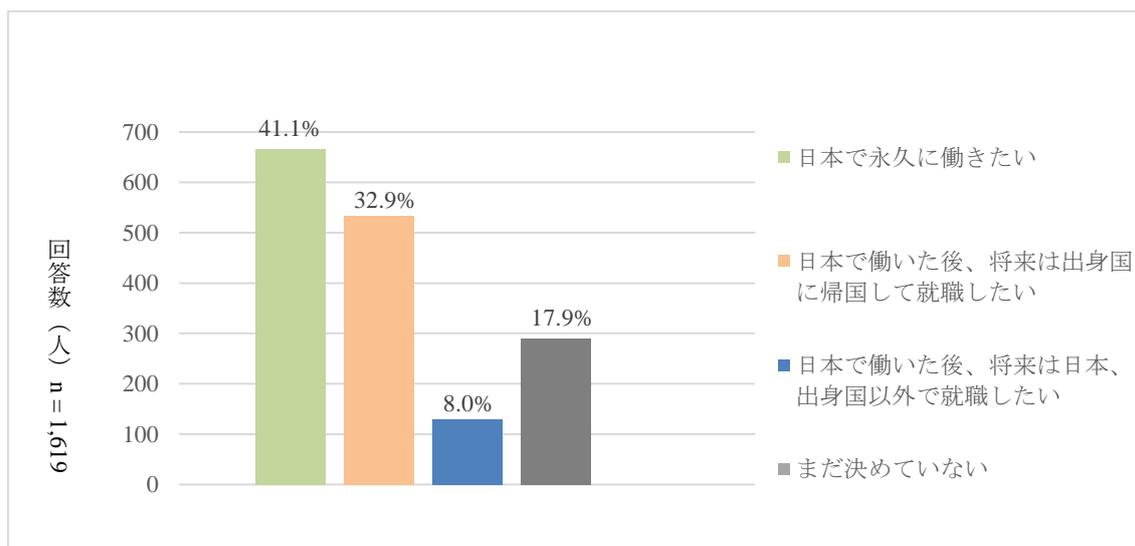
第12-2表 在籍段階別卒業後の進路希望（複数回答）（専修学校（専門課程））、第1-4表 在籍段階別の回答者数を基に作成

調査対象者（専修学校（専門課程）在籍者）：2,690人、回答者数 2,139人（回答率：79.5%）（第1-3表 回答者の在籍学校別内訳）

1.2.6 日本での就職後の将来の希望

「(9) 専門学校卒業後の進路希望」と同じ調査で、卒業後の進路希望について「日本において就職希望」と回答した専門学校在籍者に将来の希望も尋ねている。これによると、回答者の41.1%は「日本で永久に働きたい」と答えている。一方32.9%は、日本で働いた後、出身国に帰国し就職したいと回答している。中期的には出身国で就職したいという留学生も少なくない。

図表 1 - 9 : 専門学校留学生の日本就職後の将来の希望 (2022 年)



出所：JASSO (2022)「令和3年度 私費外国人留学生生活実態調査・第12-11表「在籍段階別日本での就職後の将来(専修学校(専門課程))」を基に作成

調査対象者数(専修学校(専門課程)在籍者)：2,690人、回答者数2,139人(回答率：79.5%) (第1-3表回答者の在籍学校別内訳) 本質問の対象者は、このうち、「日本において就職希望」と回答した1,619人

2. 高等教育資格の評定・承認に関する国際規約締結の経緯と基本的な考え方

2.1 高等教育資格の評定・承認に関する地域規約・世界規約締結の経緯

高等教育の国際化が進展し、留学生数が増大する中で、高等教育に進学するための資格、高等教育で得られた資格を国境を越えて公正かつ円滑に評価し承認するために、高等教育の資格の評定・承認に関する地域規約・世界規約が締結されている。本節では、これらの規約の採択の経緯、また基本的な考え方と特徴について概観する。

2.1.1 高等教育資格の評定・承認に関する地域規約・第1世代規約

教育、労働の機会を求めて国境を超える移動が拡大することに伴い、1950年代から60年代にかけて高等教育の資格の同等性、比較可能性に関する議論が国際的におこなわれるようになった⁹。1974年のラテンアメリカ・カリブ地域の承認規約から1983年のアジア太平洋地域の承認規約まで、世界の6地域について、第1世代の「承認」規約が締結されるが、これらは、進学、研究と職業従事を目的として、フォーマル教育システムを通じて得られた資格を相互に「承認」することを目的としている。「第1世代」の規約では、それ以前の「同等性」という考え方に対して、「資格の承認 (recognition)」という原則が打ち出されているが、これは、承認規約は各国の高等教育システムの多様性を前提としており、高等教育システムの国間の画一化/標準化を目指すものではなく、資格の評価についても外国の資格と自国のそれが同等であること、すなわち同等性の証明に基づくのではないという考え方に基づいている。(UNESCO 2015, p.11)

アジア地域では1983年に、「アジア・太平洋地域における高等教育の学業、卒業証書及び学位の認定に関する地域規約」(バンコク規約)が締結されている¹⁰。

2.1.2 高等教育資格の評定・承認に関する地域規約・第2世代規約

1990年代後半以降、高等教育の学生数の拡大、また、高等教育の国際化とモビリティの拡大を受け、「欧州地域における高等教育の資格の承認に関する規約 (リスボン承認規約) (1997年採択)」「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約 (東京規約) (2011年採択)」をはじめとする「第2世代」の規約が展開していく。

「第2世代」の規約への展開は、高等教育の拡大と国際化に加えて、各地域、また、世界的な以下のような高等教育の展開、問題意識を踏まえたものである。

- 教育のインプットからアウトプットへの関心のシフト
- 雇用可能性 (employability) への関心の高まり
- 高等教育の質と質保証への関心の高まり
- 私立の高等教育機関の拡大

⁹ 第1世代以前の資格、学習期間の同等性に関する規約として、European Convention on the Equivalence of Diplomas Leading to Admission to Universities (1953), European Convention on the Equivalence of Periods of Study(1956)等がある。(リスボン承認規約前文)

¹⁰ Regional Convention on the Recognition of Studies, Diplomas and Degrees in Higher Education In Asia and the Pacific. 日本は、バンコク規約が資格の承認の目的に職業従事を含み、他国の卒業証書や学位の認定が、職業の実践すなわち労働市場へのアクセスや法律等に規制された職業につく権利を与える資格の議論につながり得るとの懸念から、署名にいたっていない。(大学改革支援学位授与機構 2016 p.13)

- 高等教育にかかる費用の中での私的負担の拡大
 - 高等教育提供方法の多様化（インターネットを通じた提供・Open Education Resources(OERs)・Moocs)
 - 学生情報のデジタル化
- (UNESCO 2015 pp.5-9, 2.)

資格の承認規約の重要性、特に欧州地域におけるそれについては、資格の承認が学生、職業従事者を含む人の自由な移動の前提条件であるとともに、欧州の高等教育の世界における競争力を高めるためには、欧州の高等教育資格が欧州内、また、欧州外で適切に承認されることが不可欠であるとの指摘がなされている。(Rauhvargers 2004, p.331)

また、第2世代規約締結の動きは、各地域における高等教育連携強化の取組であるボローニャプロセス（欧州）、the ASEAN Qualifications Reference Framework(AQRF)、the Latin American and the Caribbean Area for Higher Education (ENLACES)、the African Higher Education and Research Space (AHERS)等の取組とも直接、間接に関連している。(UNESCO 2015, p.4, p.13)

2.1.3 高等教育資格の承認に関する世界規約

2019年には、第2世代の地域規約の積み重ねの上に、高等教育の資格の承認に関する世界規約が採択されている¹¹。世界規約は、高等教育セクターの拡大と多様化に対応するものであるとともに、地域を超えた移動の課題に対応するものである（UNESCO 2015, pp.14-15, p.22）。世界規約と地域規約の関係について、世界規約では、両者の補完的な関係を考慮することを求めているが、世界規約は地域規約、その他の規約を修正するものではないとしている。（世界規約19条2、3）

【参考】高等教育資格の評定・承認に関する国際規約における高等教育の定義、職業教育の扱い

東京規約における高等教育の定義は以下の通りである。

「締約国の関係当局が自国の高等教育制度に属すると認める中等教育後の教育、訓練又は研究をいう。」

またこれに関し、文部科学省高等教育局の「高等教育の資格の承認に関するガイドライン II 定義」では、「我が国における規約上の「高等教育機関」は、学校教育法に規定される大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校（農業大学校を除く。）並びに省庁大学校たる国立看護大学校、職業能力開発総合大学校及び水産大学校とする。」としている。（文部科学省高等教育局2019）

また承認規約における職業教育の扱いについて、UNESCO（2015）は世界規約に関して以下の通り述べている。

「伝統的な TVET (technical and vocational education and training, 職業技術教育・訓練) を規約に含めることを提案するものではないが、メンバー国が適切であるとみなせば、higher education を超えたより広範な適用が encourage される。すでに地域規約が高等教育

¹¹ Global Convention on Recognition of Qualifications Concerning Higher Education。2023年発効、日本は2022年に受諾。

と TVET を含む tertiary education（第三段階教育）に適用されるとみなされている国もある。」としている。(p.18)」

2.2 高等教育資格の評定・承認に関する国際規約の基本的な考え方—第1世代規約から第2世代規約へ

以下では、UNESCO 2015 *Draft Preliminary Report, Concerning the Preparation of Global Convention on the Recognition of Higher Education Qualification* 等を中心に、関連する規約、文献にも触れつつ、第1世代、第2世代の高等教育資格の評定・承認に関する国際規約の基本的な考え方について概観する。

2.2.1 各国の高等教育システムの多様性の尊重

第1世代の承認規約では各国の高等教育の多様性の尊重が指摘されている。また、高等教育の多様性は地域にとって強みでもあると認識されている。このことについてバンコク規約（1983）は次のように述べている。

「アジア・太平洋地域の文化及び高等教育制度が非常に多様であることが比類なき資源となっていることを確信し、また、各締約国の国民、特に学生、教員、研究者及び職業従事者に、当該国の国内法を十分に尊重して、他締約国の高等教育機関において訓練及び研究を継続することを認可し、もって、その教育資源の利用を容易にすることによって当該国の国民に対しこの文化的資源を十分活用せしめることを切望し、（以下略）」（バンコク規約（1983年採択）仮訳前文）

こうした考え方は第2世代規約にも引き継がれている。

一方で国毎の多様な高等教育制度はこれらを国間で比較し、それに基づき資格の同等性を示すことに限界をもたらす。このことについてバンコク規約は、以下のように述べ、さらにそれを踏まえて「学業認定の手法を講じる必要がある」としている。

「諸課程の多様性と複雑さのため、厳密な等価の概念に基づく同等性（an equivalence based on the notion of a strict equality of value）を、相異なる国の卒業証書及び学位の間において、また、同一国の相異なる高等教育機関のそれらの間においても確証することは必ずしも可能ではないこと、並びに、上級の教育・研究段階への移行を認可するため、取得した卒業証書又は学位により証される学習及び関係当局によりその能力を保証するものとみなされる他の経験を考慮に入れて、達成能力水準の評価を社会的、国際的移動促進の観点から行いうるような学業認定の手法を講ずる必要があることを考慮し（以下略）」（バンコク規約（仮訳前文））

高等教育制度の多様性の尊重の議論を受け、第1世代規約において以下で見る「資格の同等性から承認へ」という考え方が打ち出され、この考え方は第2世代規約においても継続している。(UNESCO 2015, p.11)

2.2.2 資格の同等性から承認へ

第1世代規約では、それ以前の「資格の同等性 (equivalence of qualifications)」という考え方に対して「資格の承認 (recognition of qualifications)」という原則が打ち出されている。ここには、各国の高等教育システムは多様であり、かつ、その多様性は尊重されるべきであること、そして、多様なシステムを比較し、または、その標準化/画一化を図ることで、異なるシステムに属する資格間の同等性を示すことには限界があるという考え方がある。こうした考え方について UNESCO (2015) は、「同等性から承認へのシフト (a shift from 'equivalence' to 'recognition')」と表現している。この考え方は、第2世代の規約にも引き継がれている。(UNESCO 2015, p.11)

東京規約では、「資格の評定」「資格の承認」を以下の通り、定義している。

「(個人の資格の) 評定」とは、締約国の権限のある承認当局が外国において付与された個人の資格に対して行う書面による審査又は評価を言う。」¹²

「資格の承認」とは、締約国の権限のある承認当局が外国において付与された教育の資格の価値について定め、及びその価値に対して与える正式な確認をいう。」¹³ また、同規約において、「資格の承認」はその内容に応じて、「高等教育を受ける機会を与える資格の承認 (第4章)」「部分的な修学の承認 (第5章)」「高等教育の資格の承認 (第6章)」がある。また「権限のある承認当局 (Competent Recognition Authority)」とは、「政府機関又は政府により公式に認められた非政府機関であって、外国において付与された資格の承認について決定を行うものをいう。」と定義されている。(バンコク規約仮訳第1章 用語の定義 第一条)

なお、「権限ある承認当局」は日本では「文部科学省、その他関連する高等教育機関を所掌する省庁及び我が国の高等教育機関がこれに該当する。」とされている。(文部科学省 高等教育局 2019) また、「資格の承認」が日本及び海外の文脈において何を指すかについて、大学改革支援・学位授与機構 (2016) では、以下の通り説明されている (p.9)。¹⁴

「他(国)の教育機関で授与された中等教育・高等教育資格について、高等教育機関への入学要件に値するもの、または考慮に値すると認めること。資格の認証業務は、大きく次の3種類の主体がある。(1) 大学等の高等教育機関が行って受入れを認可するもの、(2) 政府が国として認証するもの¹⁵、さらには、(3) 欧州や米国のように、大学や個人が資格認証機関と呼ばれる第三者機関に依頼して、資格・学位の評価書を発行してもらうなど、資格認証機関が行うもの。」

¹² Assessment (of individual qualifications) means the written appraisal or evaluation of an individual's foreign qualifications by a competent recognition authority; (Section I. Definition of terms)

¹³ Recognition of Qualifications means a formal acknowledgment as defined and given by the Competent Recognition Authorities of a Party of the value of a foreign education qualification; (Section I. Definition of terms)

¹⁴ リスボン承認規約加盟国における評定・承認の実際については、大学改革支援・学位授与機構 (2016) が詳しい。

¹⁵ 高等教育機関への申請者の資格について、文部科学省が関連法令との関係を判断する場合を指す。(吉川 2019)

【参考】第1世代規約の「資格の承認」の定義

「資格の承認」の考え方は、第1世代の規約である欧州承認規約*（1979）、バンコク規約（1983）において以下の通りより明確に述べられている。

○欧州承認規約（1979年）

「外国の高等教育の資格、ディプロマ、学位の「承認 (recognition)」とは、権限ある当局が有効な資格として「受け入れ (accept)」、資格保持者に、「外国の資格が比較可能 (comparable) であると評価される国内の資格の保持者が享受する諸権利を与える」ことを意味する。

- (a) 進学を目的とする資格の承認は、その資格の保持者が、自国の比較可能 (comparable) な資格保持者と同様に、高等教育・研究機関への進学の選考を受けることを可能とする。これは他の要件を免除するものではない。
- (b) 職業実践を目的とする資格の承認は、資格保持者の職業準備（法的、職業ルール、手続きに関する）を承認するものである。これは他の要件を免除するものではない。」

（欧州承認規約 I. Definition of terms, Article 1）

○バンコク規約（1983年）

「この条約において、高等教育に係る外国の課程修了証書、卒業証書又は学位の「認定」¹⁶ (recognition) とは、締約国の権限ある当局が外国のこれらの証書又は学位を受け入れ (acceptance)、及びその保有者に対し国内の課程修了証書、卒業証書又は学位に相当するものと評価し (assessed as comparable)、国内のこれらの証書又は学位の保有者が享有する諸権利を与えることをいう。これら諸権利は、その認定の適用の局面により、学業の継続若しくは職業の実践又はその双方に及ぶものとする。」

（バンコク規約（仮訳） I. 定義 第1条）

*Convention on the Recognition of Studies, Diplomas and Degrees concerning Higher Education in the States belonging to the European Region

リスボン承認規約の実務のマニュアルである *The European Recognition Manual for Higher Education Institutions, Practical guidelines for credential evaluators and admission officers to provide fair and flexible recognition of foreign degrees and studies abroad, third edition* (2020)では、「承認」の考え方がとられるようになった経緯について、以下のように述べている。

異なる国の教育制度の間には常に相違が存在する。このことは、高等教育の国際化において強みと考えられるべきで、承認やモビリティの障害となるべきではない。しかし、'credential evaluation'のアプローチにおいては必ずしもこのように考えられてきた訳ではない。1950年代から70年代半ばにかけては、同等性、すなわち'equivalence'、あるいは、'nostrification' 'homologation'と呼ばれるアプローチが多く、多くの国でとられてきた。このアプローチでは、外国の資格の各要素を自国の対応する資格の各要素と対応・合致させる必要があった。（現在でもいくつかの国ではこのようなアプローチがとられている。）

しかし、高等教育の多様性が高まり、学生のモビリティが増大する中で、同等性 'equivalence' を証明するための膨大な作業を必要とするこのようなアプローチは、公正な承認と学生のモビリティの障害とみなされている。今日ではこのようなアプロ

¹⁶ 現在'recognition'は「承認」と訳されているが、バンコク規約仮訳では「認定」の訳語が当てられている。

一は現実的ではなく、リスボン承認規約の考え方に沿ったものではないとみなされ、1980年代を通じて次第に、承認（recognition）の考え方にとって代わられていった。

この新しいアプローチにおいては、外国の資格は自国のそれと完全に同等である必要はなく、外国の資格が対応する自国の資格と類似の目的¹⁷を有するのであれば、自国の対応する資格と同じ権利が与えられる。「承認」は今日、最良の方法と考えられ、1990年代以降、広く支持されている。」（Nuffic 2020 (p.14)）

また、第2世代規約の特徴として以下が挙げられる。

- 資格承認申請者の権利保護
 - 得られた知識・技能、学習成果に焦点をあてた評定・承認
 - 「実質的相違」の原則
 - 第1世代の規約で含まれていた労働市場へのアクセスのための資格の承認を含まないこと
 - 承認規約の実施／履行を支える情報・制度
- (UNESCO 2015 p.7, 11, pp.12-13)

これらについて以下で概観する。

2.2.3 資格承認申請者の権利保護

第2世代の規約の特徴の一つとして、資格保持者の権利の保護がある。これは、資格承認の申請者は、承認のプロセスにおいて常に弱い立場にあり、資格の評価が行われないうまま不承認になるといったことが容易に起こりうるという認識に基づき、申請者の権利を明確にしたものであり（UNESCO 2015, p.11）、資格保持者の学習、研究、職業のための移動を容易にすることにもつながる。

東京規約では、「第3章 資格の評定に関する基本原則」の冒頭で資格申請者の権利について述べている。

一の締約国が付与する資格を有する者は、権限のある承認当局への申請により適時に、かつ、適切に当該資格の評定を受けることができる。（第3・1条1）

各締約国は、1に定める資格を有する者の権利を確保するため、承認の申請がされた資格の評定が、得られた知識及び技能に主たる焦点を合わせたものとなるよう、適当な措置をとることを約束する。（同2）

各締約国は、資格の評定及び承認において用いられる手続及び基準が、透明性、一貫性、信頼性及び公平性を有し、かつ、差別的でないものであることを確保する。（第3・2条）

¹⁷ 例：職業に必要な専門的な能力の獲得、高度な研究能力の獲得等。

2.2.4 得られた知識・技能、学習成果に焦点をあてた評定・承認

2000 年前後からの高等教育への関心へのあり方の変化の一つとして、何を教えるかから、学生が何を学ぶかへのシフトがある (shift towards more focus on learning instead of teaching)。これは、インプット指向からアウトプット指向への変化でもあり、学生が獲得すべき知識、技術、コンピテンシーが議論の中心になっている。(UNESCO 2015, p.7)

こうした動きを背景とした第 2 世代規約の特徴として、資格の評定・承認においても、学習期間やカリキュラムのようなインプットではなく、得られた知識・技能に焦点をあてることが目指されている (Nuffic 2012, p.45、UNESCO 2016, p.25)。これは、高等教育の受益者である学生や雇用者の側から見ると、資格保持者が何を知り、何ができるのか、という教育がもたらす機能に重点をおいたものと言える。

東京規約では、「第 3 章 資格の評定に関する基本原則」において、「各締約国は、1 に定める資格を有する者の権利を確保するため、承認の申請がされた資格の評定が、得られた知識及び技能に主たる焦点を合わせたものとなるよう、適当な措置をとることを約束する。」(第三・一条)としている。

2.2.5 実質的相違の考え方とその運用

(1) 承認規約における「実質的相違」

第 2 世代の規約では、高等教育の国際化が展開する中で、また、高等教育の多様性の尊重や資格保持者の権利保護とも関連し、「実質的相違」の考え方が取り入れられていることが特徴であるとともに資格承認の転換点である (UNESCO 2015, p.11)。実質的相違とは、外国の資格と自国における対応する資格¹⁸の間に「実質的相違」があることが明らかである場合を除いて、他国によって付与された資格を承認する、という考え方である。(Nuffic 2012, p.45, p.56, Nuffic 2020, pp.56-57)

高等教育資格の承認における「実質的相違」について東京規約では第 6・1 条において、以下のように述べている¹⁹。

各締約国は、承認についての決定が主に高等教育資格によって証明される知識と技能に基づくものである場合には、実質的相違があることが明らかである場合を除くほか、他の締約国において付与された高等教育の資格を承認する。

¹⁸ 外国の資格と対応する自国の資格がどの資格であるかは、教育システムまたは資格枠組みにおけるレベルを検討することから始まる。(Nuffic, 2020, p.58, 1.a., CIMEA, 2021, p.14)

¹⁹ 「実質的相違」については、4・1 条 (高等教育を受ける機会を与える資格の承認)、5・1 条 (部分的修学の承認)、6・1 条 (高等教育資格の承認) の 3 か所で言及されている。高等教育を受ける機会を与える資格」についての規定は次の通り。「各締約国は、資格が取得された締約国における高等教育課程を受講するための一般要件と当該資格を承認することが求められている締約国における高等教育課程を受講するための一般要件との間に実質的な相違があることが明らかである場合を除くほか、自国の各高等教育課程を受講することができるよう、他の締約国によって付与された資格であって自国の各高等教育課程を受講するための一般要件を満たすものを承認する。」(第 4 章 高等教育を受ける機会を与える資格の承認 第 1 条)

To the extent that a recognition decision is mainly based on the knowledge and skills certified by a qualification in higher education, each party shall recognise the qualifications in higher education conferred in another Party, unless substantial difference can be shown.

(第6章 高等教育資格の承認 1条)

また、「実質的相違」が何であるかについては、2019年に採択された世界規約において以下の通り定義している。

「進学、研究活動、雇用機会を含む資格承認の目的となる活動を実施する上で、資格承認申請者に困難があると考えられる外国の資格と自国の資格の間の顕著な相違（セクション1. 定義）」

なお、リスボン承認規約（1997年採択）、東京規約（2011年採択）では、規約の中で「実質的相違（a substantial difference）の用語は使われているが、定義はなされていない²⁰。

(2) なぜ「実質的相違」という考え方がとられるようになったか—実質的相違の基本的な考え方

「実質的相違」は、リスボン承認規約で取り入れられるようになった考え方であるが、以下では、承認の実務に関するマニュアルである”European Area of Recognition Manual, Practical guidelines for fair recognition of qualifications”（Nuffic 2012）、”European Recognition Manual for Higher Education Institutions, third edition”（Nuffic 2020）、また、リスボン承認規約関係者の解説をもとにその経緯、考え方を整理する。

「実質的相違」はリスボン承認規約の基本原則の一つであり、資格間の様々な要素について一つ一つ共通点を確認する方法から、実質的相違がない、すなわち、承認当局が実質的相違があることを証明できないことで資格を承認する方式に転換したものであり、承認のアプローチの転換であるとされている（Nuffic 2012, p.45, 1.1, Nuffic 2020, pp.56-57）。Nuffic 2020では「実質的相違」は、「外国の資格と自国の資格の顕著な相違であり、資格保持者が学習、研究を行うことに支障を来す可能性が高いもの。」と定義され（Nuffic 2020, p.57）、外国の資格と自国の資格の間に実質的な相違がなければ、資格は承認されるとしている。

さらに同マニュアルでは実質的相違の考え方について以下のような説明がなされている。「各国の高等教育システムは多様であり、これらの中には相違があることが通例であり、そのことに起因するすべての相違が実質的であると判断されるべきではない。」「資格の承認において、外国の資格が自国の資格と同一（identical）であることに固執する必要はなく、実質的相違がなければ承認するという考え方である。」「実質的相違が存在することで必ず不承認とする必要はない。学習支援を提供する等して、資格保持者が学習についてこれられるようにすることで、プログラムに受け入れることができる。」

また、実質的相違があることを証明する責任は、高等教育機関・承認当局の側にあるとされている。（Nuffic 2020, p.57）

²⁰ この点について、CIMEA 2021は、概念開発（concept development）の状況にあると述べている（p.7）。なお、東京規約の参考資料である UNESCO Bangkok 2013には、「実質的相違は規範的には定義されない」（p.11）、「実質的相違は資格の承認が求められる目的に依存する（III. 資格の承認の手続きと基準）」（p.20）旨の記載がある。

実質的相違を理解する際、重要な点として、実質的相違は、資格が示す能力と資格の承認が求められる目的との関係で判断される²¹という点がある。つまり実質的相違は、資格保持者が学習、研究といった資格承認の目的である活動に支障をきたす可能性の高い顕著な相違を指す。(Nuffic 2020, p.57) 外国の資格が示す能力と資格の承認の目的である本国での活動(学習、研究)において求められる主要な要件に着目し、前者が後者をカバーしないのであれば、実質的相違があると判断される(Nuffic 2012, p.45)。したがって、評定・承認の目的が異なれば、評定・承認の結果も異なる(Nuffic 2020, p.45)。同じ資格であっても、職業につくことを目的とする場合と、進学を目的とする場合では、評定・承認の結果は異なり得る²²、進学を目的とする場合であっても、プログラムのレベルや求められる専門性によって評定・承認の結果は異なってくる。(Nuffic 2020 pp.43-44、Lisbon Recognition Convention Committee 2016, p.73)

こうした点について、リスボン承認規約をめぐる Bergan (2010)及び Zagaga (2014)の説明を以下で紹介する。

欧州評議会教育局においてリスボン承認規約の作成に携わった Sjur Bergan は、以下のよう述べている。

リスボン承認規約の基本的な前提は、以下のように要約できる。

承認当局が、承認が求められる外国の資格と対応する本国の資格の間の実質的相違を示すことができなければ、外国の資格は承認される。言い方を変えれば、承認当局は、外国の資格と本国の資格の間の実質的相違を示すことができれば、資格を不承認とすることができる。(p.16)

「実質的相違」という用語は文字通り、資格間の主要でない相違は不承認の理由としては不十分であることを意味する。(p.17)

「実質的相違」の概念は、各国の高等教育制度の伝統と多様性、そして異なる教育制度の対応する資格の間には相違があるのが通例であることを考慮に入れたものである。資格の間に相違がないことを資格の承認の要件とするとしばしば承認は不可能になる。資格の間に相違があることのみでは不承認の理由として不十分である。(p.17)

2つの資格の間の実質的相違の有無を評価する際、原則として、学習期間の機械的な比較に頼るのではなく、可能な限り、資格の価値・機能を考慮することが推奨される。(The explanatory report to the convention) (p.17)

²¹ 'The difference should be substantial in relation to the function of qualification and the purpose for which recognition is sought.' (Nuffic 2020, p.57)

²² Lisbon Recognition Convention Committee (2016)では、このような例として、修士課程における論文の有無は、雇用のための評定であれば実質的相違とはみなされないが、博士課程への進学であれば実質的相違とみなされる、というケースを挙げている (p.73)。

入学資格に係る実質的相違と考えられる例として、The explanatory report to the convention を引用して以下を挙げている。

- 普通教育と技術教育間の実質的相違
- カリキュラムに実質的に影響を及ぼす学習期間の相違
- ある科目の履修の要件となる科目、非学術科目等の特定の科目の履修の有無
- プログラムの重点の実質的相違。高等教育への進学向けに設計されたプログラムと就職向けに設計されたプログラム

(p.18)

また、資格の承認が求められる目的との関係について、以下のように述べている。

実質的相違は、承認が求められる目的に照らして関連性がありかつ重要であると承認当局が認めるものである。資格に実質的に関係のない、あるいは、承認の目的にとって重要ではない理由で資格の承認が留保されるべきではない。不承認とする場合、資格間に実質的相違があることを示す責任は、不承認を行う側（国、高等教育機関）にある。（the explanatory report）（p.18）

同じく、リスボン承認規約起草に携わった Pavel Zagaga は、1980年代後半以降の高等教育を取り巻く社会・経済情勢の変化から「実質的相違」導入の考え方、また、「実質的相違」と得られた知識・技能に重点を置くことの関係について述べている。

1980年代後半以降の経済のグローバル化、欧州における統合のプロセス、ベルリンの壁崩壊、また、人の自由な移動の拡大、多文化主義等が、教育政策に関する政府間の議論にも影響を与えた。こうした新たな状況が各国の多様な教育システム間の互換性のなさに関する議論につながっていった。高等教育における国境を越えた協力とモビリティの促進のためには、国間の制度の比較ではなく、「国を超えた承認の規則（supra-national regulation on recognition）」が必要になった。このような文脈において資格の承認に関するパラダイムシフトが起きており、それを最もよく示しているのが「実質的相違」という考え方である。

リスボン承認規約より前の旧パラダイムでは、資格間の相違は資格の不承認の十分な理由になると考えられた。この考え方にに基づき、厳格な *nostrification*（プログラム、シラバス、カリキュラム等の詳細な比較）の手續がとられてきたが、その膨大な手續は極限に達し、モビリティの障害となっていた。リスボン承認規約では「実質的相違」という概念を取り入れ、これまでの *nostrification* とは異なる道をとることになる。

（各国の教育制度や資格の多様性を背景として、（筆者加筆））資格間には必ず相違が存在する。このため、「資格間の相違は不承認の十分な理由になる」という考え方だと、膨大な *nostrification* の手續きをとるか、さもなくば、いかなる資格の承認も不可能になる。そこで考え方を転換し、資格間、また、それを付与する高等教育機関間に相違があることは、不承認の理由に当たらないとする。（なぜなら、（筆者加筆）異なるコースを履修し、別の資格を得た人であっても、同じようにクリエイティブであり得るからである。ここで重要なことは、多様な学習プログラムの中で彼らが得た知識、コンピタンス、スキルを比較することである。これがリスボン承認規約

の基本的な考え方であり、現在でも広く共有されている考え方である。(Zagaga 2014, pp.19-28)

ここでは、「実質的相違」を取り入れた考え方とともに、学習年数やカリキュラムといった教育のインプットに対して、教育のアウトプットである得られた知識、コンピタンス、スキルを重視するという第2世代規約の重要な考え方が示されている。

(3) 実質的相違を検討する際の5要素

Nuffic (2020)では、外国の資格と対応する自国の資格の間の実質的相違の有無を検討する際、検討すべき5つの要素として、レベル、学習量、質、課程の特性、学習成果をあげているが、この中で特に学習成果の考え方が中心にある。「(2)なぜ「実質的相違」という考え方がとられるようになったか」でも見た通り、実質的相違の考え方は、学習成果や得られた知識・技能を重視する考え方と密接に結びついている。逆に、課程の構成や学習量のような教育のインプットに関する内容は、資格保持者の能力に直接的な影響を及ぼすものではないとされ、自動的に実質的相違とみなされるべきではないとされている。(pp.56-60)²³

実質的相違を検討する際の5要素

- レベル： 国の教育システムまたは資格枠組みにおける当該課程の位置づけ。
 - 学習量： 資格を付与する課程の学習量、単位数等。
 - 質： 資格を付与する高等教育機関／課程の質。質保証機関による質保証等。
 - 課程の特性： 職業準備教育であるか／研究能力を育成する教育であるか、幅広い内容を学ぶ課程であるか／特定の内容に特化した課程であるか、単一の学問領域からなる内容であるか／複数の学問領域からなる内容であるか／学際的な内容であるか、等。
 - 学習成果： 学習者に期待される知識、理解、それらに基づく応用力。なお、学習成果は実質的相違の有無についての基本的、直接的な情報である一方で、学習成果の質に関する情報は不足しており、明確に示すことが難しい場合もある。
- (pp.22-23, p.58)

またこれら5要素は、そのすべてに相違がないことが求められるというのではなく、その一部に相違があったとしても、それが、最終的な学習成果における実質的相違につながるのか、また、補習等の他の要素によって補完され得るものなのかについて検討する必要があるとされている。(p.58)

²³ UNESCO (2016)では、実質的相違の要素として、高等教育システムと教育機関の評価、資格の取得に求められる要件(学習時間、学習期間、論文等の主要な課題、学習成果等)を挙げている。(p.19)

(4) 承認規約の実施状況：締約国での評定・承認の基準と「実質的相違」の捉え方

2015年にリスボン承認規約委員会は、締約国における規約の実施状況を把握するため各国へのアンケート調査を実施している²⁴、²⁵。ここでは、各国が評定・承認の基準をどのように設定しているか、また、実質的相違をどのように定義しているかについて見る。

同調査では、回答があった50か国のうち、国レベルで評定・承認の基準を設定している32か国について、基準の内容を問うている（提示された11の基準から複数選択）。これによると、回答した国が最も多い基準は「資格を付与する機関の設置認可（28か国）」で、「学習期間（26国）」が続く。一方、「資格枠組みのレベル（20か国）」「学習成果（15か国）」はそれぞれ7位と10位となっている。

これについて同調査報告書では、学習成果を主要な基準として評定・承認を行っている国は少数派であり、プログラムの期間、単位数、入学に必要な学修年数といった量的な基準が主要な基準として使われているが、各国において学習成果のような質的基準が主要な基準と位置づけられるべきであると述べている。

また同調査では、実質的相違についての国としての定義の有無も尋ねているが、「国レベルで定義している」と回答したのは50か国中7か国、「機関レベルで定義している」が4か国、35か国は「定義がない」と回答している。外国の資格と対応する自国の資格の間の実質的相違と考えられる項目として、「機関や課程が認証評価を受けていない（50か国中49か国）」は国間で概ね共通している一方で、「学習期間が1年以上短い（同35か国）」「入学要件の相違（同28か国）」「卒業論文の有無（同21か国）」等は、判断の基準とするかどうかは国間で異なる。

「課程の内容の相違」（同35か国）については、国によって以下のような例があげられており、締約国間の考え方や取り扱いの差も小さくない。

- ・ 応用ベースの課程であるか、研究ベースの課程であるかは、実質的相違となり得る。（オランダ）
- ・ オンライン教育、規制を受ける職業に関する教育についてのみ実質的相違を適用する。（ブルガリア）
- ・ 4年間の障害児教育全般・心理士の課程と、2年間の特定テーマの障害児教育と2年間の心理学の課程を履修した場合には、実質的相違がある。（ハンガリー）
- ・ 何が実質的相違であるかは承認の目的による。例えば、博士課程への進学が目的であれば、研究に関する学習成果が実質的相違になるが、それ以外の目的であれば、実質的相違にはならない。（イタリア）

同報告書は、「何を持って実質的相違とするか」は常に議論的であるとしつつ、教育のインプットからアウトプット、学習成果重視へのシフトを踏まえ、承認当局は、学習期間、単位数、論文の長さ、入学要件となる教育期間といった量的基準と学習成果を慎重に比較評価する必要がある、としている。また、各国の承認等局が実質的相違とする内容に

²⁴ The Committee of the Convention on the Recognition of Qualifications Concerning Higher Education in the European Region (2016) *Monitoring the Implementation of the Lisbon Recognition Convention Final Report*

²⁵ 同報告書では、依然として‘nostrification’や同等性に基づく評定・承認を行っている国もあるが、こうしたアプローチではなく、リスボン承認規約に基づく「評定・承認」を行なっていくべきであるとしている。（p.71）

について今後も検討するとともに、その内容を明確にし、公表することが必要であるとしている²⁶ (p.3, pp.16-20, pp.33-46, pp.71-74, p.80)。

アジア・太平洋地域において「実質的相違」がどのように捉えられているかについては、2019年9月に東京規約締約国・非締約国27か国からUNESCOアジア太平洋地域事務所に提出されたカントリーレポートに基づく情報の一部が入手可能である。それによると、各国での「実質的相違」についての定義の有無、何を「実質的相違」としているかについては図表1-10のとおりであり、「実質的相違」について国レベルでの定義がない国が27か国中22か国となっている。また、「実質的相違」の例としては、高等教育機関の認可の有無、入学資格の相違、オンライン教育に関する内容、が上位3位に上げられている。(Teter and Wang, 2021 pp.165-169)

図表1-10: 「実質的相違」の定義・例 (アジア・太平洋地域)

		締約国 (8か国)	非締約国 (19か国)
「実質的相違」についての国レベルの定義の有無		「定義がある」5か国	「定義がない」22か国 (27か国中) * 「定義がない」の中には、権限ある承認当局による解説、高等教育機関レベルの規則があるものがあるものを含む。
「実質的相違」の例 (上位3件)	高等教育機関または課程が当該国で認可されていない	7か国	/
	入学資格が自国とは異なる	7か国	
	オンライン教育に関連する内容	5か国 (以上8か国中)	

締約国: オーストラリア、中国、バチカン、日本、モンゴル、ニュージーランド、韓国、トルコ
非締約国: アフガニスタン、ブータン、キリバス、キルギスタン、ラオス、ミャンマー、ナウル、ネパール、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、スリランカ、タイ、東ティモール、トンガ、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム

出所: Teter and Wang 2021, pp.165-169

2.2.6 職業へのアクセスのための資格の承認—第1世代規約と第2世代規約の違い

(1) 承認規約における職業へのアクセスのための資格の承認の位置づけ

第1世代の規約と第2世代の規約では、職業、特に規制を受ける職業へのアクセスのための資格の承認の位置づけが異なる。第1世代の規約は職業を目的とする、すなわち労働市場へのアクセスのための資格の承認を含むのに対して、第2世代の規約はアフリカ地域規約(2014)を除いて、このような資格の承認を含まない。(UNESCO 2015, p.13)

第1世代の規約であるバンコク規約(1983)は、高等教育の資格の認定により与えられた権利は「学業の継続若しくは職業の実践又はその双方に及ぶものとする」としている。

²⁶ Zagaga (2014) は、リスボン承認規約は採択後15年を経た時点においても、各国による批准とその実施は容易ではない、その原因は、同規約における根本的な理解の変更(資格の承認に関する「実質的相違」というパラダイムシフト)にある、と述べている。(p.27)

(第1章 定義 第1条) これは国によって、高等教育における学業、卒業証書及び学位が国レベルの職業資格等を指す場合を念頭に置いているものである。日本は、他国の卒業証書や学位の認定が「職業の実践」、特に法律等に規制された職業につく権利を与える資格の議論につながり得るとの懸念から、バンコク規約の締結に至っていない。(大学改革支援・学位授与機構 2016, p.13) 一方、第2世代の規約は、規制される職業へのアクセスとそのため権利としての資格の承認には関係しない、また、学術資格の規約は、国の労働市場に関わる法律に干渉し、また、対立すべきではない、という考え方を明確にしている。(UNESCO 2015, p.13)

ここで注意が必要なのは、第2世代の規約が、職業を目的とする、すなわち、労働市場へのアクセスのための資格の承認を含まない、ということが、これらの規約が「労働市場参入の目的に使えないということの意味するものではない」ということである。UNESCO (2015) が述べる通り、「権限ある承認当局は、学術資格を承認するが、それが進学目的であるか、雇用目的であるかには関与しない。」(UNESCO 2015, p.13) という考え方である。

東京規約では、第6・第4条、同第5条で、高等教育資格の評定・承認と雇用との関係に言及している。第4条は、「高等教育資格の承認は、次の結果のうち一又は二以上のものをもたらし得る」とし、「更なる高等教育を受ける機会」「学術上の称号の使用」「法令に従った雇用の機会」を挙げている²⁷。また、第5条は、「高等教育資格の評定は、次のうち一又は二以上のものに対する意見として利用することができる」として、「教育機関(当該教育機関の課程への入学許可を目的とする場合)」「他の権限ある承認当局」「潜在的な雇用者」を挙げている²⁸。すなわち、第2世代の規約は、職業に関する資格を目的とした評定・承認は含まないが、結果として雇用の機会につながる、潜在的な雇用者への意見としての利用は含んでいる。

(2) 労働市場における高等教育資格の評定のニーズ

「(1)承認規約における職業へのアクセスのための資格の承認の位置づけ」の通り、東京規約を含む第2世代の規約は高等教育資格の評定・承認に関するものであり、職業に関する資格を目的とした評定・承認は含まない。このため、東京規約では、評定・承認と雇用の関係は、「承認は、法令に従った雇用の機会の結果をもたらしうる」「評定は、潜在的な雇用者に対する意見として利用することができる」という位置づけにある。

一方で、グローバル化を背景として、高等教育資格を有する人々の国境を越えた就職、雇用が拡大し、労働市場において高等教育資格の評定が求められるようになってきている。このような就職・雇用につながる評定は、進学を目的とした評定・承認とは異なり、必ず必要とされるものではないが、各国の高等教育システムが多様な中で、資格保持者、雇用者双方の高等教育資格の評定へのニーズが高まっている。(Rauhvargers 2004, p.333, Divis 2006, p.109)

²⁷ ‘may have one or more following consequences: (a) access to higher education studies, (以下略), (b) the use of an academic title, (以下略), (c) access to employment opportunity, subject to the laws and regulations of the Party (以下略)’ (第6・4条(部分))

²⁸ ‘can be used in the form of advice to one or more of the following: (a) an educational institution for the purpose of admission to its programmes, (b) any other competent recognition authority, (c) potential employers’ (第6・5条(部分))

2.2.7 承認規約の履行／実施を支える情報・制度

承認規約の実施のためには、それを支える情報と情報を提供する拠点、これら拠点のネットワーク、また、運用のためのガイドラインといったものが必要になってくる。以下ではこれらとともに、評定・承認とは別の枠組みであるが、これらを支える制度として重視されている質保証と資格枠組みについて述べる。

(1) 信頼できる情報へのアクセスの重要性とナショナルインフォメーションセンター (NIC)

信頼できる情報へのアクセスは、評定・承認の実務において極めて重要な要素である。(UNESCO 2015, p.12) 東京規約では、第8章 評定／認定／承認に関する情報・1条で評定・承認に関して各国が提供すべき自国の情報として以下を上げている。

- ✓ 高等教育制度の説明
- ✓ 高等教育機関の概要・特徴
- ✓ 認定された高等教育機関・資格・入学資格の一覧
- ✓ 質保証の仕組みの説明
- ✓ 自国の教育制度に属する自国の領域外に所在する教育機関の一覧

これらの情報の提供のため、東京規約を含む第2世代の規約ではナショナルインフォメーションセンター (National Information Centre, NIC) の設置を定めている。東京規約では、第8・3条でNICの設置を規定している。日本のNICとして「高等教育資格承認情報センター (National Information Center for Academic Recognition Japan, NIC-Japan)」が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置されている。

欧州地域では、NICのネットワークである the European Network of Information Centres (the ENIC Network)、the Network of National Academic Recognition Information Centres (the NARIC Network)が、実務者間の情報共有と相互理解、さらに議論と問題解決の場となっており、規約の実施において重要な役割を果たしている (UNESCO 2015, p.13)²⁹。アジア太平洋地域では、Asia Pacific Network for National Information Centres (APNNIC) が設置され、各国の教育制度に関する情報共有等に取り組んでいる。

(2) 承認規約履行／実施のための運用ガイドラインの策定

承認規約の実施のためには、評定・承認の実務についての具体的な取り決めが重要になってくる。欧州においては、リスボン承認規約の下で評定・承認の基準や手続きをはじめとする様々な事項に関する directives、recommendations また guidelines とした文書が作成されており、規約の実施を具体的に可能にしている³⁰ (UNESCO 2015, p.13)。こうした文書の一つに資格の内容を国間で統一的なフォーマットで記述した文書であるディプロマ・

²⁹ リスボン承認規約加盟国におけるNICによる情報提供とネットワークの実際については、大学改革支援・学位授与機構 (2016) に詳しい。

³⁰ 例えば、以下のような文書がある。” Revised Recommendation on Criteria and Procedure for the Assessment of Foreign Qualification and Explanatory Memorandum” ” Revised Template for Diploma Supplement” “Guidelines for National Online Information Systems”

サプリメント³¹のテンプレートがあるがこうしたツールも重要である。(UNESCO 2016, p.19)

(3) 教育の質、質保証、資格枠組みの重視

資格の評定・承認においては、資格を付与する教育機関の質と資格の質が重要であり、第2世代の規約はこれらを重視している。教育機関の質と資格の質を支える制度として、質保証制度、資格枠組みが重視されている(UNESCO 2015, p.13)。質保証制度は、資格を付与する高等教育機関の質を保証し、資格枠組みは、資格と学習成果指標等の関係を示すことを通じて、分野横断的に資格の水準を明確にする^{32, 33}。

世界規約策定の議論においては、質保証制度、資格枠組みは評定・承認の実務において重要なツールであると述べる一方で、資格の評定・承認と質保証や資格枠組みは別個の制度であり、質保証や資格枠組みそれぞれ自身が資格の承認を保証するものではなく、資格の評定・承認における質保証、資格枠組みの位置づけを明確にすることが重要である、との指摘がされている。また、資格枠組みはすべての国に普及しているものではないので、国や地域の資格枠組みの有無が世界規約参加の前提条件となるべきではないとしている。

(UNESCO 2015, pp.22-23, 6.2)

2.3 アジア太平洋地域における今後の承認規約の取組に向けて

2.1、2.2 を通じて、欧州を中心とした資格の評定・承認を巡る議論を見てきたが、以下ではこれらの議論を踏まえ、アジア太平洋地域における取り組みに向けての若干の考察を述べる。

高等教育資格の承認規約の出発点として、国間の高等教育の多様性は尊重されるべきである一方で、その多様性ゆえに、また、高等教育の国際化が進展し、留学生が増加する中で、高等教育資格を同等性に基づき評定することには限界があるという理解がある。これについて第1世代規約では、同等性に基づく評定にかえて、「資格の承認」という考え方が取り入れられ、さらに第2世代規約では、得られた知識・技能の重視、また、「実質的相違」という考え方が形作られていった。ここでは、資格保持者が進学や就職において必要となる知識、技能、能力を有しているのかを重視するという立場に立ち、教育のアウトプットである得られた知識・技能、学習成果を重視するという考え方も示されている。また、「実質的相違」の考え方によれば、外国の資格が示す能力が自国での活動(学習、研究、雇用等)において求められる主要な要件を満たさないことを示せないのであれば「実質的相違」がないと判断され、外国の資格は承認され、対応する自国の資格保持者と同等の権利を与えられる。

一方で、2015年にリスボン承認規約締約国を対象に実施されたモニタリング調査では、「実質的相違」の内容について、回答があった50か国中、35か国は定義がなされていない

³¹ ディプロマサプリメントについては、3章2.3(参考)参照。

³² 欧州においては、資格枠組みと並行して、「チューニング」と呼ばれる学問分野別の学習成果の参照基準、共通理解の形成が行われている。(ゴンサレス他2012, pp.24-25、深堀2019)

³³ 日本の高等職業教育については、九州大学第三段階教育研究センター「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上推進」事業等、専門職高等教育保証機構「コンピタンス事業」の取組がある。

いと回答しており、また、「実質的相違」と考えられる項目は国間で異なる。評定・承認の基準としては、必ずしも学習成果や資格枠組みのレベルといったアウトプット項目が重視されている訳ではなく、学修期間、単位数、入学に必要な学修年数といったインプット項目が使われている傾向がある。このように欧州地域においても、得られた知識・技能の重視、資格承認の目的との関係の重視、実質的相違、といった第2世代の承認規約の考え方と実際の各国の承認・評定の実務の間には隔たりが見られる。

アジア太平洋地域、また日本でも留学生数が拡大しているが、そのような中で今後、留学生、高等教育機関、評定・承認機関が資格の評定・承認についてどのような課題を有しているのかを踏まえ、「得られた知識・技能の重視」や「実質的相違」の内容が具体的に議論され、共通認識が形成されることが必要となる。

「第2章 海外における日本の高等教育資格の評定・承認の現状」では、日本の専門学校修了資格の評定・承認の現状と課題の把握を通じて、中等教育後の職業教育の位置づけが国間で異なることが、評定・承認における課題につながっていることを見ていくが、こうした課題に対して、「得られた知識・技能の重視」や「実質的相違」といった考え方が重要になる。

また、進学のための評定・承認とともに、アジア地域において拡大する労働力の移動を踏まえれば、雇用の場面における評定（潜在的な雇用者に対する意見として利用することができる評定（東京規約第6・5条））も重要になってくる。

第2章 海外における日本の高等教育資格の評定・承認の現状・課題と専門学校留学生の理解

本章では、日本の高等教育資格が実際に海外でどのように評定・承認されているのかについて、現状と課題を見る。調査の視点として、海外の評定・承認機関における日本の高等教育資格の評定・承認の内容、課題を見るとともに（「1. 海外評定・承認機関質問票調査」）、日本の高等教育資格保持者である留学生、特に専門学校の留学生が評定・承認についてどのような情報を有しており、また課題があるのかを見る（「2. 専門学校留学生聞き取り調査」）。あわせて、専門学校側の評定・承認についての現状や課題の認識を見る（「3. 専門学校留学生担当者聞き取り調査」）。

調査対象とする資格の種類については、「1. 海外評定・承認機関質問票調査」は、日本のすべての高等教育資格を対象としている。一方、「2. 専門学校留学生聞き取り調査」「3. 専門学校留学生担当者聞き取り調査」については、近年留学生数が増加しており、また、学校制度や資格が海外とは異なる専門学校（専修学校専門課程）を対象としている。

専門学校については、2013年以降、留学生数が増加し、2019年の時点で高等教育機関に在籍する外国人留学生の約35%を占めている³⁴。また、専門士・高度専門士の資格については、これまでも海外における評定・承認の際、課題が生じる傾向があるとの指摘がなされている^{35、36、37}。

調査の対象国については、韓国、中国、ベトナム、タイ、ネパールを選定している。調査対象国の選定理由については、「本調査の概要・2. 調査の対象となる資格・対象国」参照。

1. 海外評定・承認機関質問票調査

1.1 海外の評定・承認機関質問票調査の概要

高等教育を含め教育制度は国間で多様であり、ある国で取得した資格を他の国で活用するには、取得した資格について、資格を活用する国における価値を定めること、すなわち評定・承認が必要となる³⁸。本調査では、対象5か国の評定・承認機関等（図表2-1）の評定・承認の実施状況と課題、また、日本の高等教育資格がどのように評定・承認されているのかを把握するため、質問票調査を行った。調査の内容は以下の通り。

³⁴ 高等教育機関・専修学校専門課程の留学生数の推移は以下の通り。注2、図表1-1参照。

	高等教育機関*全外国人留学生数(a)	専修学校専門課程留学生数(b)	(b)/(a)
2013	135,519人	24,856人	18.3%
2019	228,403人	78,844人	34.5%
2022	181,741人	51,955人	28.6%

*日本語教育機関を除く。

出所：日本学生支援機構「2019年度外国人留学生在籍状況調査結果」

³⁵ 大学評価・学位授与機構（2016）p.50

³⁶ 大学改革支援・学位授与機構への問い合わせ

³⁷ 文部科学省委託（H.25～H.28年度）文部科学省委託事業・専修学校留学生就職アシスト事業・「専門学校における留学生受け入れ実態に関する調査研究報告書」

³⁸ 東京規約において、資格の評定について、「権限のある承認当局が外国において付与された個人の資格に対して行う書面による審査又は評価」また、資格の承認について、「締約国の権限のある承認当局が外国において付与された教育の資格の価値について定め、及びその価値に対して与える正式な確認」と定義している。（第1章用語の定義）

○調査対象機関の組織、機能等

- ✓ 調査対象機関（図表 2 - 1）
- ✓ 調査対象機関の海外の高等教育資格の評定・承認に関する組織・機能・法令等（図表 2 - 2）
- ✓ 評定・承認・真正性確認の申請の権利を有する者（図表 2 - 3）
- ✓ 評定・承認・真正性確認の目的（図表 2 - 4）
- ✓ 評定・承認・真正性確認において重視する項目（図表 2 - 5）
- ✓ 評定・承認・真正性確認に際して参照するウェブサイト等（図表 2 - 6）
- ✓ 評定・承認手続きの概要（必要書類等）（参考）（図表 2 - 7）

○日本の高等教育資格の評定・承認について（図表 2 - 8、2 - 9、2 - 11）

- 日本の高等教育資格の評定・承認の実績
- 日本の高等教育資格に対応する自国の資格の有無、対応する資格の名称
- 日本の高等教育資格を評定・承認する際の課題

図表 2 - 1 : 調査対象機関

国	東京規約 締約国/ 非締約国	調査対象機関 URL
韓国 (回答なし)	締約国	韓国高等教育情報センター Korean Academic Recognition Information Center (KARIC) https://karic.kr
中国	締約国	中国教育部留学サービスセンター Chinese Service Center for Scholarly Exchange (CSCSE) ・ 教育部留学服务中心 https://www.cscse.edu.cn/cscse/gywm/index.html
ベトナム	非締約国	ベトナム教育訓練省教育管理庁学術承認情報センター Vietnam National Academic Recognition Information Centre (VN-NARIC) https://naric.edu.vn
タイ	非締約国	高等教育科学研究革新省高等教育水準向上部 Higher Education Management Quality Enhancement Division, Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation (DQE, MHESI) http://dqe.mhesi.go.th/
ネパール	非締約国	トリブバン大学カリキュラム開発センター Curriculum Development Centre, Tribhuvan University (TUCDC) http://tucdc.edu.np
		技術教育・職業訓練委員会 Council for Technical Education and Vocational Training (CTEVT) http://ctevt.org.np

出所：海外評定・承認機関質問票調査
各機関ウェブサイト（2025.4.18 アクセス）

質問票は2021年6月に各機関にメールで送付し、6月～11月に4か国5機関（中国、ベトナム、タイ、ネパール2機関）から回答を得た。中国 CSCSE とネパール TUCDC については、オンラインで調査の趣旨説明、補足の情報収集を行った。

なお、以下の各機関の評定・承認の制度、手続き等については、時期によって変更が見られ、また、情報の出所により、内容が必ずしも統一されていないことがある。個別の評定・承認の申請等に際しては、最新の情報の確認が必要である。

1.2 調査対象機関の評定・承認制度の概要

1.2.1 調査対象機関の海外の高等教育資格の評定・承認・真正性確認に関する機能・法令等

調査対象機関の資格の評定・承認・真正性確認に関する機能、関連する法令等は図表2-2の通りである。5か国のうち、韓国、中国が東京規約を締結済であり、両国の調査対象機関は同規約が定める高等教育に関する情報提供のためのナショナルインフォメーションセンター（NIC）である。

質問票では、東京規約の定義に基づき、評定（assessment）、承認（recognition）、真正性確認（verification）について、それぞれ以下の通り説明した上で、回答を求めている。

評定（assessment）：承認当局による、個人が海外で取得した資格の書面による評価

承認（recognition）：承認当局による、個人が海外で取得した資格の正式な認定

真正性確認（verification）：資格証明書の真正性の確認。真正であること、偽造がないこと、申請者に対して正当に発行されたものであることの評価に基づく。

図表2-2の通り、評定・承認の権限を高等教育機関等が有する国（韓国）と高等教育機関とは別に評定・承認を行う機関が設置されている国（中国、ベトナム、ネパール³⁹）がある。

なお日本では、文部科学省、その他関連する高等教育機関⁴⁰を所掌する省庁、及び高等教育機関が評定・承認の権限を有する⁴¹。一方、大学改革支援・学位授与機構内に設置されている高等教育資格承認情報センター（National Information Center for Academic Recognition Japan, NIC-Japan）は、日本の高等教育機関や他の締約国の高等教育に関する情報発信の機能を有するが、評定・承認の機能は有していない。（文部科学省高等教育局（2019）pp.5-6）

また、評定・承認機関が所掌する資格の範囲は国によって異なる。

- 高等教育（職業教育を含む）の資格の評定・承認機能を一つの機関が有する国・・・中国

³⁹ ネパールの評定・承認の権限は、トリブバン大学内のカリキュラム開発センターにあるが、これは大学の業務とは別に教育省からの委嘱に基づき、同大学以外への進学における評定・承認も扱うものである。

⁴⁰ 東京規約の対象となる省庁大学校は、国立看護大学校、職業能力開発総合大学校、水産大学校（文部科学省2019 p.2）

⁴¹ 文部科学省、その他の省庁が、高等教育機関への申請者の資格について、関係法令との関係を判断する場合、及び大学等の高等教育機関が入学要件に値することを認めることを指す。（第1章2.2.2 資格の同等性から承認へ）

- 高等教育と職業教育で評定・承認機関が異なる国・・・ベトナム、タイ、ネパール

このような相違については、以下の節で日本の高等教育資格に照らして詳しく見る。

（「第2章 1.3 評定・承認機関における日本の高等教育資格の評定・承認の実績・内容と課題」「第3章 1.2 評定・承認において専修学校専門課程（専門士を付与する課程）が対応する課程が高等教育段階の職業教育である国とそうでない国がある。これは各国の教育制度、特に職業教育の高等教育における位置づけの違いによる」）

図表 2 - 2 : 調査対象機関の海外の高等教育資格の評定・承認に関する組織・機能・法令等

海外の高等教育資格の評定・承認に関する組織・機能・法令・ 当該機関以外の評定・承認機関		
韓国 KARIC (回答なし)	組織・機能	<ul style="list-style-type: none"> - 韓国における権限ある承認当局は、高等教育機関、その他の機関（企業等）である ^{K1)}。 - 韓国高等教育情報センター（Korea Academic Recognition Information Center (KARIC)）は、2017年、Korean Council for University Education^{K2)}に設置され、2019年以降、東京規約のNICとして、権限ある承認当局による外国の資格の承認に必要な外国の高等教育制度に関する情報提供、また、韓国及び海外の高等教育や資格の承認に関する情報発信を行う ^{K3)}。 - 現在 KARIC は、個別のアドバイスは行っていない ^{K1)}。 <p>*韓国における資格の承認</p> <ul style="list-style-type: none"> - 韓国において資格の承認とは、権限ある承認当局による外国の教育資格の学術的な価値を定め、及びその価値を認める正式な確認を行う ^{K4)}。
	法規・規則	Act on recognition of credit ^{K5)}
	評定・承認の件数（概数）	不明
	ウェブサイト	https://karic.kr/com/cmm/EgovContentView.do?menuNo=4010101000&lang=eng
	当該機関以外の評定・承認機関	韓国における権限ある承認当局は、高等教育機関、その他の機関（企業等）である ^{K1)} 。韓国の高等教育機関への進学、韓国の企業への就職のため、海外で取得した資格の評定・承認が必要な場合は、当該高等教育機関、企業が評定・承認を行う ^{K1), K6)} 。
	注	^{K1)} https://karic.kr/com/cmm/EgovContentView.do?menuNo=4010101000&lang=eng ^{K2)} 4年制の国公私立大学を会員とする団体。 ^{K3)} About_02_01">http://english.kcue.or.kr/board/bbs/board.php?bo_table>About_02_01 ^{K4)} https://www.karic.kr/com/cmm/EgovContentView.do?menuNo=9010101000&lang=eng ^{K5)} https://www.karic.kr/com/cmm/EgovContentView.do?menuNo=4010101000&lang=eng https://karic.kr/com/cmm/EgovContentView.do?menuNo=2010105000&lang=eng 、 https://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawView.do?hseq=39561&lang=ENG ^{K6)} 2007年から2010年の間は、KCUEが外国の学位の承認を実施している。（高長完（2015）p. 10, p. 25）

中国 CSCSE	組織・機能	<ul style="list-style-type: none"> - 中国教育部留学サービスセンター（Chinese Service Center for Scholarly Exchange (CSCSE)、中国留学服务中心）は、中国人及び外国人留学生・研究者支援、中国高等教育機関の国際化支援を行う^{C1)}。同センターは東京規約のNICに指定されている。 - CSCSEは外国の高等教育の学位、教育資格の評定・承認・真正性確認を行う唯一の機関である^{C2)}。 <p>*中国における外国学位の認証 中国における外国の学位の認証とは、CSCSEが申請者本人の申請に基づき、「本方法」とサービス規定に沿って、国外（域外）の教育の学位学歴の合法性、真正性および中国の学歴学位との対応関係についての専門的、技術的認定と説明を行うことをいう。（「方法」第2条）</p>
	法令・規則	「外国の学歴学位の認証方法(2023)（国（境）外学历学位认证办法 ^{C2)} ）」
	評定・承認の件数（概数）	非公表
	ウェブサイト	http://zwfw.cscse.edu.cn/?aisiteOutPageId=d6d3e563e2234b0e9f03713257a930ca
当該機関以外の評定・承認機関	<ul style="list-style-type: none"> - 教育部学生サービス・発展センター（Center for Student Services and Development(CSSD)、教育部学生服务与素质发展中心）は、中国国内の高等教育資格（卒業証書と学位証書）の真正性証明、普通高級中学の卒業証明書や普通高等教育機関全国統一入学試験（高考）の成績の真正性証明を行う^{C3), C4)}。 - 教育部学生サービス・発展センター（CSSD）はNICに指定されている。 - 教育部学位・大学院教育発展センター（China Academic Degrees and Graduate Education Development Center (CDGDC)、教育部学位与研究生教育发展中心）もNICに指定されている。^{C5), C6)} 	
注	<p>^{C1)} https://www.cscse.edu.cn/cscse/gywm/index.html ^{C2)} 国（境）外学历学位认证办法（2023） http://zwfw.cscse.edu.cn/cscse/lxfwzxwsfwdt2020/xlxwrz32/409891/rzbf/528774/index.html ^{C3)} https://www.chsi.com.cn/en/news/202208/20220802/2208010536.html ^{C4)} 2022年8月以前は、CSSD（旧CHESSIC）が卒業証書の真正性証明、CDGDCが学位記の真正性証明をおこなっていた。CDGDC: 教育部学位与研究生教育发展中心（China Academic Degrees and Graduate Education Development Center）。 https://qaupdates.niad.ac.jp/2022/08/30/china-certification/ ^{C5)} CDGDCは、学位授与権審査、外国との学歴学位相互認定等の支援業務等を行う。https://www.cdgdc.edu.cn/info/1027/2370.htm ^{C6)} https://apnnic.net/country-profile/china/nic-activities/nic/</p>	

ベトナム VN-NARIC	組織・機能	<ul style="list-style-type: none"> - 学士・修士・博士及びこれらと同等の海外の資格を承認する権限は、教育訓練省教育質管理庁の長にある。（「回章」6項1.） - ベトナム学術承認情報センター（Vietnam National Academic Recognition Information Center (VN-NARIC)）は、教育訓練省教育質管理庁傘下の機関であり、同局長にかわって外国の資格承認、ベトナム・外国の資格の真正性確認を行う^{V1)}。 <p>*ベトナムにおける外国の資格の承認</p> <p>外国の資格の承認（recognition）は、「外国教育機関の本国の教育制度の学位証明書に記載された学習者の資格の承認とベトナム資格枠組みにおける同等の資格の決定」と定義されている。（「回章」2項）</p>
	法令・規則	教育訓練省（2021）「外国の教育機関によって付与された学位承認の条件、規則、権限に関する回章（no. 13/2021/TT-BGDĐT、2021.4.15） ^{V2)} 」
	評定・承認の件数（概数）	承認、真正性確認各 5,500 件／年
	ウェブサイト	http://en.naric.edu.vn/recognition-of-foreign-degree.html
	当該機関以外の評定・承認機関	<ul style="list-style-type: none"> - 海外の中等教育資格を承認する権限は教育訓練局長にある。（回章6項2.） - 高等教育機関は、自らの教育訓練に使用する目的で学位の評価を行うことができる（回章3項4.）。 - 労働傷病兵社会省職業訓練局は、外国の職業教育機関が発行する学位、修了証書（カレッジ、中級職業教育（後期中等教育、中等後教育段階）、初級職業教育（前期中等教育段階））に相当するもの）の承認を行う^{V3)}。
注	<p>^{V1)} http://en.naric.edu.vn/</p> <p>^{V2)} 教育訓練省外国の教育機関が付与する学位の承認の条件、手続き、権限に関する回章（Circular on conditions and procedures for and competence in recognition of degrees awarded by foreign educational institutions for use in Vietnam, no. 13/2021/TT-BGDĐT, April 15, 2021） https://vanbanphapluat.co/circular-13-2021-tt-bgdtd-recognition-of-degrees-awarded-by-foreign-educational-institutions</p> <p>^{V3)} 労働傷病兵社会省「外国の職業教育機関が発行した資格の承認に関する回章」 Circular on recognizing diplomas and certificates issued by foreign vocational education institutions, No.34/2017/TT-BLDTBXH, 2017.12.29, https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Lao-dong-Tien-luong/Thong-tu-34-2017-TT-BLDTBXH-cong-nhan-van-bang-do-co-so-giao-duc-nghe-nghiep-nuoc-ngoai-cap-349707.aspx</p>	

タイ DQE, MHESI	組織・機能	- 高等教育科学研究革新省高等教育水準向上部 (Division of Quality Enhancement on Higher Education Management, Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation (DQE, MHESI)) 評定・承認の機能を有する。真正性確認は含まれない (「指針」第5項) ^{T1)} 。
	法令・規則等	タイ高等教育委員会 (2006) 「外国の高等教育修了者に対する資格審査に関する指針、仏歴 2549 (タイ語)」 ^{T1)}
	件数 (概数)	不明
	ウェブサイト	http://dqe.mhesi.go.th/bhes1/foreignDegreeEquivalence.htm
	当該機関以外の評定・承認機関	外国の初等・中等教育資格の評定・承認は教育省基礎教育委員会が、職業教育資格の評定・承認は職業教育委員会が行う。
	注	^{T1)} Equivalent Qualification Application Form (Remarks 1.) では「申請者は、所定の書式に署名することで、課程修了の事実を確認しなければならない。」としている。(上記ウェブサイト) ^{T2)} http://dqe.mhesi.go.th/bhes1/notify2549.pdf

ネパール TUCDC	組織・機能	トリブバン大学カリキュラム開発センター (Curriculum Development Centre, Tribhuvan University, TUCDC) ^{N1)} は教育省からの委嘱を受け、海外の高等教育資格 (学士・修士・博士、学術分野) の評定・承認を行う (「ガイドライン」)。評定・承認は、同大学に関連するものに限定せず、同国内のすべての申請を対象とする。
	法令・規則等	トリブバン大学カリキュラム開発センター「高等教育学位の承認及び同等性決定に関するガイドライン (Tribhuvan University Equivalence Directives-2078) ^{N2)} 」
	評定・承認の件数 (概数)	不明
	ウェブサイト	https://tucdc.edu.np/
	当該機関以外の評定・承認機関	第 10 学年及び第 12 学年修了後の技術職業教育資格 ^{N3)} に対応する海外の資格の評定・承認・真正性確認は、教育省傘下の独立機関である技術教育職業訓練カOUNシル (Council for Technical Education and Vocational Training (CTEVT)) ^{N4)} が行う。同カOUNシルは高等教育資格は対象としていない。年間の評定等の件数は 1,000 件以上。 (備考) 現状では、海外の高等教育段階の職業教育についての評定・承認は TUCDC、CTEVT いずれの所管でもなく、そのようなケースが発生した場合は、教育省高等教育局と協議が必要になるとのことである (TUCDC とのオンライン面談での聞き取りによる。)
	注	^{N1)} TUCDC は同大学のカリキュラム開発に関する業務を担う組織である。 ^{N2)} https://tucdc.edu.np/post/97 (ネパール語) ^{N3)} ネパールの学校制度における職業教育として、第 10 学年終了後の 3 年間の課程、第 12 学年終了後の 1.5 年の課程がある。いずれもディプロマまたはサーティフィケートが付与される。高等教育ではない。(CTEVT への確認による) ^{N4)} CTEVT は、職業技術教育の政策策定からプログラム実施を担う機関である。

出所：海外評定・承認機関質問票調査
各機関ウェブサイト (2025.4.18 アクセス)

1.2.2 評定・承認の申請の権利を有する者と目的

各機関の評定・承認・真正性確認の申請の権利を有する者（申請者）は、図表2-3の通りである。

申請の権利を有する者は、資格保持者に加えて、高等教育機関（ベトナム、タイ、ネパール）、潜在的な公的・民間雇用者・機関（ベトナム、タイ）、規制された職業における認証・免許発行・登録を行う機関（ベトナム、タイ）、政府機関（ベトナム）も個人の資格の評定・承認・真正性確認を申請する権利を有するとの回答であった。

評定・承認の目的は図表2-4の通りである。4機関ともに質問票記載の全ての目的（「進学」「公的機関への就職」「民間企業への就職」「法律や規則で規制される職業への就職」「規制される職業における専門的な認証、資格取得、登録」）があてはまると回答している。

中国については、質問票記載の目的以外に、海外留学帰国子女移住、海外留学帰国子女の車購入割引、外国籍の者の査証手続き等、目的は多岐にわたるとの回答であった。なお、CSCSEでは申請時に評定・承認・真正性確認の目的の記載は求めていないとのことである。

図表2-3：評定・承認・真正性確認¹⁾の申請の権利を有する者

	資格保持者 ²⁾	高等教育機関	潜在的な公的雇用者/機関	潜在的な民間雇用者/機関	規制された職業における専門的な認定、ライセンス付与、登録を行う組織	その他
韓国 KARIC ³⁾ (回答なし)	—	—	—	—	—	—
中国 CSCSE	○					
ベトナム VN-NARIC	○	○	○	○	○	政府機関
タイ DQE, MHESI	○	○	○	○	○	
ネパール TUCDC	○	○				
ネパール CTEVT (参考)	○					

出所：海外評定・承認機関質問票調査

各機関ウェブサイト

¹⁾ 中国 CSCSE、ベトナム VN-NARIC は、評定・承認に加えて真正性確認も行う。

²⁾ 質問票では上記の6項目を提示し、選択する方式とした。

³⁾ 韓国では評定・承認は高等教育機関等が行い、KARIC は行わない。

図表 2-4 : 評定・承認・真正性確認¹⁾の目的

	進学 ²⁾	公的機関への就職	民間企業への就職	法律や規則で規制される職業への就職	規制される職業における専門的な認証、資格取得、登録	その他
韓国 KARIC ³⁾ (回答なし)	—	—	—	—	—	
中国 CSCSE	○	○	○	○	○	○ ⁴⁾
ベトナム VN-NARIC	○	○	○	○	○	
タイ DQE, MHESI	○	○	○	○	○	
ネパール TUCDC	○	○	○	○	○	
ネパール CTEVT (参考)					○	

出所：海外評定・承認機関質問票調査

- 1) 中国 CSCSE、ベトナム VN-NARIC は、評定・承認に加えて真正性確認も行う。
- 2) 質問票では上記の6項目を提示し、選択する方式とした。
- 3) 韓国では評定・承認は高等教育機関等が行い、KARIC は行わない。
- 4) 海外留学帰国子女移住、海外留学帰国子女の車購入割引、外国籍の方のビザ手続き等。

1.2.3 評定・承認において重視する項目

評定・承認・真正性確認において、各機関が重視する項目は、図表 2-5 のとおりである。回答があった4機関（ネパール CTEVE は除く）のうち、3機関以上が「4:非常に重要」と回答したのは以下の項目である。

資格授与機関の存在の確認

資格授与機関のアクレディテーション

当該国の教育制度における資格授与機関の分類（学術/職業）

当該資格のカリキュラム/学習内容

国家資格枠組における当該資格の位置づけ

図表 2-5 : 評定・承認・真正性確認において重視する項目

	韓国 KARIC ³⁾ (回答なし)	中国 CSCSE ¹⁾	ベトナム VN- NARIC ¹⁾	タイ DQE, MHESI	ネパール TUCDC	ネパール CTEVT (参考)
資格授与機関の存在の確認	—	4	4	4	4	4
資格授与機関の政府による承認/認可状況	—	4	4	回答なし	回答なし	回答なし
資格授与機関のアクレディテーション	—	4	4	4	3	4
当該国の教育制度における資格授与機関の教育段階	—	4	4	3	3	4
当該国の教育制度における資格授与機関の分類(学術/職業)	—	4	4	3	4	4
資格授与機関の入学要件	—	4	3	2	4	4
当該資格の課程の期間	—	4	4	2	3	4
当該資格のカリキュラム/学習内容	—	4	4	3	4	4
当該資格の学習成果	—	4	回答なし	3	3	3
国家資格枠組における当該資格の位置づけ	—	4	4	3	4	4
国際標準教育分類(ISCED 2011)における当該資格の位置づけ	—	4	2	3	3	3

質問票では上記の11項目を提示し、それぞれの重要度について4段階(4:非常に重要、3:重要、2:あまり重要でない、1:重要でない)で回答を得た。

出所: 海外評定・承認機関質問票調査

¹⁾ 中国 CSCSE、ベトナム VN-NARIC は、評定・承認に加えて真正性確認も行う。

³⁾ 韓国では、評定・承認は高等教育機関等が行い、KARICは行わない。

1.2.4 日本の高等教育資格の評定・承認に関する情報源

日本の高等教育資格の評定・承認に際して、情報が必要になった場合の情報源をたずねた。

図表 2 - 6 : 評定・承認・真正性確認¹⁾に際して参照するウェブサイト等

国・機関	最も頻繁に参照	2番目に頻繁に参照	3番目に頻繁に参照
韓国 KARIC (回答なし)	—	—	—
中国 CSCSE	文部科学省	各高等教育機関公式サイト	—
ベトナム VN-NARIC	NIC-Japan「高等教育資格」 ²⁾	NIC-Japan「高等教育機関検索」 ³⁾	文部科学省「国立大学」 ⁴⁾
タイ DQE, MHESI	(回答なし)	—	—
ネパール TUCDC	関係機関	—	—
ネパール CTEVT (参考)	(回答なし)	—	—

出所：海外評定・承認機関質問票調査

1) 中国 CSCSE、ベトナム VN-NARIC は、評定・承認に加えて真正性確認も行う。

2) <https://www.nicjp.niad.ac.jp/japanese-system/qualification.html>

3) <https://www.nicjp.niad.ac.jp/search/index.html>

4) https://www.mext.go.jp/b_menu/link/daigaku1.htm

1.2.5 評定・承認の手続きの概要（参考）

各機関への評定・承認の手続きの概要（必要書類等）は図表 2-7 の通りである。なお、以下は質問票回答及び各機関のウェブサイトを参考に作成したものであるが、詳細、最新の情報については、ウェブサイト等で確認する必要がある。また韓国は、各高等教育機関が評定・承認を行うため、必要手続き、書類等についても各高等教育機関に確認する必要がある、以下には記載していない。

図表 2-7：評定・承認手続の概要（必要書類等）（参考）

		申請書類、関連規定、ウェブサイト	備考
中国 CSCSE	申請書類	<ul style="list-style-type: none"> - 海外の学位証明書又は高等教育機関の卒業証書 - 留学時に使用したパスポートとビザ - 証明写真 - CSCSE と外国の高等教育機関の間で申請者の個人情報をやりとりすることに関する同意書（所定の書式） - その他関連書類 	オンライン申請。 翻訳は不要。
	関連規定	国（境）外学历学位认证办法（2023. 1. 28）（中国語） http://zwfw.cscse.edu.cn/cscse/lxfwzxwsfwdt2020/xlxwrz32/409891/rzbf/528774/index.html	
	ウェブサイト	http://zwfw.cscse.edu.cn/cscse/lxfwzxwsfwdt2020/xlxwrz32/index.html http://zwfw.cscse.edu.cn/?aisiteOutPageId=d6d3e563e2234b0e9f03713257a930ca 一部の高等教育機関については追加の書類・手続きが必要となる。 http://zwfw.cscse.edu.cn/cscse/lxfwzxwsfwdt2020/xlxwrz32/sqcl/wjrs/442422/index.html http://zwfw.cscse.edu.cn/cscse/lxfwzxwsfwdt2020/xlxwrz32/sqcl/wjrs/520126/index.html	

ベトナム VN-NARIC	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - 学位証明書（写し） - 資格に関する補足書類又は成績証明書（写し） - 留学期間を証明する書類（あれば） - 学位に関する情報の真正性確認の承諾書（学位授与機関から求められた場合のため） 	オンライン申請、直接提出または郵送。 証明書類はベトナム語への翻訳が必要であり、公証人による翻訳証明書を要する。
	関連規定	<p>Circular no. 13/2021/TT-BGDDT dated April 15, 2021 on conditions and procedures for and competence in recognition of degrees awarded by foreign educational institutions for use in Vietnam</p> <p>http://en.naric.edu.vn/legal-documents.html</p> <p>https://vanbanphapluat.co/circular-13-2021-tt-bgddt-recognition-of-degrees-awarded-by-foreign-educational-institutions</p>	
	ウェブサイト	http://en.naric.edu.vn/recognition-of-foreign-degree.html	

タイ DQE, MHESI	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - 学位記または修了証書（原本と写し） - 成績証明書（原本と写し） - 評定・承認を申請する資格以前に修了した資格の学位記または修了証明書、成績証明書（原本と写し） - 身分証明書（写し） - 住居登録書（写し） - 留学時に使用したパスポート・ビザ（写し） - その他（大学案内、コースシラバス、その他） <p>博士課程の資格についての申請の場合、上記に加え以下が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> - 学位論文の標題と要約（写し） - 学位論文又は学術雑誌に掲載された学位論文の一部（写し） - 場合に応じ、必要となる書類（氏名変更証書、婚姻-離婚証書） 	<p>学位記または修了証書、成績証明書は英語以外の場合、以下による翻訳書類が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 政府機関、又は公式に認められた機関（教育機関がある国の領事館等）による翻訳、証明 - 上記翻訳書類のタイ国外務省法務課による証明
	関連規定	<p>タイ高等教育委員会（2006）「国外の高等教育修了者に対する資格審査に関する指針、仏歴 2459」（タイ語）</p> <p>http://dqe.mhesi.go.th/bhes1/notify2549.pdf</p>	
	ウェブサイト	<p>http://dqe.mhesi.go.th/bhes1/foreignDegreeEquivalence.htm</p> <p>http://dqe.mhesi.go.th/bhes1/Equivalent%20Qualification%20Application%20Form-2021.pdf</p>	

ネパール TU/DC	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - 学位記・資格証明書 - 成績証明書（コピー） - 人物証明書（character certificate） - プロスペクタス - シラバス - 論文／リサーチペーパー／プロジェクトワーク - UGC または高等教育評議会との提携を示す書類 - グレーディングシステムについての書類 - 下位レベルの教育の修了証明書、成績証明書 - 下位レベルの教育の同等性証明書 - パスポートとビザ（インド以外） <p>写しについては、原本と同じであることを明示する。 （以上は、TU Equivalence Directives 2078・必要書類（ネパール語）に基づく。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> - オンライン申請 （https://tucdc.edu.np/student） - 証明書類は英語への翻訳及び、Nepal Biswa Bhasa Campus（トリブバン大学の語学教育キャンパス）による翻訳証明書が必要。
	関連規定	TU Equivalence Directives 2078（ネパール語） https://www.tucdc.edu.np/post/97	
	ウェブサイト	https://tucdc.edu.np/	
ネパール CTEVT (参考)	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 資格証明書 	証明書は英語への翻訳及び World Language Campus (Kathmandu) による翻訳証明書が必要。
	ウェブサイト	http://ctevt.org.np/frequently-asked-questions	

出所：海外評定・承認機関質問票調査
各機関のウェブサイト（2025.4.18 アクセス）

1.3 評定・承認機関における日本の高等教育資格の評定・承認の実績・内容と課題

本節では、中国、ベトナム、ネパール 3 か国の評定・承認機関からの回答に基づき、日本の高等教育資格／課程についての、各国評定・承認機関における評定・承認の実績の有無、件数、日本の課程／資格に対応する各国の資格／課程について述べる。

なお本報告書では、質問票調査への各機関からの回答内容を記載しているが、個別具体的な資格の評定・承認内容を示すものではない。個別の資格については、各機関への申請・所定の手続きを経て評定・承認がなされる必要がある。

【調査結果概要】

- 回答があった3か国（中国、ベトナム、ネパール）ともに、日本の学士、修士、博士は、学士、修士、博士として評定・承認されている。
- 専門職学位、準学士、高度専門士について、「対応する資格がない」という回答が見られる。
 - ・ 修士（専門職）、法務博士についてはベトナムが、教職修士については中国、ベトナムが、「対応する資格がない」と回答している。
 - ・ 準学士、高度専門士についてベトナムは「対応する資格がない」と回答している。
- 日本において高等教育段階の職業教育の課程である専門学校が各国で対応する課程について学校制度上の位置づけを見ると、中国では短期高等教育に位置づけられるのに対して、ベトナムでは非高等教育段階の職業教育に位置づけられる⁴²。ネパールでは、現状、高等教育段階の職業教育の評定・承認を行う機関がない。
 - ・ 中国では、日本の短期大学士、準学士、専門士は、専科課程に対応すると評定される。専科課程は中国の学校制度上、短期の高等教育に位置づけられる。
 - ・ VN-NARIC は、短期大学士の課程は *Bằng Cao đẳng*（後期中等教育修了後、2～3年の課程、カレッジ）、専門士の課程は *Bằng Trung cấp*（Intermediate Level、後期中等教育修了後、1～2年の課程）に対応すると回答している。高度専門士は対応する資格がないと回答している。*Bằng Cao đẳng*、*Bằng Trung cấp* はともに教育法上、「職業教育」に分類され、高等教育には分類されない。
 - ・ ネパールの評定・承認機関には、高等教育（学術分野）の資格の評定・承認を行う TUCDC と後期中等教育段階の職業教育の資格の評定・承認を行う CTEVTがあるが、高等教育段階の職業教育の資格の評定・承認はどちらも行っていない。このため、高等教育段階の職業教育に位置づけられる専門士、高度専門士については対応する資格について回答がなかった。

⁴² 質問票調査では、日本の資格／課程（学士／大学、専門士／専修学校専門課程等）に対応する各国の資格／課程を回答してもらっている。学校教育制度上の位置づけは、この回答及び関連法規に基づき整理した。

- 医学分野、医療分野の資格の評定・承認について、ベトナム・ネパールの評定・承認機関から課題が指摘された。
- ・ 学士課程（6年制）修了を出願資格とする課程（医学系博士課程）と学士課程（4年制）修了を出願資格とする課程（医学系修士課程、医療系修士課程（看護、臨床検査、診療放射線等））の区別に関連すると思われる課題が指摘された。（ベトナム）
 - ・ 医学部卒業者の博士課程の進学経路（医学部学士課程（6年）→博士課程）と関連し、課題が指摘された。（ネパール）

1.3.1 各機関における日本の高等教育資格の評定・承認の実績・内容と課題

回答があった3機関（中国 CSCSE、ベトナム VN-NARIC、ネパール TUCDC・CTEVT）における日本の高等教育資格の評定・承認の実績と内容は、以下の国別の記載の通り。

(1) 中国

日本の高等教育資格の評定・承認についての CSCSE の回答は図表 2-8 のとおりである。

日本の学士、修士、博士はそれぞれ、中国の学士（本科課程）、修士、博士に対応する。大学改革支援・学位授与機構が授与する学位についても、学士、修士、博士は中国の学士、修士、博士に対応する。短期大学士、準学士、専門士の課程は専科課程に対応する。専科課程は、2～3年の短期の高等教育課程であり、専科卒業証書が授与されるが、学位ではない（大学改革支援・学位授与機構（2024）pp.25-26, p.38）。高度専門士については、相応の称号はないが、本科課程に相当すると回答している。専門職学位については、修士（専門職）は修士、法務博士は相応の学位はないが修士課程に相当、教職修士については対応する学位はないと回答している。

また専科課程について学校制度上の位置づけを見ると、本科課程とならんで高等教育に位置づけられる（高等教育法（2015改正）第16条）⁴³。

また、中国では、中等教育後の職業教育は、高等教育の枠内で実施される。⁴⁴

⁴³ 学校制度上の位置づけは、調査票の回答ではなく、対応する課程（専科課程）について、関連法規上の位置づけを確認したもの。

⁴⁴ 1996年（2022年改正）に制定された職業教育法では、職業教育を法律により規定し、「職業学校教育は、初等、中等、高等職業学校教育に分けられ、（中略）高等職業教育は、高等職業学校または通常の高等教育機関によって提供される。」としている（職業教育法（1996年制定・第13条）。また、1999年の中国共産党中央委員会・国務院決定では、「高等職業教育は高等教育の重要な構成部分であり、高等教育を大いに発展させて、必要な理論的知識としっかりした実践的能力を備え、生産、建設、管理、サービスの第一線と農村で喫緊に必要なとされる専門人材を養成しなければならない。」（中国共産党中央委員会・国務院（1999）「教育改革を深化させ素質教育を全面的に推進することに関する決定」）としている。（南部（2016）p.128）

図表 2-8：日本の高等教育資格の評定・承認の件数・対応する資格（中国）

	日本の高等教育資格/課程	年間の評定・承認の件数（概数）	対応する資格/課程
1	学士/大学学士課程	非公表	学士/本科課程 ¹⁾
2	短期大学士/短期大学	〃	専科卒業証書 専科課程 ²⁾
3	修士/大学院修士課程	〃	修士/大学院修士課程
4	博士/大学院博士課程	〃	博士/大学院博士課程
5	修士（専門職）/専門職大学院の課程	〃	修士/大学院修士課程
6	法務博士（専門職）/法科大学院の課程	〃	対応する資格なし 法科大学院は大学院修士課程に相当
7	教職修士（専門職）/教職大学院の課程	〃	対応する資格なし
8	大学改革支援・学位授与機構が授与する学位：学士	〃	学士/本科課程
9	大学改革支援・学位授与機構が授与する学位：修士	〃	修士/大学院修士課程
10	大学改革支援・学位授与機構が授与する学位：博士	〃	博士/大学院博士課程
11	準学士/高等専門学校	〃	専科卒業証書 専科課程
12	専門士/専修学校専門課程（2年以上）	〃	専科卒業証書 専科課程
13	高度専門士/専修学校専門課程（4年以上）	〃	対応する資格なし 本科課程に相当

¹⁾ 本科課程は、学術・研究を中心とする4年間の高等教育課程、日本の学士課程に相当する。

²⁾ 専科課程は、2～3年の短期の高等教育課程であり、専科卒業証書が授与されるが、学位ではない（大学改革支援・学位授与機構（2024）pp.25-26, p.38）

³⁾ 中国の学位には学術学位と専門職学位がある。専門職学位の課程では特定の職業領域を対象とした高水準の応用型の人材育成を行う。（大学改革支援・学位授与機構（2024）pp.26-27）

⁴⁾ 2019年6月28日-2022年6月28日の間にCSCSEによる評定・承認が行われた日本の高等教育機関の一覧は以下に掲載されている。<http://yxcx.cscse.edu.cn/rzyxmd>

出所：海外評定・承認機関質問票調査

日本の高等教育資格の評定・承認において困難があった事例として、以下の回答があった。以下では、調査票に記載のあった内容を記す。

○日本の高等教育機関の学科・分野の名称が示す内容が分かりづらい。

中国では、教育部によって統一された専攻リスト⁴⁵があり、CSCSEの評定・承認担当者は同リストに基づき申請者が日本で学んだ分野が中国のどの専攻に相当するか照らし合わせている。日本の高等教育機関には共通の統一された学科・分野の名称のリストはなく、近年は特に文理融合の傾向や専攻名称の多様化もあって、対応する専攻の照合プロセスに時間を要している。また、教育部リストの専攻の名称と日本の分野・学科の間には大きな差

⁴⁵ 中国教育部（2018）【大学院】学科一覧[学位授予和人才培养学科目录（2018年4月）]

http://www.moe.gov.cn/s78/A22/xwb_left/moe_833/201804/t20180419_333655.html

中国教育部（2012）【学部】専攻リスト[普通高等学校本科专业目录]

http://www.moe.gov.cn/srcsite/A08/moe_1034/s3882/201209/t20120918_143152.html

中国教育部（2021）【職業教育】（中等教育、高等教育専科、高等教育本科別）教育部关于印发职业教育专业目录（2021年）的通知 http://www.moe.gov.cn/srcsite/A07/moe_953/202103/t20210319_521135.html

がある可能性がある。今後、調査が必要と考えている。学生からも中国での進学や就職の際に、日本の高等教育機関の学科・分野の名称が分かりにくいと聞いている。

○一部の日本の大学・専門学校では CSCSE からの照会メールへの回答に時間を要している。

卒業証書の真正性確認等について、日本には資格情報を保有し証明できる第三者機関がないため、CSCSE では、各大学、専門学校等にメールで照会を行っている。多くの日本の大学、専門学校等は協力的であるが、中には CSCSE や海外の機関からの評定・承認の業務について詳しくない機関もあり、照会に対する情報提供に時間を要している場合がある。照会の際、資格保持者の同意書を添付しているが、個人情報であるため情報提供できないというところもある。国際郵便で紙の学位証明書を取り付けることが必要になる場合もあり、時間を要する。こうしたことは学生の進学や就職にも影響する。

(2) ベトナム

日本の高等教育資格の評定・承認についての VN-NARIC の回答は図表 2-9 のとおりである。日本の学士、修士、博士はそれぞれ、ベトナムの学士、修士、博士に対応する。大学改革支援・学位授与機構が授与する学位についても、学士、修士、博士はベトナムの学士、修士、博士に対応する。短期大学士は *Bằng Cao đẳng* (College Degree、後期中等教育修了後、2～3年の課程) に対応する。一方、専門士については、*Bằng Trung cấp*

(Intermediate Level、前期中等教育修了後 1～2年の課程と、後期中等教育修了後、1～2年の課程がある (Dept. of Formal Training, 2020)) に対応するという回答であった。

Bằng Cao đẳng、*Bằng Trung cấp* について学校制度上の位置づけを見ると、ともに、関連法において職業教育に分類され、高等教育には分類されない (教育法 (2019) 第 6 条、職業教育法 (2014) 第 3・5 条、高等教育法 (2018) 第 6・7 条)^{46, 47}。National Qualifications Framework 上は、*Bằng Cao đẳng* はレベル 5、*Bằng Trung cấp* はレベル 4 に分類される⁴⁸。

大学への進学については、「中等後学校、カレッジと大学間のブリッジプログラムに関する決定 (2017)」に基づき、*Bằng Cao đẳng*、*Bằng Trung cấp* とともに大学への進学が可能であり、大学が認めれば学習内容の振り替え (大学での履修免除) が可能となる^{49, 50}。

一方、外国の高等教育段階の職業教育の評定・承認については、VN-NARIC は、「ベトナムの大学は外国での学習を評定・承認する権利を有しており⁵¹、プログラムの内容を比較した上で外国の高等教育段階の職業教育の学習を認定したり、編入学を認めることはあり得る」と述べている⁵²。

⁴⁶ 学校制度上の位置づけは、調査票の回答ではなく、対応する課程について、関連法規上の位置づけを確認したもの。

⁴⁷ なおこれらの法律の改正以前は、*Bằng Cao đẳng* は、職業教育、高等教育両方に分類されているが、改正後は職業教育に分類されている。*Bằng Trung cấp* は、改正前、後、ともに、職業教育に分類されている。(教育法 (2005) 38 条、Nguyen (2016) p. 2)

⁴⁸ Article 1. Decision on approving for Vietnamese qualifications framework Socialist Republic of Vietnam (2016.c)

⁴⁹ Decision on bridge programs between post-secondary schools or colleges and universities (18/2017/QĐ-TTg, 2017.5.31)

⁵⁰ Article 2, Appendix, Decision on the Structural Framework of the National Education System, Socialist Republic of Vietnam (2016.a)

⁵¹ 「外国の教育機関によって付与された学位承認の条件、規則、権限に関する教育訓練省回章 (no. 13/2021/TT-BGDĐT, 2021. 4. 15)」は第 4 条 4. において、「高等教育機関は、本章の規定に基づき、自らの教育訓練に使用する目的で学位の評価を行うことができる。」としている。

⁵² NIC-Japan セミナーシリーズ「外国の教育制度・高等教育資格：ベトナム」(2021 年 12 月 6 日) における VN-NARIC の説明。

専修学校専門課程についても、大学が高等教育段階の内容であると認め、学習内容の振り替え、履修免除を認める可能性があるが、実際の運用については今後、確認が必要である。

専門職学位（修士（専門職）、法務博士、教職修士）、準学士、高度専門士については、対応する資格がないという回答であった。

また今回は、教育訓練省において承認業務を行う VN-NARIC に調査票を送付し、回答を得ている。一方、労働傷病兵社会省「海外の職業教育機関が発行したディプロマの承認に関する回章」⁵³によれば、外国の職業教育機関が発行する資格（ベトナム資格枠組みのレベル5以下）については、職業教育を所管する労働傷病兵社会省が所掌することとなっている。（図表2-10）今後、教育訓練省、労働傷病兵社会省間の所掌について整理が必要になる可能性もある。

図表2-9：日本の高等教育資格の評定・承認の件数・対応する資格（ベトナム）

	日本の高等教育資格／課程	年間の評定・承認件数（概数）	対応する資格／課程
1	学士/大学学士課程	20件以上	Bằng Đại học (Bachelor, University)
2	短期大学士/短期大学	無 ¹⁾	Bằng Cao đẳng ²⁾ (Advanced Diploma/College Diploma)
3	修士/大学院修士課程	20件以上	Bằng Thạc sĩ (Master)
4	博士/大学院博士課程	20件以上	Bằng Tiến sĩ (Doctor)
5	修士（専門職）/専門職大学院の課程	1～10件	対応する資格なし
6	法務博士（専門職）/法科大学院の課程	無	対応する資格なし
7	教職修士（専門職）/教職大学院の課程	無	対応する資格なし
8	大学改革支援・学位授与機構が授与する学位：学士	（過去に承認した実績がある）	Bằng Đại học
9	同：修士	無	Bằng Thạc sĩ
10	同：博士	無	Bằng Tiến sĩ
11	準学士/高等専門学校	無	対応する資格なし
12	専門士/専修学校専門課程（2年以上）	無	Bằng Trung cấp ²⁾ (Intermediate Diploma/ Diploma)
13	高度専門士/専修学校専門課程（4年以上）	無	対応する資格なし

出所：海外評定・承認機関質問票調査

¹⁾ 「無」は、過去に評定・承認の実績がないことを示す。

²⁾ Bằng Cao đẳng、Bằng Trung cấp は、教育法上、職業教育に位置づけられ、高等教育には位置づけられない。（教育法（2019）第6条、職業教育法（2018）第5条、高等教育法（2018）第6,7条）

⁵³ Circular on recognizing diplomas and certificates issued by foreign vocational education institutions, Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs (2017)

図表 2-10：ベトナム・外国の教育資格の承認：教育訓練省と労働傷病兵社会省の権限

外国の資格	承認の権限を有する者	根拠規則
学士・修士・博士、これらと同等の学位 教育学分野の associate degree (college diploma) ¹⁾	- 教育訓練省に属する質管理部門 - 外国資格承認関連機関	教育訓練省「外国の教育機関の学位の承認の要件、手続き、権限に関する回章」(Circular no. 13/2021/TT-BGDĐT) 第1, 2, 6.1条
前期・後期中等教育修了証書、普通教育課程修了証書	- 市・地方教局教育訓練部長	同回章第6.2条
ベトナムの職業教育資格(カレッジ ²⁾ 、中級職業教育 ³⁾ (後期中等教育、中等後教育段階)、初級職業教育(前期中等教育段階)に相当する、外国の職業教育機関が発行するディプロマ、修了証書 ⁴⁾ 。 - 外国の職業教育機関が発行する academic results に関する修了証書は適用外 ⁵⁾ 。 - 教育学分野の学位、修了証書は適用外 ¹⁾ 。	- 労働傷病兵社会省職業訓練局 ⁶⁾	労働傷病兵社会省「外国の職業教育機関が発行したディプロマの承認に関する回章」(Circular no.34/2017/TT-BLDTBXH) 第1、2、3、4条

出所：上記教育訓練省、労働傷病兵社会省回章及び以下

¹⁾ Regional Cooperation in the field of recognition among Asian Countries (RECOASIA) (2022) (p.60)

²⁾ advanced diploma (college diploma)

³⁾ intermediate diploma (diploma)

⁴⁾ 労働傷病兵社会省回章第2条

⁵⁾ 同第1条2.

⁶⁾ 同第4条

日本の高等教育資格の評定・承認において困難があった事例として、以下の回答があった。以下では、調査票に記載のあった内容を記す。

○医学・医療分野の資格の評定・承認について課題がある。

「ベトナムの医学／医療 (medical science) 分野の4年制課程で学士を取得した学生が、日本の医学／医療分野の博士課程に入学した事例がある。大学改革支援・学位授与機構ウェブサイトや在ベトナム日本国大使館の情報では、日本の医学分野の博士課程の入学には6年間の学士課程の卒業が要件とされている。そのため VN-NARIC は、当該学生の博士号を認めることができなかった。」⁵⁴

(3) ネパール

ネパールで高等教育(大学・大学院)段階の学術教育の資格についての評定・承認を行うトリブバン大学カリキュラム開発センター(TUCDC)は、日本の学士、修士、博士は、ネパールの学士、修士、博士に対応すると回答している。一方、短期大学士、大学改革支援・学位授与機構が授与する学位、準学士、専門士及び高度専門士についてはこれまでに評定・承認の実績がなく、対応する学位についても回答がなかった。

⁵⁴ medical science が具体的に何を指すかが不明である。また、日本の医学・医療分野で、4年制学士を入学資格とする博士前期課程(医学系の修士課程と医療系(看護、放射線技術、理学・作業療法等)の修士課程が考えられる。)があることが認識されていない可能性がある。

法務博士、教育修士については、専門職学位ではなく、学術分野の学位として評定しているとの説明であった⁵⁵。

なお、「1.2.1 調査対象機関の海外の高等教育資格の評定・承認・真正性確認に関する機能・法令等」で見た通り、ネパールでは、高等教育段階の学位（学術）の評定・承認はTUCDCが行い、非高等教育段階の職業教育の評定・承認は、もう一つの評定・承認機関である技術教育職業訓練センター（CTEVT）が行うという整理になっており、現状では海外の高等教育段階の職業教育の評定・承認を行う機関がない。今後、海外の高等教育段階の職業教育の評定・承認が必要になった場合は、教育省高等教育局と協議が必要になるとのことである⁵⁶。

また、CTEVT への確認によれば、ネパールの学校制度における職業教育として、第10学年終了後の3年間の課程、第12学年終了後の1.5年の課程があり、いずれもディプロマまたはサーティフィケートが付与されるが、高等教育ではない⁵⁷。

図表 2 - 11：日本の高等教育資格の評定・承認の件数・対応する資格（ネパール）

	日本の高等教育資格／課程	年間の評定・承認の件数 (概数)	対応する資格／課程
1	学士/大学学士課程	20 件以上	学士
2	短期大学士/短期大学	無 ¹⁾	回答なし
3	修士/大学院修士課程	20 件以上	修士
4	博士/大学院博士課程	20 件以上	博士
5	修士（専門職）/専門職大学院の課程	無	回答なし
6	法務博士/法科大学院の課程	1～10 件	Doctor in Law（学術）
7	教職修士（専門職）/教職大学院の課程	20 件以上	Master in Education（学術）
8	大学改革支援・学位授与機構が授与する学位：学士	無	回答なし
9	同：修士	無	回答なし
10	同：博士	無	回答なし
11	準学士/高等専門学校	無	回答なし
12	専門士/専修学校専門課程（2年以上）	無	回答なし（所管する評定・承認機関がない）
13	高度専門士/専修学校専門課程（4年以上）	無	回答なし（同上）

¹⁾「無」は、過去に評定・承認の実績がないことを示す。

出所：海外評定・承認機関質問票調査及びオンライン面談での回答。

日本の高等教育資格の評定・承認において困難があった事例として、以下の回答があった。以下では、調査票に記載のあった内容を記す。

○医学分野の資格の評定・承認について課題がある。

「日本の医学分野の教育制度はネパールや他国と違う。日本で6年間の医学部学士課程修了後、修士課程を経ず、博士課程に進学した場合、博士課程を修了しても修士の学位を取

⁵⁵ 法務博士は Doctor in Law、教職修士は Master of Education と評定している、いずれも専門職の学位ではなく、学術の学位との回答であった。TUCDC とのオンライン面談での説明。

⁵⁶ TUCDC とのオンライン面談での説明。

⁵⁷ TUCDC とのオンライン面談での説明、その後の CTEVT への確認による。

得していない。そのため、ネパールでは現状、PhD*と同等と認められない。本件については、医学部長と協議中である。」

*ネパールの場合、Bachelor of Medicine and Bachelor of Surgery(MBBS) 4年半～5年半→MD (MBBS 後の修士) 3年→PhD 3年。

2. 専門学校留学生聞き取り調査

海外における日本の高等教育資格の評定・承認についての現状と課題を把握するため、本調査対象 5 か国（韓国、中国、ベトナム、タイ、ネパール）からの専門学校の留学生・卒業生への聞き取り調査を実施した。以下では、聞き取り調査の概要 (2.1)、調査対象者の出身国での最終学歴、留学の動機、卒業後の進路等 (2.2)、出身国における専門士・高度専門士資格の評定・承認、資格の評価に関する留学生の理解 (2.3) について述べる。

2.1 聞き取り調査の概要

2.1.1 聞き取り調査の目的

留学生聞き取り調査の目的は、海外における日本の高等教育資格、特に専門学校の修了資格である専門士・高度専門士の評定・承認について、資格保持者である留学生の認識を把握すること、また、彼らの視点から課題を理解することである。承認規約では資格保持者の権利保護をうたっており、本聞き取り調査はこうした点も踏まえている。なお、本報告書では在學生、卒業生を合わせて留学生と記載している。

なお、本調査の対象は調査対象 5 か国、42 名の限られた事例であり、専門学校留学生全体の傾向を示すものではない。以下の記述は、本調査の対象者に限ったものである。

2.1.2 聞き取り調査の概要（調査対象者の選定と面談実施の方法）

聞き取り調査対象者の選定は、専門学校担当者からの紹介、調査対象者からの紹介（友人、先輩等）、調査者のネットワークの 3 手段を通じて候補者の紹介を受け、面談依頼を行った。最終的に、2021 年 2 月から 9 月の間に、5 か国 42 名から聞き取りを行った。

聞き取り調査は、オンライン、対面、一部メールでのやりとりで実施している。2 名以上のグループ（基本的に同一国、専門学校）で実施している場合もある。また、専門学校担当者が同席したものもある。使用言語については基本的に通訳を介し、調査対象者の母国語で実施したが、対象が希望する場合は日本語で実施した。

聞き取り調査は、事前に送付した質問事項に沿って、回答者が自由に回答している。選択肢方式ではない。必要に応じて更問をおこなっている（半構造化インタビュー）。

面談候補者には、事前に調査の内容・方法、報告書の公表、個人情報保護等について説明した上で同意を得た。

2.1.3 調査対象者の属性（出身国、在学・卒業の別、履修分野、年代、性別）

(1) 調査対象者の出身国、在学／卒業の別、履修分野等

調査対象者の出身国と在学／卒業の別は図表 2-12 とおりである。

図表 2-12：面談者の在籍状況

在籍状況	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
在學生	3	9	9	6	6	33
卒業生	3	4	0	1	1	9
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

留学生の専門学校での履修分野、履修学科は図表 2-13 の通り。調査対象 5 か国全体として、できるだけ専門 8 分野に散らばるようにした。

図表 2 - 13 : 専門学校での履修分野・履修学科

履修分野	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
医療	0	3 臨床検査2、看護1	0	0	0	3
衛生	1 製菓・製パン1	4 調理1、製菓・製パン2、美容1	1 美容1	1 製菓・製パン1	0	7
工業	1 情報処理1	2 ゲーム1、デザイン1	1 環境技術1	0	0	4
社会福祉	0	0	7 介護福祉7	1 介護福祉1	2 介護福祉2	10
商業実務	1 ビジネス1	1 旅行1	0	5 ビジネス5	5 ビジネス4、旅行1	12
服飾家政	1 ファッションビジネス	0	0	0	0	1
文化教養	2 音楽1、日本語1	2 演劇1、アニメ1	0	0	0	4
農業	0	1 バイオテクノロジー	0	0	0	1
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

上段は人数、下段は履修学科別の人数

調査対象者が在籍する学科において修了時に取得する資格は図表 2 - 14 のとおりである。42 名の内 33 名は専門士資格を取得予定・取得済であり、3 名は高度専門士資格を取得予定・取得済である。また、すでに専門士資格を持ち、さらに別の分野の専門学校で学ぶ留学生が 3 名いた。専門士の称号が付与されない課程で学ぶ留学生も 3 名いた。

2 分野で資格を取る 3 名については、分野は介護と医療、工業とビジネス、工業と介護であった。2 分野を学ぶ経緯は、介護業務の延長線上で医療に関心を持った、工業デザインを学ぶうちに IT の必要性を感じビジネス (IT を含む) を専攻した、関心がある自動車分野を学んだが、更に異なる分野を学びたいと考え、奨学金がある介護分野を選んだ、というものであった。

専門士の称号を取得しない留学生は、留学した専門学校が出身国の学校の海外提携校であり、1 年間の課程に留学したというケース、また、専門学校の 1 年目 (製パン) と 2 年目 (製菓) で異なる課程を履修したため、専門士の称号付与とならなかったケースである。

図表 2 - 14 : 専門学校修了時に取得済/予定の称号

取得済/予定の称号	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
称号の取得なし	1	2	0	0	0	3
専門士	4	8	9	7	5	33
専門士 (2 分野)	0	1	0	0	2	3
高度専門士	1	2	0	0	0	3
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

(2) 調査対象者の年代、性別

調査対象者の年代は図表 2 - 15 のとおりである。42 名中 34 名が 20 代であり、5 名が 30 代、2 名が 40 代以上であった。

図表 2 - 15 : 面談者の年代

年代	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
20 代	2	12	8	6	6	34
30 代	2	0	1	1	1	5
40 代以上	1	1	0	0	0	2
不明	1	0	0	0	0	1
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

面談者の性別は、男性と女性が同数となった。

図表 2 - 16 : 面談者の性別

性別	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
男性	2	8	3	2	6	21
女性	4	5	6	5	1	21
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

2.2 調査対象者の出身国での最終学歴、留学の動機、卒業後の進路等

本節では、専門学校への留学や卒業後の進路に関する基本的な情報として、調査対象者の出身国での最終学歴、留学の動機、進路等を見る。

2.2.1 調査対象者の出身国での最終学歴

質問：出身国での最終学歴を教えてください。

図表 2 - 17 のとおり、調査対象者の出身国での最終学歴で最も多かったのが高校卒業の 15 名、次いで大学卒業の 14 名であった。中国の専科課程、ベトナムのカレッジを卒業した者がそれぞれ 2 名と 6 名である。

図表 2 - 17 : 調査対象者の出身国での最終学歴⁵⁾

学歴	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
高校卒業	2	5	3	2	3	15
短期高等教育／中等 教育後教育機関卒業	0	2 ¹⁾	6 ²⁾	0	0	8
大学中退	1 ³⁾	0	0	0	3 ⁴⁾	4
大学在籍	0	0	0	1	0	1
大学卒業	3	6	0	4	1	14
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

¹⁾ 専科課程卒業

²⁾ カレッジ卒業

- 3) 大学に入学したが、実践に関心があるという理由で大学を中退して専門学校に入学している。
 4) 3名のうち2名は、出身国の大学での進級試験に合格できなかった後、日本の専門学校に留学している。
 5) (参考データ：専門学校留学生の母国での最終学歴：大学・大学院卒：21%、その他（高校／短大等）：74%、把握できていない（5%）（N=28, 189）（日本国際協力センター 2024. 2）

2.2.2 留学の動機

(1) 日本の専門学校の情報の入手

質問：留学を決める以前に、日本の専門学校という学校種を知っていましたか。

図表 2 - 18 のとおり、42名の留学生のうち、日本への留学を決める以前から専門学校という学校種について知っていた留学生は22名、専門学校について聞いたことがあった留学生は4名、専門学校について知らなかった学生は15名だった。国別では、韓国の留学生6名は全員留学決定前から専門学校について知っていた。タイの留学生も7名中5名が知っていた。中国とネパールの留学生は半数超が知っていたが、ベトナムの留学生はほとんどが留学決定前には専門学校について知らなかった。

図表 2 - 18 : 来日前に専門学校を知っていたか

類型	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
知っていた	6	7	1	5	3	22
聞いたことはあった	0	2	0	0	2	4
知らなかった	0	3	8	2	2	15
不明（未確認）	0	1	0	0	0	1
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

質問：在籍する／した専門学校の情報をどのように知りましたか。

専門学校の情報の入手経路は多様であった。図表 2 - 19 のとおり、出身国・日本の日本語学校が8名であった⁵⁸。また、卒業後の日本の雇用主から専門学校の情報を入手したというケースも多い。これは介護分野の日本人の人材不足を背景として、介護施設（雇用主）等による海外で募集促進が行われているケースである。留学生は、専門学校での学習を経て介護施設に就職する。当該8名のうち7名は来日前に雇用が内定している。また、出身国・日本の留学エージェントから学校説明会等において情報を入手したケースも多い。一方で、インターネット等で自身で情報収集している留学生もいる。

図表 2 - 19 : 専門学校の情報の入手経路

情報源	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
日本語学校（出身国・日本）	1	2	2	0	3	8
日本の雇用主	0	0	6	2	0	8
留学エージェント（出身国・日本）による学校説明会等	1	2	0	4	0	7
自身で情報収集（インターネット等）	2	2	1	1	1	7
親族・知人	1	4	0	0	1	6
出身国で所属していた学校	0	2	0	0	0	2

⁵⁸ 調査対象の留学生は、1名を除く全員が日本国内の日本語学校で学習した後に、専門学校に進学している。この中には来日前に出身国の日本語学校で学んでいるものもいる。

情報源	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
その他・不明	1	1	0	0	2	4
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

専門学校の情報の入手手段に関する留学生のコメントを下記に示す。なお、コメントは発言者の文意のまま記載している。(以下同)

【留学生コメント】

- ・ 出身国で、現在の雇用者（介護施設）が教育システムの説明をしてくれ、専門学校で2年学んだら、その後日本で仕事することもできるとのことであった。私達みたいに教育資金が充分ない人達にとって良いシステムだと思って選択した。(タイ/介護福祉)
- ・ 自分が勉強したい分野について調べたらネパールではカトマンズに1か所しかなかった。カトマンズで勉強するのも日本で勉強するのも故郷を離れることは同じ。働きながら勉強できる国を調べたら日本だった。(ネパール/自動車整備・介護福祉)
- ・ 日本の専門学校は、普通は皆知らないし、知っていても学歴としては大学よりも低いので、あまり言わない（話題にしない）。2015年の日本留学情報という本を買い、そこに専門学校も載っていた。それが専門学校を知った最初。(中国/農業その他)
- ・ 自身の専門学校を知ったきっかけは、2019年の東京でのイベントで、この学校のデザイン力、先輩の作品を見て、かっこいいと思い、留学した。(中国/文化教養その他)
- ・ 中国にいる時から専門学校に入りたいと思ったが、専門学校の数が多いので、中国にいるより日本に直接来た方が情報収集しやすいと思いき来日した。(中国/文化教養その他)

(2) 専門学校への留学の動機

質問：なぜ専門学校への留学を希望しましたか。

図表2-20に専門学校への留学動機を示す。以下では、調査対象者42名についての全体的な傾向、国別の傾向、分野別の傾向を述べる。

42名のうち、留学の動機として日本での就職を上げた者が14名で最も多かった。次いで、専門技術の習得が10名である。また、留学の動機として、アニメ・ゲーム等の日本文化への関心や日本語の勉強をきっかけに来日を決め、その後、専門技術を習得するために専門学校に入学した、と説明した学生も多い。日本の大学又は大学院への進学を希望していたが、専門学校に進路変更をした留学生が7名であった。

出身国別の傾向としては、ネパール、ベトナムで、日本での就職を動機にあげる留学生が過半数を超え、ネパールは7名中6名、ベトナムは9名中5名であった。タイも日本で就職が動機の学生が7名中3名であったが、大学又は大学院への進学希望からの進路変更の学生も3名いた。韓国では、専門技術の習得が6名中4名と多かった。中国では、日本文化への関心が最も多く13名中6名、次いで専門技術の習得が5名である。

図表 2 - 20 : 専門学校への留学の動機 (出身国別)

留学の動機	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
日本での就職	0	0	5	3	6	14
専門技術の習得	4	5	1	0	0	10
日本文化への関心と 専門技術の習得	1	6	0	1	0	8
日本語の勉強と 専門技術の習得	1	0	2	0	0	3
大学または大学院進学 希望からの変更	0	2	1	3	1	7
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

参考データ：「令和2年度専門学校に在籍する留学生の実態調査報告書」（東京都内の専門学校に在籍する留学生を対象にアンケート調査、回答数2,760）では、「日本への留学理由」を質問している。これに対する回答は、「日本に興味があった」48.5%、「日本で就職したかった」36.4%、「家族・友人・先輩や学校の先生に勧められた」11.5%、「その他（「大学・大学院に進学したい」「高度な技術を習いたい」等）」3.6%となっている。（東京都専修学校各種学校協会（2021）p.4, p.7）

留学の動機を分野別に見ると、社会福祉と商業実務において、日本での就職を留学の動機にあげた留学生が多く、社会福祉で12人中9名、商業実務で8名中5名だった。医療（2名）、服飾・家政（1名）と文化教養（2名）は、全ての留学生が専門技術の習得が留学の動機であると回答している。衛生、工業は、専門技術の習得に加えて日本文化への関心、日本語の勉強を留学の動機と回答している。工業分野では、アニメ・ゲーム等の日本文化に関心があり、その後専門技術を学ぶため専門学校に進学したというケースがある。工業・社会福祉・商業・農業分野では、大学または大学院進学からの変更もある。

図表 2 - 21 : 専門学校への留学動機 (分野別)

希望	医療	衛生	工業	社会 福祉	商業 実務	服飾 家政	文化 教養	農業	合計
日本で就職	0	0	0	9	5	0	0	0	14
専門技術の習得	2	4	1	0	0	1	2	0	10
日本文化への関心、 専門技術の習得	0	3	4	0	1	0	0	0	8
日本語の勉強、専門 技術の習得	0	0	2	1	0	0	0	0	3
大学または大学院進 学からの進路変更	0	0	2	2	2	0	0	1	7
合計	2	7	9	12	8	1	2	1	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

留学動機に関するコメントを以下に示す。

【留学生コメント】

(日本での就職)

- ・ ベトナムで高校を卒業後、来日した。専門学校で短期間勉強し、卒業後すぐに就職できるため専門学校への留学を希望した。日本では介護士が不足しているため、すぐに働けると思った。(ベトナム/介護福祉)
- ・ ベトナムの短期大学で医療を学び、2年間データ技師として働いた。テレビで日本の介護を知り興味を持った。現在ベトナムには介護の仕事は無い。日本で介護の勉強をして、10年程働いて経験を積んだ後、ベトナムに戻って介護の仕事を続けたい。(ベトナム/介護福祉)
- ・ タイで商業高校(Por Wor Chor)を卒業後、1年間日本語を勉強していたときに、日本からタイに来て介護人材をリクルートしている介護施設のオーナーに出会い、介護の仕事内容や専門学校についての情報を得た。同施設がスポンサーとして留学の金銭面の支援をしてくれるため、教育資金を十分に持たない自分にとって良いと思った。専門学校は同施設が選んでくれた。タイで大学を卒業して部長に昇進しても、給与は日本の介護士と同程度であり、日本で働きたいと思った。(タイ/介護福祉)
- ・ ネパールで大学に通っていたが、3年生の進級試験で不合格になったため中退した。その後、日本で学んで日本で就職したいと思い、日本語学校に留学した。日本は豊かな国だと知っていたので、日本に来たら未来が開けると思った。日本語学校卒業後の進路として、専門学校か大学か検討したが、専門学校であれば早く卒業して仕事をみつけれられると思い、専門学校に進学することにした。(ネパール/旅行)

(専門技術の習得)

- ・ 韓国で4年制の音楽大学を卒業後、演奏家ではなく楽器修理の道に進むことを決めた。知人から日本に楽器の修理で有名な学校があると紹介を受け来日した。日本で楽器の修理を学べるのはその学校だけであったため入学を決めた。(韓国/音楽)
- ・ 韓国で大学(生物学専攻)を卒業後、パン屋で4~5年働いたが、製パンの専門的な勉強をしていなかったため、勉強したいと考えた。韓国にも製パンの専門学校はあるが履修期間が短いため、カリキュラムが整備され、講師の質が高いフランスか日本で勉強をしたいと考えた。日本は韓国と近いこと、日本のパンが韓国で人気があり、日本で学んだことを韓国で広めたいと思い、日本への留学を決めた。来日後、日本語の勉強をしているときに知り合った人から現在の専門学校の話聞き、自分に合っていると思い選択した。(韓国/製菓・製パン)
- ・ 中国で大学本科(経済学)を卒業後、1年ほど働いていたが、日本のゲームが好きで、ゲーム製作の専門技術を学ぶために専門学校に留学した。中国にいるとき、日本語学校の先生から現在の専門学校の紹介を受けた。また、同校は中国でも有名だった。来日後、日本語学校に通いながらさらに詳しくいくつかの専門学校の調査を行った。2年間の専門士課程では短いと思い、4年間の高度専門士課程を選択した。(中国/工業その他)
- ・ 美容に関心があったが、ベトナムでは高度な美容を専門的に教える学校はほとんどない。日本の美容の技術は高く、日本で勉強したいと思った。ベトナムにいる時、インターネットで調査をして、現在の専門学校が美容の専門学校としてトップであると知った。来日後、日本語学校の先生からも良い学校だと言われたため選択した。(ベトナム/美容)
- ・ 高校生の時から日本に興味があり、日本の技術を学びたいと思っていた。日本では働きながら勉強ができると知り、高校卒業後、日本語学校に留学した。来日時には、特定の分野を決めていなかったが、日本語学校で専門学校の紹介を受け、自動車の専門学校に興味を持ち、学校の説明会などを経て自動車の専門学校を選択した。2年間の課程を修了後、同専門学校での進学や短期大学への進学を検討したが学費が高かった。ネパールに帰国できる状態ではなく、もっと勉強したいという気持ちもあった。その時、知人から介護の勉強を進められ、興味を持ったので介護の専門学校に入学した。(ネパール/自動車整備、介護福祉)

(日本文化への関心と専門技術の習得)

- ・ 小学生の時から音楽、マンガ、アニメなど日本の文化に関心があり、日本に留学したいと思った。高校を卒業後、8年ほど韓国で仕事をしたが、主にサービス系の仕事をしていたので、サービス系のことを学べる専門学校を探した。韓国で留学エージェントを活用して情報収集し、日本に旅行で来た際に学校を見学して選択した。(韓国/ビジネス)
- ・ 日本のアニメが好きで、日本に留学したいという思いがあった。中国の大学で機械工学を学び、中国で大学院進学を目指したが不合格になった後、自分が本当に何を勉強したいのか、どういう仕事に就きたいかを考えた結果、日本の専門学校に留学し、イラストを勉強することにした。親は中国の国有企業等への就職を期待していたが、了承を得て来日できた。日本語学校在学中に、展示会で先輩の作品を見る機会があり、同校への入学を決めた。(中国/文化・教養その他)

(日本語の勉強と専門技術の習得)

- ・ 高校生の時に日本語に興味を持ち勉強を始めた。大学(日本語学科)を中退し、仕事をしていて、日本語能力をさらに伸ばしたいと考え日本に留学した。日本で日本語学校に通い、その後専門学校に進学しようと考えて来日した。ネットワークセキュリティの勉強をしたかったので、現在の専門学校を選んだ。大学よりも専門学校の方が実践的な勉強ができると思った。韓国にも同分野を学べる専門学校はあるが、韓国での学費と留学費用がほとんど同じなので、日本語を勉強しながら専門分野を学ぶために日本の専門学校に留学した。(韓国/ビジネス)
- ・ 中国で大学(日本語学科)を卒業した後2年程働いたが、進路に迷いがあった。中学生の時から日本のドラマを見ていて、日本で生活したいと思っており、日本語学校に留学した。当初は日本語学校卒業後には帰国するつもりで、専門学校のことでは知らなかった。日本語学校の友人から製菓学校の紹介を受け、製菓に関心を持った。いくつかの製菓学校を見学し、印象が良かった現在の専門学校を選択した。(中国/製菓・製パン)
- ・ ベトナムで短期大学(食品テクノロジー)を卒業後、2年間働いたが、顧客に日本人が多く、日本語を勉強したいと思い、来日して2年間日本語学校で勉強した。日本語学校で専門学校について知り、さらに日本語能力を伸ばしたいという思いから専門学校に入学することにした。日本は環境がきれいで、環境テクノロジーについて学びたいと考え、専門学校に入学した(ベトナム/工業その他)

(大学又は大学院進学からの進路変更)

- ・ 日本のアニメが好きで、日本で生活したいと思い、高校卒業後に来日し、約2年間日本語学校に通った。法医学に興味があり、日本の大学の医学部を2回受験したが不合格だったため、類似の分野が学べる現在の専門学校に入学した。早く就職したいという思いもあり、産学連携があって就職率が高い同校に魅力を感じた。また、4年制の高度専門士課程で、大学院の受験資格を得られることも良いと思った。高度専門士資格で日本の大学院を受験し、合格、進学予定である。(中国/農業その他)
- ・ ベトナムで短期大学を卒業後、来日して日本語学校で学んだ。当初は大学進学を目指していたが、合格できなかった。年齢的に早く働きたいと思い、2年間の専門学校に進路変更した。来日後、特別養護老人ホームでアルバイトをしていたが、同施設の方から専門学校の情報をもらい、入学することにした。(ベトナム/介護福祉)
- ・ 子どもの頃から日本の文化(食べ物、アニメ)に関心があり、日本語を勉強したかった。タイで大学に入学したが家庭の事情により中退した。その後、オープンユニバーシティに入学、再度大学にも入学したが、日本語学校の奨学金を得て来日した。来日時は、日本語学校卒業後の進路ははっきりとは決めていなかった。日本の大学への進学が良いかと思っていたが、経済的に厳しく、日本語学校の先生に相談したところ、専門学校は卒業後、就職しやすいこと、給料は新卒時には大学卒よりは低いが頑張れば上がることを聞いた。日本語学校で専門学校の説明会が開かれ、パソコン関係であれば将来的に給料も良いのではないかと思った。オープンキャンパスに行き学校を選んだ。(タイ/情報処理)
- ・ ネパールで大学(ビジネス)を3年で中退して日本に留学し、日本語学校に通った。多くのネパール人の若者は、ネパールで勉強するより海外留学が良いと思っている。帰国後就職の際に評価が高いためである。日本の大学に進学したいと考えていたが、ネパールにいる時は日本の大学の情報はほとんど持っていなかった。日本語学校で、ビジネス系の大学を

志望していることを先生に伝えたが、あまり情報は得られなかった。先生からは、建築系の専門学校を紹介され、大学の情報も無かったので、その専門学校に入った。専門学校で専門分野を学ぶ中で、ITのスキルも必要であると思い、卒業後別の専門学校に入りITの勉強をした。(ネパール/土木・建築、ビジネス)

質問：なぜ大学ではなく、専門学校への進学を選びましたか。

日本への留学を検討する段階で、大学と専門学校を比較検討し、専門学校を選んだ留学生もいる。図表2-22のとおり、大学の受験に失敗したこと⁵⁹や経済的な理由（4年間の学費の支払いが困難、早く就職する必要がある）という専門学校を選択せざるを得ない消極的な理由をあげる者がいる一方で、専門学校には大学では学べない分野がある、授業内容が大学より良い、また、大卒より就職しやすいといった積極的な理由を挙げる者もいた⁶⁰。

「その他」としては、日本の大学の情報不足、進学先の大学に問題があり専門学校に変更した、現時点では専門学校を選んだが、将来的に働きながら大学進学を希望する、という回答があった。

図表2-22：大学ではなく専門学校へ進学した理由

理由	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
もともと専門学校を志望 ^り	4	8	7	2	2	23
日本の大学受験に失敗	0	2	1	2	0	5
経済的な理由	0	0	0	2	2	4
授業内容が良い	2	2	0	1	0	5
就職しやすい	0	0	0	0	1	1
その他	0	1	1	0	2	4
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

りもともと、専門学校進学を志望しており、「大学と専門学校を比較して、専門学校を選んだ」訳ではない、という回答。

【留学生コメント】

(大学受験に失敗)

- ・ 来日1年目に大学を受験したが、準備が足りず、2年目でも受験したが、時間が足りず合格できなかった。早く就職したいという思いもあり、大学進学すると更に就職が遠くなると考え、同じ分野が学べる専門学校を選んだ。(中国/農業その他)

(経済的な理由)

- ・ 大学に入る検討をしたが、入学してしまうと経済的な問題で大変になり、途中で帰国することになるのではないかと思い、すぐに入って卒業できる専門学校を選んだ。今後支援が得られるなら、大学に入りたい気持ちもある。(ネパール/介護福祉)

(授業内容が良い)

- ・ 専門学校の方が大学よりも、教える内容がよりプロフェッショナルだと思い専門学校を選んだ。(中国/旅行)

⁵⁹ 「大学受験に失敗した」の回答の中には、日本語力不足によりあきらめた留学生も含む。

⁶⁰ Varghese et al. (2011) は、特に途上国から先進国への留学生について、「一般に伝統的な大学の学生と非大学第三段階教育の学生の間には社会的な差がある。後者は高等教育への動機が低かったり、ドロップアウトしているといった傾向がある。また、社会経済的に下の階層出身者が少なくない。」といった指摘をしている (p.28) が、本調査からは、こうした消極的な動機のみならず、専門学校に進学する積極的な動機も見られた。

(就職しやすい)

- ・ 日本は豊かな国だと知っていたので、日本へ行ったら未来が開けると思い、日本で色々なことを学びながら、良い会社に勤めたいと思って日本へ来た。会社に勤めるには資格が必要だから、一番早い進路を選んで、専門学校に入った。(ネパール/旅行)

2.2.3 卒業後の進路

(1) 卒業後の進路希望

質問：専門学校卒業後の進路希望について教えてください。

対象の42名の在學生、卒業生に対して、専門学校卒業後の進路希望（卒業生に対しては専門学校卒業前に持っていた進路希望）を質問した。

図表2-23に示す通り、5か国合計では「日本で経験を積み帰国」が19名、「日本で就職」が18名となり、専門学校卒業直後には日本で就職をしたいと考える学生が37名と大半を占めた。ただし、「日本で経験を積み帰国」の19名は、中期的には帰国することを想定している⁶¹。一方、「出身国で就職」は3名であった。

出身国別の傾向としては、ベトナム、タイ、ネパールについては全ての回答者が、「日本で就職」又は「日本で経験を積み帰国」を希望しているのに対して、韓国の学生は6名のうち3名が卒業後、出身国での就職を希望していた。

図表2-23：卒業後の進路希望（出身国別）

希望	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
日本で就職 ¹⁾	3	5	3	5	2	18
日本で進学	0	2	0	0	0	2
日本で経験を積み帰国 ²⁾	0	6	6	2	5	19
出身国で就職	3	0	0	0	0	3
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

¹⁾ 「日本で就職」と回答した留学生の中には、将来の帰国については現時点ではわからないという者と長く日本で働きたいという者がいる。

²⁾ 「日本で経験を積み帰国」と回答した留学生の多くは、帰国後日本での経験を活かした職業につくことを想定している。

分野別の進路希望は図表2-24の通りである。「日本で就職」を希望する者の比率が高いのは工業、商業実務である。一方、「日本で経験を積み帰国」「出身国で就職」が多いのは、医療、衛生、社会福祉分野である。

⁶¹ JASSO「令和3年度私費外国人留学生生活実態調査」では、専修学校専門課程留学生に「日本での就職後の将来」について質問している。回答は、「日本で永久に働きたい」41.1%、「日本で働いたあと、将来は出身国に帰国して就職したい」32.9%（N=1,619）。(p.54)

図表 2 - 24 : 卒業後の進路希望 (分野別)

希望	医療	衛生	工業	社会 福祉	商業 実務	服飾 家政	文化 教養	農業	合計
日本で就職	0	2	6	4	5	0	1	0	18
日本で進学	0	0	1	0	0	0	0	1	2
日本で経験を積み帰国	2	4	2	8	3	0	0	0	19
出身国で就職	0	1	1	0	0	1	1	0	3
合計	2	7	9	12	8	1	2	1	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

(2) 実際の進路

質問：実際の進路はどうなりましたか。

「就職活動前」の15名を除く27名のうち、「日本で就職（内定を含む）（15名）」「日本で就職活動中（4名）」を合わせると19名になる。一方で、「出身国で起業（1名）」「出身国で就職（4名）」は計5名である。

出身国別では、ベトナムの留学生8名（就職活動前1名を除く）は、全員が日本で就職（内定含む）であった。8名中7名が介護福祉分野の留学生であり、専門学校で介護を学んだ後、介護施設で働く予定である。一方、韓国は、留学生5名のうち出身国で就職した者が3名いる一方で、日本での就職は1名であった。

図表 2 - 25 : 実際の進路 (出身国別)

進路	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
日本で就職 (内定含む)	1	4	8	1	1	15
日本で就職活動中	0	1	0	0	3	4
日本で進学 (内定含む)	0	1	0	0	0	1
出身国で起業した	0	0	0	1	0	1
出身国で就職した	3	0	0	0	1	4
日本と出身国で就職活動中	0	1	0	0	0	1
検討中	1	0	0	0	0	1
小計	5	7	8	2	5	27
就職活動前	1	6	1	5	2	15

進路	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

参考データ：専門学校留学生の卒業後の進路：日本で就職：25.6%、日本で就職希望：33.4%、日本で就職活動中：5.3%、日本で進学：22.1%、帰国：7.6%、その他：6.0%（N=22,847）
 （「専門学校における留学生受入等実態に関するアンケート調査（2022.3）」）

図表 2 - 26 では、実際の進路を分野別に示す。特徴があるのは、社会福祉（介護）で、同分野の学生 8 名（就職活動前を除く）のうち、全員が日本で就職（内定含む）している。また、医療の 2 名も日本で就職が内定している。出身国で就職、起業している分野を具体的にみると、製菓・製パン、建築・土木、ファッション、音楽専攻⁶²である。

図表 2 - 26：実際の進路（分野別）

進路	医療	衛生	工業	社会福祉	商業実務	服飾家政	文化教養	農業	合計
日本で就職（内定含む）	2	0	3	8	2	0	0	0	15
日本就職活動中	0	0	1	0	3	0	0	0	4
日本で進学（内定含む）	0	0	0	0	0	0	0	1	1
出身国で起業した	0	1	0	0	0	0	0	0	1
出身国で就職した	0	1	1	0	0	1	1	0	4
日本と出身国で就職活動中	0	0	1	0	0	0	0	0	1
検討中	0	0	1	0	0	0	0	0	1
「小計」	2	2	7	8	5	1	1	1	27
就職活動前	0	5	2	4	3	0	1	0	15
合計	2	7	9	12	8	1	2	1	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

質問：どのくらいの期間、日本で働く予定ですか。

在学中の進路未定者も含めて、専門学校卒業後、どのくらい期間、日本で働きたいか尋ねた。経験を得て帰国・5年以上働くと回答した者を合わせ、いずれ帰国する予定と回答した者が 24 名と半数以上である。できるだけ長く日本で働きたいと回答した者は 10 名だった。ベトナムの留学生は、全員がいずれ帰国する予定であると回答している。

⁶² 該当分野は順に、衛生、工業、服飾・家政、文化・教養。

図表 2-27：日本での希望就労期間

日本で働きたい期間	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
日本で長く働きたい	1	4	0	4	1	10
日本で経験を得て帰国	0	6	1	2	5	14
日本で5年は働くが、 いずれは帰国予定	0	2	8	0	0	10
帰国予定・帰国済	4	0	0	1	1	6
その他	1	1	0	0	0	2
合計	6	13	9	7	7	42

出所：専門学校留学生聞き取り調査

「日本で長く働きたい」「日本で経験を得て帰国」等の別に、コメントの要旨を以下に記す。「日本で経験を積んだあと、出身国で就職・起業したい」と回答した留学生の中には今後、出身国が発展すると、日本で学んだ知識・技術が活用できるようになる（臨床工学、介護、旅行）と考えている者もいる。

【留学生コメント】

（日本で長く働きたい）

- ・ 日本のゲーム、イラスト、アート、デザインは、他の国のものとは違う。これらは世界で大変人気があり、日本で就職をしてもっと日本のデザインを勉強したい。日本の企業文化にも関心がある。日本の企業に就職できた場合は、すぐに帰国する予定はなく、自分の能力が発揮できるのなら日本で長く働きたい。（中国/文化・教養その他）
- ・ 日本のIT企業に内定した。自分はこの先ずっと日本に住みたいと考えていて、帰国の予定はない。日本で就職して職歴を積んでも、タイでは学士の資格が重視されるので、タイでの就職は難しいと思う。日本で5年程働いたら経験がある人になると思うが、タイではどのように評価されるか分からない。日本で2年、3年働いて、もしストレスが溜まって働くのが難しいと思ったら、大学に入ることを考えるかもしれない。もし大学を卒業できたらタイに帰国すると思う。もし日本でずっと住むのであれば、就職してずっと働こうと思う（タイ/情報処理）
- ・ 日本の大学を受験したが合格できず、専門学校に進学した。高度専門士課程であれば、大学院の受験資格があるので、再度チャンスがあるし、就職することになっても、大学より就職が良いので進学した。高度専門士課程修了後、日本の大学院に合格したので、将来は自分やりたい仕事を日本でしたい。もし中国に戻ることになっても、修士を取ったら博士課程に進めると思う。中国では最終学歴が重要なのでそれ以前の学歴（修士取得以前の学歴）はあまり聞かれないと思う。（中国/農業その他）

（日本で経験を積んだあと、出身国で就職・起業したい）

- ・ 出身国（中国）の専科大学で臨床工学を学んだ。同大学に在学中、提携校である日本の専門学校で短期研修を受けた。日本での短期研修では、同専門学校の先生から学び、中国に臨床工学の仕事が今は無くても将来発展していくと言われた。専科大学を卒業後、やりたい仕事無く、大学3年間の努力を無駄にたくないという思いから、同専門学校に留学した。日本で臨床工学の技術を習得すれば、帰国した時に活用できると考え、まずは日本で臨床工学技士の仕事を始めようと思っている。5年ほど日本で経験を積み帰国する予定である。（中国/医療）
- ・ 介護施設に就職が内定している。卒業後5年間介護施設で働くことで奨学金の返済は不要となるため、5年間は日本の介護施設で働くことにしている。ベトナムで現在介護の仕事はないが、10年程すれば介護の仕事が必要になると思う。日本で介護士としてスキルを身につけ、経験を積み、来日前に働いていたベトナムの病院の同僚たちと一緒に介護施設のようなものを建てるつもりである。（ベトナム/介護福祉）

- ・ 日本で色々な事を学びながら良い会社に勤めたいと思い、日本に留学した。日本でホテル業界への就職が内定した。その会社で数年働き、そこで得た経験や知識、資金を使い、出身国のホテル業界に貢献したい。ネパールでは技術がまだ進んでいないが、これから発展していく中で、日本で学んだ技術が数年後に使えると思う。(ネパール/旅行)

(卒業後、出身国で就職・起業したい)

- ・ 専門学校卒業後は姉と韓国で仕事をすると決めていたので、日本での就職は考えていなかった。帰国後、日系の服の貿易会社に就職した。就職活動では韓国の求人サイトを活用した。自身はデザインの仕事がしたかったが、その会社ではあまりできなかったため韓国で転職し、現在はデザイナーとして働いている。また、自分が卒業した専門学校では入学後に2年制、3年制、4年制の選択ができたため、大学院進学が可能である4年制を選んだ。パタンナーの勉強がしたいので、韓国の大学院でパターンを専門的に学べる学校を探しているが見つからない。(韓国/ファッションビジネス)
- ・ 専門学校に入学した当初は日本で就職したかった。しかし、実際に日本で生活をしたところ、IT関連では韓国の方が進んでいて、日本で就職するより、韓国で経歴を付けた方がよいと思うようになった。日本で就職をした場合、入社後1年ほど研修期間があるが長すぎる。自身は即戦力として働き実力を積み上げたいと思っている。また、コロナ禍で家族が日本での就職を心配している。(韓国/情報処理)
- ・ 日本の専門学校でカフェビジネスを学んだ後、帰国して自宅で菓子のデリバリーのビジネスを始めた。しかし、デリバリーのビジネスは多くの人がやっているため、違うことに挑戦したい、スキルを身につけたいと思い、もう一度別の日本の専門学校に留学しカフェビジネスを学んだ。その後帰国し、現在は自身でカフェを開く準備をしている。最初の専門学校を卒業した後、日本で就職も考えたが、家族の反対があり帰国した。また、菓子作りではビザを取ることは難しい。菓子作りの通訳、翻訳の仕事であればビザを取ることができる。(タイ/製菓・製パン)

(その他)

- ・ 日本で土木・建築系の専門学校とビジネス系の専門学校を卒業した後、日本のIT関連企業から内定を得た。しかし、その後外国人の採用をなくすとのことで内定が取り消された。その後結婚し家族滞在ビザで在留したが、ビザ更新ができず帰国した。帰国後、専門学校で学んだインテリア、ビジネス系の会社に応募したが入社できず、日本語学校の事務をしている。(ネパール/土木・建築、ビジネス)
- ・ 日本で日本語を勉強して、働きたいと思って来日した。日本の専門学校でビジネスを学べば就職しやすいと思い、ホテル業界、サービス業界に就職するつもりで現在の専門学校を選んだ。5年~10年ほど日本で仕事をし、帰国して同じ仕事を出身国でしたいと考えた。しかし、コロナ禍で就職先が見つからない。今からでは進学も間に合わないし、資金も無い。(ネパール/ビジネス)

(3) 先輩・知人の進路状況

質問：先輩や知人で専門学校を卒業して、専門学校で学んだ知識・技能や日本での就職経験を活かして出身国で進学・就職した人を知っていますか。

専門学校卒業後の出身国での就職について、より広く状況を把握するため、調査対象者の先輩や知人の事例を尋ねた。ほとんどの先輩・知人は日本で就職したという回答が多かった一方で、出身国での就職の状況や課題について、以下のようなコメントがあった。

専門学校で学んだ知識・技能、日本での就職経験を活かして就職したというコメントがある一方で、専門学校で学んだ分野で就職するのは難しい、専門学校で学んだことを仕事に活かすのは難しい、というコメントがあった。専門学校で学んだことより、日本語の能力の方が役に立つというコメントもあった。

出身国別にコメントの要旨を以下に記載する。

【留学生コメント】

(専門学校での学んだ知識・技能、日本での就職経験を活かし、就職した)

- ・ 一人の先輩は、長年日本の病院で働き、医者に推薦状を書いてもらい、帰国して就職した。給料もとても高いと聞いた。(中国/医療)
- ・ 知人2名が同じ学科を卒業した後、中国に戻り就職した。エンターテインメント・コンテンツ企業に就職した人は、日本でも就職活動したが、中国と日本の給与を比べ、手取りから生活費を引いて残る金額が日本は少ないと感じ、最終的には中国で就職した。(中国/演劇/映画)

(専門学校で学んだ分野で働くのは難しい)

- ・ 同じ専門学校を卒業後、帰国した韓国人も就職はできたと聞いている。しかし経験がない状態で日本に留学し2年間専門学校で学び、その学んだものを韓国に持ち帰っても現場でそれが十分に発揮できず、就職しても結局長続きしないというケースが多いようだ。その長続きしない理由として、この製菓・製パンの仕事自体が大変ということもある。また、学んだことと、現場での乖離があり、3年以上働くというケースは余りいないようだ。日本に留学した留学生のうち10人中3~4人を除いて、残りの人たちはこの仕事に就いていないと聞いている。(韓国/製菓・製パン)
- ・ 日本で勉強したのと同じ分野をネパールで続けている人はあまり聞いたことがない。多分できないし、続けるとしても初めから勉強し直すことになる。(ネパール/自動車整備・介護福祉)

(日本語能力が重視される)

- ・ ベトナムに戻って働いている人は専門学校の卒業証書を使って就職するわけではなく、日本語能力試験等の資格を見せて日系企業に入社する。(ベトナム/工業その他)
- ・ 1人(専門学校を卒業し、出身国で)日本語教師をやっている友人がいる。例えば日本語能力試験のN1とかN2を持って帰ったら、日本語センター等で日本語を教えることは可能だが、公式な(高校や大学の)教員になることはできない。(ベトナム/工業その他)

(その他)

- ・ 同じ専攻の韓国人の先輩は、3人のうち2名は日本で就職し、1人は韓国で就職した。(韓国/情報処理)
- ・ 専門学校卒業生の全般的な方向性としては、日本で数年間働いてからベトナムに帰って就職している。(ベトナム/工業その他)
- ・ 母親が、現在自分が在籍している専門学校の卒業生で、中国で美容師として働いている。(中国/美容)

2.3 出身国における専門士・高度専門士資格の評定・承認、資格の評価に関する留学生の理解

出身国における専門士・高度専門士資格の評定・承認、また、進学・就職における評価について、留学生に質問を行った。本節では質問への回答に基づき、留学生の認識・理解とそこから導かれる課題を検討する。

本節の質問は大きく2つの内容からなる。まず、専門学校留学生が出身国における専門士・高度専門士資格の評定・承認の経験を有するか、また、評定・承認の制度・組織について情報を有しているかを把握するため、以下を質問した。

- ✓ 評定・承認の経験を有するか (2.3.1)
- ✓ 出身国の評定・承認の制度・組織について情報を有しているか (2.3.1)
- ✓ 出身国で、専門士・高度専門士資格が対応する学校種について調べたことがあるか、そのときの情報源はどこか (2.3.1)

さらに、留学生が出身国における就職や進学といった場面において、専門士・高度専門士資格の評定・承認に関連してどのような課題を有しているのかを把握するため、以下の質問をした。なおこれらの質問は、専門士・高度専門士資格の評価についての留学生の理解・認識を問うものであり、制度としての評定・承認についての理解を尋ねるものではない。

- ✓ 出身国での進学・就職において、専門学校卒業、専門士・高度専門士の資格が認知されているか、評価されているか (2.3.1)
- ✓ 日本の専門学校は、出身国の学校制度上、どのような学校に対応すると考えられているか (2.3.3)
- ✓ 出身国において専門学校で学んだ知識・技能は評価されるか (2.3.4)

なおこれらは、質問対象の留学生の理解・認識に関するものであり、評定・承認機関の基準や判断に関する情報を提供するものではないことは言うまでもない。個別の資格については、各機関への申請・所定の手続きを経て評定・承認がなされる必要がある。

【調査結果概要】

○出身国の評定・承認の制度・組織が留学生に知られていない。

今回の調査対象者の中には卒業生を含め、評定・承認の経験がある者はいなかった。また調査対象者42人中34人は、出身国の評定・承認の制度、組織について知らなかった。国別にみると、中国、ネパールについては、評定・承認の制度、組織を知っている者もいたが、韓国、ベトナム、タイについては、知っている留学生はいなかった。

一方で留学生の中には、専門学校が出身国の学校制度上、どの学校種に相当するかということについて情報を得ようとし、知人、留学生のネットワーク、インターネット等を通じて調べている者もいる。また、その結果、職業教育である専門学校は、中国CSCSEの評定・承認の対象ではないといった間違った情報を入手している者もいる。

○出身国における進学、就職において、専門学校卒業、専門士・高度専門士の資格が認知・評価されないと理解している留学生が少なくない。また、専門学校が対応する出身国の学校として、高等教育段階以外の学校が考えられている国がある。

出身国での進学や就職において、専門学校卒業、専門士・高度専門士の資格が認知・評価されるかについて留学生の理解を尋ねた。5か国に共通して、進学においては、「認知・評価されない」という回答が多かった。一方就職においては、韓国、中国において

は一定数が「認知・評価される」と回答しているが、タイ、ネパールについては、「認知・評価されない」が大半を占めた⁶³。

「専門学校が対応する出身国の学校」については、韓国、中国については、「2-3年制の高等教育」という回答が多かった。一方、タイ、ネパールについては、「2-3年制の高等教育」という回答はなく、「中等後非高等教育」「中等教育」「対応する学校がない」に分かれた。ベトナムは「中等後非高等教育」⁶⁴「対応する学校がない」という回答があった。

○留学生の多くが、専門学校、専門士・高度専門士の資格の認知・評価は必ずしも高くないと認識しているのに対して、専門学校で学んだ知識・技能は評価されると認識している。

専門学校で学んだ知識・技能について、「学んだ知識・技能は出身国において評価される」が、「評価されない」を上回った。韓国、中国、ベトナム、タイについては、調査対象者の大半が「評価される」と回答している。他方、ネパールは1名を除き「評価されない」と回答している。

専門学校、専門士・高度専門士の資格の認知・評価は必ずしも高くはないという認識に対して、学んだ知識・技能は評価されると認識されている。

2.3.1 出身国の評定・承認の制度・組織について留学生が有する経験・情報

質問：評定・承認の経験がありますか。出身国の評定・承認の制度・組織を知っていますか。

今回の調査対象者の中には卒業生を含め、出身国で評定・承認の経験がある者はいなかった。聞き取り調査では、調査対象者が評定・承認の制度やそれを行う組織を知っているかどうかも尋ねた。質問の際は、調査対象者の理解のため、各国の評定・承認機関またはナショナルインフォメーションセンター（NIC。韓国：KARIC、中国：CSCSE、ベトナム：VN-NARIC、タイ：高等教育科学研究革新省高等教育水準向上部、ネパール：TUCDC）のウェブサイトの評定・承認に関するページを示した。

結果は図表2-28の通りであり、面談者42人中34人は評定・承認の制度や関連組織を知らない、聞いたことがないと回答した。国別にみると、韓国、ベトナム、タイについては、評定・承認の制度・組織を知っている留学生はいなかった。一方、中国については13人中4人、ネパールについては7人中4人が、評定・承認の制度と組織を知っていた。

中国の留学生の中には、CSCSEは知っているが、同組織は学士等の学術教育の資格の評定・承認は行うが、職業教育である専門学校卒業資格の評定・承認は行わないという誤った情報を得ているものが4名いた⁶⁵。ネパールでTUCDCの評定・承認機能を知っていると回答した留学生は4名であった。彼らは、TUCDCは大学の学術教育の資格の評定・承認を行うが、職業教育である専門学校の資格の評定・承認は行わないことを知っていた⁶⁶。

在学生、卒業生の別でみると、卒業生の方が評定・承認の制度や組織について情報を有しているといった傾向はみられなかった。

⁶³ ベトナムは、卒業後日本の介護施設への就職を予定している者が多く、ベトナムでの就職についてはまだ考えていないため、回答できないとした留学生が多かった。

⁶⁴ ベトナムの「中等後非高等教育」の回答については、図表2-31の注(*)参照。

⁶⁵ 評定・承認機関質問票調査によれば、CSCSEは、専門士は専科課程、高度専門士は本科課程に対応すると回答している（第2章 1.3.1 (1)中国）

⁶⁶ 評定・承認機関質問票調査回答によれば、TUCDCは学士以上の学術分野の学位の評定・承認を行う。一方CTEVTは、非高等教育段階の職業教育の評定・承認を所管する。現状では、海外の高等教育段階の職業教育の評定・承認を行う組織はない。（第2章 1.3.1 (3)ネパール）

図表 2-28 : 出身国の評定・承認の制度・組織について知っているか

類型	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
知っている	0	4	0	0	4	8
知らない	6	9	9	7	3	34
合計	6	13	9	7	7	42

(単位：人)

出所：専門学校留学生聞き取り調査

在学生、卒業生別の状況は以下の通り。

韓国：在学生3名、卒業生3名の全員が知らなかった。

中国：在学生9名中5名が知っていた。卒業生は4名全員が知らなかった。

ベトナム：調査対象者9名のうち、卒業生は0名。

タイ：調査対象7名者のうち、卒業生は1名（同人は「知らない」と回答）。

ネパール：調査対象7名のうち、卒業生は1名（同人は「知っている」と回答）。

評定・承認の制度・組織を知っているという回答があった中国、ネパール等について、留学生のコメントを以下に示す。コメントは、誤った理解を含め、発言者の文意のまま記載している。（以下同）

【留学生コメント】

○ 中国

(評定・承認機関を知っている)

- ・ 今はネット上で情報入力すれば日本の専門学校でも修了したことは認められるが、大学とは別の承認になる。中国教育部の政府ホームページには、学歴学位認証があり、ここに情報を入力する。日本で承認される大学のリストが示されているが、専門学校のリストはない。しかし、証明書の発行はされると思う。また、日本の専門士・高度専門士は日本の文部科学大臣が与える称号になるため、国際承認できる学位とは異なる。そのため、高度専門士でも中国の大学院への入学資格にはならず、中国だと高校卒業とみなされる。(中国/農業その他)
- ・ 教育省の中国の留学ネットワークのホームページを知っている。日本や海外で取った専門士だったり調理師免許だったり、中国で認定するサービスをやっているところは知っている。でも詳しくは分からない。(中国/調理)

(評定・承認機関を知っているが、専門士は評定・承認の対象ではない)

- ・ 専門士という資格は政府や企業に認定されていないが、大学の学歴は認定されている。北京に認定する機関がある。民間組織の認定はなく、中国は全て国家の認定になる。日本の専門学校の学歴は中国で認定されていないが、大手企業や技術が高い企業は専門学校の学歴を認めている。(中国/文化教養その他)
- ・ 中国の専科課程にはパティシエという学科がないので、専門学校の資格は CSCSE の評定・承認の対象にならない。来日前にインターネット、口コミサイトで調べた。(中国/製菓・製パン)
- ・ 日本の専門学校を卒業した学歴は中国で評定・承認の対象にならないことは、中国政府のルールで公表されており、知っている。(中国/文化教養その他、演劇・映画・デザイン)⁶⁷

(評定・承認を行う機関はない)

- ・ 中国に海外の資格を評定・承認する政府機関はない。日本で専門学校を卒業したという学力が政府機関に認められることはない。企業に履歴書と一緒に卒業証明書とその資格証を提出すればよく、それ以上、企業から調査を受けることはない。そのため専門士を政府機関が認定する必要はないと思う。認定の需要が無い。(中国/医療)

⁶⁷ 日本の専門学校は中国での評定・承認の対象にならないという回答は、中等専門学校等の後期中等段階の職業教育が中央政府（教育部）による真正性証明の対象にならない（「中国の高等教育・質保証システムの概要（第2版）」p.35）ことと混同している可能性も考えられる。

- ・ 特に何かの機関を通じて資格が評価されて、それからどこかに就職するのではなく、就職する時に自分が持っている卒業証明書などを提出し、企業で評価するのではないかと思う。(中国/社会福祉・看護)

○ ネパール

(評定・承認機関を知っているが、専門士は評定・承認の対象ではない)

- ・ トリブバン大学が、海外の資格を承認することは知っているが、日本の専門学校の資格は承認されないと思う。ネパールには専門学校のようなものがあるか分からない。日本の専門学校で学んだことを読み替えて、大学への編入もできないと思う。日本の専門学校は大学(高等教育)と別の扱いになると思う。ネパール政府に認められている資格(アメリカ、インド、バングラデシュ等)と日本のように認められない資格がある。(ネパール/旅行)
- ・ トリブバン大学が海外の資格の評価をしているのは知っているが、大学が対象。専門学校卒業者はネパールの大学1年から入学になる。日本の大学卒業後に、ネパールの大学院に入学できることは聞いていたが、専門学校に対してそのような評定はやっていないと思う。(ネパール/土木・建築・電子情報)
- ・ 海外の大学資格を、トリブバン大学がネパールの大学と同じレベルであるという承認してくれるのは知っているが、専門学校の承認はない。また、制度として確立されていないので、異議申し立て制度などはまだない。(ネパール/ビジネス)
- ・ トリブバン大学が評定していることは知っている。日本の専門学校が高等教育であることを知らなかった。技術高校レベルだと思っていた。日本の専門学校は、学びたいことのみ集中して学べると思う。ネパールのテクニカルカレッジからは評価されるのではないか。(ネパール/介護福祉)

(評定・承認を行う機関を知らない)

- ・ ネパールで海外の資格を評価する機関は知らない。日本の大学院卒業の資格はネパールでも使えると聞いたことがあるが、詳しく分からない。日本の専門学校の勉強は、技術教育になると思うけれど、その資格はネパールでは使えないと思う。(ネパール/自動車整備・介護福祉)

タイの留学生からは、資格を評価する公的機関がないという認識と関連して以下の発言があった。

○ タイ

- ・ 将来、タイで介護施設を作りたい。一生懸命勉強したのだから専門学校卒業の資格をタイでも資格を認めてほしいが、タイには資格を公的に評価してくれるところがない。(タイ/介護福祉 タ-社-0607-A)

質問：出身国で、専門士・高度専門士資格が対応する学校種について調べたことがありますか、そのときの情報源はどこですか

評定・承認に関する制度や組織を知っている、知らないに関わらず、留学生は将来の就職・進学に備えて専門士や高度専門士の資格が活用できるか、専門学校が出身国の学校制度上、どの学校種に対応するのかといったことについて情報を得ようとしている。留学生はこうした情報を、身近な知人、インターネットの留学情報サイトや口コミサイト、留学生のグループラインといった、評定・承認機関や NIC とした公式のソース以外から得ている。また、こうした情報源から情報を入手した結果、中国 CSCSE は専門学校の資格の評定・承認は行わないといった誤った情報を得ている留学生もいた。

【留学生コメント】

(友人から情報を入手した)

- ・ 専門学校卒業後に、韓国で大学院に進学した友達がいる。大学院の資料に高度専門士の扱いが明記されているわけではないが、書類を提出すれば、大学院に入ると、大学院の教務課に電話で聞いた。(韓国/ファッションビジネス)

- ・ 中国で就職の際に高度専門士は使える。友達が高度専門士を取得して、帰国して就職した。その際、CSCSE による高度専門士の評定の書類（「高度専門士は、日本の大学卒業に相当する。」と記載）を提出し、中国の会社は本科と同じと認めた。（中国/工業その他）

（インターネット、グループラインで情報を入手した）

- ・ 海外の高等教育資格の評定・承認について、来日前に、留学生のグループラインで調べて、CSCSE のことを知った。ネットやロコミサイトから、CSCSE は職業教育である専門学校については評定・承認を行わないという情報を得ている。また、製菓（パティシエ）については、中国にそのような学科がないことから、評定・承認は行われぬ、ということは来日前から知っていた。（中国/製菓・製パン）

（留学サイトで情報を入手した）

- ・ 来日前に、日本の専門学校がタイではどの学校種に相当するかについてインターネットで調べたことがあるが、評定・承認を行う機関があることは知らなかった。タイ人はあまり専門学校のことを知らない。タイの民間の留学支援サイトやパンフレットで調べたところ、Por Wor Chor（ポーウォーチャー：後期中等段階の職業教育）に相当すると書いてあった。日本の専修学校には、中学卒業で入学可能なものがあるので、タイの後期中等段階の職業技術教育機関である Por Wor Chor と同じ扱いになったかもしれない。（タイ/情報処理）

2.3.2 出身国での進学・就職における専門学校卒業、専門士・高度専門士資格の認知・評価についての留学生の理解

質問：出身国での進学や就職において、専門学校卒業、専門士・高度専門士の資格が認知・評価されますか。（留学生の理解）

具体的な質問内容は、

- ・ 出身国での大学進学において、専門学校が高校より上の教育段階として評価されるか、大学編入学が可能か
- ・ 就職において雇用者が、専門学校卒業、専門士・高度専門士の資格を認知・評価しているか

である。いずれの質問も、専門士・高度専門士の評価についての留学生の理解を問うものであり、制度としての評定・承認に関する質問ではない。また、「就職において雇用者が、専門学校卒業、専門士・高度専門士の資格を認知・評価している」とは、雇用者が「専門学校」という学校種や教育内容について一定の情報を得ている、選考・採用等、において専門学校卒業であることを評価している等を意味する。

5 か国に共通して、進学においては、専門学校卒業や専門士・高度専門士資格が「認知・評価されない」という回答が多かった（図表 2-29）。留学生のコメントの中には、「専門学校卒は学歴とは認められない」⁶⁸というものも少なくなかった。一方、就職においては、能力や経験が重視され、専門学校卒業は「認知・評価される」という回答が一定数ある国（韓国・中国）と、「認知・評価されない」が多数を占める国（タイ、ネパール）に分かれた（図表 2-30）。

在学生、卒業生の別でみると、進学、就職、ともに、顕著な差はみられなかったが、韓国の卒業生 1 名（ファッション分野）は自身の経験に基づき、大学院進学、就職において、専門士、高度専門士資格が評価されると回答している。

⁶⁸ 留学生が「専門学校卒業は学歴とは認められない。」と述べた場合、概ね以下のようなことを意味している。「就職において、専門学校卒業であることが考慮されず、高卒と扱われる」「就職試験で、大卒が基準になるので、専門学校卒は能力を評価することなく書類選考で落とされる」「専門学校卒業でも、大学 1 年に入学する必要がある」「高度専門士は、大学院入学資格にはならない」

図表 2-29：専門学校卒業、専門士・高度専門士資格の出身国での認知・評価（進学）に関する留学生の理解

	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
認知・評価される	1	2	0	0	0	3
認知・評価されない	4	8	7	6	7	32
不明	0	1	0	0	0	1
未回答	1	2	2	1	0	6
合計	6	13	9	7	7	42

（単位：人）

出所：専門学校留学生聞き取り調査

在学生、卒業生別の状況は以下の通り。

韓国：在学生3名全員が「認知・評価されない」。卒業生3名中、「認知・評価される」「認知・評価されない」「未回答・不明」が各1名。

中国：在学生9名中「認知・評価される」1名、「認知・評価されない」7名、「未回答・不明」1名。卒業生4名中、「認知・評価される」1名、「認知・評価されない」1名、「未回答・不明」2名。

ベトナム：調査対象者9名のうち、卒業生は0名。

タイ：調査対象7名者のうち、卒業生は1名（同人は「未回答・不明」と回答）。

ネパール：調査対象7名のうち、卒業生は1名（同人は「活用できない」と回答）。

図表 2-30：専門学校卒業、専門士・高度専門士資格の出身国での認知・評価（就職）に関する留学生の理解

	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
認知・評価される	3	6	1	0	0	10
認知・評価されない	3	5	1	7	7	23
不明	0	2	0	0	0	2
未回答	0	0	7*	0	0	7
合計	6	13	9	7	7	42

（単位：人）

出所：専門学校留学生聞き取り調査

*日本の介護施設への就職を予定している者が多く、ベトナムでの就職についてはまだ考えていないため、回答できないとした留学生が多かった。

在学生、卒業生別の状況は以下の通り。

韓国：在学生3名中1名が「認知・評価される」、卒業生3名中2名が「認知・評価される」。

中国：在学生9名中5名が「認知・評価される」、卒業生4名中1名が「認知・評価される」。

ベトナム：調査対象者9名のうち、卒業生は0名。

タイ：調査対象7名者のうち、卒業生は1名（同人は「認知・評価されない」と回答）。

ネパール：調査対象7名のうち、卒業生は1名（同人は「活用できない」と回答）。

国別の留学生のコメントの概要は以下の通り。

○ 韓国

進学において専門学校や専門士・高度専門士の認知・評価は低く、専門学校は「学歴としては認められない」という回答が多かった。就職においても、専門学校卒業ということよりも職務経験が重要であるという回答がある一方で、特定の分野（例：ファッション）また、特定の専門学校は評価が高く、就職において認められるという回答もあった。韓国の大学卒業後、日本の専門学校で専門的な技術を学び、修士修了者と比べても高い技術を有しているにも関わらず、韓国で就職した企業（日本企業）での評価は低い、といった例もあった。

○ 中国

多くの留学生が、政府の制度や進学において専門学校卒業は「学歴」としては認められないと回答している⁶⁹。そのため、専門学校（2年・4年）を卒業しても、中国では高校卒とみなされるという回答もあった。

一方、企業への就職においては、「能力や経験」が重視され、専門学校は認知されているという回答が多かった。⁷⁰

○ ベトナム

進学においては、専門士の資格で大学に編入学できるかどうかわからない、同じ分野であれば、ベトナムの短期大学から大学に編入学ができるので、日本の専門学校からベトナムの大学に編入学できるかもしれない、しかし介護については、ベトナムの短期大学、大学にそのような分野がないので、編入学できない、といった回答があった。

就職については、介護分野の留学生7名が、卒業後、日本の介護施設に就職予定であり、ベトナムでの就職についてはまだ考えていないため、わからないと回答している。

○ タイ

進学、就職ともに、日本の専門学校は認知・評価されないという回答が多い。編入学が難しい理由として、タイに専門学校に相当する学校がない、大学編入はタイの学校からでも難しい、専攻分野が異なると編入学できない、という回答があった。就職においては、企業が日本の専門学校を知らない、タイでは就職に学士の資格が重要で、専門士の資格での就職は難しい、といった回答があった。

○ ネパール

回答者全員が、進学・就職いずれにおいても専門学校卒業、専門士、高度専門士の資格は評価されないと回答している。理由としては、大学ではないため評定の対象にならない、日本の専門学校は知られていない、といった点があげられた。

【留学生コメント】

○ 韓国

（専門学校卒業、専門士の資格だけでは評価されない）

- ・ 学歴としては、日本の専門学校は、韓国では認められていないと思う。専門学校卒業後、この分野で働いた経歴があれば、評価されるが、学歴だけでは評価されないと思う。（韓国/ビジネス）
- ・ 韓国では、専門士は学歴として扱われないと思う。韓国だと専門学校を知らない人が多いと思う。専門士資格があっても就職せずに韓国に戻ってくると疑問に思われるので、職務経歴を積んで示す必要がある。（韓国/情報処理）
- ・ 学歴としては認められない。パソコンの分野は職歴よりも実力が優先。就職活動の際、企業には自分が作ったプログラム等を提出する。実力があれば、卒業後、日本でも韓国でも就職できる。他の分野はわからない。（韓国/ビジネス）
- ・ 日本の専門学校を卒業し、これがもちろん就職の際に大きな影響があったとは思いますが、自身の経験値の方が入社就職の際に大きく影響したと思う。専門士の資格というのは韓国では知らない人がほとんどだと思う。（韓国/製菓・製パン）

⁶⁹ 中国では高等教育法によって、学歴教育と非学歴教育が分けられている。学歴教育は、高等教育機関に設置された専科課程、本科課程、修士課程、博士課程を含む。一方、非学歴教育は、各高等教育機関の研修プログラム、本科課程への入学準備教育を含む。（大学改革支援・学位授与機構 2023, pp.23-24）

⁷⁰ 人民日報ウェブ版の記事（「日本の専門学校は「就職神器」中国で人気に(1)~(3)」(2016.9.14)）では、日本の専門学校は日本での就職に有利である一方で、「日本の専門学校を卒業して得られる学歴は、今のところ中国の教育部（省）には認められない」としている。「日本の専門学校は「就職神器」中国で人気に(1)~(3)」(人民日報ウェブ版 2016.9.14)

- ・ 専門学校という韓国では少し低く評価される。自身は韓国の大学卒業後、日本の専門学校で2年間の専門教育を受け、技術職がベースにあり、営業も行っている。日本の音楽大学院を卒業した同僚は営業のみだが、高く評価され、より良い待遇を受けている。会社（日系）に聞いたら、「あなたは専門学校卒業だから」ということだった。専門士は証明書の1つという意味合いになる。（韓国/音楽）
- ・ 専門学校は一般的には知られていない。日本に詳しい人だけが知っている。（韓国/ビジネス、韓国/情報処理）

（専門学校卒業、専門士の資格は評価される）

- ・ 日本の専門学校を出たということよりは、特定の専門学校は韓国においてもかなり知られているので、認められている。就職の面接の時に海外の専門学校を卒業したからといって認められなかったということは一度もなかった。卒業した専門学校は、有名で、むしろ認められて評価されたことのほうが多かった。（韓国/ファッションビジネス）
- ・ 帰国後最初は、日本の貿易会社に就職した。日本に留学していた点、そこで専門分野を学んだため、一緒に入社した同期（韓国で2年制の同じ分野の学校を卒業した）よりも最初の月給は高かった。また、姉は、韓国でファッションデザインの大学を出た後、日本の衣類貿易会社で2、3年勤めた。その後入社した会社で、日本の専門学校を卒業した新入社員は、2-3年の業務経験がある姉よりも給料が高かった。姉ももう少し勉強し、入社し直す必要があると考え、日本に留学した。（韓国/ファッションビジネス）
- ・ 就職活動した際、企業から、資格への問い合わせはなかった。自分も、同級生も、資格を重要視する企業や会社というのは韓国にはなかったように思う。卒業した学校名の方が資格よりは重要視されたと思う。（韓国/製菓・製パン）

○ 中国

（専門学校卒業後、中国の大学への編入学は難しい、大学や分野によって異なる）

- ・ 日本の大学なら、専門士資格で3年次編入できるが、中国では難しいと思う。（中国/旅行）
- ・ 高度専門士の認証を申し込めば認証されるが、それは大学院に行ける資格ではないという感じ。日本の専門学校の課程としては承認され、申し込んだらその課程が修了したという証明書をもらえるが、大学とは異なり、高度専門士が中国の大学卒業相当とは認められないと思う。自分は、高度専門士取得見込みであるが、取得後、中国に帰ったら、多分、高校卒業と同じにされると思う。（中国/農業その他）
- ・ 専門士と高度専門士は日本の文部科学省の大臣が出す称号で、国際承認できる学位とはちょっと違う。高度専門士を取得して中国に帰っても、多分大学院に入学する資格はないと思う。日本で大学院の課程まで終わって、例えば修士の学位を取った場合、中国の博士課程へは進めると思う。（中国/農業その他）
- ・ 自身は、高度専門士課程修了後、日本の大学院修士課程に進学が決まっている。修士を取ってれば中国で博士課程に進めると思う。中国では最終学歴が重要なので前は（修士取得以前の学歴）はあまり聞かれないと思う。（中国/農業その他）
- ・ 専門士の資格が活用できるかどうかは、分野によると思う。中国（の学校制度の中）で当てはまる分野があれば評価されやすいが、ない場合は認められにくい。中国に専門学校が少なく、介護などは当てはまるものがないのではないか。（中国/介護福祉・看護）
- ・ 日本では、専門士の資格で同じ分野の大学に編入できるのは知っているが、パティシエという専門は編入できるかどうか分からない。中国ではこういう学科がないから、評価されないことは事前に知っていた。心の準備をしていたので、専門士が中国で認められなくても困らない。（中国・製菓・製パン）
- ・ 学校次第で海外の卒業を認定するところもあれば、日本の学校は認定せず、中国の最終学歴しか認められないところもある。具体的な学校はわからない。（中国/医療）

(編入学はできないが、企業は評価する)

- ・ 日本の専門学校を卒業した学歴は中国では認められていない。日本の専門学校から、中国の大学本科への編入学はできない。就職の際は、日本への留学経験があるということは認められるが、学歴にはならない。企業は、能力や経験の方が、学歴より重要だと考えている。(中国/文化教養その他)(中国/演劇・映画)

(政府には認定されないが、企業は評価する)

- ・ 中国では海外の高等教育資格を評定する国の組織があるが、専門士・高度専門士(職業教育)は評定しない。これは政府のルール。しかし、中国の大手企業や専門技術が高い企業は専門学校の学歴を認めている。(中国/工業)
- ・ 日本の専門学校は、中国の教育システムでは専科学校に似ているが、日本の専門学校の学歴は中国で認定されていない。しかし、中国の大手企業や、専門技術が高い企業は、専門学校を学歴として認めている。政府のシステムでは認められていないだけで、企業では専門学校の学歴を認めている。(中国/文化教養その他)
- ・ 日本の専門学校を卒業した学歴は中国では認められていない。中国の高校を卒業したあと、日本の専門学校に行った場合、中国での学歴は高校卒。中国の企業に就職する場合、企業は能力や経験の方が重要だと考えている、留学経験があると考え。(中国/工業)
- ・ 日本の専門学校は中国の学校よりレベルが少し高いと思う。知識、実践、経験などが中国より多いので、政府からは認められなくても、自分の経験と技術は、卒業後、企業にも認められる。企業から見ると、学歴も大事だが、経験も大事。新卒生生の採用は、まず学歴を見て、そして経験や技術を見られる。日本だと、大学へ編入できるので、日本の専門学校の方が中国の学校より良いと思う。(中国/デザイン)
- ・ 大手企業で日本の専門学校は認知度が高く、高等教育であることが知られていると思う。日本語業務ができる人は就職しやすく、日本の専門学校は技術的なことを多く教えてもらうので、認知されている。(中国/演劇・映画)

(日系の企業であれば評価される)

- ・ 日本の企業に就職したいなら専門士・高度専門士の資格は多分意味がある。他国の企業だと意味がない。(中国/医療)

(専門士資格に関心がない)

- ・ 専門士資格に関心がないので分からない。スキルを身に着けることに関心がある、実家も飲食関係なので、企業への就職は考えていない。(中国/調理)

○ ベトナム

(編入学はできない、わからない)

- ・ 日本の専門学校の卒業証明書がベトナムでは認められるかどうか、就職、進学いずれの際もわからない。(ベトナム/工業その他)
- ・ 同じ分野であれば、ベトナムの短期大学から大学に編入学ができるので、日本の専門学校からもベトナムの大学に編入学できるかもしれないが、事例は知らない。介護については、ベトナムの短期大学、大学にそのような分野がないので、編入学はできない。(ベトナム/介護福祉)
- ・ ベトナムには美容分野の専門士・高度専門士の資格はないので、どう評価されるかわからない。(ベトナム/衛生)

(専門学校卒業は評価される)

- ・ 日本の専門学校は卒業後に国家資格もとれるので、ベトナムの短大より評価される。(ベトナム/介護福祉)
- ・ 自分の会社は、基本的に日本人とやり取りがあるため、日本語や、マナーが大切、専門学校でもメリットがある。ベトナムの大卒よりも、ベトナムでの学歴は高卒でも日本の専門学校を卒業している人の方が、日本語ができる分、待遇は良い。日本は発展している国だから、日本留学していることはベトナムでも認められる。(ベトナム/対象外(大学院卒業))

○ タイ

(大学への編入学は難しい、わからない)

- ・ 専門学校卒業後、タイで大学進学する場合、大学次第だが、基本的にはたぶん大学への編入はできず1年生から入り直すことになる。日本の専門学校とタイの大学間の単位が比較不能なため。(タイ/ビジネス)
- ・ タイの短大から大学に編入することも多くの場合はできない。工業系ならできるのではないかという話もあったけれど、専門学校卒業後、大学に編入するのはやはり難しい。(タイ/ビジネス)
- ・ タイではカレッジや、Por Wor Sor (ポーウォーソー：高等教育(Associate Degree)段階の職業教育)を卒業した後、大学に編入できるが、大学によって対応は違う。受け入れる大学もあるが、関連がない分野だと受け入れない大学もある。介護分野はタイにないので、編入学はできない。近い学科で、公共福祉のような学科があるが、やはり編入はむずかしい。(タイ/介護福祉)
- ・ 介護というような分野を学んで、タイで、進学をしようとした人がいないので、編入が可能か分からない。(タイ/介護福祉)

(企業は専門学校を知らない、評価していない)

- ・ 日本と同じような専門学校がタイにないので、評価しにくいのではないかと思う。会社も日本の専門学校のことは知らないと思う。(タイ/情報処理)
- ・ タイでは就職には学士が重要で、専門学校卒業(専門士)では多分就職できないが、日本では就職できるのが大きな違い。(タイ/情報処理)
- ・ 専門学校を卒業して、日本で就職し、職歴を積んでも、タイでは学士の資格が重視されるので就職は難しいと思う。日本で5年程働いたら経験がある人になると思うが、タイではどのように評価されるか分からない。(タイ/情報処理)
- ・ 企業の中途採用なら専門学校卒業でも大丈夫かもしれない。履歴書で何ができるか沢山記述し、面接に進んでスキルを見せることができれば入社できると思う。新卒だと、企業が採用するのは学士以上が対象である。スキルが不要ということではないけれど、書類選考で合格しないと進めない。(タイ/情報処理)
- ・ 日本の専門学校は一般の人はあまり知らない。日本の専門学校自体の説明は難しいが、日本に留学してある課程を卒業したということは認められるので、就職の際、日本で実際に勉強してきた証明のために卒業証書は出す。(タイ/ビジネス)
- ・ タイではあまり専門士に関心がない。就職では大卒であることが重要。大卒でなければ、ホテル業界では一番下から始めることになる。それは嫌なので、ケーキ店を起業した。専門学校の卒業証書や日本の国家資格の証書は、技術を学んだことを示すディスプレイにはなる。(タイ/製菓・製パン)

○ ネパール

(大学への編入学は難しい)

- ・ 専門学校卒業後、ネパールで大学に進学するとしたらまた1年から入学することになる。トリブバン大学の評定・承認で扱うのは大学レベルで、専門学校の評定・承認やっていないと思う。(ネパール/土木・建築・ビジネス)
- ・ 日本の専門学校からネパールの大学に編入できるかは知らない。学んできたことを、ネパールの大学履修科目へ読み替えたりしてもらえないと思う。(ネパール/旅行)
- ・ ネパールにも日本にもある分野、例えば自動車、機械などの分野なら評価されるかもしれないが、それ以外は評価されないのではないか。日本の専門学校の資格は、ネパールのテクニカルカレッジから評定・承認してもらえるのではないかと思う。(ネパール/介護福祉)
- ・ ネパール政府から認められている資格、インド、バングラデシュ、アメリカの学位などは、ネパールでも使えるが、日本の学歴のようにネパール政府から認識されていないと、自分の経験として伝えるしかない。このような違いの背景として、日本の専門学校では出席が

評価されるが、ネパールの大学は、試験の点数で評価される、合格しないと卒業できない、という違いがある。(ネパール/旅行)

(就職で評価されない)

- ・ 就職活動で専門士資格を使うことはできない。(ネパール/ビジネス)
- ・ 専門学校を卒業しても、英語ができないと、就職において評価されない。(ネパール/ビジネス)

(進学・就職いずれでも評価されない)

- ・ ネパールは編入制度自体がなく、大学への編入は難しい。就職活動で専門士資格を使うこともできない。(ネパール/ビジネス)
- ・ 日本の専門学校はネパールでは技術教育の位置づけになるが、専門士の資格は使えないと思う。進学にも就職にも使えない。(ネパール/自動車整備/介護福祉)

(その他)

- ・ 日本の専門学校はネパールで全く知られていない。(ネパール/介護福祉)
- ・ 日本語ができることは、日本の会社に入る場合使えるが、それ以外のメリットはない。(ネパール/ビジネス・通訳)

2.3.3 出身国の学校制度上、日本の専門学校が対応すると考えられる学校種についての留学生の理解

質問：出身国の学校制度上、日本の専門学校はどのような学校種に対応すると考えられていますか。

2.3.1 で見た通り、多くの留学生・卒業生は評定・承認という制度や組織について情報を得ていない。そうした中で、日本の専門学校が出身国でどのような学校種に対応すると認識されているのか、留学生の理解を尋ねた。なお本質問は、社会や労働市場において専門学校が対応すると考えられている学校種について、留学生の理解・認識を問うものであり、制度としての評定・承認についての理解を尋ねるものではない。

質問は、面談者に出身国の学校系統図を示しながら、出身国の学校制度上、日本の専門学校に対応すると考えられている学校種・教育段階を尋ねた。留学生は、入学資格・学習期間（中等教育修了後の2年間の課程、等）や学習内容（職業に必要な専門的な内容、等）に基づき、専門学校が対応すると考えられる自国の学校を判断している。

調査結果の概要は図表 2-31 の通りである。なお同図表では、日本の専門学校が対応すると考えられる出身国の学校種についての調査対象者の回答を A 欄に、また、A 欄の回答についての関連法等に基づく教育制度上の位置づけを B 欄に示している。

日本の専門学校が対応すると考えられる出身国の学校種の教育制度上の位置づけは、韓国、中国では、2-3 年制の高等教育段階の職業教育であるが、ベトナムでは中等後非高等職業教育、ネパールでは後期中等職業教育となる。タイは、1 名の留学生以外は、日本の専門学校に対応する学校はないと回答している。

このような国間の相違は、中等後職業教育の教育制度上の位置づけが国間で異なることによる⁷¹。

⁷¹ これらの国では、職業教育強化の取組が展開しており、今後も制度が変更される可能性がある。

図表 2-31 : 日本の専門学校が対応すると考えられる出身国の学校種についての
留学生の理解と教育制度上の位置づけ

対象国 (回答者数)	日本の専門学校が対応すると考えられる出身国の学校種 (留学生の理解) (A)	回答数 (人)		(A) 欄下線部の学校種の教育制度上の位置づけ
		卒業生	在学生	
韓国 (6)	専門大学	1	2(2)	短期高等職業教育
	技術大学	1		
	専門大学/技術大学	1		
	考えたことがない/不明		1	
中国 (13)	専科課程	4	9(4)	短期高等職業教育
ベトナム (9)	中級職業訓練		1	職業教育 (中等後非高等教育)
	中級職業訓練~カレッジ		1	
	カレッジ		5	
	対応する学校種がない、あえて選ぶのであれば中級職業訓練		1	
	対応する学校種がない、あえて選ぶのであれば中級職業訓練より少し上		1	
タイ (7)	対応する学校がない	1	5	対応する学校がない (PWCは後期中等段階職業教育)
	PWC**		1	
ネパール (7)	後期中等教育、高校(職業教育)		2	後期中等教育 対応する学校がない
	CTVETの職業教育(11年生~13年生)		1	
	プラス2/PCL	1		
	対応する学校がない		3	

回答数の()は、「政府は認定していない」と回答した数、(内数)。

出所：専門学校留学生聞き取り調査

本表では、日本の専門学校が対応すると考えられる出身国の学校種についての留学生の回答(A欄)と、A欄の回答(下線部)についての当該国の教育制度上の位置づけを示している。

(韓国、中国)

回答数の()内は、対応する学校種は記載の通りであるが、政府は、日本の専門学校を認定していないと回答した人数、内数。

(ベトナム)

中級職業訓練 (Trung cấp/Intermediate level)、短期大学 (Cao đẳng/college) はともに中等教育修了後の課程。前者は2~3年、後者は1~2年。(中級職業訓練についてはこれとは別に前期中等教育修了を入学資格とする1~2年の課程がある。)短期大学は、2018年の高等教育法、職業教育法改正以前は高等教育、職業教育の両方に位置づけられているが、改正後は高等教育には位置づけられず、職業教育に位置づけられている(第2章 1.3.1 (3)ベトナム参照)。ただし、回答者の中には、collegeは現在も高等教育に位置づけられると理解しているものもある。中級職業訓練は、関連法改正前後ともに高等教育には位置づけられず、職業教育に位置づけられている。

(ネパール)

CTVET(Centre for Technical and Vocational Education and Training)は、教育省傘下の職業教育を所管する機関。

プラス2/PCL(Proficiency Certificate Level)は、11-12/13学年に対応。2016年の教育法改善以前は高等教育に位置づけられていたが、改正後は中等教育となった。

ベトナム、ネパールの留学生が回答した日本の専門学校が対応する学校種は、これらの国教育制度上の高等教育に位置づけられない。また、タイは大半の留学生が専門学校に対応する学校がないと回答している。このような回答の理由としては、以下が挙げられた。

- 出身国で職業教育は高等教育にならない。
- 日本の専門学校で学んだ分野(製菓、介護等)は、出身国の高等教育の専門分野に該当するものがない。
- 学校教育制度上、日本の専門学校は、高等教育段階(Associate Degree)の職業教育(Por Wor Sor)に対応するが、専門学校で学ぶ内容は、より専門的、実践的である。

Por Wor Sor は、旧態依然とした職業教育のイメージであり、日本の専門学校がそれに対応するとは考えていない。(タイ)
(国別のコメント参照)

なお、留学生の多くは、日本において専門学校は高等教育に位置づけられる職業教育であるということを知っている。

国別の回答の概要は以下の通り。

○ 韓国

専門学校は、韓国の専門大学に近いと回答した者が3名、技術大学に近いと考える者が1名、技術大学・専門大学両方に近いと考える者が1名、不明が1名であった。これらはいずれも高等教育に位置づけられる。専門大学に近いと回答した者の中にも、日本の専門学校、専門士は韓国では認められないと回答した者が2名いた。

○ 中国

全員が日本の専門学校は中国の専科課程に対応すると回答している。彼らは、学習期間や学習内容に基づき、このように回答している。専科課程は短期高等教育に位置づけられる。また、これらの中には、大手企業は専門学校のことを知っており高等教育として評価するとの回答がある一方で、専門学校は職業教育なので政府、CSCSE の評定・承認の対象ではないと回答した者が4名いる。

○ ベトナム

専門学校は、ベトナムのカレッジレベル (college, cao đẳng) との回答が5名、高卒後に進学する中級職業訓練 (intermediate, trung cấp (nghề))、1~2年間) と同じ、または、近いという回答が2名、自国に相当する教育機関はないという回答が2名であった。日本の専門学校に相当するものはない、と回答した2名は、敢えて選ぶのであれば、中級職業訓練に近い、中級職業訓練より上のレベルとの回答であった。なお、ベトナムのカレッジは2018年の高等教育法、職業教育法改正以前は職業教育、高等教育の両方に位置づけられているが、改正以降は、高等教育には位置づけられず、職業教育に位置づけられている。中級職業教育は、改正前後とも、職業教育に位置づけられている。

○ タイ

日本の専門学校、専門士・高度専門士に対応するものがないと回答した者が7名中6名であった。ほとんどが対応するものがないと回答する中、1名が Por Wor Chor (後期中等段階の職業教育) と同じぐらいと評価されると回答している。(理由は以下のコメント (タイ/情報処理) を参照。) この1名以外が Por Wor Chor や Por Wor Sor (高等教育 (Associate Degree) 段階の職業教育) を専門学校相当と考えなかった理由として、これらの教育機関は電気工事等の旧態依然とした職業訓練を行うところで就職も含め評価は高くなく、日本の専門学校とは異なるという理解が示された。

○ ネパール

後期中等教育、高校 (職業教育) が各1名、CTVET⁷²の職業教育 (第11-13学年)、プラス2/PCL⁷³が各1名である。以上はネパールの教育制度において後期中等教育に該当する。一方、3名は「対応する学校がない」と回答している。「対応する学校がない」という回答の中には、「専門学校修了はネパールでは認められない」という理解も含まれる。

⁷² Centre for Technical and Vocational Education and Training、教育省傘下の職業教育を所管する機関。

⁷³ プラス2/PCL(Proficiency Certificate Level)は、11-12/13学年に対応。2016年の教育法改善以前は高等教育に位置づけられていたが、改正後は中等教育となった。

なおネパールでは、高等教育段階に位置づけられた職業教育は存在せず、中等教育に位置づけられている。

【留学生コメント】

○ 韓国

(専門大学に相当する)

- ・ 韓国の職業専門学校というのは、大学というよりは、会社に就職するために必要な知識の勉強をして送り出すところだと思う。一方で専門大学というのは、その分野を専門的に学ぶところだと思う。日本の専門学校は専門大学と同じだと思う。卒業した専門学校の2年制課程の卒業生が、韓国のデザイン系の専門大学の3年次か4年次へ編入することができると、専門学校の先生から聞いたことがある。高度専門士は韓国の大学卒業同等と認めもらえる。出身校を卒業後に、韓国で大学院に進学した友達もいる。(韓国/ファッションビジネス)
- ・ 日本の専門学校は、韓国の職業学校や専門学校⁷⁴と同じだと親は思っている。自分自身は考えたことがなく、分からない。(韓国/ビジネス)

(専門大学に相当するが、政府には認められていない)

- ・ 日本の専門学校は、専門大学と同じ位置づけだと思うけれど、韓国政府からは、日本の専門学校は認められていないようだ⁷⁵。(韓国/ビジネス)
- ・ 専門大学(2~3年)と同じだと思う。期間的にも、技術や実用を目的にするところでそう考える。専門士は韓国では認められないので、日本に詳しくない人には違いが分かりにくい。(韓国/外国語)

(技術大学に対応する)

- ・ 自身が卒業した専門学校は、学んだ内容の専門性も高く韓国の技術大学に相当すると思う。韓国の専門大学は、日本の短期大学と同じ意味になる。日本の専門学校では教養や関係ないことは全然勉強せずに、専門に関することだけを学ぶ。専門大学は関係ないことも勉強するので、専門学校は専門大学とは異なり、技術大学に相当すると思う。(韓国/音楽)

(当てはまるものがない)

- ・ 日本の専門学校というのが独特なスタイルで、ぴったり当てはまるものがない。以前は2年制の専門大学が日本の専門学校に近いのではないのかなと思っていたが、それも少し違うようである。あえて選ぶとすれば専門大学もしくは技術大学。この技術大学というのがどういった大学なのかよくわからないが、似たようなものになるのではないかと思う。韓国には専門学校という概念自体がないので、独特と考える。(韓国/製菓・製パン)

○ 中国

(専科課程に対応する)

- ・ 日本の専門学校は、専科学校(専科課程を提供)と同じだと思う。中国に専科学校の友人がおり、彼らから聞く話からそう思う。高度専門士は中国の本科と同等と認められた友人がいる。専門士だと専科と同等と聞いたことがある。(中国、工業その他)
- ・ 専科に相当する。専門の勉強をする学校だから。日本の専門学校の技術レベルとしては、中等専門学校や職業技術学校ではなく、専科同等に高いと考えている。(中国/美容)

⁷⁴ 面談に同席した専門学校担当者(韓国出身)によると、韓国には、専門大学とは別に、職業学校、専門学校と呼ばれるものがある。職業学校と専門学校は異なるものだが、レベル的には近いという。得られる学位や証明書は不明とのこと。なお、勤労者職業能力開発法(2条3)には、「指定職業訓練施設」として、「職業専門学校」「実用専門学校」について規定している。

⁷⁵ 面談に同席した専門学校担当者(韓国出身)からは、「韓国は専門大学で学位が取れるが、日本の専門学校は称号になるため、同等ではないのではないか。専門大学は日本の短期大学と同等だと思う」との発言もあった。

- ・ 日本の専門学校は、中国の大学専科に似ている。学習内容と勉強する期間が似ている。中国の大学専科と同じ3年制（現在、在籍している専門学校のコースが3年制）で、同等のレベルだと思う。（中国/文化教養その他）（中国/演劇・映画）（中国/デザイン）
- ・ 専科に相当する。自身の在籍している専門学校は中国の専科と提携している学校なので、同じレベルだと思う。（中国/医療、中-医-0423-A、B）
- ・ 専門学校は技術を学ぶところなので、職業技術学院（専科課程を置く高等教育機関）だと思う。（中国/製菓・製パン）
- ・ 中国の会社の多くは中国の専科と専門学校は同じものだとわかっている。（中国/調理）
- ・ 日本の専門学校は、中国の専科になると思う。専門学校卒業後、中国の大学へ進学したいなら本科1年から進学する。卒業証書の評定を行う中国留学ネットワークのような組織に提出すれば、中国の専科学校と同じだと認められると思う。しかし、職業のことを学ぶ学校として中等専門学校（後期中等教育段階の職業教育、3年制）があるので、中国にいる友達は、日本の専門学校は中等専門学校（後期中等段階の職業教育）に相当すると思っている。（中国/旅行）

（専科課程に対応するが、政府は認定していない）

- ・ 学習内容や期間は専科と似ているが、中国政府は認定していない。他方、大手企業だと専門学校は知られており、評価される。（中国/工業）
- ・ 友達から専科と同じだと聞いた。他方、中国の専科課程にはパティシエという専門がないので、日本の専門学校の資格はCSCSEの評定・承認の対象にならない。インターネット、口コミサイトで調べた。（中国/製菓・製パン）
- ・ 専科と似ており、専科よりレベルが高いと思うが、専門士は資格としては認められない。（中国/工業）
- ・ 学歴とは認められないが、日本関連の事業がある企業では評価される。企業では技術を中心に教える学校として知名度があり、高等教育であるという知名度もあると思う。（中国/工業）

（高度専門士は大学院進学資格にはならない）

- ・ 個人的には日本の専門学校は専科学校（大学の専科課程ではなく、高等専科学校や高等職業学校を指す）と同じレベルになると思う。専科学校は、高等教育に入ると思うが、職業技術学院は高等教育には入らないというイメージがある。自分で調べたところでは、専門士と高度専門士は学位ではなく、日本の文部科学省の大臣により与えられる称号となる。学位ではないので、帰国し、中国の政府に高度専門士の学位の認証を申請しても、日本の専門学校の卒業は認められるが、中国の大学院進学資格にはならない。（中国/農業その他）

○ ベトナム

（カレッジに対応する）

- ・ 日本の専門学校は、ベトナムのカレッジレベル（Associate Degree）に相当すると思う。高校を卒業しないと入れないので。（ベトナム/介護福祉）

（中級職業訓練（中等後非高等教育）に対応する）

- ・ 高校卒業後2年勉強する中級職業訓練（intermediate, trung cấp (nghề)）が相当する。日本の高専のように高校レベルに3年間通い、その後2年間の教育を受けるところ。ただ、3+2年のシステムはまだ、ベトナムにはできていない。短大は進学を目指す、研究できるような教育機関、中級職業訓練は仕事ができるように実践的な技術を教える機関だと思う。（ベトナム/土木建築）
- ・ 専門学校は、高校卒業後2年間勉強するところなので、中級職業訓練（intermediate, trung cấp (nghề)）だと思う。これがベトナムの専門学校になる。ベトナムの短大は、短期大学の資格（学位）が取れるので、専門学校とは異なる。学ぶ内容はベトナムの短大の方が日本の専門学校より下のレベルかと考える。ベトナムの短期大学は大きな価値はない。日本の専門学校は卒業後に国家資格も取れるので、ベトナムの中級職業訓練より高く評価される。（ベトナム/介護福祉）

(わからない)

- ・ 日本の専門学校がベトナムの中級職業訓練 (intermediate, trung cấp) や、カレッジに相当するかどうか分からない。ベトナムの短期大学では、専門的な勉強以外にも、概論的な勉強も結構多いので、修学期間が長くなる。その一方、専門的な勉強は少ない。日本の専門学校は、集中して専門を勉強している、というような違いがあると思う。(ベトナム/工業その他)
- ・ ベトナムで2年間の学校、中級職業訓練 (intermediate, trung cấp) と言われるものがある。高校卒業後の2年間の職業に関する学校である。日本の専門学校は、英語では college と言われている。ベトナム語では、college という、大学、短大、中級職業訓練の意味にもなるので簡単に説明できない。家族や友人に1つの単語で話したい時は cao dang nghề (職業短大) と言う (自身では職業短大が適切だと考えている)。ベトナムでは専門学校は多分ないので、ベトナムにいたときは、日本の専門学校を知らなかった。(ベトナム/工業その他)

○ タイ

(対応する学校がない)

- ・ タイには、日本でいう予備校とか塾など、大学進学のための準備校と、語学を勉強するような学校はあるが、日本の専門学校に当たるようなものはない。タイでは職業専門学校みたいなものはあるが、基本的には技術系・技能系の学校になり、自分が学ぶビジネス系の学校はない。(タイ/ビジネス)
- ・ 相当するものがない。日本の専門学校はタイ語なら「ロンリアン」(英語の'school') で説明する。college, university といった訳語は充てない。タイにも vocational school (Por Wor Chor・vocational certificate, Por Wor Sor・higher vocational certificate/technical diploma) はあるが、就職率が低く、評判はよくない。仕事が見つからない人が行く学校のイメージ。日本の専門学校とは異なる評価になる。自分は日本の専門学校について話すとき、vocational school は使わない。(タイ/製菓・製パン)
- ・ タイで、日本の専門学校に相当するのは、塾になると思う。(タイ/ビジネス)
- ・ タイの大学と日本の専門学校は、学ぶ内容についても違うと思う。現在在籍している専門学校のビジネス分野で学ぶ内容は、すぐに仕事に結びつくような形の内容だが、タイの大学の場合はもう少し狭くて、どちらかという、経営とか管理になる。(タイ/ビジネス)

(日本の専門学校はタイの職業教育とは異なる)

- ・ (タイには後期中等段階の職業教育 (Por Wor Chor・vocational certificate) と高等教育 (Associate Degree) 段階の職業教育 (Por Wor Sor・higher vocational certificate/technical diploma) がある。Por Wor Chor, Por Wor Sor は、職業の準備をする、すぐに職業に就くための学校で、例えば、電気工事などの分野になる。自分は日本の専門学校でビジネスについて学んでいるが、このようなものがなく、同じ内容を学ぶなら大学の中の学科の1つとして専攻することになる。(タイ/ビジネス)
- ・ Por Wor Sor で勉強する人は Por Wor Chor から勉強してきた人で、現場のことを勉強し続ける。Por Wor Sor は勉強以外、何かを作成するようなプロジェクトが多いとよく言われる。(タイ/情報処理)

(専門士は後期中等段階の職業教育 (Por Wor Chor) に対応する)

- ・ 日本の専門学校(2年制)を卒業しても Por Wor Sor (高等教育 (Associate Degree) 段階の職業教育) と同じとは評価されない。高度専門士なら、Por Wor Sor と同じになる。タイ人は日本の専門学校のことを知らない。日本留学のパンフレットなどにも、専門学校の説明や情報があるが、専門学校(2年制)は Por Wor Chor (後期中等教育段階の職業教育) と同じレベルと書いてある。専門学校には、高校を卒業していない人でも入れる学校もあると聞いたことがある。(専修学校高等課程・一般課程を指す。) そのため、「専門学校は後期中等教育段階の Por Wor Chor と同じレベル」と書かれたのかもしれない。個人的には日本の専門学校で勉強することは、Pow Wor Sor (高等教育段階の職業教育) と同じレベルだと思う。(タイ/情報処理)

○ ネパール

(後期中等教育に相当する)

- ・ プラス 2⁷⁶ (11、12 学年) のレベルだと思った。ネパールの場合、SLC (School Leaving Certificate、10 学年修了資格)、プラス 2 を経て、大学進学となる。プラス 2 を修了しないと大学に進学できない。(ネパール/土木・建築/ビジネス)
- ・ ネパールの高校レベルになる。アカデミックではなく、技術的な分野になる。(ネパール/介護福祉)
- ・ ネパールに CTEVT が行っている専門学校みたいところがあり、電気や農業分野はあるが、介護学科は多分ない。これらは SLC 後の 3 年間の勉強だけれど、高等教育ではない。(ネパール/自動車整備・介護福祉)
- ・ 大学とは別のものとして扱われる。専門学校は、現場での学習が充実している。(ネパール/旅行)

(相当するものはない、その他)

- ・ 日本の専門学校のようなものはネパールにはない。知らない。(ネパール/旅行) (ネパール/ビジネス)
- ・ 介護など、ネパールで存在しない専門分野が、日本の専門学校にはある。(ネパール/ビジネス)

2.3.4 専門学校で学んだ知識・技能の評価に関する留学生の理解

質問：出身国において専門学校で学んだ知識・技能は評価されますか。

2.3.1、2.3.2 で見た通り、多くの留学生が評定・承認という制度や組織について情報を得ていない、また、進学のみならず就職においても、専門士・高度専門士の資格が認知・評価されないと認識している留学生が少なくない。そうした中で、出身国における就職に際して、専門学校で学んだ知識・技能が評価されるのかについて、留学生はどのように認識しているのかを尋ねた。

留学生の回答は、韓国、中国、ベトナム、タイについては、大半の留学生が専門学校で学んだ知識・技能は出身国で「評価される」と回答している。（「評価されない」と回答したのは、韓国、タイの各 1 名。）他方、ネパールは 7 名中 6 名が「評価されない」と回答している。

「評価される」と回答した者からは、「日本で取得した専門士の資格が出身国で認められるかは不明だが、専門学校で学んだ知識・技能は帰国後も評価されると思う⁷⁷」「日本の専門学校は職業に必要な技術を学ぶ上で役に立つ」や、「専門士・高度専門士という資格取得が目的ではなく、日本の技術を身に付けるために専門学校に入学した」という発言がしばしば聞かれた⁷⁸。また、将来、帰国した際、専門学校で学んだ知識・技能に加えて、日本での就職経験や実務経験、日本語能力が評価されると回答した留学生も多かった。

ネパールは 1 名を除いて、専門学校で学んだ知識・技能は出身国では評価されないと回答した。ネパールの留学生の多くは、日本での就労のために専門学校に進学しており、ネ

⁷⁶ プラス 2 は、11、12 学年に対応する大学進学希望者が学ぶ課程。2016 年の教育法改正以前は高等教育に位置づけられていたが、改正後は中等教育となった。ただし、回答者の中には、高等教育と理解しているものと中等教育と理解しているものがある。

⁷⁷ 日本の専門学校で学んだ知識・技能の評価が高い分野として、例えば、情報処理、PC ゲーム、ファッションデザイン・ビジネス、製菓・製パン、美容、といった分野が挙げられた。

⁷⁸ 金子 1990 (p.168) は、職業教育を含む非大学高等教育機関の国際的な動向に関連して、これらの教育機関の就学者は、「特定の教育課程の卒業という形での資格の獲得を必ずしも目標としていない」「非大学機関での履修内容がそのまま一種の資格となるか、あるいは他の機関での訓練資格の一部として認定されることを必要とすることが多い。」述べている。

パールでの活用はもともと想定していないし、活用できる職場もない、という背景があると考えられる。

図表 2 - 32 : 専門学校で学んだ知識・技能の出身国での就職における評価に関する留学生の理解

	韓国	中国	ベトナム	タイ	ネパール	合計
評価される	5	13	9	6	1	34
評価されない	1	0	0	1	6	8
合計	6	13	9	7	7	42

(単位：人)

出所：専門学校留学生聞き取り調査

「知識・技能の評価」を「資格の認知・評価(就職)」(図表 2 - 30)と比較すると、両者の間にギャップがあることがわかる。「専門学校で学んだ知識・技能は評価される」という回答は韓国、中国、ベトナム、タイ 4 か国に共通しているのに対して、「専門士・高度専門士の資格が就職において認知・評価される」という回答は、韓国、中国では回答者の半分、タイ、ネパールについては、それぞれ1名のみである。

以下の留学生コメントもあわせて見ると、留学生は、専門学校卒業や専門士・高度専門士資格は認知・評価されないが、知識・技能は評価されると考えている傾向が見られる。

以下では、専門学校で学んだ知識・技能の出身国での評価について、「評価される」「実務経験を含め評価される」「日本語力や日本での経験が評価される」「評価されない」に分けてコメントを記載する。

【留学生コメント】

(日本の専門学校で学んだ知識・技能は出身国で評価される)

- ・ 一般的には結構いい評価で、専門性の高いものと思っている。日本の学校で勉強した技術者だというアピールができる。(韓国/音楽)
- ・ 私が卒業した専門学校はファッションデザインの分野において韓国でも有名であるため、日本で学んだ経験が認められていると思う。(韓国/ファッションビジネス)
- ・ 製菓理論・実習を含めて技術は役立つと思う。就職するにも、自分の店を開くにも、学んだことは役立つと思う。(中国/製菓・製パン)
- ・ 技術などを学ぶには、理論について学ぶことが多い大学よりも、専門学校の方がいいと思う。PC ゲームの開発について学んでいるが、中国でゲーム会社に勤めた場合は日本で学んだ技術は一部役立つと考える。(中国/工業その他)
- ・ 日本の美容師・ヘアメイクの技術は、非常に知名度が高く、有名であり、評価が高い。(中国/美容)
- ・ 中国と比べて日本の専門学校は実践経験をより多く積めるため、自身の経験や技術は卒業後企業に認められると考えている。(中国/デザイン)
- ・ 専門学校で学んだスキルに加えて、自分が作ったプログラムの提出や個人で受験できるコンテストの成績があると、韓国で就職する時も競争力があると思う。(韓国/情報処理)
- ・ 他国より日本で勉強したほうが、グローバルな技術を身につけられ、ベトナムに帰国しても活用できると考える。(ベトナム/美容)
- ・ 日本の専門学校で衛生管理の重要性について学んだことから、自身でのお菓子作りも食中毒を出さないように気を付けている。(タイ/製菓・製パン)

- ・ 専門学校で学ぶ内容は卒業後すぐに仕事に結びつくような内容である。タイの大学の場合は経営や管理など狭い部分について学習することになる。(タイ/ビジネス)

(専門学校で学んだ知識・技能に加えて、日本での実務経験があることが評価につながる)

- ・ 専門学校卒業後、日本で実務経験を積みながら技術を手に入れられたら帰国した時にメリットがあると考えたため、まずは日本で仕事を始めようと考えている。(中国/臨床検査)
- ・ 専門学校卒業後、日本の就職先でゴミ処理方法を学ぶことは、将来国に戻った時役立つと思う。(ベトナム/工業その他)
- ・ 今内定が決まっている日本の会社で得た経験や知識、今の専門学校で現場に行き行って学んだりしていることを10年後帰国した時に活かして仕事したいと思う。(ネパール/ビジネス)
- ・ 日本の専門学校を卒業したら、すぐに希望していたマカオのホテルに就職できるかと思ったが、日本で就職の経歴がないと海外の就職でも信用されないと思った。就職の経歴が必要。そのために日本で就職した。(中国/旅行)
- ・ 介護や看護師の資格や経験を日本からベトナムに持ち帰ったら、やはり評価されて給料や待遇面も良くなると思う。(ベトナム/介護福祉)
- ・ 10年後位には恐らくベトナムで介護の仕事が必要になるかもしれない。日本で介護士としてのスキルや経験を身につけて、ベトナムの知人と一緒に介護施設を建てる計画でいる。(ベトナム/介護福祉)

(専門分野の知識・技能に加えて、日本語力や日本での経験が評価される)

専門分野に加えて日本語能力を更なる強みとしてアピールできるという回答があった。また、日本語能力を活かして専門学校の分野とは違う職業に就くことを考えているという回答もあった。後者は、現在専門学校で学ぶ分野で出身国での就職が難しいと考えられる場合にも見られる発言である(例：介護分野)。

- ・ 日本のサービス業はレベルが高い。特に観光業において、日本語能力試験(JLPT)は全世界で使える上、言語能力が重要視されている。(韓国/ビジネス)
- ・ 日本の専門学校の認知度は、特に大きな企業で高く、日本語能力がある人はより就職しやすいと考える。日本の専門学校では技術的なことを多く学べることの評価も高い。(中国/演劇・映画)
- ・ ベトナムで卒業した人たちは、ベトナムの専門知識しか持っていないが、私たちは日本で学習した上、日本語ができることも利点だと思う。(ベトナム/介護福祉)
- ・ ベトナムに帰ったら、日本語の先生など日本語に関連する仕事に就きたいと思っている。(ベトナム/介護福祉)

(専門学校で学んだ知識・技能は評価されない)

専門学校で学んだ知識・技能は出身国では評価されないと回答した留学生、卒業生もいた。こうした回答はネパールの留学生に多いが、彼らは日本での就労を目的として専門学校に進学しており、学んだ知識・技能のネパールでの活用はもともと想定していない、活用できる職場もない、という背景があると考えられる。他方、韓国(製菓・製パン)の例は、日本で学んだ専門的な内容を発揮できるような専門店が出身国には少ない、というものである。また、タイ(工業)の例は、専門学校で学んだ知識・技能があっても、書類選考で大学卒の学歴で切られるというものである。

- ・ 日本の専門学校を卒業したことが就職の際に大きな影響があったとは思わない。ただ、学校で学ぶ内容は専門的な内容であるが、日本やフランスと違って韓国にはそのような内容を活かせる専門店が少ない。学んだものを韓国に持ち帰っても、学んだことと現場での乖離があったため、現場でそれが十分に発揮できないケースが多いようである。(韓国/製菓・製パン)

- タイでは大学卒であることが重視され、募集時に企業が「大学卒業」といった学歴を指定することが多い。それより下の学歴だと書類選考をパスしない。特に新卒の場合。履歴書に専門学校で身に付けたことをたくさん書いても、学歴で切られる。中途採用の場合はスキルで採用されることもあるかもしれない。(タイ/工業)
- 自動車整備や機械など、ネパールにも日本にも同じ分野があるものは、恐らく評価されるだろうと考えられるが、それ以外の分野（介護など）についてはネパールでは評価されないであろう。(ネパール/介護福祉)
- 日本で勉強したこと、介護の経験をネパールに帰って活かした人をあまり聞いたことがない。同じ内容の仕事をするとしても、ネパールで初めから勉強しないとイケないのではないか。(ネパール/自動車整備、介護福祉)
- 日本で勉強した資格証明書は、ネパールで日本語を教えている教育機関で使えるかと思うが、それ以外では使えないと思う。(ネパール/ビジネス)

3. 専門学校留学生担当者聞き取り調査

本調査では、調査対象専門学校における専門士、高度専門士資格の海外での評定・承認についての現状と課題、問題認識を把握するため、留学生担当者（職員・教員）からも聞き取り調査を行った⁷⁹。以下では、調査の概要（3.1）、調査対象専門学校の留学生受入れと進路の現状（3.2）、評定・承認の現状と課題（3.3）について述べる。あわせて、いくつかの専門学校の担当者から紹介があった高等教育資格の評定・承認に関する専門学校側の問題意識と取り組み（3.4）にも触れる。

3.1 聞き取り調査の概要

3.1.1 聞き取り調査の目的

本聞き取り調査は、調査対象専門学校における専門士、高度専門士の資格の海外での評定・承認についての現状と課題、問題認識を把握することを目的として実施した。また、海外での評定・承認の基礎情報として、専門学校の留学生受入れと進路の現状についても聞き取りを行った。

本調査は、専門学校の留学生の受入れ・進路に関する業務を行う担当者（職員・教員）からの聞き取り調査である。回答は基本的に担当者によるものであり、担当者個人の意見も含む。また本調査は、調査対象専門学校の状況や個別の事例を把握するものであり、専門学校全体の傾向等を示すものではない。

3.1.2 聞き取り調査の概要

聞き取り調査の概要は以下の通り。

- 調査対象専門学校：23校及び3学校法人
- 調査期間：2021年2月～5月
- 調査方法：事前に配布した質問事項をもとにオンライン面談、メール、電話で回答を得た。オンライン面談では、質問事項に関連する情報についても自由に答えてもらった。必要に応じ追加質問を行っている。
- 数値情報は回答のしやすさを考慮し、概数とした。
- 調査対象専門学校の選定
 - 1) 東京都及び大阪府の専門学校から、本調査の対象5か国を含む在籍留学生数の多い専門学校を選定した。東京都と大阪府の専門学校に絞った理由は、専門学校数や留学生数⁸⁰が多い都府であり調査対象の専門学校を選定しやすいと判断したためである。
 - 2) 一部、東京都、大阪府以外の留学生数が多い専門学校、その他、調査の過程で協力が可能という情報が得られた専門学校を追加した。
 - 3) 8分野（工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養）のうち、留学生数が少ない農業と服飾・家政を除外した。6分野と分野小分類（例：衛生分野の下の小分類は栄養/調理、製菓/製パン、理容/美容、メイク/エステ/ネイル/その他）のバランスに配慮し、対象5か国を含む留学生数が多い専門学校を選定、留学生が多い専門学校から順に調査への協力を依頼した。

⁷⁹ 専門士・高度専門士資格の評定・承認に関する現状、課題については、これまで、文部科学省専修学校留学生就職アシスト事業成果報告「専門学校における留学生受け入れ実態に関する調査研究報告書（平成25～27年度）」に関連する記載があるが、それ以外の情報は限られる。

⁸⁰ 専門学校総数 2,779校のうち、東京都 359校、大阪府 211校。専門学校生総数 604,415人のうち、東京都 139,616人、大阪府 69,509人。（学校基本調査2020年12月）

最終的に、60校強に調査協力の依頼を行い、23校及び3学校法人から協力が得られた。聞き取り調査にあたっては、その内容を個人名、学校名が特定できない形で報告書に使用する可能性があることについて、了解を得ている。

3.1.3 調査対象専門学校の専門分野

調査対象校を分野別に示すと図表 2 - 33 のとおりである。また、同じ専門学校内で異なる2分野以上に留学生が在籍する場合は、「複数分野」と分類した。

図表 2 - 33 : 分野別の専門学校・学校法人数

分野	専門学校数	学校法人
医療	2	0
衛生	3	0
工業	5	0
社会福祉	4	0
商業実務	4	0
文化・教養	1	1
複数分野	4	2
合計	23	3

出所：専門学校担当者聞き取り調査

3.2 調査対象専門学校の留学生受入れと進路の現状

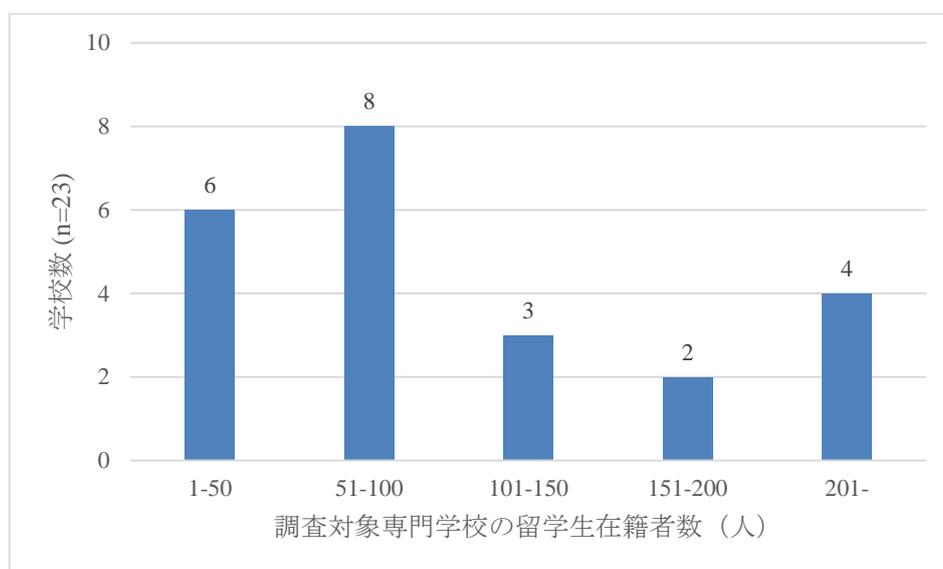
本節では、評定・承認の前提となる情報として、調査対象専門学校の留学生受入れと進路の現状についての傾向を示す。

3.2.1 調査対象専門学校における留学生受入れの現状（在籍状況、受入れ方針、専門学校進学目的等）

(1) 調査対象専門学校の留学生在籍状況

情報が得られた23校の留学生在籍数の分布は図表2-34の通り。留学生在籍者数が100人以下の専門学校が23校中14校であった。一方で、101人以上の専門学校が9校、うち201人以上の専門学校が4校あった。

図表2-34：調査対象専門学校の留学生在籍者数（概数）



出所：専門学校担当者聞き取り調査

(2) 調査対象5か国からの留学生在籍状況

質問：貴校の韓国、中国、ベトナム、タイ、ネパールからの留学生数（在籍数・概数）を教えてください。

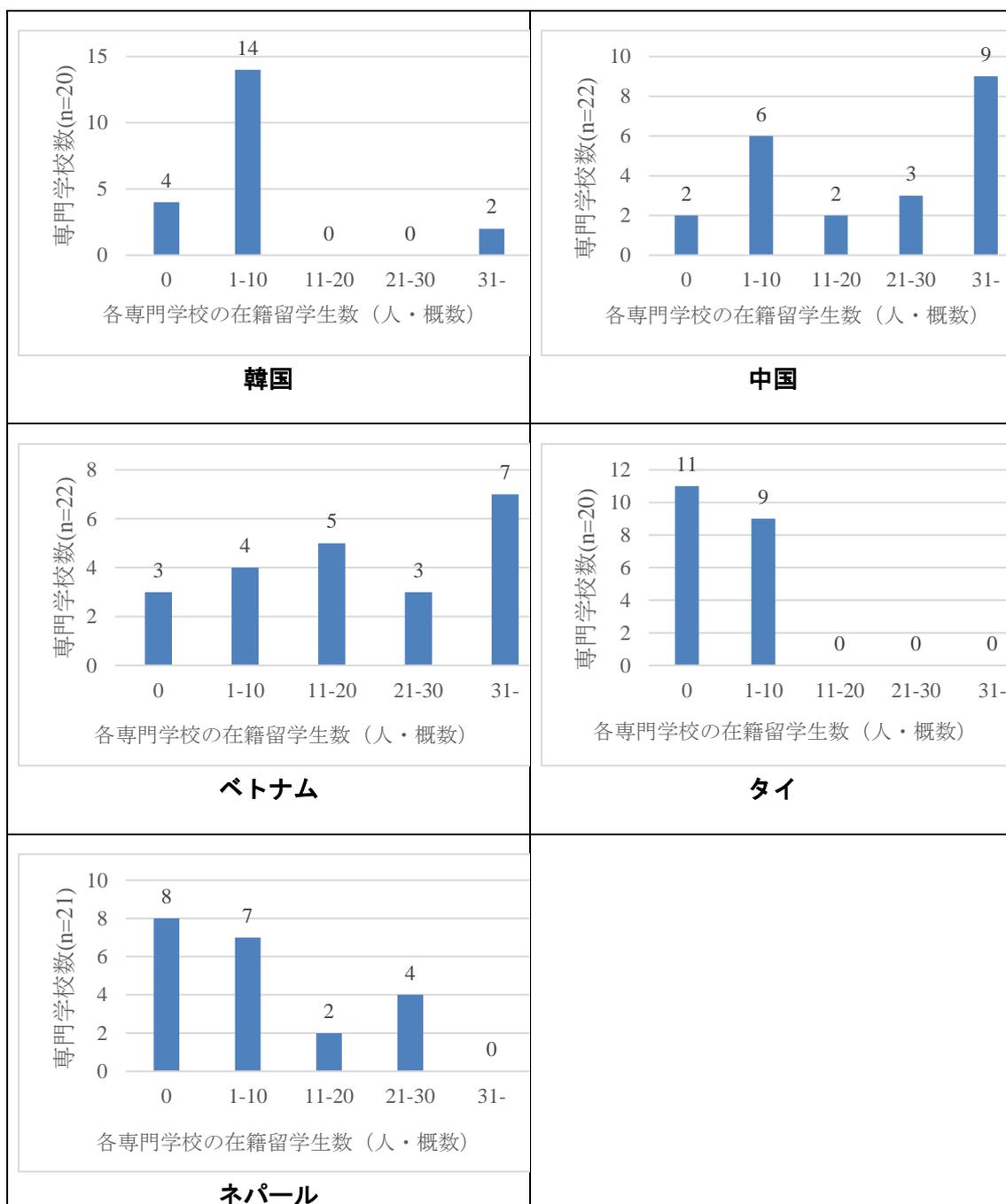
調査対象23校中、韓国・タイについて20校、中国・ベトナムについて22校、ネパールについて21校から回答があった。（図表2-35）

留学生の在籍の有無を国別に見ると中国（20校／回答学校数22校中、以下同）、ベトナム（19校／22校中）、韓国（16校／20校中）は、調査対象専門学校の多くに留学生が在籍している。一方、タイ、ネパールについては、これらの国からの留学生が在籍しない専門学校も多く、タイは11校／20校中、ネパールは8校／21校中でこれらの国からの留学生が在籍していない。

各専門学校の国別在籍留学生数を見ると、中国、ベトナムについては31人以上在籍していると回答した専門学校が9校、7校あり、1校あたりの在籍者数も多い。一方、韓国、タイ、ネパールについては、在籍数10人以下の専門学校が多い。

調査対象専門学校の多くに中国、ベトナムからの留学生が在籍し、かつ一校あたりの留学生数が多い傾向が見られる。また、担当者からのコメントでは、ネパールからの留学生が増加しているというものがあつた。

図表 2 - 35 : 調査対象専門学校の在籍留学生数 (国別)
(2021.2月~5月の調査時)



出所：専門学校担当者聞き取り調査

専門学校担当者からのコメントを以下に示す。なお、コメントは発言者の文意のまま記載している。(以下同)

【専門学校担当者コメント】

- ・ これまで中国人が多い傾向はかわらない。(文化教養)
- ・ 中国が最多、次いでベトナムが多い傾向は変わらない。(工業/商業実務/文化教養)
- ・ 現在は中国人留学生が最も多い。その他ベトナム、韓国などが多い。(工業)
- ・ 中国、台湾、香港出身者が最も多い。その他ベトナムからの留学生が増えている。(複数分野)

- ・ 中国、ベトナムの志願者が多いが、授業で日本人同等の日本語能力が求められるため、ベトナム人には厳しく多くが入試で落ちる。(商業実務)
- ・ 漢字圏の学生(中国、韓国、台湾)が多い。ベトナムも増えているが2年、4年コースへの入学は少ない。(衛生)
- ・ 昨年はベトナムからの入学者がいなかったが、平均して年間1~2名が工業分野に入学する。(工業)
- ・ 中国人は東日本大震災前までは多かったが、その後は中国の発展もあり、地方都市よりも東京の専門学校を志望する学生が増えた。(社会福祉)
- ・ 当校としては経費支弁できることを重視しているため、中国・韓国からの入学者が多くなる。韓国・台湾が以前は多かったがリーマンショック以降は中国が多い。(文化教養/工業/商業実務)
- ・ 中国やベトナムの学生が多い傾向にある。立地的に、大阪近辺の日本語学校に通う留学生が進学しやすい。大阪はベトナム人留学生の割合が多い。(工業)
- ・ 10年くらい前は、韓国人留学生が多かったが、現在は減少し、代わりにベトナム人留学生が増加している。中国人留学生は昔から多い。(商業実務)
- ・ (専門学校進学前に学ぶ)日本語学校によって留学生の国の構成は異なるが、日本語学校の最近の傾向としてはネパール人が増加している印象。来年度の新入生の25%程度をネパール人が占める見込み。ネパール政府の支援があるため、若者が留学しやすいと聞いた。(社会福祉)
- ・ 近年、ベトナム、ミャンマー、ネパールからの留学生が増えている。日本語学校の留学生受入れの状況によるものだと思う。(工業)

(3) 調査対象5か国以外からの留学生受入れの現状

質問：調査対象5か国(韓国、中国、ベトナム、タイ、ネパール)以外に近年留学生が増加している国がありますか。

留学生が増加していると回答があった国は、以下のアジアの国々であった。また、該当する分野を()に示す。

- ミャンマー(商業実務、社会福祉(介護)、工業、衛生)
- インドネシア(社会福祉(介護)、工業)
- 台湾(商業実務、衛生)
- 香港(商業実務)
- モンゴル(衛生)
- フィリピン(社会福祉(介護))
- スリランカ(商業実務)
- バングラデシュ(社会福祉(介護))

これらの国から留学生が増加する理由として、日本語学校での受入れや留学エージェントの影響が大きいことが挙げられている。また、次のようなコメントがあった。

【専門学校担当者コメント】

- ・ ミャンマーとつながりのあるエージェント/日本語学校が増えたためミャンマー留学生も増加したと考える。(社会福祉)
- ・ 近年ミャンマーの学生が若干増えたが、最近のミャンマー情勢により今後は減るのではないかと予測する。(商業実務)
- ・ 当校が懇意にしている日本語学校がインドネシアに力を入れ始めたこと、大阪/神戸を中心に日本語学校でミャンマー人学生が増加傾向にあることが背景としてある。(工業)
- ・ 留学生1名が出身国で、当校を紹介したためバングラデシュの学生が増加した(社会福祉)

(4) 留学生の受入れ方針

面談の中で、自校の留学生の受入れ方針に関連するコメントもあった。

日本人人口が減少する中、留学生受入れに積極的、また、留学生向けのコースを設置する専門学校がある一方、そのような取組は行っていない専門学校もあった。受入れに積極的な専門学校の中には、圧倒的に留学生が多いというところもある⁸¹。

【専門学校担当者コメント】

- ・ 留学生が圧倒的に多い。(社会福祉/医療)
- ・ もともと日本人向け予備校だったが、少子化の影響で留学生事業に切り替えた。留学生が圧倒的に多い。(商業実務)
- ・ 日本人の人口が減っているため、約2割の留学生獲得を方針としている。(工業)
- ・ 留学生の割合は10～15%。管理・指導のためにはこの程度が適当。極端に増やそうとはしていない。(工業/商業実務/文化教養)
- ・ 5年位前から外国人の受け入れを開始した。ほとんどが東アジア・東南アジアからの留学生。近年、日本語学校へのはたらきかけを行い、留学生への専門学校紹介を始めた。(衛生/社会福祉)
- ・ 常時10か国程度の学生が在籍するようにして多様性確保を目指す。タイの関連組織の関係者を通じて入学する学生がいるため、タイ人が多い。(社会福祉/商業実務)
- ・ 留学生受け入れの背景としては、介護福祉分野の人材不足がある。日本人で介護福祉分野を目指す学生は限られていることもあり、優秀な外国人人材を育てていこうという趣旨である。(社会福祉/商業実務)

留学生受入れに伴う具体的な取組事例を以下に記載する。

- ・ 法人全体で留学生は1%以下だが、ここ2、3年、留学生の出願が増えているためサポートセンターを設置した。介護ビザを取得できるようになったことが、増加の背景にあると思われる。(衛生/社会福祉)
- ・ かつては、留学生が就職できない状況があり、留学生用の就職ガイダンスを設定した。(工業)
- ・ 留学生を対象とした学科を2021年4月開講予定である(調査時に在学学生はなし)。(工業)
- ・ 日本語学校に2年通っても日本語能力試験(JLPT)2級(N2)の取得は難しいため、語学に苦しむ学生用の1年コースを設置した。N2取得後、2年コースへの内部進学が可能。(衛生)

(5) 留学生の入学経路

質問：留学生はどのような経路で貴校に入学しますか。

対象専門学校23校のうち14校から回答があった。13校が日本語学校(国内・出身国)経由の留学生が中心と回答し、そのうち10校はほぼ全ての留学生が日本語学校経由で入学すると回答した⁸²。日本語学校経由が中心だが、一部海外の学校(提携校を含む)からの受入れや留学生個人からの直接応募がある専門学校が3校あった。提携校からの入学が中心と回答した専門学校が1校あった。

専門学校への留学には日本語学校での受入れが大きく関係している。日本語学校を経ずに、直接専門学校に応募する場合、高い日本語能力が必要となる。

⁸¹ 「令和2年度専修学校におけるグローバル化に対応する実態調査報告書」(1,670校の専門学校へのアンケート調査)によると、留学生が在籍している専門学校について、今後留学生受入れを「増員する方針」が12.8%、「現状と同様」78.0%、「減員・募集を停止する方針」3.2%、「とくに方針はない」6.0%。(図2-10・令和2年度)(三菱総合研究所2021)

⁸² 令和2年度「専修学校におけるグローバル化対応に係る実態調査報告書(図2-28)」(1,670校への専門学校へのアンケート調査)によると、専修学校への入学経路は、日本語教育機関(在日本)が89.9%、現地から直接入学が9.8%となっている。(調査対象在籍留学生数42,385人)(三菱総合研究所2021)

図表 2 - 36 : 入学経路

入学経路	専門学校数
ほぼ全て日本語学校	10
9割程度は日本語学校	1
8割程度は日本語学校	1
6割程度は日本語学校	1
提携校	1
回答なし	9
合計	23

出所：専門学校担当者聞き取り調査

【専門学校担当者コメント】

- ・ 日本語能力試験（JLPT）2級が必要なため留学生は全員が日本語学校経由。（社会福祉）
- ・ 留学生は基本的に100%国内の日本語学校から入学してくる。（社会福祉）
- ・ 現地の日本語学校、もしくは国内の日本語学校経由で入学する。（工業）
- ・ 日本語学校経由が多い。（工業（2校）、商業実務、衛生、工業/商業実務/文化教養）
- ・ 国内募集（日本語学校経由等）が90%。残りは留学フェア等を通じ海外からの直接入学。（商業実務）
- ・ 日本国内の日本語学校経由が多く、海外からの直接入学は10%未満。直接入学してくるのは、中国・台湾・韓国などで高い日本語能力をつけた一部の留学生である。（衛生/社会福祉）
- ・ 当校の日本語学科からの内部進学が80%、外部の日本語学校や海外からの直接進学が20%。（社会福祉/商業実務）
- ・ 日本語学校経由の入学もあるが、約40%は海外からの直接入学。（文化教養/工業/商業実務）
- ・ 中国の提携している大専、高校2校がありこの中に当校への進学コースがある。（商業実務）
- ・ 日本の介護福祉施設の法人が、将来施設で働くことを希望するタイの人材を紹介してくれる。（社会福祉/商業実務）
- ・ 本校卒業生がどう活躍しているか把握している日本語学校の先生がおり、適性のありそうな学生に薦めてくれる。（商業実務）

(6) 入学時に留学生に求められる学習歴等

各校の入学の際の要件や、留学生の従前学習の評価に関するコメントは、以下のとおり。入学時に出身国での学歴を評価し編入学を認める専門学校が1校あったが、ほとんどの専門学校では、出身国で大学を卒業していても1年次から全科目を履修することになることであった。その理由として、日本の専門学校の履修は単位制ではなく、時間制であること、日本語能力が不十分な学生が多く、1年次からの履修が必要であること、国家資格等の法令基準は国毎に異なり、必要な学習内容も異なるため、等が挙げられた。

【専門学校担当者コメント】

- ・ 出身国で短大や大卒者であっても基本的に編入学制度はない。理由は、①2年制の学科が多く、技術習得を考えると短縮できる期間があまりない、②ゲームやCGなどの特殊な学科が多いため、出身国で得た単位を認めることが難しい（ただし、四年制大学での単位を一部認めるケースもある）、③専門学校は基本的に単位制でなく時間制。（工業）
- ・ 入学時に大卒の場合は、卒業証書や成績証明は出してもらいが、必須の学歴は高卒であり、大卒でも審査に影響はしない。学歴ではなく面接重視で日本語力を評価している（商業実務）
- ・ 出身国の大学を卒業しているからと言って、専門学校の授業が免除されるということは無い。各国の建築法に基づき学び直す必要がある。（工業）
- ・ 当校の課程（国家資格取得を目指す）への入学には一般科目（4科目）と専門科目（8科目）の履修が条件となるため、海外の提携大学からの受け入れの場合、来日する前にそれら科目を取得できるようカリキュラムを変更している。もしくは当校より講師を派遣し、必要

科目取得のための授業を提供している。入学に大学卒業は必須ではなく、必要科目を履修していればよい。(医療)

- ・ 当校は2年次編入学が可能。四年制の大卒、また、中国の場合は大学専科卒以上の学生が編入学するケースが増えている。中国は出身国での学歴に加え、日本での専門士と、ダブルで学歴を持ちたい人が多い。当校に2年次編入学する留学生は全体で40%程度いる。(商業実務)

(7) 留学生の出身国での最終学歴⁸³

質問：留学生の出身国での最終学歴（高校、短大、大学等）はどのようになっていますか。およその比率を教えてください。

回答は専門学校によって異なり、高校卒の比率が最も高いという専門学校もあれば、短大・大学卒が多いという専門学校もあった。高校卒と短大・大学卒の比率は半々と回答した専門学校もあった。なお、出身国での就職を経て、専門学校に留学するというケースもある。また最終学歴の傾向がこの10年で変化し、以前は大学卒が多かったが、現在は高卒が多いと回答した専門学校もあった。

【専門学校担当者コメント】

(高卒の比率が高い)

- ・ 高卒5割、短大卒3割、大卒2割。(工業)
- ・ 当校への大卒での入学者は15%程度。これまで10年程度は当校の留学生全体で70%程度が大卒後に入学する層であったが、この1年半で高卒が増えた。(商業実務)

(短大卒・高卒の比率が高い)

- ・ ほとんどが高卒か短大卒。(社会福祉)
- ・ 短大5割、高卒3~4割、大卒1~2割。(社会福祉)

(大学卒の比率が高い)

- ・ 高卒が1割、大卒が6~7割、就職経験者2~3割で、35~36歳ぐらいまでの学生がいる。(工業)

(高卒と短大・大学卒の比率に差がない)

- ・ 高卒と大卒⁸⁴が半々。(文化教養、工業、社会福祉)
- ・ 日本語学校から紹介される学生は高卒と大卒が半々。(工業)
- ・ 大卒、3年制の大学卒、高卒が同程度。(工業)

国、分野別の傾向として、以下のコメントがあった。

【専門学校担当者コメント】

- ・ 中国の提携大学で4年間学んでから、日本語学校を経て当校に進学する。以前は3年間の短大と提携していた。(医療)
- ・ 台湾は四大卒が多い。韓国は高卒が多い。中国は、マンガやアニメーション専攻の場合、高卒や三年制の大卒が多い。(工業)
- ・ ネパール・ミャンマーは大卒が多い。ベトナムは高卒が多い。インドネシアは半々で、大卒(短大卒を含む)は看護系の専攻が多い。(社会福祉)
- ・ 出身国で建築を勉強してくる学生は(工業高校や職業教育機関ではなく)大卒が多い。(工業)
- ・ 医療や看護系を自国(の短大・大学)で学んだ留学生が大半。(社会福祉)

⁸³ 「専門学校における留学生受入等実態に関するアンケート調査成果報告書」(日本国際センター 2024年2月)によると、調査対象の専門学校留学生28,189人中、大学/大学院卒21%、その他(高校/短大等)74%、把握できていない5%となっている。(p.20)

⁸⁴ 大学に3年制の大学専科、短大等を含めて回答している学校もある

- ・ 大卒が多く、出身国で経営学や経済学を学んだ人が多い。製菓と同様の分野の学習歴はない。(衛生)
- ・ 大学卒業後、福祉系の分野の専攻に入学したバングラデシュの留学生もいたが例外的。(社会福祉)

短期大学と大学卒業者について、出身国での学習歴と専門学校での履修分野について、出身国での専攻と同系列の分野を選ぶ学生もいれば、異なる専攻を選ぶ学生もいる。短大・大学での専攻と同じ分野や類似分野を専門学校で学ぶ事例は、工業、医療、社会福祉分野の専門学校で紹介された。一方、出身国で経営学や経済学を学んだ後、専門学校の製菓学科に入学した留学生の事例の紹介があった。

(8) 留学生の専門学校進学目的

担当者が把握する日本の専門学校へ留学する目的は、1) 知識・技術の習得、2) 日本での就労、3) 学歴の獲得、4) その他、に分類できる。専門学校で知識・技術を習得し、その後、日本で就労する、といった複数の目的に該当する場合も少なくない。

知識・技術の習得については、出身国で大学を卒業し、更に同じ分野を学び続けたいと考える留学生がいる一方で、自身の興味・関心分野を学ぶため、大学で学んだのとは異なる分野を専攻する留学生もいるとのことであった。また、日本の技術の評価が高い分野を学ぼうとする留学生もいるとのコメントがあった。

専門学校への留学は、日本での就労を目的としているというコメントが多数あった。一方で留学生の中には、日本での就労後、その経験を活かし出身国での就職や起業を考えている者もいるという見解もあった。

学歴の獲得を目的として専門学校への進学を考える留学生もいるという回答もあった。出身国で大学卒業後に仕事に就けない学生などが、日本で学び更に学歴を得ようとする事例の紹介があった。一方で、短大卒(短期の職業教育を含む)や大卒者は、学歴の獲得よりも専門学校で学ぶ内容や得られるスキルをより重視し入学するといった回答もあった。高卒者にとっては、専門学校は学歴を積み上げる機会となるという回答がある一方で、出身国で高卒の留学生で、学歴や学位を重視する場合は、専門学校修了後に日本の大学へ編入学することもあるとのことである。

その他のケースとして、アニメ等の日本文化への親しみや興味や、知人が日本にいるからという理由で日本滞在を希望し、専門学校へ入学する留学生もいるとのことである。

【専門学校担当者コメント】

(知識・技術の習得)

- ・ 専門学校に入学する生徒はスキルの取得を目的としているということが、専門学校卒業後、大学への進学事例が少ない要因だと思う。(衛生/社会福祉)
- ・ 大卒者入学の背景には、就職のために技術を得たいという理由が挙げられる。ただし、中国人は単純にこの分野が好きだから学びたいという学生もいる。(工業/文化教養/商業実務)
- ・ 中国は、学歴を気にする人でも今は専門学校に来ている。四川大学、東大などの出身者もいる。技術や知識を中心に学びたいという希望がある。(社会福祉/医療)
- ・ アジアからの学生が多いのは、日本の美容、特にヘアメイクに興味があることが背景にある。アジア人に合うデザインで、控えめでナチュラルなスタイルが好まれている。(衛生)
- ・ 透析治療において日本は世界一のため、留学生は臨床工学技士として卒業後日本で働きたいと考えている。5~10年働き中国に帰国する卒業生もいる。(医療)
- ・ 専門学校に進学する学生は、必ずしも資格取得を目指しているわけではなく、日本の建築について学びたい、建物の耐震構造など安心・安全について学びたいという思いで入学してくる学生もいる。(工業)

(日本での就労)

- ・ 入学面接時に卒業後の進路希望を聞くと、日本での就職を希望する割合が多いが、分野や企業名が具体的なことは少ない。(商業実務)
- ・ 出身国で大学を卒業したのに来日後に専門学校に進学するのは、早く日本で就職するためである。同じ「2年間」ということで大学院に進学する留学生もいる。(社会福祉/商業実務)
- ・ 留学生はそもそも日本での就労ビザを取得するために専門学校に入学してくる(社会福祉、商業実務)
- ・ 日本国内で就職を目指す外国人にとって、高卒では就労ビザを取得できないため、専門士を取得することがインセンティブになっている。(商業実務)
- ・ 専門学校に来る学生の多くは日本就職が目的で、専門士や高度専門士という資格に関心はなく、日本で就職できるかが一番の関心。(工業)
- ・ ビジネス学科の留学生の日本での就職先としては、入学時のイメージは貿易だが、実際は、不動産、貿易、小売販売卸業など海外業務が多い。在留資格の種類としては「技術・人文知識・国際業務(技人国)」「経営・管理」のビザを取得し、5%程度の学生は日本でビジネスを立ち上げる。(商業実務)
- ・ ネパール人学生がホテル分野を専攻するのは、同国が観光立国であることが挙げられる。親族が観光業を営んでいたり、帰国後に観光ビジネスを興したいという学生も多い。日本で観光業界で働いた後、帰国後して日本のおもてなしを教えたいという希望もある。ネパール人は語学ができて、文化的にも日本と似ているので、日本で就職する場合でも、観光業界から重宝されている。日本語とネパール語の文法が似ているため、日本語のコミュニケーション力も高い。(商業実務)
- ・ 中国、ベトナムなど東南アジアは、社会基盤が出来上がる前に、高齢化を迎えようとしている。介護のイメージは、全員にゆきわたるサービスとなる日本の事情と異なり、海外では富裕層を対象としたサービスとなりうるため、将来的に帰国し起業を考える学生もいる。(社会福祉/医療)
- ・ 日本の介護分野での経験を積んだあと、最終的に出身国で起業したいと考えている留学生もいる。(社会福祉)

(学歴の獲得)

- ・ ネパールの留学生の中には、出身国で仕事がなく就職できず、学歴を得るために専門学校に来ていた者もいるようである。(工業)
- ・ ベトナムの留学生のなかには、出身国で看護職につきたくても、就職が難しく、さらに学歴を得るため、日本の専門学校に留学している学生もいる。(社会福祉)
- ・ 以前は中国人学生が日本の大学で箔をつけたいからという理由で、出身国の大学卒業後に当校に入学し、最終的に日本の大学に進学するケースがあった。タイ人学生も、最終的には大学に進学することに価値を置いている傾向があるように感じる。(社会福祉/商業実務)
- ・ ベトナム人留学生などは経済的に苦しくても、日本で専門士を取得している。帰国して就職する場合に、日本留学の経験が就職に有利になったり、専門士の資格や日本語能力試験(N2以上)のおかげで給料が上がったりする。高卒より1つ上の資格として評価されることがあると聞いている。(商業実務)

(その他)

- ・ 日本のアニメや文化に親しみがあり日本に住みたい、お金を稼ぎたい、若いうちに海外で色々な経験がしたい、等の動機により来日している留学生がいる。(社会福祉)
- ・ 家族が技能実習生として来日しているため、(来日前に生活・文化の情報が得やすく)日本に来やすく、留学先に日本を選んだ事例もある。(社会福祉)

3.2.2 留学生の卒業後の進路

(1) 留学生の卒業後の進路

専門士・高度専門士資格の海外での評定・承認の現状等を把握する際、留学生の卒業後の進路が基礎的な情報となる。本節では、調査対象専門学校の留学生の卒業後の進路（日本／海外・就職／進学等）について、専門学校担当者から回答があった内容を記載する。

質問：留学生の卒業後の進路について「日本で就職」「日本で進学」「海外（主に出身国）で就職」「海外で進学」「その他」のおよその割合を教えてください。

留学生の卒業後の進路については20校・26学科から回答があった⁸⁵。専門学校別・進路別の割合を分野別に図表2-37～図表2-42に示す。

全26回答中19回答が、卒業後、8割以上の留学生が日本に残ると回答している。多くは就職して日本に残るが、一部進学して日本に残るケースもある。全員が日本に残るという回答も9件あった。

専門学校、分野に共通する回答として以下が見られた。

- そもそも留学生は、日本での就労を目指して専門学校に進学してきている。
- 帰国するのは、日本で就職できなかった、ビザがとれなかった、等の理由による場合が多い。
- 日本で就職できなかったという理由以外で帰国して就職する学生はいるが、数は少ない。理由は、家業に携わる等。
- 日本での進学については、大学1年次入学、3年次編入学、大学院進学がある。卒業後、就職できなかったが、日本に滞在するため、進学を選択する留学生もいる。

また、日本で5～10年職務経験を積んだあと、日本で得た知識・技術を活かして、出身国での就職・起業を目指すというケースも紹介された。卒業5年、10年後の情報の把握は困難であるが、何人かの担当者からは帰国して就職・起業する留学生もいるという見方が示された。

以下では、分野別（医療、衛生、工業、社会福祉、商業実務、文化・教養）に専門学校毎の進路別の割合（「日本で就職」「日本で進学」「海外（主に出身国）で就職」「海外で進学」「その他」）と担当者のコメントを記載する。なお本質問では、回答のしやすさを考慮し、専門学校担当者が把握するおよその割合を問うているが、以下では傾向を把握するためグラフ化している。

本調査では、社会福祉分野（5校中4校で全員が日本で就職と回答。）は留学生が日本で就職する割合が高い分野である。これは、介護分野における日本人材不足のため、日本での就職を念頭に、募集・入学、奨学金の提供や専門学校在籍中からの就職支援が行われていることによる。工業分野（6割～9割の留学生が日本で就職）も、日本での就職の割合が高い。

日本での就職が3割以下と少ない専門学校は4校（衛生（製菓・調理）2校、衛生（美容）1校、文化・教養1校）であった。製菓・調理、美容分野は在留資格を取りにくい分野であるため、日本での就職が難しい場合があるとのことであった⁸⁶。

○医療分野

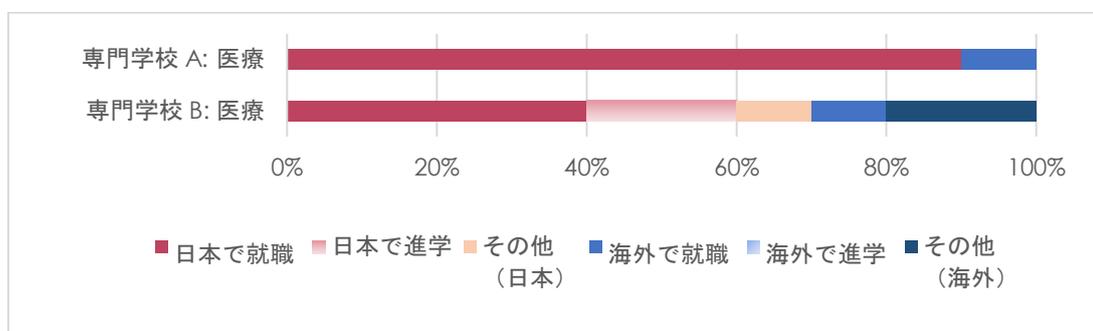
医療分野は留学生自体が少ないが、日本で就職する卒業生が4割～9割であった。帰国するのは、日本の国家資格が取得できず就労できない場合、また、卒業後数年間、日本で職

⁸⁵ 複数分野の学科を有する専門学校から、分野や学科別の回答を得たものがあるため、回答数（26回答）は学校数（20校）より多い。

⁸⁶ 「令和2年度専修学校におけるグローバル化対応に係る実態調査報告書（図2-95）」（1,670校への専門学校へのアンケート調査）によると、各分野の日本で就職する留学生の割合は、社会福祉 91.0%、工業 52.3～87.8%、商業 59.9～76.0%、衛生 16.3～31.5%（三菱総合研究所 2021）

務経験を積み出身国で日本の医療機器の普及・指導を行う場合などがあるとのことである。日本での進学もあるが、医学ではなく別の分野へ進学する事例もある。医療分野の専門学校（2校）の進路は図表2-37のとおり。

図表2-37：卒業後の進路・医療分野（およその割合）



出所：専門学校担当者聞き取り調査

【専門学校担当者コメント】

（就職）

- 医療職の資格があれば就労ビザは取得しやすいが、一般職の場合、就労ビザは取得しにくいので、就職でなく進学を選ぶ留学生がいる。また、日本に滞在する手段として進学を選ぶ留学生もいる。（医療）

（日本で経験を積んでから帰国し、就職）

- 日本で5～10年働き中国に帰国する卒業生もいる。臨床工学技士の資格では、中国では臨床行為ができないため（透析を行うのは医師か看護師）、卒業生はメーカーに就職し、透析機器の販売と共に、日本の透析システムを指導・普及している。（医療）

（海外で就職）

- 海外就職（全体の10%）には、①専攻科を卒業、資格取得できなかった人が帰国して医療系メーカーに就職するケース、②資格は取得したが、一人っ子政策で親が帰国を促したケースの2種類あり。（医療）

（進学）

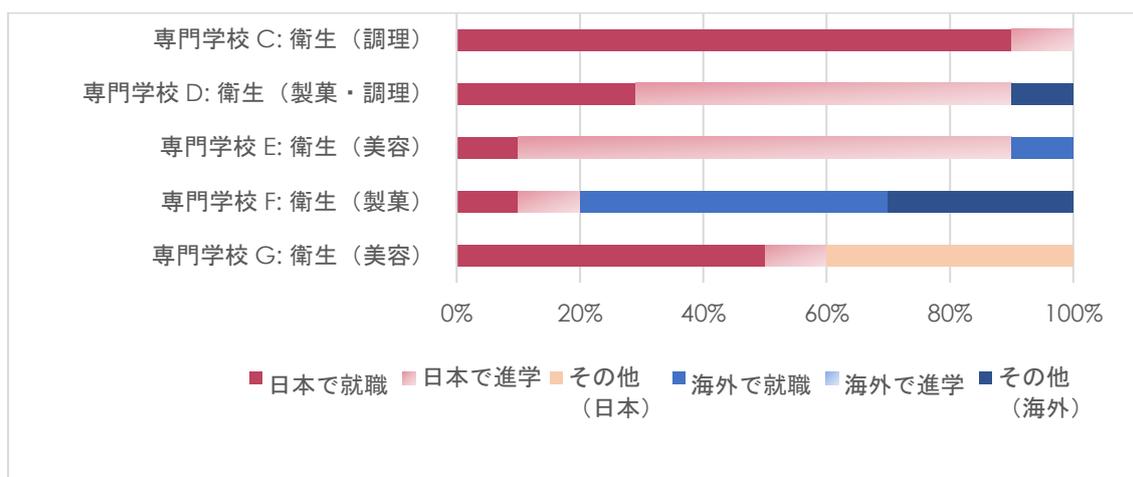
- 日本での進学実績は学科によっては0%であるが、卒業せずに日本の大学院へ進学したケースが数件ある。留学生は出身国で大学を卒業しているため、日本の大学院入学資格がある。進学先はコンピュータ関係など情報系の専門職大学などがある。入学要件がそれほど厳しくない。（医療）

○衛生分野

図表2-38に示すように、出身国等海外で就職・進学する割合が高いのは1校（製菓分野、8割が出身国等で就職・進学）で、それ以外は日本で就職・進学する留学生の割合は6割～10割であった。ただし、日本での就職に限定すると3割以下の専門学校（製菓・調理分野、美容分野、製菓分野）が3校ある。製菓、美容分野は就労ビザの取得が難しい分野である⁸⁷。調理分野では、特定技能ビザで就職した事例もある。日本での進学を選ぶ卒業生もいるが、この中には同じ分野で上位の課程に進学する事例も含まれる。また、帰国後に就職した分野が専門学校で学んだ分野と同じか把握できていないが、出身国で専門性や日本語を活かした仕事をする卒業生もいるとのことである。

⁸⁷ 2022年、東京都では国家戦略特別区域外国人美容師育成事業により、美容専門学校を卒業した外国人留学生が都内で美容師として就労するための在留資格を最大5年間認める制度が開始している。
<https://www.investtokyo.metro.tokyo.lg.jp/about/beautician.html>

図表 2 - 38 : 卒業後の進路・衛生分野（およその割合）



出所：専門学校担当者聞き取り調査

【専門学校担当者コメント】

就職

（製菓・調理、美容分野は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格取得が難しい）

- ・ 製菓・美容・スポーツ分野は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格がとれないため、国内での就職が難しい。製菓の場合、50%の卒業生が海外で就職をしているが、製菓の仕事に就いている卒業生がどの程度いるかは不明である。（衛生）
- ・ 外国人が国内就職するにあたり、日本料理店では就労ビザで雇用することができないなどの制限がある。（衛生）
- ・ 特定技能（飲食料品製造業）での在留資格取得情報を留学生に提供している。1年制の課程でも特定技能の在留資格が出たと聞いている。（衛生）

（美容・理容分野の留学生は基本的に、帰国後も同じ分野で就職する）

- ・ 美容・理容分野では帰国した後も基本的には、関係する分野で就職する。大卒と違うのは、専門分野の仕事を探すこと。また、日系企業や、日本と関わる美容関係の仕事、例えば、ファッション・ヘアメイクの短期講習の講師などで技能をPRできる。美容分野、化粧品などで、日本は人気がある。これらの分野で日本との架け橋となれる。専門分野の通訳も可能。（衛生）

進学

（大学への進学の事例は少ない）

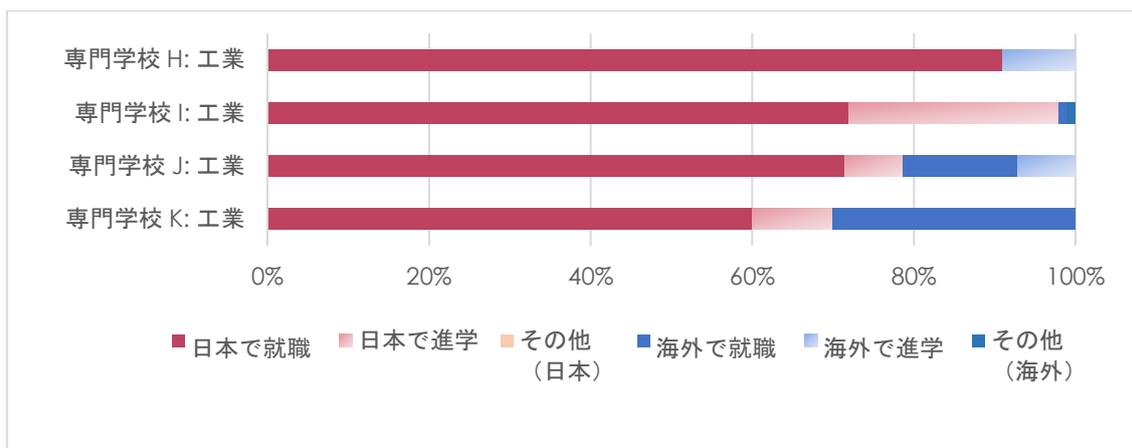
- ・ 専門学校から、同一法人内の大学への進学の事例はあまり聞いたことが無い。単位認定をして編入することは制度的には可能であるが、資格の取得は専門学校で可能であり、専門学校に入学する生徒はスキルの取得を目的としているということが、事例として少ない要因だろう。（社会福祉）

○工業分野

図表 2 - 39 に示すように、日本で就職する留学生は6割～9割であった。留学生はもともと、日本での就職を希望している、帰国は日本での就職をあきらめた等、望まない結果であるという回答が多い。一方で、日本で就職し資金をためて出身国で起業する事例もあるとのことであった。

日本での進学者も1割～2割強程度いるが、専門士資格を用いた編入学は難しい、留学生であることから大学の指定校枠が使えないといったコメントもあった。

図表 2 - 39 : 卒業後の進路・工業分野（およその割合）



出所：専門学校担当者聞き取り調査

【専門学校担当者コメント】

就職

（留学生はもともと日本での就職を希望）

- ・ 工業専門課程では日本での就職希望が多い。出身国を含め海外就職希望はほぼいない。（工業）
- ・ 専門学校に来る学生の多くは日本就職が目的。専門士や高度専門士という資格には関心がない。（工業）
- ・ 7割の留学生は日本で就職する。（工業）
- ・ 国費留学生が多い時代があり、その頃は帰国者もいたが、この十数年の変化もあり、留学生の目的は日本での就職と明確。（工業）
- ・ 在籍に対して 6～7 割が国内就職。経済的に余裕がある学生は国内進学（大学進学は全体の 1 割）。その他は帰国になる。建築科の卒業生は、日本の建築を学び将来的に出身国でも同じ分野で働きたいという話を聞く（他の分野の就職はない）。（建築）
- ・ 卒業後日本で就職した留学生は、5年後も半数ほどは日本に残っている模様。（工業）

（出身国の日本企業現地法人への就職）

- ・ 建築関係は、東南アジアで、日本のゼネコンの現地での求人があるが、現地採用だと初任給が日本採用の 1/2～1/3 になる。日本で就職できない場合は応募する。日系以外の現地企業への就職はあまりないと思う。留学生にとって帰国は望まない結果である。（工業）

（出身国での就職は望まない結果）

- ・ 出身国での就職には、日本での就職をあきらめたケース、もともと帰国を希望しているケース（親族のビジネスに携わる等）がある。（工業/商業実務/文化教養）
- ・ 就職の 30%は海外。留学生にとって帰国は望まない結果。（工業）

（日本で経験を積んでから帰国を希望する学生もいる）

- ・ 一旦日本で就職し、経験を積んでから帰国を希望する留学生もいる。日本にずっといたいと考える留学生の方が多いと思う。（工業/商業実務/文化教養）
- ・ 卒業して5年後、出身国で起業、就職している留学生もいる。日本で働いてお金を貯め、帰国後、出身国で起業を目指す学生が多いという印象。実際、中国人卒業生で、数年日本で働いた後、出身国に帰り起業した者がいる。（工業）

（出身国で就職）

- ・ 中国は物価・賃金が日本とあまり変わらないので、現地の関連会社に就職することもある。一方で、ベトナムやミャンマーの場合は、賃金が安いので日本で就職をして仕送りすることが多い。（工業）
- ・ 日本語が喋れると、出身国で日本の企業に就職できるのが建築分野の状況。（工業）

- ・ 帰国後どのような企業に就職したかは把握していないが、日本語が活用できる仕事をしているのではないかと思う。そもそも、出身国での就職は、もともと仕事に就いていて、スキルアップのために当校に留学し、卒業後に元の会社に戻るケースが数年に1名いる程度。(工業/商業実務/文化教養)
- ・ 出身国を含め、海外に行く留学生は僅かだが、親の仕事を手伝うため、また、兵役の為に帰国した事例がある。(工業)

進学

- ・ 日本で専門士資格を用いた大学編入学はなかなか難しい。1年次からの進学になることもある。(情報)
- ・ 日本の大学編入学について、指定校枠を適用できるのは日本人のみ。留学生については、指定校枠ではなく、留学生編入学としてそれぞれの大学に受け入れてもらっている。専門学校で学んだ分野を大学でも引き続き学ぶ例がほとんど。(工業)
- ・ 帰国後就職事例はあるが、進学事例は聞いたことがない。(工業)
- ・ アメリカ、カナダ等の大学(当校の提携大学ではない)に行く場合は単位認定で編入学するケースもある。(工業/商業実務/文化教養)
- ・ IT関連学科卒の韓国人(出身国で大学は出ていないと思われる)がモスクワの大学(計算数学分野)に1年次入学した例がある。(工業)

○社会福祉分野

社会福祉分野において、日本で就職する割合が9割～10割と高いのは、介護分野の就職率の高さによる。日本の介護人材不足に対応するため、日本での介護職としての就職を念頭に、出身国において専門学校の募集や奨学金の案内が行われている。また、専門学校在籍中から就職支援が行われており、9割～10割が日本で就職する⁸⁸。

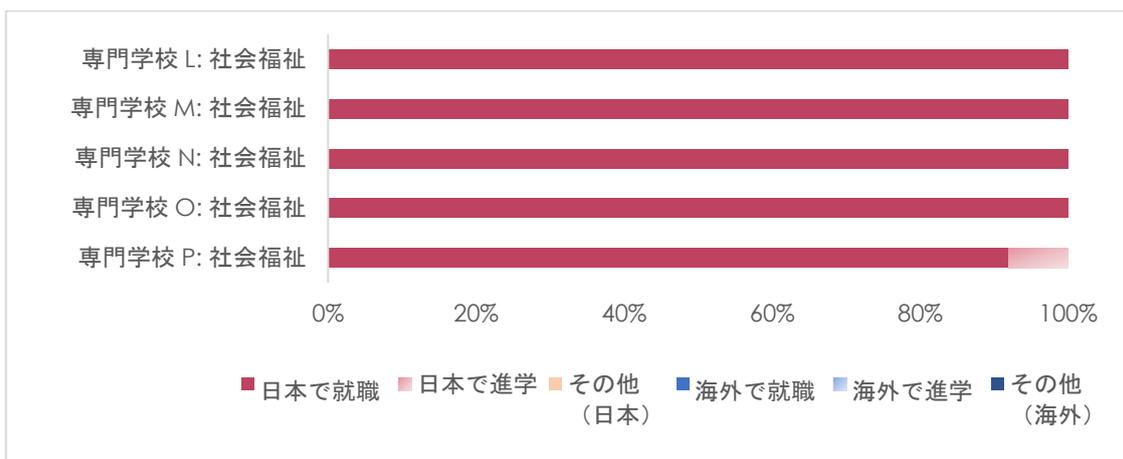
また、介護分野は海外での就職・進学がほとんどないという回答であった。これは留学生の出身国であるアジアの国々では介護施設が限られること、また、介護について継続的に学ぶ場合でも日本で学べるので、他国に行く必要がないとのことであった。

一方、保育は、就労ビザ取得が難しく外国人の就労が難しい。

⁸⁸ 介護分野については2016年、出入国管理法の改正により、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士資格を取得した留学生に対する在留資格「介護」が創設された。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150881.html> 2022.12.20 アクセス) これ以降、介護分野における留学生受け入れが拡大している。2018年の出入国管理法改正では、在留資格に「特定技能」が追加されているが、「介護」は特定技能1号の特定産業(介護、電気・電子情報関連産業、外食産業等14分野)の一つ。なお同改正では、特定技能の制度の中に「留学生など」が位置づけられ、留学生から特定技能への道筋がつくられた。(出入国管理庁(2023年4月更新)「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」(p.6, 10)、(http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00003.html))

図表 2 - 40 : 卒業後の進路・社会福祉分野（およその割合）



出所：専門学校担当者聞き取り調査

【専門学校担当者コメント】

就職

（日本で就職）

- ・ 介護分野は国家資格取得後、日本で就職できる。（社会福祉）
- ・ 介護分野では、多くの留学生は日本での就職（介護分野）を想定して来日し、専門学校で学んだ後、介護施設に就職する。背景には国内の介護人材の不足がある。（社会福祉）
- ・ 介護業界は人材不足であることから、外国人が働くことに対する壁は低い一方、外国人受け入れ実績のない介護施設では、留学生が働きにくい環境が予測されるため、本校から留学生の紹介をお断りしている。（社会福祉）
- ・ 日本での就労を目指して入学するので、卒業後に日本以外の国に行くケースは、ほとんどない。日本で少し就労経験を積んだ後に中国に戻って就職した卒業生がいる。把握している限り、過去5～10年で見ても、日本以外に行った外国人は1名のみ。（社会福祉）
- ・ 日本就職100%、過去にアメリカへ進学した学生が1, 2例程度。（社会福祉）
- ・ 基本的には留学生が保育分野で就職するのは極めて難しい。（社会福祉）

（中長期的には一定数の留学生が帰国する）

- ・ 自校の留学生に卒業5年後以降も日本に何名位残っていると思うか、予想を尋ねると、20人中3～4人ではないかと回答。卒業後日本に残ると言っても、中長期的には半分以上の留学生は帰国するのではないか。（社会福祉）
- ・ 専門学校としては、留学生には卒業後も日本に残り働いてほしいと考えており、就職先の介護施設側もそれを望んでいる。そのため、留学生も建前上は日本にずっと残りたいと言っているが、実際には帰国したい学生もいる。帰国しても就職先が無いので、日本でお金を稼ぎ帰国して起業することを考えている学生もいる。（社会福祉）

進学

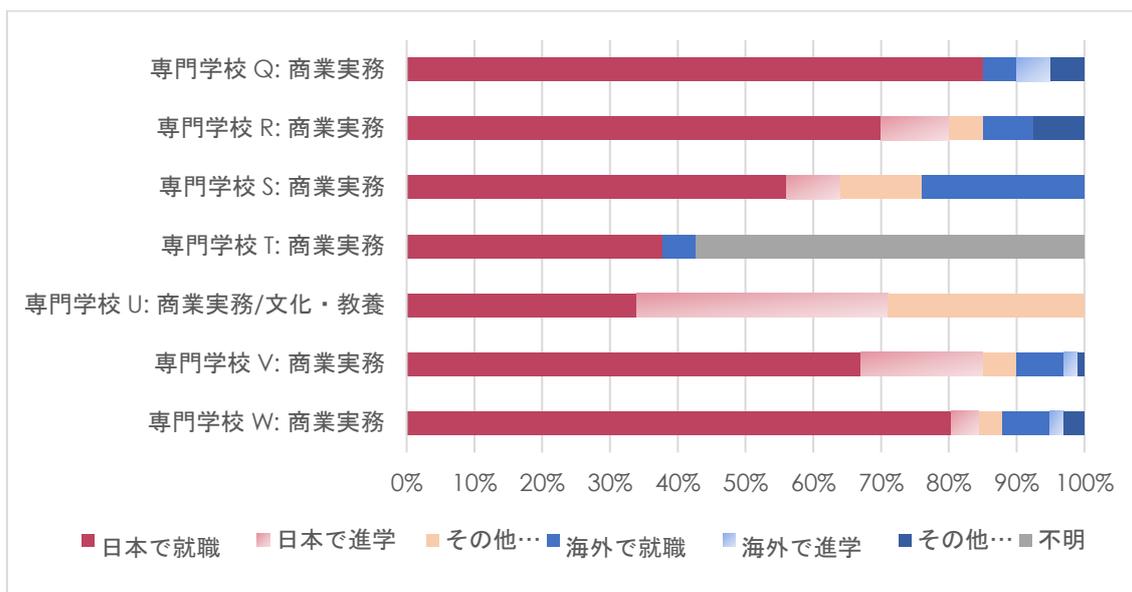
- ・ 介護業界の生徒は、語学よりも福祉を突き詰めたいという学生が多く、そのため海外進学という選択肢はあまりない。（社会福祉）

○商業実務分野

図表 2 - 41 に示すように、日本で就職する割合は、3割～8割程度になる。概して日本での就職が主流であるが、日本での就職と進学が同等程度という専門学校もある。日本での就職が決まらず、日本での進学に変更するという事例もあるとのことである。

帰国して就職する留学生もいるが、家業に携わる等であり割合は少ない。

図表 2 - 41 : 卒業後の進路・商業実務分野（およその割合）



出所：専門学校担当者聞き取り調査

【専門学校担当者コメント】

就職

（日本で就職）

- ・ 商業実務専門課程は日本での就職希望が多い。海外就職希望はほぼない。（商業実務）
- ・ 留学生はそもそも日本就労がほとんどで、海外の就職はほぼない。また、日本での進学のうち 8～9 割が、系列大学へ 3 年次に編入する。他の大学への進学もいるが、その場合は 1 年次から入学している。（商業実務）
- ・ 日本就職希望者が 80～90%。しかし就職が決まらない者のうち 10%程度が日本国内で進学する。（社会福祉/商業実務）
- ・ 以前は日本での就職にこだわらず、卒業後帰国し、帰国後に出身国のホテルや、中国などで観光業の仕事をしている人が多かったが、コロナ前は日本の観光業が活性化していたため日本での就職希望者が増えた。（商業実務）
- ・ ミャンマー人や出身国で産業が十分ないネパール人は長期の滞在のため、「技術・人文知識・国際業務」ビザを希望する卒業生が多い。（社会福祉/商業実務）

（帰国は少ない、就職が決まらなかった、家業に携わる等による）

- ・ 日本で就職が決まらず帰国、出身国で結婚のために帰国などの事例がある。帰国してから進路を考える卒業生が多い。日本語通訳や日本語の教師の職に就く卒業生もいる。（社会福祉/商業実務）
- ・ 留学生で帰国を希望するケースは、家業の継承、知り合いの会社への就職、元いた会社に戻るなどが多い。（商業実務）
- ・ 裕福な家の子弟などは、親の会社や自営業などへ就職が決まっており、帰国する場合もあるが、1 割いるかどうか。9 割は日本での就職希望者で、卒業後に日本以外の国に行くケースはほとんどない。就職が決まらず泣く泣く帰国する、出身国が恋しくなる者もいる。後ろ向きな理由が多い。（商業実務）
- ・ 海外進学の事例はあまりないが、帰国就職はある。（商業実務）

進学

（日本での進学は少ない）

- ・ 日本での進学は少ないが、既に出身国で大学を卒業している学生が、専門学校の商業実務課程を経て大学院に進学するケースがある。（商業実務）

(日本で就職できなかったため、進学する留学生もいる。)

- ・ 日本で就職できなかったが、帰国はしたくないため、大学3年次に編入する者や、別の分野の専門学校に進学する者がいる。少子化の影響もあり、3年次編入が可能となる大学が増えている。(商業実務)

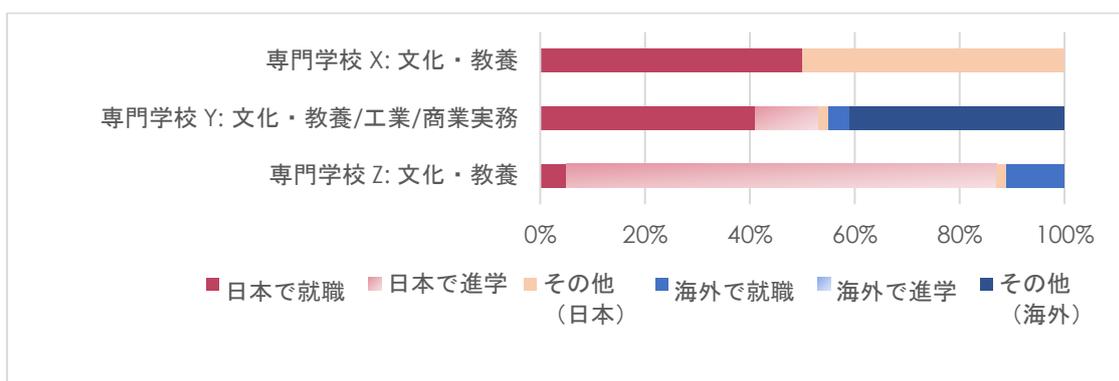
(出身国等での進学は少ない)

- ・ 出身国、海外での進事例は少ないが、出身国の4年制大学、スイスのホテルスクールへ事例がある。編入学か、入学かは不明。(商業実務)
- ・ 過去に、帰国後に日本の専門学校で学んだのとは別の分野の学校に進学した学生がいると聞いたが、割合としては100人に1人ぐらい。大学ではなく、専門学校に進学したようである。(商業実務)
- ・ 出身国で大学を卒業して、スキルアップのために来日し当校に入学したが、コロナ禍等で就職が決まらず帰国して大学院に行くケースが年に1人程度。(社会福祉/商業実務)

○文化・教養分野

図表2-42に示すように、2校は日本で就職する割合が4割～5割、1校は日本での進学が8割を占める。「その他(海外)」が多い専門学校は、進路が未定のまま帰国している学生が多いことによる。

図表2-42：卒業後の進路・文化・教養分野（およその割合）



出所：専門学校担当者聞き取り調査

【専門学校担当者コメント】

就職

(日本で就職)

- ・ 留学生はそもそも日本就労がほとんどで、海外の進路はほぼない、進学もない。100%日本就職を希望する。(文化教養)
- ・ 留学生の希望は日本で就職すること。(文化教養)
- ・ 国家資格を取得した留学生もいるが、それは日本就職のため。出身国で活用という話は聞いたことがない。(文化教養)
- ・ 2021年はコロナの影響で日本での就職を諦めた学生がいつもより多いが、例年であれば日本での就職は70～80%。(文化教養)

(日本で就職できなかったため、帰国する)

- ・ マンガやアニメ分野の日本での就職は、給料が歩合制のため就労ビザ取得が難しく帰国した学生もいる。元々帰国する予定で入学する生徒もいる。(文化教養)
- ・ 留学生は年間10名ほど。そのうち、日本就職がかなわなかったもの数名は、出身国に戻るがその後の動向までは把握していない。(文化教養)

進学

- ・ 文化教養専門課程は日本の大学や大学院進学を目指すケースもある。その場合も卒業後は日本での就職を考えている。(文化教養)
- ・ 既に出身国で大学を卒業している学生は、大学院進学のケースもある。(文化教養/工業/商業実務)

その他

- ・ 日本に残る卒業生が 55%、出身国に戻る卒業生が 45%になる。日本に残るか、帰国するかについて、国によって違いや傾向は感じられない。出身国に戻る卒業生 45%程度のうち、就職が決まっているのは数%、残りは、帰国してからゆっくり将来を考えたい、他国に留学したいなどの理由だと思われる。(文化教養/工業/商業実務)

(2) 海外就職支援

質問：留学生の海外の就職に関する支援を行っていますか。行っているとしたらどのような内容ですか。

留学生の海外での就職に際しての支援状況を尋ねた。

留学生に対して、海外就職の支援を行っていると回答した専門学校が 23 校中 7 校あった。その内容は関連企業の就職情報を提供するところが 2 校、その他は企業との交流会の実施、過去に就職の実績がある企業への求人照会や卒業生経由の情報収集などであった。

海外で就職支援をしていないと回答した専門学校は 10 校であった。海外就職支援は難しいので実施しない、海外就職情報は留学生の方が詳しいというコメントもあった。

海外での進学支援については、編入学がしやすいよう海外の提携大学との単位認定制度を整備している専門学校があった。

多くの留学生が卒業時点で日本での就職を希望することから、日本での就職支援は積極的に行われているが、海外での就職支援は手厚いとは言えない。

図表 2 - 43 : 留学生に対する海外就職支援

	回答	専門学校数
1	支援あり	7
2	希望があれば個別対応	2
3	なし	10
4	無回答	4
	合計	23

出所：専門学校担当者聞き取り調査

【専門学校担当者コメント】**就職****(関連企業等の求人を紹介している)**

- ・ グループ企業のネットワークがあり、学生が帰国就職を希望していれば、各国の採用状況などを聞くことも可能である。グループの企業に就職していれば学生のアフターフォローもできる。(商業実務 (観光))
- ・ 系列企業の海外求人がある。(工業)
- ・ 海外進学の事例はあまりないが、帰国就職はありサポートを行っている。特にベトナムでは、コロナ前までは、各都市で大規模な産官学交流会を毎年実施している。そこでの繋がりを活かし、帰国就職希望の学生に進路を紹介することがある。(商業実務)
- ・ 海外での就職は、基本的には学生自身で就職先を探し、就職する。海外企業や、中国に事業所を持つ日本企業から人材募集の情報をいただいたときは、学生に共有する。(文化教養/工業/商業実務)

- ・ CG、ゲーム系の分野では、OBが就職している日本企業、海外企業（海外支社、日本支社を含む）に、OBの紹介で就職が決まり、日本または海外で働くということがある。グローバルな企業が増えている。（文化教養/工業/商業実務）
- ・ 新規開拓はなく、縁故や過去の実績などで企業に直接働きかける程度。留学生が少ないことから、就職にあたってはマンツーマン指導という形で支援している。（衛生）

（就職セミナー等の支援を行っている）

- ・ 担任は定期的に卒業生に声をかけ、在学生向けの就職セミナーを定期的実施し、海外で就職した経験談やフリートーク等をする機会を提供している。（衛生/社会福祉）
- ・ 海外就職希望者に対し、就職先紹介やオンラインでの面接設定等を実施している。また卒業生に対しても同様の体制をとっている。（衛生）

（個別に対応）

- ・ 支援希望があれば個別に対応する。卒業後も同様。（医療）
- ・ 体系的な支援システムがあるわけではない。個別に問い合わせがあった際に対応するという形式。（商業実務）
- ・ 特に行っていないし、予定もない。SNSを通じて個人的に問い合わせがあった際に支援しているのみ。（社会福祉）

（海外の就職支援は行っていない）

- ・ 海外就職支援は難しいため、行っていない。（文化教養/工業/商業実務）
- ・ 当校は専門学校として職業斡旋を担当している。ハローワークの管轄に入っている。日本就職は斡旋できるが、海外就職支援は難しい。（文化教養/工業/商業実務）
- ・ 海外就職を希望する学生が現時点ではない。（社会福祉）
- ・ 学生からの、海外就職の相談は今までない。海外の情報は専門学校にないと思っているのか、希望がないのか不明。出身国の就職ネットワークは留学生自身の方が持っていると感じた。（工業）
- ・ ほとんどの卒業生の希望は日本就職なので、特に海外進学・就職の支援は行っていない。（文化教養/工業/商業実務）
- ・ 行っていない。（社会福祉、社会福祉/商業実務、工業、商業実務/文化教養）

（進学支援）

- ・ 海外の4年制大学の3年次編入学については、提携大学だと単位認定が可能。編入学に向けての支援を行っているコースもある。また、各科で海外のインターンシップを紹介している。（文化教養）

（3）卒業後の進路情報の把握、ネットワーク

質問：卒業後の中長期的な進路情報は把握されていますか。留学生の同窓会や校友会はありますか。

卒業後の数年のスパンでの進路情報の把握についてたずねた。また関連して、同窓会等について質問をした。

卒業後の中長期的な就職等、進路情報の把握は国内、海外を問わず悉皆的にはなされていない。

同窓会は23校中14校に存在する。卒業後の進路情報等の把握に努めているというコメントもあったが、網羅的には把握されていない。

【専門学校担当者コメント】

（卒業後、中長期的な進路等の情報は収集できていない）

- ・ 卒業後しばらく経った後の進路は追いきれない。なお、同窓会はあり、卒業以降の進路などの把握にも努めているが、やはり追いきれない。（社会福祉）
- ・ 一旦日本で就職し、経験を積んでから出身国に帰国することを希望している留学生もいるが、どのくらいの留学生がそう考えているかは把握しておらず、実際にどうなったかも把握していない。（文化教養/工業/商業実務）

(相談があればビザ取得等を支援する)

- 卒業後の支援として、日本で就職している卒業生から相談があれば支援する。卒業後1年間滞在できる就職活動のための特定活動ビザに関しても支援している。卒業後10年程度経過して、ビザの更新が必要だが、不許可になってしまい、どうすればいいかといった相談もある。(文化教養/工業/商業実務)

図表 2 - 44 : 留学生の同窓会・校友会状況

	回答	専門学校数
1	日本人と同じ同窓会・校友会になる	14
2	ない	5
3	無回答	4
	合計	23

出所：専門学校担当者聞き取り調査

3.3 専門士・高度専門士資格の海外における評定・承認

専門学校担当者聞き取り調査を通じて得られた評定・承認の概要と評定・承認を巡る課題は以下の通り。質問への回答、専門学校担当者のコメントは3.3.1以下に記載する。

なおこれらは、質問対象の専門学校担当者の見解に基づくものであり、評定・承認機関の基準や判断に関する情報を提供するものではないことは言うまでもない。個別の資格については、各機関への申請・所定の手続きを経て評定・承認がなされる必要がある。

【調査結果概要】

○卒業した留学生の海外での資格の評定・承認の実績についての情報は限定的である。

卒業した留学生の海外での資格の評定・承認等の実績について専門学校が有する情報は限定的であった。回答があった評定・承認の実績、情報の多くは、中国 CSCSE からの専門学校への学科の存在や卒業の事実の確認である。また、評定・承認の実績自体が少ないため、評定・承認に関して、課題はないと回答した専門学校が多かった。一方で他校の事例として、海外で専門士の資格が認められないことがあるというコメントがあった。評定・承認の実績自体が少なく、課題も把握されていない一方で、一般論として専門士・高度専門士資格が海外で高等職業教育として評定・承認されていないという問題意識が示された。

○海外において、専門学校卒業、専門士・高度専門士資格の社会あるいは労働市場における認知度、評価は高くないという認識が示された。

専門学校担当者からは、専門学校卒業、また、専門士・高度専門士資格の海外での社会的あるいは労働市場における評価について、専門学校が認知されていない、専門士・高度専門士資格の評価が高くないというコメントが複数あった。また、専門士・高度専門士資格について留学生自身が重視していないといったコメントもあった。他方で、専門学校で得られた知識・技能は帰国後も職場において評価されるという回答が多かった。

3.3.1 評定・承認の実績

質問：これまで卒業生が海外で資格の評定・承認を受けた実績がありますか。

この質問に対して「実績がある」と回答した専門学校（担当者）は23校中6校であった。これらの内容を見ると、1) 評定・承認機関からの評定・承認、真正性確認に関する照会4校、2) 卒業生からの卒業証明書等の書類の発行依頼5校、がある。これらのうち、1) はすべて、中国 CSCSE からの評定・承認に関する照会である。中国 CSCSE からの照会は、年

間数件あるかないかとのことであり、評定・承認の実績は限定的である。2)には、評定・承認に関連するもの以外も含まれる。

図表 2 - 45 : 評定・承認の実績

	回答	専門学校数
1	実績がある	6
2	実績がない/ほとんどない	9
3	無回答	8
	合計	23

出所：専門学校担当者聞き取り調査

専門学校担当者からのコメントを下記に示す。コメントは発言者の文意のまま記載している。(以下同)

【専門学校担当者コメント】

(評定・承認機関からの照会)

- ・ 中国 CSCSE から年間 5、6 件、メールで照会がある。卒業生が申請時に提出した卒業証書(専門士の記載あり)の画像が添付され、卒業の事実、在籍期間等を聞いてくる。近年は、ゲーム系、マンガ・アニメ系の卒業生に関するものが多い印象。CSCSE に申請があった全ての件について照会が来ているのかは不明。(文化教養/工業/商業実務)
- ・ 2 年ほど前、中国教育部⁸⁹から日本人卒業生について、卒業生が提出した英文卒業証明書とともに照会があった。メールに、「順調に就職することを保証するため」との記載があった。その後、就職できたかどうかは不明。(文化教養/工業/商業実務)
- ・ 一昨年、中国 CSCSE から 1 件照会があった。中国人卒業生の卒業の事実、書類の真正性の確認、併せて専門士であることの確認であった。(工業/商業実務/文化教養)
- ・ 中国の学歴照会センターのような機関⁹⁰から卒業と専門士に関する確認は数件ある。(商業実務/文化教養)
- ・ 認証は韓国、中国が行っているらしい。台湾でも、認証機関があるようだが基本的には大学の学位が対象のようで、専門学校の資格については聞かない。(衛生)

(卒業生からの修了証明書発行依頼)

- ・ 留学生、日本人学生の海外での進学・就職のための証明書の発行依頼は、年間 1 桁位。海外からの依頼は更に少なく、年 1 回あるかないか。(工業)
- ・ 海外からの依頼は少ないがある。オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダなどからの依頼が過去にあった。依頼は、留学生、日本人両方からある。(衛生)
- ・ 海外の卒業生からの証明書発行の照会は数回。詳細不明。(工業/商業実務/文化教養)
- ・ 修了証明書や成績証明書の発行申請は、非常に件数は少ないが年に 1~2 件程度ある。英語による作成はほとんどなく、日本語での作成が多い。(商業実務/文化教養)
- ・ 専門士の称号の表記は日本語の卒業証明書にはあるが、英語版の需要はほとんどないため、担当者も記載内容を覚えていない。卒業証明書を求めるのはほとんどが 1 年コースの専門士ではないコースで、証書は certificate of graduation となっている。(衛生)
- ・ 日本人で海外就職・進学はない。出身国に戻る留学生はいるが、証書・成績証明書を卒業時に渡すのみで、その後の照会はない。(商業実務)

⁸⁹ CSCSE のことと思われる。

⁹⁰ CSCSE のことと思われる。

3.3.2 課題があった事例

質問：これまで専門士・高度専門士資格の海外での評定・承認に関して、適切に評価されなかった等、課題があった事例がありましたか。

課題があったと回答したのは1校と限定的であった。3.3.1 で見たように評定・承認自体の事例が少ないため、把握されている課題も少ない。

課題に関するコメントとして、専門士・高度専門士が高等教育資格として認められないというものがあつた。また、海外の高等教育に当該分野の課程がない場合（例：美容、介護）に評定・承認に支障が生じている、というコメントがあつた。

評定・承認の課題ではないが、中国教育部のウェブサイトの日本の高等教育機関のリストに専門学校が含まれていないため、留学生や親が専門学校は正規の学校ではないと誤解してしまうというコメントがあつた。

図表 2 - 46：評定・承認における課題の有無

	回答	専門学校数
1	課題／適切に評価されなかった事例がある	1
2	課題／適切に評価されなかった事例はない	14
3	評定・承認事例が少なく、課題／適切に評価されなかった事例はない	10
4	無回答	8
	合計	23

重複回答あり

出所：専門学校担当者聞き取り調査

【専門学校担当者コメント】

(適切に評価されなかった事例／課題がある)

- ・ 履修した分野が海外の大学のプログラムにない場合（例：美容）、評定・承認に支障が生じている。(衛生)

((自校の例ではないとした上で、) 以下のような課題がある)

- ・ 中国では専門士が高等教育資格と認められないため*、卒業生は大学1年次に入学している。高度専門士は不明。(工業/商業実務/文化教養)
*実際には中国 CSCSE において専門士は2年間の高等教育資格として承認されている。
- ・ 専門士が認められないという話もある。韓国の場合は、帰国後に大学3年次編入が認められないようだ。台湾でも難しい例があつたらしい。(衛生)

(評定・承認以外の課題として、以下のような課題がある。)

- ・ 中国 CSCSE の評定・承認に問題はない。評定・承認の課題ではないが、教育省のウェブサイトの日本の高等教育機関を紹介しているページに専門学校のリストが掲載されていないため、留学生や親が専門学校は正規の学校ではない、と誤解してしまうことがある。(衛生)
- ・ 留学生は出身国で進学・就職の際、行政当局に最終学歴を示す文書を提出する必要がある場合がある。一条校であれば、大使館が公印証明を発行するが、専門学校は発行されない⁹¹。そのため、行政当局が専門士・高度専門士の位置づけがわからない。(複数分野)

(適切に評価されなかった事例／課題はない)

- ・ 専門士・高度専門士の資格の評定・承認に課題があつた事例はない。(工業、社会福祉、文化教養、商業実務 (14校))

⁹¹ 外務省ウェブサイトでは、「専門学校の証明書は認証できますか」という質問に対して、以下の通り回答している。「専門学校のうち公立学校の証明書は認証できますが、それ以外の証明書は公証役場で公証人の認証を受けたもので、その公証人が所属する（地方）法務局長の公証人押印証明があれば可能です。また、学校教育法第一条に規定される学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）が発行する書類のみ公印確認の対象です。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000552.html#05_04, 2023. 5. 26 アクセス)

- ・ 中国は、教育部留学生認証センター⁹²がある。本校の卒業証書は、日本語と英語を併記して、校長、本人の写真を付けている。学生がコピーして同センターに提出すると本校に問い合わせ（生年月日、名前、在籍期間の確認）がある。それに回答すると学生に、認証証明書を出してくれる。10年位前は時間もかかり難しかったが、最近は、問題なくやり取りができています。（衛生）

（海外での就職・進学の実例自体が少なく、認定・承認に課題があった事例がない）

- ・ 日本での就職が主流であるため、海外での進学・就職の実例自体がない。（衛生、社会福祉）
- ・ 留学生、日本人とも、海外での進学・就職に際して、証明書を求められた事例はない。（社会福祉、工業/商業実務/文化教養）
- ・ 海外就職の実例自体が少なく、課題もない。海外で専門士、高度専門士について説明を求められる、正しく認識されていないというケースはない。（工業/商業実務/文化教養）
- ・ 卒業生から資格に関連してクレーム等が来たことはない。（文化教養/工業/商業実務）
- ・ 特に課題や専門士資格に関する問い合わせはなかった。（文化教養、工業）

3.3.3 専門士、高度専門士の資格、専門学校に対する海外での評価

専門士・高度専門士の認定・承認に関する専門学校担当者からのコメントの中には、専門士・高度専門士資格、また専門学校に関する海外での社会的な評価、労働市場における評価に関するものもあった。中国やベトナムでは専門士、高度専門士資格が評価されるとのコメントがある一方で、海外で専門士、高度専門士資格や専門学校が認知されていないという回答もあった。また、留学生自身が海外での専門学校の社会的な評価が高くない、専門士、高度専門士資格が海外で適切に評価されていないと理解をしているという見解も示された。

出身国での雇用に際しては、資格よりも技術・スキルや実務経験・能力、また、専門士・高度専門士資格よりも国家資格が重視されるという回答もあった。

全体として、専門士・高度専門士が資格としては必ずしも評価されていないが、専門学校、また、その後の現場経験を通じて得られた知識・技能は評価されているという理解が示された。

【専門学校担当者コメント】

（専門士・高度専門士資格は海外で一定程度評価されている）

- ・ 海外では専門士は短大卒（中国は大専卒）と同等の学歴とみられている。高卒後当校で専門士をとって中国に帰国した学生から、給与水準として、専門士は大学専課卒と同等だと聞いたことがある。（商業実務）
- ・ ベトナム人留学生などは経済的に苦しくても、日本で専門士を取得している。帰国して就職する場合に、日本留学の経験が就職に有利になったり、専門士の資格や日本語能力試験（N2以上）のおかげで給料が上がったりする。高卒より1つ上の資格として評価されることがあると聞いている。（商業実務）
- ・ 日本の専門士資格が海外でそのまま通用するわけではないが、グローバル企業は日本の専門士、高度専門士の資格や専門学校の位置づけを理解しており、学生の実際のスキルを評価している。（文化教養/工業/商業実務）
- ・ 出身国で就職の際は、キャリアに重点を置いた採用のようで、専門士はキャリア（職業経験）として見られているようである。（工業）

（専門士・高度専門士資格は海外で認知されていない）

- ・ 高等教育機関の留学生の25%程度は専門学校が占めているが、専門士、高度専門士は国際的には認知されていない。（複数分野）
- ・ ベトナムでは、専門学校が高等教育であるという理解はあまりできていないと思われる。（社会福祉）
- ・ 学生から、韓国では専門学校が認められない、専門士の称号も認められないという話を聞いたことがある。韓国では、専門士取得後、大学3年次編入が認められないケースもあるようだ。（衛生）

⁹² 中国 CSCSE を示すと思われる。

- ・ 日本の専門士の基準が広く周知されて、海外でも専門士資格についてすぐに把握できると学生にとって不安材料は少なくなるのではないかと。専門士等の称号の位置づけが海外でもっと認知されるとよい。(商業実務)

(留学生在海外での専門学校の社会的な評価は高くないと考えている)

- ・ 学生の中には自分は成績が悪いから、大学ではなく専門学校に進学になったと勘違いしている者もいる。例えばベトナムでは優秀な学生しか大学に進学できないため、専門学校が大学より下に見られている。当校としては専門学校が大学より下ではないことや、学ぶ分野、例えば調理などは専門学校でしか勉強できないことを説明している。何を勉強したいかによって大学か専門学校か分かれるということ伝えている。(社会福祉/商業実務)
- ・ ベトナムの留学生に専門学校は高等教育であることを説明した上で、専門学校卒がどのように評価されるか聞いたが、高卒と比較して待遇がよくなるかは不明とのこと。(社会福祉)
- ・ 留学生が日本の大学に編入学する目的について、出身国で専門士・高度専門士という称号が他の学位よりも下に見られてしまうため、学位を取得し帰国したいと思う学生が多いことが背景だと考えられる。実際、中華系の学生で、親がそのように言うという例があった。(工業)

(専門士・高度専門士資格よりも、技術やスキルが重視される)

- ・ 中国に事業所をもつ日本企業等から人材募集の問い合わせがある場合、専門士・高度専門士の資格より、専門知識を持った人材、日本語ができる等にメリットを感じている印象で、専門職であることの方が重視されている。
- ・ 留学生は専門士や高度専門士の資格を目的として学科を選択するわけではなく、カリキュラムを見て自分に適切な学科を選んでいる。ただし、日本で就職する場合には専門士や高度専門士が必要になる。(工業/商業実務/文化教養)
- ・ 自校には四川大学、東大出身の中国人留学生もいる。資格を重視しているというより、技術や知識を中心に学ぶために専門学校に入学してくる。(社会福祉)
- ・ 透析技術において日本は世界一だが、その他の分野については不明。(医療)
- ・ 日本の職業教育、特に、美容分野はしっかりしている。世界でもトップレベルの教育だと思う。(衛生)
- ・ 食の分野は、どこかの会社のお店へ入るよりは、自分でやってみたいという開業思考の方が比較的多い。技術が重要で、学歴を気にしている方は少ないと思う。(衛生)

(専門学校で得られた知識・技術とともに、実務能力・経験が評価される。)

- ・ 卒業後、日本で数年現場経験を積んで、自国に戻り、就職・進学するとしたら、学歴(専門士)よりも、現場経験が重視される。実務能力・経験が重視される介護業界のためである。(社会福祉)
- ・ ベトナムでも福祉施設ができてきている。日本は福祉分野でアジアの中では進んでいるので、日本での経験は待遇に反映されると思うが、留学生本人もどのような評価を受けるかは分からないとのことだった。(社会福祉)
- ・ 日本式介護は、中国、ミャンマー、ベトナムでも評判で、世界的にもレベルが高いと認識されている。中国は、日本で介護の勉強をした経験があると初任レベルでも給与が上がり聞いている。(社会福祉)
- ・ 東南アジアを中心に、日本の介護は最先端とされており、少子高齢化社会に対応している。(社会福祉)
- ・ 海外では、専門士の資格よりも、スキル、具体的には、接客、予約手配、交渉力などで判断されるのではないかと。(商業実務)
- ・ アニメ、マンガ分野では、有名なアニメーター、マンガ家のもとで学んだことが評価につながる。(文化教養/工業)
- ・ 安全・安心を重視する日本の建築技術や意識は、帰国後、日系企業と仕事をすると役に立つ。(工業)

(専門士・高度専門士資格よりも、国家資格や現場経験が重視される)

- ・ 厚生労働省系の資格については専門士・高度専門士の称号や学歴よりも国家資格が重視されている(例:理学療法士になるとすれば、大卒か専門学校卒かという学歴ではなく、理学療法士の国家資格を持っているかどうか重要な点である)。(医療)
- ・ 留学生は、専門学校には介護の技術と介護福祉士の資格取得のために入学したため、専門学校卒業時に「専門士」や「高度専門士」が取得できるといった理解はしていないし、理解していても、重視していない。(社会福祉)
- ・ 留学生は介護福祉士の取得に重きがあり、専門士を意識していない。(介護福祉)

- ・ 途上国では美容の資格（美容師、理容師）自体がないので、日本の資格は評価されるだろう。また、介護分野は日本が先行しているので出身国に帰っても介護福祉士等の評価は高いと思われる。（衛生/社会福祉）
- ・ 日本料理の調理士資格を持っていること、日本で学んだことが、出身国で調理分野の就職をする際の強みになると聞いたことがある。（衛生）
- ・ 国内での就職が主流だが、海外の系列会社からも求人がある。その場合、専門士、高度専門士の資格が評価されるのではなく、日本で学んだこと、自動車整備士の国家資格を持っていることが評価される。（工業）

3.4 高等教育資格の評定・承認に関する専門学校側の問題意識と取り組み

専門学校担当者からは、専門士・高度専門士資格の海外での評定・承認に関する問題意識についてのコメントも見られた。また、専門士・高度専門士資格の理解改善の取り組みの紹介もあった。

さらに、国際的な職業人材育成への専門学校の貢献や、海外・国内における専門学校の位置づけについてのコメントもあった。本調査の範囲を超えるものも含まれるが、参考までに以下に記載する。コメントは発言者の文意のまま記載している。

3.4.1 資格の評定・承認に関する専門学校の問題意識と取り組み

(1) 専門学校、専門士・高度専門士資格の海外での評価の改善に関する問題意識

調査対象校の中では、専門士や高度専門士の評定・承認の事例についての情報が少ない専門学校が多かったが、中には評定・承認に関する問題意識から、専門士・高度専門士の資格が認知され、専門学校が高等教育として評価されるなら、留学生は専門学校により進学しやすくなるであろうとのコメントがあった。

【専門学校担当者コメント】

- ・ 専門士の基準が広く周知され、海外でもすぐに把握できると学生にとって不安が少ない。（商業実務）
- ・ 専門士の資格が海外でも認められるようになると、学生にとっても良いと思うし、専門学校に入学しやすくなると思う。（商業実務）
- ・ 海外進学の場合、国や進学先の学校次第で一概に専門士資格がどのような位置づけか言えないところがある。学生個人が大学の事務部和個別に確認する必要がある。もっと単純に分かりやすい制度が整備されるとよい。（商業実務）
- ・ ISCED上の高等教育（レベル5～8）では、専門士、高度専門士ともレベル5になっている。高度専門士が学士相当ならレベル6になるのではないかと⁹³、⁹⁴。高度専門士の学生は大学生よりも多忙で多くの時間を学習に費やしている。（複数分野）

コメントの中には、日本の専門学校の現状を東京規約に照らして、課題を指摘したものもあった。

【専門学校担当者コメント】

- ・ 東京規約の趣旨は、学生が国を超えて進学・就職の機会を確保するためのものと理解しているが、日本国内の制度が対応していないのではないかと。（複数分野）
- ・ 国際条約の締約時にはそれに合わせて国内法を整備する必要があるが、日本国内では現時点で東京規約に見合った発信がされていないように思う。その背景に、専門学校の卒業生が資格の評定・承認などの課題に直面している絶対数が多くない、文科省や関係機関に留学生の声を届けられる機会が少ないことが考えられる。（複数分野）

⁹³ ISCED2011のレベル5は short-cycle tertiary education、レベル6は bachelor's or equivalent level を指す。（UNESCO-UIS (2011) ISCED 2011）

⁹⁴ 高度専門士の位置づけについては、内閣官房「教育未来創造会議」、文部科学省「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」での議論を踏まえ、文部科学省が OECD 及び UNESCO と協議の上、2023年6月に発行された OECD Education GPS から、レベル6に位置づけられた。

(<https://gpseducation.oecd.org/CountryProfile?primaryCountry=JPN> (2024.6.13 アクセス)) (内閣官房 (2024, p.26)、文部科学省 (2024, p.31))

- ・ 日本では積み上げ方式で学んできた内容を集約して学位付与することへの疑問が強い。Recognition of Prior Learning の理解が遅れている。日本では大学以外での学習を認めようとしない。(複数分野)
- ・ 東京規約に沿った発信をする場合、学生募集要項にどのような記載をすると不適切なのか知りたい⁹⁵。(複数分野)

(2) 専門学校による専門士・高度専門士資格の理解改善のための取り組み

専門学校の中には、受験生や留学生の専門士/高度専門士資格や専門学校の位置づけの理解を促進する等、日本へ留学しやすい環境、海外で就職や進学がしやすい環境を整えることに取り組んでいる学校もあった。

【専門学校担当者コメント】

- ・ 専門士、高度専門士について、英文の卒業証書、称号記、成績証明書を整備している。また、専門学校の位置づけがわかる英文資料、英語版ウェブサイトで情報発信を行なっている。(複数分野)
- ・ 今後帰国する卒業生が増加する可能性に備えて、英語併記の卒業証明書を準備している。卒業証書も従来の縦書きの形式ではなく、A4 横書きの形式にしている。(社会福祉/商業実務)
- ・ 自校のスクールガイドで専門士や高度専門士資格について説明している。(工業/商業実務/文化教養)
- ・ 学内に留学生関連のサポートセンターを設置し、資格の評定・承認に関する当局とのやりとりを含め対応している。(複数分野)
- ・ 海外の提携校(大学と思われる)と単位認定に関する協定書を締結し、在学学生及び卒業生の編入学の道を確保するように努めている。(複数分野)
- ・ 国際職能組織(義肢装具分野等)による専門職養成教育機関のアクレディテーションを活用し、海外での進学・就職機会を確保するよう努めている。(複数分野)

3.4.2 国際的な職業人材育成への専門学校の貢献や海外・国内における専門学校の位置づけについてのコメント

日本の職業教育の優位性や国際的な職業人材育成への専門学校の貢献に関するコメントがあった。

【専門学校担当者コメント】

- ・ 日本の職業教育(特に美容教育)はしっかりしている。世界でもトップの教育だと思う。職業教育が進んでいるのはドイツと日本。ヨーロッパは職業資格が域内で評価される環境があり、(学術分野の)学歴がなくても職業資格が評価され、域内で評定・承認されるシステムもある。アジアでは、手に職をつけながら、学位が同時にないと納得できないし、社会的にも認知されない状況がある。アジア特有の環境だと思う。(衛生)
- ・ 学位・称号と職業教育の評価基準を両輪として、日本がアジアのリーダーとしてアジアの職業教育を牽引するようになる必要があると思う。インバウンド(留学生の受入れ)の取組だけでなく、アウトバウンド(卒業生の海外での就職)の取組も必要。(衛生)

海外からの具体的な職業人材育成ニーズがある分野として、以下が挙げられた。

介護分野

- ・ 中国からは、高齢化に向けて、将来国に戻ることを前提として介護分野の学生を1,000人規模で育ててほしいとの要望がある。中国国内に老人ホームを1,000箇所着工し、各地に卒業生を置きたいとのことであった。さらに、4,000箇所が必要と見込んでいる。(社会福祉)

⁹⁵東京規約(第3・5条)では、資格の不承認の際の理由の表明、不服申し立てへの対応が、権限ある承認当局(日本であれば、高等教育機関)に求められており、「評定・承認内容への問い合わせは受け付けない。」等の記載は不適切である。

美容分野

- ・ 中国では、中卒でも美容師になれるが、リカレント教育、基礎技術の学習、教養、ホスピタリティが必要なため、日本の教育カリキュラムを使いたいという中国企業グループからの要望がある。(衛生)

医療分野

- ・ 臨床工学技士という資格はまだ中国にないため、使うことができないが、臨床工学技士が深く関わる人工透析治療に関し、中国の患者数が現在の40万人から数年のうちに400万人になる見込みで、臨床工学技士の資格が中国でもできるのではないかとされている。そうなれば、日本の資格が使えるようになるのではと予想する。(医療)
- ・ 現在の提携先(大学)は中国だけだが、将来的にベトナム、タイ、マレーシア等でも同じように大学と提携を結ぶ可能性がある。(医療)

海外・国内における専門学校の位置づけ、具体的には、国内で専門学校は学校教育法上の一条校ではないこと、また、職業教育と学術教育の扱いが異なることについてのコメントがあった。

【専門学校担当者コメント】

- ・ 中国の場合、中国教育部留学服務中心のウェブサイトの教育機関リストを親が確認する。ここには一条校ではない専門学校は含まれていない。そのため専門学校は正規の教育機関ではないと思われる。卒業生からもクレームが来ている。(衛生)
- ・ 日本政府としては専門学校も一条校として認めるべきだと思う。アカデミック教育だけでなく、専門人材、中核人材の育成が必要。(衛生)
- ・ 海外の方が実力主義な上に資格の評定・承認に柔軟で個々のケース別の対応が多い。日本のように一条校ではないということで在外公館の公印証明関係で問題になるといったケースは少ないのではないかと考える⁹⁶。(複数分野)
- ・ (日本国内での課題) 評定・承認についてはむしろ、国内で課題がある。求人票では高度専門士は大卒と同等の待遇となっていたが内定を得たら、2年課程と大差がなかった。こうした問題は留学生、日本人学生両方に発生している⁹⁷。(工業/商業実務/文化教養)
- ・ 「高度人材ポイント制」に高度専門士保持者が該当するののかというところで疑問が生じる⁹⁸。(複数分野)

⁹⁶ 注 91 参照

⁹⁷ こうした状況について、評定・承認の制度が果たし得る役割について検討することが重要である。

⁹⁸ 出入国在留管理庁の「高度人材ポイント制 Q&A」における「高等専門学校卒、専修学校の専門課程(専門学校)卒は学歴ポイントの対象になりますか?」という質問に対する回答は次のとおり。「[「大学」には短期大学が含まれ、高等専門学校の卒業生、専修学校の専門課程卒業生(「高度専門士」)は「大学」と同等以上の教育を受けた者」として取り扱われるので、これらは学歴ポイントの対象となります。ただし、専修学校の専門課程を修了して「専門士」の称号を受けた者は対象となりません。」

(<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001663.pdf>、2023. 5. 30 アクセス)

第3章 評定・承認を巡る課題と改善の方向性

本章では、海外評定・承認機関調査、専門学校留学生聞き取り調査、専門学校担当者聞き取り調査を踏まえ、専門学校の修了資格である専門士・高度専門士の海外での評定・承認を巡る課題を整理した上で（「1. 評定・承認を巡る課題」）、課題を踏まえた改善の方向性を検討する（「2. 課題を踏まえた改善の方向性」）。なお以下は、本調査における検討内容であり、高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）の公式見解を示すものではない。

1. 評定・承認を巡る課題

本節では、海外評定・承認機関調査、専門学校留学生聞き取り調査、専門学校担当者聞き取り調査、また東京規約をはじめとする承認規約の考え方を踏まえ、専門学校の修了資格である専門士・高度専門士の海外での評定・承認を巡って、どのような課題があるのかを整理する。整理にあたっては、特に資格保持者である留学生の視点を重視する。

以下 1.1～1.5 の課題のうち、「1.1 専門学校卒業後の留学生のキャリアパスと資格の評定・承認（評定・承認の前提となる議論）」は、評定・承認の前提となる議論である。具体的な課題である 1.2 から 1.5 の 4 点のうち、「1.2 評定・承認において専修学校専門課程（専門士を付与する課程）が対応する課程が高等教育段階の職業教育である国とそうでない国がある。これは各国の教育制度、特に職業教育の高等教育における位置づけの違いによる」「1.3 専門学校留学生に評定・承認の制度が知られていない、専門学校に各国の評定・承認についての最新の情報が伝わっていない」は制度としての評定・承認を巡る課題である。一方、「1.4 出身国における就職・進学等の場面において、専門学校卒業が認知・評価されていない、また、専門学校が対応する学校種が高等教育段階の職業教育に位置づけられていない国がある（留学生の理解に基づく関連する課題）」「1.5 出身国における就職の場面において、専門士・高度専門士の資格に対する評価と得られた知識・技能の評価の間にギャップがある（留学生の理解に基づく関連する課題）」は、制度としての評定・承認の課題ではないが、留学生聞き取り調査を通じて明らかになった関連する課題である。

なお、今回の評定・承認機関調査において、専門職学位、準学士について、「対応する資格がない」という回答が見みられる、また、医学・医療分野の資格の評定・承認について、課題がある事例の紹介があった⁹⁹。これらは評定・承認の課題であるが、今回、調査の重点としている専門学校に関するものではないので、ここでは取り上げないが、引き続き調査が必要である。

1.1 専門学校卒業後の留学生のキャリアパスと資格の評定・承認（評定・承認の前提となる議論）

専門学校担当者聞き取り調査では、専門学校への留学は日本での就職が目的であり、多くの留学生が卒業後、日本で就職するという回答がなされている。一方、留学生聞き取り調査では、専門学校への留学の目的については、ベトナム、タイ、ネパールについては、「日本での就職」という回答が最も多かったが、韓国、中国については、「専門技術の習得」と回答した者が多い。また、5か国を通じて、卒業後、一定期間日本で働いたあと、出身国に帰って専門学校で学んだ分野で就職・起業したいというコメントも聞かれた。さらに、出身国、日本での大学進学がかなわず、専門学校進学を選択した留学生も一定数おり、機会があれば大学、大学院に進学したいと考えている留学生もいる。

ここで、専門学校への留学生が増加する中で、彼らの卒業後のキャリアパスのビジョンをどのように捉えるべきかという問題がでてくる。現状では、専門学校担当者の多くが指

⁹⁹ 医学分野において6年制の学士課程修了後、修士課程を経ずに博士課程に進学し取得した博士の学位の評定・承認について、ネパール TUCDC から課題が指摘されている。またベトナム VN-NARIC からは、学士課程（6年制）修了を出願資格とする課程（医学系博士課程）と学士課程（4年制）修了を出願資格とする課程（医学系修士課程、医療系修士課程（看護、臨床検査、診療放射線等））の区別に関連すると思われる課題が指摘された。

摘するように、卒業後日本で就職するのが主要なキャリアパスであるが、同時に、特に中長期的な観点からは帰国し、専門学校で得た知識・技能を活かして就業、起業するのももう一つのキャリアパスとして重要であると考えられる¹⁰⁰、¹⁰¹。

一方、専門士・高度専門士資格の評定・承認の現状について見ると、専門学校担当者の回答内容は、最大公約数的に言えば、評定・承認の事例が少なく、課題も把握されていない、というものであった。留学生から聞かれたのも、そもそも評定・承認の制度を知らない、知っていても、職業教育である専門学校は、評定・承認の対象ではない、という理解である。つまり、現状、評定・承認の事例自体が少なく、その課題も顕在化していない状況が浮かび上がってくる。このことは必ずしも専門士・高度専門士の評定・承認に課題がないことを意味している訳ではない。専門学校担当者からは一般論として、専門士・高度専門士が海外で高等教育資格として認められないという認識が示された。また、「専門士の資格が海外でも認められるようになると、学生にとってもよいと思うし、専門学校に入学しやすくなると思う。」「学位・称号と職業教育の評価基準を両輪として、日本がアジアのリーダーとしてアジアの職業教育を牽引していく必要があると思う。インバウンド（留学生の受入れ）の取組だけでなく、アウトバウンド（卒業生の海外での就職）の取組も必要。」といったコメントもあった。留学生自身からも、「折角とった専門士の資格が出身国でも認められるようになるとうれしい。」というコメントがあった。

専門学校留学生が増加する中で、卒業後の中長期的キャリア、また、進学において、出身国を含む海外で専門士、高度専門士資格が適切に評価されることは、留学生自身にとって重要である。

文部科学省 2017 (pp.16-18) では、今後の専修学校教育振興のあり方の具体的施策一つにグローバル化を挙げ、「日本の職業教育の国際通用性の確保」が重要な課題の一つであるとしている。また、そのために、専修学校で学ぶ知識・技能のレベルや位置づけが、国際標準との関連も踏まえ明確にされることが必要であるとし、到達すべき学習のレベル、学位・資格からなる資格枠組みに言及している。

今後の「日本の職業教育の国際通用性」を考えた場合にも、専門士・高度専門士資格が海外において適切に評定・承認され、また、就職や進学において適切に評価されることは、基本的な事項である。

1.2 評定・承認において専修学校専門課程（専門士を付与する課程¹⁰²）が対応する課程が高等教育段階の職業教育である国とそうでない国がある。これは各国の教育制度、特に職業教育の高等教育における位置づけの違いによる

本調査では、海外評定・承認機関調査で日本の高等教育資格／課程に対応する各国の資格／課程を尋ねている。専修学校専門課程（専門士を付与する課程、高度専門士を付与する課程）についての回答を図表 3-1(a) 欄に示している。その上で、これらの課程について根拠法に基づき学校制度上の位置づけを整理した（図表 3-1(b) 欄）。専修学校専門課程（専門士を付与する課程）が対応する課程の学校制度上の位置づけは、中国とベトナムで異なり、中国では高等教育に位置づけられるが、ベトナムでは非高等教育の職業教育に位置づけられる。

¹⁰⁰ 専門学校留学生の中長期的なキャリアに関する調査は少ないが、東京都専修学校各種学校協会 2020 (p.3) において、「循環型育成・貢献スキーム」として、母国（事前学習）→日本（専門学校での学習、就職）→母国（就職・貢献）というモデルに関する調査を実施している。

¹⁰¹ 調査対象国ではないが、インドについて小原 2016 (p.204) は、海外で専門的な知識や技術を獲得し、海外へ移住した「頭脳流出」人材が、インドの経済発展にともなって帰国し起業する等「頭脳還流」が見られるようになってきていると指摘している。

¹⁰² 高度専門士を付与する課程についての回答は、中国「対応する資格なし、本科課程に相当」、ベトナム「対応する資格なし」、ネパール「(回答なし、所管する評定・承認機関がない)」。

中国とベトナムの例がそうであるように、同じ後期中等教育修了を入学資格とする学修年数2～3年の職業教育課程であっても、学校制度上の位置づけは国間で異なる。評定・承認が、入学資格や学修年数に基づいてなされた場合、日本の専修学校専門課程（専門士を付与する課程）が対応する課程の学校制度上の位置づけが非高等職業教育となるということが生じている。

さらに、ネパールのように高等教育段階の職業教育がなく、海外の高等職業教育の評定・承認機関が未定という国もある。

中等教育修了後の職業教育の教育制度上の位置づけが国間で異なることそれ自体は各国の教育制度によるものであり、承認規約においても教育制度の多様性は尊重されるべきであるとしている（第1章2.2.1各国の高等教育システムの多様性の尊重）。一方で、日本で高等教育に位置づけられる専修学校専門課程、専門士・高度専門士の資格が対応する課程、資格の当該国の学校制度上の位置づけが、非高等教育段階の職業教育であり、進学等において非高等教育段階の課程、資格と同等の権利しか与えられない¹⁰³ことは、資格承認申請者の権利保護（第1章2.2.3）、また、得られた知識・技能、学習成果に焦点をあてた評定・承認（第1章2.2.4）の観点から課題である。

図表3-1：専修学校専門課程（専門士／高度専門士を付与する課程）が対応する課程と学校制度上の位置づけ

	中国	ベトナム	ネパール
専修学校専門課程（専門士を付与する課程）が対応する課程（評定・承認機関質問票調査回答）(a)	専科課程	Trung cấp (intermediate level) ^{1), 2)}	未定（海外の高等教育段階の職業教育の評定・承認を行う機関が未定）
上記課程の学校制度上の位置づけの整理（根拠法）(b)	短期高等教育（高等教育法）	非高等職業教育（教育法、職業教育法、高等教育法）	—
専修学校専門課程（高度専門士を付与する課程）が対応する課程（評定・承認機関質問票調査回答）(c)	対応する資格なし／本科課程に相当	対応する資格なし	未定
上記課程の学校制度上の位置づけの整理（根拠法）(d)	（本科課程は高等教育（高等教育法））	—	—

出所：(a)(c)欄は評定・承認機関質問票調査回答に基づく。(b)(d)欄は関連法規に基づき整理したもの。

¹⁾ 質問票調査後のVN-NARICへの確認で、専修学校専門課程（専門士を付与する課程）は、中等教育修了後の2年の職業教育の課程であることから、Intermediate Levelに対応すると回答していることが確認できている。

²⁾ Cao đẳng（後期中等教育修了後、2～3年の課程、カレッジ）、Trung cấp（Intermediate Level、後期中等教育修了後、1～2年の課程）について、大学への単位互換の制度がある。専修学校専門課程が、Trung cấp（Intermediate Level）に対応すると評定・承認されることで、同課程卒業者の学習経験等が大学の単位として認定される可能性があるが、詳細

¹⁰³ 例えば、専門学校卒業者の高等教育への進学の資格要件の審査において、中等教育修了者と同等であるとみなされること。

は未確認。(第2章 1.3.1 各機関における日本の高等教育資格の評定・承認の実績・内容と課題 (2)ベトナム)

なお、本報告書で「高等教育段階の職業教育」あるいは「高等職業教育」という場合、当該国の教育制度上、高等教育に位置づけられ、職業に関する能力の育成を主な目的とするものを指す。

【参考】中等後教育と職業教育の多様性

専門士、高度専門士の資格の評定・承認が国間で異なる背景には、中等後教育、また、職業教育が国間で多様であることがある。以下では、中等後教育、職業教育の多様性について、Varghese et al. (2011)、「技術教育及び訓練並びに職業教育及び訓練 (TVET) に関する勧告 2015 年ユネスコ総会採択」及び「同勧告実施に関する報告 2020¹⁰⁴」に基づき概観する。

○中等後教育の多様化と機関種¹⁾

- ・ 高等教育において伝統的に大学が主要な位置を占めてきたが、労働市場における実践的な労働力への需要や、大学が提供してきたものとは異なる教育ニーズの拡大は、高等教育の拡張、多様な形態の教育機関の発展につながった。
- ・ 中等教育修了者の教育ニーズの拡大と多様化に伴い、伝統的な大学とは異なるタイプの教育機関が拡大した。これらは、教育段階のカテゴリーとしては、「中等後教育 (post-secondary education)」、あるいは「第三段階教育 (tertiary education)」に位置づけられる²⁾。
- ・ 中等後教育の多様化の傾向は以下の4つに分類できる。また、いずれの分類にも職業教育機関・プログラムが含まれる。
 - ✓ 大学：研究指向、教育指向、専門職指向等、異なる指向の大学がある。
 - ✓ カレッジ／非大学：主に学部レベルの教育を提供し、学術資格を付与する。
 - ✓ 第三段階短期教育機関：技術職業教育を提供するものが多い。学士より下の学位を提供するものもある。
 - ✓ 中等後非第三段階教育機関：中等教育より上、第三段階より下の教育を提供する。職業教育の資格、高等教育入学資格を付与するもの等、多種多様なプログラム、機関を含み、特定のタイプを示すのは難しい。

¹⁾ 喜多村 (1990) は、日本の「中等後教育」について、「より多彩な学校類型やより多様化された高等教育機関を求める外部的要請によって、大学以外の高等教育の機関類型を生み出してきた。」とし、1962 年度発足の高等専門学校制度、1975 年発足の専修学校制度を「「非大学型」教育機関の誕生」と述べている。(p.64)

²⁾ 中等後教育 (post-secondary education) は、中等教育段階以降のすべての教育を含む概念。中等後教育は、第三段階教育 (tertiary education) と中等後非第三段階教育 (post-secondary non-tertiary education) からなる。

○職業教育の多様性

2015 年の TVET に関する勧告では、国毎の多様性を反映し、TVET について以下の通り職業の分野、教育の段階、内容について広い範囲を含むものとしている。

「この勧告の適用上、「技術教育及び訓練並びに職業教育及び訓練 (以下「TVET」という。)」は、幅広い職業分野、生産、サービス及び生計に関連する教育、訓練及び技能の開発から成るものとして理解される。

TVET は、生涯学習の一環として、中等の学習段階、中等の後の学習段階及び第三段

¹⁰⁴ 2015 年の勧告の実施状況に関する 89 のメンバー国からのレポートに基づく。(p.12)

階 (tertiary level) の学習段階で行うことができるものであり、資格につながり得る、職場に基礎を置く学習及び継続的な訓練並びに職能開発 (professional development) を含む。TVET は、国及び地方の状況に応じた幅広い技能の向上の機会を含む。学ぶための学習、識字及び基本的な計算技能の開発、横断的な技能及び市民としての技能は、TVET を構成する不可分の要素である。」(UNESCO 2015 p.3, 文部科学省仮訳)

(出所)

Varghese, N.V., Püttmann, Vitus 2011 Trends in diversification of post-secondary education (IIEP research paper) (p.7, p.9, p.13)

2015年ユネスコ総会採択「技術教育及び訓練並びに職業教育及び訓練 (TVET) に関する勧告」(文部科学省仮訳)

UNESCO (2020) UNESCO Recommendation concerning Technical and Vocational Education and Training (2015), Results of the First Consultation of Member States conducted in 2019 on the implementation of the Recommendation

1.3 専門学校留学生に評定・承認の制度が知られていない、専門学校に各国の評定・承認についての最新の情報が伝わっていない

留学生聞き取り調査で、評定・承認の制度・組織について、中国、ネパールの留学生・卒業生の一部は情報を有していたが、韓国、ベトナム、タイについては情報を有している留学生はいなかった。

そうした中、留学生の中には、専門学校が出身国の学校制度上どの課程に相当するかについて、知人、留学生のネットワーク、インターネット等で調べている者もいる。また、その結果、職業教育である同課程は、評定・承認の対象ではない、あるいは、高等教育として評定・承認されないという、間違った情報を入手している者もいる (中国の例)。

また、海外での専門士・高度専門士の評定・承認についての最新の情報が専門学校担当者に伝わっていないと思われる以下のようなコメントも見受けられた。

「中国では専門士が高等教育資格と認められないため*、専門学校卒業生は大学1年次に入学している。高度専門士は不明。」

* 評定・承認機関質問票調査に対する中国 CSCSE 回答では、専門士は専科課程 (2年間の高等教育) に対応するとされている。高度専門士については、「相応の称号なし、わが国の本科課程に相当する。」とされている。(2章 1.3 評定・承認機関における日本の高等教育資格の評定・承認の実績・内容と課題、(1)中国)

中国 CSCSE からは、日本の大学、専門学校の中には、海外の評定・承認の業務について詳しくない機関もあり、資格保持者の情報の照会に対する回答に時間を要している場合があるといった点も指摘されている。

1.4 出身国における就職・進学等の場面において、専門学校卒業が認知・評価されていない、また、専門学校が対応する学校種が高等教育段階の職業教育に位置づけられていない国がある (留学生の理解に基づく関連する課題)

留学生聞き取り調査では、出身国での進学や就職において、専門学校修了が認知・評価されるかを問う質問に対して、進学については、韓国、中国の大半、タイ、ネパールについては全員が「認知・評価されない」と回答している¹⁰⁵。就職については、韓国と中国については、回答者の半数は「認知・評価される」と回答しているが、タイ、ネパールにつ

¹⁰⁵ ベトナムについては、多くの留学生が、「日本で就職を予定しており、ベトナムでの就職についてはまだ考えていないため、回答できない」としている。進学については大半が「認知・評価されない」と回答している。

いては、大半が「認知・評価されない」と回答している¹⁰⁶。「認知・評価されない」と回答した理由としては、大学卒の学歴が重視されるというもののほかに、出身国の職業教育との比較で、日本の専門学校で学ぶ専門分野と出身国のそれが異なる点を挙げた者もいる。例えば、介護や製菓といった分野は出身国の職業教育のプログラムとしては存在しないため、認知・評価されないという認識である。

「専門学校が対応する出身国の学校種（2章 2.3.3 出身国の学校制度上、日本の専門学校が対応すると考えられる学校種についての留学生の理解）」は、韓国、中国については、2-3年制の高等教育に位置づけられる。一方、ベトナム、タイ、ネパールについては、中等後非高等教育段階の職業教育（ベトナム）、対応する学校がない（タイ）、後期中等教育段階・対応する学校がない（ネパール）と国によって異なる。

ベトナム、タイ、ネパールの留学生は、出身国において専門学校が高等教育段階の職業教育に相当しないと理解しているが、ほとんどの留学生から、そのことが問題であるという認識は示されなかった^{107, 108}。一方で、日本において、専門学校が高等教育レベルの職業教育であるということが、出身国で理解されておらず、専門士・高度専門士の位置づけが知られていないため、就職や進学への影響を懸念するコメントも見られた¹⁰⁹。出身国において日本の専門学校の高等職業教育としての位置づけが認知されていないため、専門学校修了が就職において評価されず、その前の学歴である高卒として扱われる等、不利な扱いを受けるという懸念を持つ留学生もいた。こうしたことを避けるため、出身国で学士を得てから日本の専門学校に留学した、あるいは、出身国で高校卒業後、専門学校に留学したが、就職において学士の学位が必要なので日本の大学に編入学する、といったコメントもあった¹¹⁰。専門学校担当者からも、「専門士の基準が広く周知されて、海外でも専門士の資格についてすぐに把握できると学生にとって不安材料は少なくなるのではないか。」
「専門士の資格が海外でも認められるようになると、学生にとってもよいと思うし、専門学校に入学しやすくなると思う。」といったコメントがあった。

出身国における進学や就職において、専門学校が認知・評価されないこと、専門学校が高等教育段階の職業教育に相当すると理解されていないことは、同課程の社会的評価・労働市場での評価の問題であり、制度としての評定・承認とは別のことである。しかし、もう一段上の視点で見ると、社会において専門学校が適切に評価されていないという問題に対して、中等後／高等教育段階の職業教育の多様化を背景として、評定・承認という制度が、承認規約の基本原則である資格保持者の権利保護という観点からどのような貢献ができるのかという課題が見えてくる。

¹⁰⁶ ここで「就職において企業が、専門学校卒業、専門士・高度専門士の資格を認知・評価している」とは、企業が専門学校の名称や内容について一定の情報を得ている、採用選考において専門学校卒であることを評価している、等を意味する。制度としての評定・承認とは別のことである。（第2章 2.3.1 参照）

¹⁰⁷ 専門学校が高等教育段階の職業教育であると社会的に評価されないことが問題であると考えない理由として、専門学校は大学等の学術教育とは異なり、職業教育であるからという理解が示された。

¹⁰⁸ 職業教育と学術教育は *compatible* ではない、後者は前者より上位にあるといった見方は根強い。一方近年、職業教育と学術教育 *compatibility* の強化の議論がなされている。（UNESCO 2018 Pathways of progression, OECD 2022 Education at a glance）

¹⁰⁹ 以下のような発言があった。「学歴としては、日本の専門学校は、韓国では認められていないと思う。専門学校卒業後、この分野で働いた経歴があれば、評価されるが、学歴だけでは評価されないと思う。（韓国/ビジネス）」、「高度専門士の認証を申し込めば認証はされるが、それは大学院に行ける資格ではないという感じ。大学と別で、日本の専門学校の課程としては承認され、申し込んだらその課程を修了したという証明書ももらえるが、高度専門士が中国の大学卒業相当とは認められないと思う。今の立場（高度専門士取得見込み）で中国に帰ったら、多分、高校卒業と同じにされると思う。」（中国/農業その他）、「タイでは就職には学士が重要で、専門士では多分就職できない。日本では就職できるのが大きな違い。」（タイ/情報処理）、「大学卒業後 2 年間、専門的な勉強をし、仕事にも貢献しているが、修士修了の同僚とくらべて評価が低い。その理由は会社によると、学んだのが専門学校であるとのことだが、納得がいかない。」（韓国/音楽）

¹¹⁰ 中国の事例。

1.5 出身国における就職の場面において、専門士・高度専門士の資格に対する評価と得られた知識・技能の評価の間にギャップがある（留学生の理解に基づく関連する課題）

留学生聞き取り調査、専門学校担当者聞き取り調査に共通する回答として、専門学校、さらに日本での実務経験を通じて得られた知識・技能は出身国において社会的に、また労働市場で評価されるという理解がある（2章 2.3.4）。これは、直前のセクションで見た専門学校卒業、専門士・高度専門士の資格が出身国において、高等職業教育として社会的に認知・評価されていないという回答とは整合しないものである。また、留学生からは「日本の技術を身に付けるために専門学校への進学したのであって、専門士・高度専門士といった資格取得が目的ではない。」といった意見も聞かれた。さらに付言するならば、資格に対する評価と得られた知識・技能の評価の間にギャップがあるということにほとんどの留学生は疑問を持っていなかった。

このことは、専門学校で学べる知識・技能に魅力を感じて留学したが、そこで得られる資格には魅力を感じていないということでもある。専門士を学士に置き換えてみるなら、学士の課程を通じて得られた知識・技能は評価されるが、学士という学位は評価されない、ということになる。出身国における資格に対する評価、ひいては待遇が、得られた知識・技能に見合ったものになるためには¹¹¹、やはり何等かの改善が必要な課題であると考えられる。

以上 1.2 から 1.5 について、評定・承認という制度がより認知・活用され、専門学校を卒業した留学生の就職や進学、モビリティの改善の役に立つためには¹¹²、どのような取組があり得るのかについて、次節で検討する。

¹¹¹ この点について吉川（2019）は、「資格を承認する行為自体は、技術的な意味合いが強い。しかしその本来の意義は、個人が教育システムの中で学習・職業訓練を通して習得した知識を「資格」に換えて証明し、その資格の承認を介して、知識・技能の真の価値を損なうことなく、一つの教育システムから他の教育システムへ、あるいは教育システムから労働市場への移動を容易にすることにある。」と述べている。（p.52）

¹¹² 東京規約では資格の承認の機能／用途として、第 6・4 条(a)でさらなる高等教育へのアクセス等を挙げるとともに、第 6・5 条 (c)で、「資格の評定は潜在的な雇用者に対する意見として利用することができる」としている。（第 1 章 2.2.6(1)）

2. 課題を踏まえた改善の方向性

本節では、前節 1.2 から 1.5 の4つの課題を踏まえ、次の3点について、東京規約をはじめとする承認規約の考え方も踏まえ、改善の方向性について述べる。なお、承認規約が提示している考え方は、それを鵜呑みにするというものではなく、そうした考え方が実際の課題の改善にどう貢献するか、関係国で議論し、改善の方向性を共有することが重要である。

- ✓ 留学生に向けた評定・承認に関する情報提供の重要性(2.1.1)
- ✓ 中等後教育段階の職業教育の多様性と資格保持者の権利保護の両立 (2.1.2)
- ✓ 得られた知識・技能に基づく評定・承認の視点(2.1.3)

その後、これらを踏まえ、NIC-Japan（高等教育資格承認情報センター）の情報機能の強化について以下を述べる。

- ✓ 留学生・専門学校に向けた評定・承認の制度・組織・機能の周知(2.2.1)
- ✓ 海外の NIC（ナショナルインフォメーションセンター）等との高等教育段階の職業教育に関する情報交換 (2.2.2)
- ✓ 留学生、雇用者等に向けた、日本の専門学校が高等教育段階の職業教育に位置づけられることについてのわかりやすい情報提供 (2.2.3)

2.1 承認規約の観点からの検討

2.1.1 留学生に向けた評定・承認に関する情報提供の重要性

承認規約においては、評定・承認における資格保持者の権利保護、すなわち、資格保持者が適切なプロセスを経て、適切な評定・承認の結果を得られることの重要性が指摘されている（第1章 2.2.3）。留学生が評定・承認の制度についての情報を得ること、また、専門学校関係者が海外での評定・承認の実施状況について最新の情報を得ることはこうした権利保護の第一歩である（第1章 2.2.7(1)）。留学生聞き取り調査で明らかになった、資格保持者である留学生が評定・承認の制度・組織を知らないという現状を踏まえればまず、彼らが評定・承認の制度・組織についての情報を得ることが重要である。また、資格保持者が必要としている情報が、彼らに届く形で提供されることも重要である¹¹³。

2.1.2 中等後教育段階の職業教育の多様性と資格保持者の権利保護の両立

前節 1.2 で見た通り、中等後教育段階の職業教育の教育制度上の位置づけは国間で多様であり、高等教育に位置づけられる国、非高等職業教育に位置づけられる国等がある。承認規約はこうした承認国の視点に基づく、教育制度の多様性は尊重されるべきとしている。一方で、資格付与国である日本の視点、資格保持者の権利保護の視点から見ると、専修学校専門課程が対応する課程が、ベトナムの Intermediate Level のように非高等の職業教育であることで、専修学校専門課程修了が短期高等教育修了に相当しない、つまり、日本での位置づけより低い位置づけにあるとみなされるのではないかと懸念がある。この点については、専修学校専門課程が、高等教育に位置づけられることに基づく評定・承認がなされるか、同課程の上位課程へのアクセス（学士課程への編入学、大学院への入学

¹¹³ CIMEA 2021 (p.11)では、資格保持者、高等教育機関、NIC、雇用者等のステークホルダー毎のニーズに対応した情報を、ステークホルダーに届くチャンネルを通じて提供することの重要性を指摘している。

資格)¹¹⁴がどのように扱われているか、等を見ていく必要がある。

2.1.3 得られた知識・技能に基づく評価・承認の視点

中等教育後の職業教育の制度は国間で多様であるとともに、各国においてその強化の動きが進んでいる。職業教育の位置づけについての政策議論や制度変更も活発である¹¹⁵。このような中で、東京規約をはじめとする承認規約が重視する、学校制度上の同等性のみに依存しない、比較可能な要素として、得られた知識・技能に基づく評価・承認の考え方を強化することが重要である^{116、117}。

また、留学生の多くが、専門士・高度専門士の資格は労働市場において、また社会的に評価されないと考えているのに対して、専門学校で得られた知識・技能は評価されると回答している。

得られた知識・技能の視点の強化は、こうした課題にもアドレスするものである。ここでは、学習成果を基礎として分野横断的に資格の水準を明確にする資格枠組みの取組み^{118、119}、また、学問分野別の学習成果の参照基準、共通理解形成の取組みであるチューニング¹²⁰の議論も有効である。

承認規約では、評価・承認の権限は、評価・承認の申請がなされた国の権限ある承認当

¹¹⁴ 日本での専修学校専門課程から大学への編入学、大学院への入学資格は以下の通り。

専修学校専門課程から大学への編入学：高等学校卒業や大学入学資格検定合格者など、大学入学資格を有する者は、Ⅰ 修業年限が2年以上、Ⅱ 総授業時数が1,700時間以上、の要件を満たす課程を修了すると、大学に編入学することができる。専門士の称号が付与される課程は、すべてこの2つの要件を満たしている。https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/03100301.htm

大学院への入学資格：専門学校のうち、修業年限が4年以上等の要件を満たしたもので、文部科学省が認めた課程の修了者は、大学卒業者と同様に大学院入学資格が得られる。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1280736.htm

¹¹⁵ 2019年のUNESCOの調査によれば、2016年から2019年の間に、回答があった89か国の大半の国が、TVETに関するガバナンス、学習場所、教育内容、生涯学習について変更があると回答している。教育段階については、多くの国が、第三段階の職業教育について関心が高まっていると回答している。

(UNESCO 2020, p.12, p.18)

¹¹⁶ 「東京規約」は、「第三章 資格の評価に関する基本原則(第三・一条)」において「各締約国は、一に定める資格を有する者の権利を確保するため、承認の申請がされた資格の評価が、得られた知識及び技能に主たる焦点を合わせたものとなるよう、適当な措置をとることを約束する。」としている。(第1章2.2.4参照)

¹¹⁷ 資格保持者の能力をよりの確に評価するためには、課程の特徴や質、学習量といった情報も重要である。さらに規約では、実質的相違(資格承認の目的となる活動を実施する上で、資格承認申請者に困難があると考えられる外国の資格と自国の資格の間の顕著な相違)がなければ、他の締約国で付与された高等教育資格を承認するという考え方を取っている。資格保持者の能力をよりの確に評価するため、今後これらの視点も重要になってくる。(第1章2.2.4、2.2.5参照)

¹¹⁸ 知識・技能に基づく評価・承認の観点からは、資格と学習成果指標等の関係を示す資格枠組みは、資格の評価・承認についての外国との情報交換において有効なツールである。大学改革支援・学位授与機構研究会開発部では、国内外における日本の教育資格の理解の向上を目的として、日本の教育資格枠組み(試案)を提示している。同試案は、中央教育審議会大学分科会(第181回)・高等教育の在り方に関する特別部会(第15回)合同会議、同生涯学習分科会(第133回)で議論されている

https://www.mext.go.jp/content/20250128-mxt_koutou02-000039884_2.pdf

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/053/gijiroku/1422632_00016.html。

¹¹⁹ 内閣官房「教育未来創造会議第二次提言(2023年9月5日)」では、「3.教育の国際化の推進」の中で、「国家学位資格枠組みの検討を加速化する」としている。

¹²⁰ 日本の高等職業教育については、九州大学第三段階教育研究センター「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上推進」事業等、専門職高等教育保証機構「コンピタンス事業」の取組がある。

局¹²¹、¹²²にある。専修学校専門課程が各国でどのように評定・承認されるかは、承認規約、各国の方針に基づき、承認当局の検討を経てなされるものである。

同時に、評定・承認は、「資格に関する適当な情報（東京規約第 III.3 条）」「教育制度に関する適切かつ明確な情報（同第 III.4 条）」に基づくことが求められている。これらを提供する国内情報センター¹²³の情報機能の強化（第1章 2.2.7(1)）が、各国の中等後教育段階の職業教育の制度と内容の多様性を踏まえた、より適切な評定・承認¹²⁴につながる。

国内情報センターの情報機能の強化について、以下 2.2 で述べる。

なお、本調査では、日本の NIC である高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）の調査という位置づけから、承認規約を踏まえた上で、NIC の機能である評定・承認に関連する情報提供について検討を行っている。一方、今回、留学生聞き取り調査、専門学校担当者聞き取り調査、また、海外評定・承認機関調査を通じて確認された課題は、資格の評定・承認とそのため情報提供の問題にとどまらず、日本の高等職業教育の海外における有用性¹²⁵、各国の高等職業教育の強化の動き、さらには、高等職業教育と国境をこえた労働移動といった広範な議論につながるものである。また、留学生に限定せず、日本人卒業生にも関係するものである。上述のような広範な課題については、別途検討が必要であることは言うまでもない。

2.2 NIC-Japan の情報機能

2.2.1 留学生・専門学校に向けた評定・承認の制度・組織・機能の周知

2.1.1 で見たとおり、留学生が評定・承認の制度や組織についての情報にアクセスがあることは、適切な資格の評定・承認の第一歩である。留学生聞き取り調査では、評定・承認の制度について知らない留学生が少なくない一方で、彼らは専門士・高度専門士資格の評価に関する情報を探して、留学エージェントのサイトや口コミサイト、留学生のネットワークから情報を得ている。また、その結果正しくない情報を得ているケースもあった。留学生が必要としている情報を彼らに届く形で提供していくことが必要になってくる。

¹²¹ 「権限ある承認当局」とは資格の評定・承認の申請がなされた国の政府機関又は政府により公式に認められた非政府機関であって、外国において付与された資格の承認について決定を行うものをいう（東京規約 第1章 用語の定義）。日本では、文部科学省、その他関連する高等教育機関を所掌する省庁及び我が国の高等教育機関が該当する（文部科学省高等教育局 2019）。

¹²² 評定・承認規約を締結していない国では、規約上の「権限ある承認当局」は存在しないが、評定・承認を行う組織、部署等は設定されている場合が多い。

¹²³ 東京規約に規定された National Information Centre。評定・承認に必要な高等教育に関する情報を提供する機能を有する（東京規約 第8・3条）。日本では、高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）がこれにあたる。

¹²⁴ 東京規約は、「資格の承認」は、「(資格の評定・承認の申請がなされた国の) 権限ある承認当局による、外国の教育資格の価値に関する正式な確認（第 I.1 条 用語の定義）」であると定義し、それは、「得られた知識及び技能に主たる焦点を合わせたものとなる(第 III.1 条 資格の評定に関する基本原則)」ことを求め、また、透明性、一貫性、信頼性及び公平性を有し、かつ、差別的でない手続き、基準によって確認されるものである（第 III.2 条 同）、としている。さらに同規約はこうした評定・承認を可能にするため、資格の承認は当該資格に関する適切な情報に基づくものであること（第 III.3 条 同）、さらに、締約国は自国の教育制度に関する適切かつ明確な情報を提供することを求めている（第 III.4 条）。（第1章 2.2 参照）

¹²⁵ 九州大学第三段階教育研究センター「専修学校による地域産業中核人材養成事業」では、専修学校による専門人材養成のグローバルな通用性を高める教育訓練制度と学位資格枠組みについての研究開発を行っている。

(改善の取組例)

- NIC-Japan のウェブサイトのみならず、Study-in Japan¹²⁶等留学生がよく見るウェブサイトにて評価・承認の制度に関するわかりやすい情報と各国の評価・承認機関の情報（当該機関のウェブサイトへのリンク等）を掲載する。
- 専門学校経由で留学生に各国の評価・承認機関の情報、URL 等を提供する。（ポスター、卒業時等機会をとらえて紹介してもらう、等）

これらの中には、すでに掲載されている情報も少なくないが、留学生に届く、わかりやすい情報提供が重要になってくる¹²⁷。

また、専門学校側で、必ずしも各国での評価・承認の実際についての最新の情報が把握されていない状況も見受けられた¹²⁸。このことへの対応として以下が挙げられる。

- 専門学校向けに各国での評価・承認の実際についての最新の情報を発信する。情報発信の形態としては、NIC-Japan のウェブサイトへの掲載の他に、study-in-Japan 等の専門学校関係者がよく見るサイトへの掲載が考えられる。また内容に応じて、ニュースレターやセミナー等を通じた情報発信も考えられる。

2.2.2 海外の NIC（ナショナルインフォメーションセンター）等との高等教育段階の職業教育に関する情報交換

評価・承認は各国の承認当局の権限で行われるものであるが、学校制度や教育内容に関する適切な情報に基づくことが前提である。中等後教育段階の職業教育については、国間で多様であり、今回の調査でも専修学校専門課程（専門士を付与する課程）が対応する課程が高等教育段階の職業教育である国（中国）とそうでない国（ベトナム）がある。ネパールのように、高等教育段階の職業教育の評価・承認を所管する機関が決まっていない国もある。

こうした中で、国間の学校制度の多様性を前提としつつ、評価・承認においては資格保持者の権利が保護されることが求められる。

そのため評価・承認においては、当該国における中等後教育段階の職業教育の教育制度上の位置づけ（高等教育に位置づけられるか、それ以外の課程に位置づけられるか）に関する情報が重要になってくる。大学への編入学が可能であるか（専門士を付与する課程の場合）、大学院への入学資格が得られるか（高度専門士を付与する課程の場合）、といった情報も重要である。さらに、課程の内容や学習成果にも目を向ける必要がある。

このような情報交換は、今回の調査対象国に限らず、アジア太平洋ナショナルインフォメーションセンターネットワーク（Asia-Pacific Network of National Information Centres, APNNIC）¹²⁹をはじめ、より広い範囲でなされる必要がある。また、中等後教育段階の職業教育については、各国で内容の見直しや制度変更が進展していることも踏まえ、継続的に取り組む必要がある。

¹²⁶日本留学情報に関する公式なサイトである Study in Japan には、日本の教育制度、専門学校制度の紹介、また、大学改革支援・学位授与機構、NIC-Japan へのリンク（学位・資格に関する情報を含む）等が記載されている。（<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/planning/educational-system/>） NIC-Japan による情報提供の現状については、参考資料（2）参照。

¹²⁷ 注 113 参照

¹²⁸ 例えば、「中国において、専門士が高等職業教育の資格として評価・承認されていない。」といった、誤った認識が見られた。

¹²⁹東京規約（第 9.3 条の 1）に規定された、評価・承認の実務を支援するための各国ナショナルインフォメーションセンター（NIC）のネットワーク。

また、このような国間の学校制度の多様性、評定・承認における課題を踏まえた対応について共通認識を文書化し、取り決めとして蓄積していくことも評定・承認の実務を進める上で有効である^{130、131}。

2.2.3 留学生、雇用者等に向けた、日本の専門学校が高等教育段階の職業教育に位置づけられることについてのわかりやすい情報提供

中国では、承認機関である CSCSE が、日本の専門学校は短期高等教育の職業教育である専科課程に対応すると評定・承認するにもかかわらず、一部の留学生は「政府は職業教育である専門学校の評定・承認は行わない」と回答している（2章 2.3.1、2.3.3）。こうした情報の齟齬を是正するため、以下の対応が考えられる。

（改善の取り組み例）

- 専門士・高度専門士の各国での評定・承認の現状についての情報提供
各国において、実際に専門学校卒業がどのように評定・承認されるかについての具体的な情報（2年間の高等職業教育と評定・承認される等）を、当該評定・承認機関了承の上、NIC-Japan のウェブサイトに掲載できれば、留学生の参考情報となる¹³²。ただし、各国での評定・承認は、資格保持者からの申請に基づき個別に承認機関によってなされるものであり、上記のような評定・承認についての情報を一般論として NIC-Japan のウェブサイト等に掲載することが難しい場合もあると考えられる。
- 専門学校の日本の学校制度上の位置づけについてのわかりやすい情報提供
上記の通り、各国での評定・承認についての情報を一般論として NIC-Japan のウェブサイト等に掲載することが難しい場合もあると考えられる。そのような場合、専門学校の日本の学校制度上の位置づけについてのわかりやすい説明を NIC-Japan のウェブサイト等に掲載することも一案である¹³³。このような情報によって留学生自身が日本の専門学校の位置づけを理解するとともに、就職先に対する説明に使うことも考えられる。情報はわかりやすい内容であること、また、公的機関による情報提供等、公式のものであることが重要である。掲載する内容は、専門学校の日本の学校制度上の位置づけ、進学・就職へのアクセスに加え、専門学校で学ぶ知識・技能の内容等が考えられる。
- 専門学校による卒業生個人への資格に関する情報提供（ディプロマ・サプリメント等）
資格について、専門学校が卒業生個人に対して情報提供することも考えられる。これにはディプロマ・サプリメントが参考になる。提供する情報として、資格を授与した専門学校に関する情報、課程の内容、得られた知識・技能、進学・就職へのアクセス（編入学、大学院進学、国家資格へのアクセス等）等が

¹³⁰ リスボン承認規約のもとでは、評定・承認の基準や手続きをはじめとする様々な事項について、directives, recommendations, guidelines といった文書が作成され、評定・承認の実務に役立っている。

¹³¹ 評定・承認とは別の話であるが、専門学校担当者聞き取り調査で、各国教育省、NIC 等のサイトの日本の高等教育機関のリストに専門学校が含まれておらず、専門学校が正規の学校ではないと誤解されるという指摘があった。こうしたリストに正しい情報が掲載されていることも重要であり、必要に応じ、適切な情報を提供することが考えられる。

¹³² ある国での専門学校卒業の評定・承認に関する情報が NIC-Japan のウェブサイトに掲載されても、それはあくまで参考情報である。個別の資格の評定・承認は、資格保持者が各国の承認機関に申請する必要がある。

¹³³ 現在、これに相当するものとして、NIC-Japan、Study in Japan 等のウェブサイトには学校制度の図が掲載されている。こうした情報に留学生がよりアクセスしやすくするとともに、専門学校が高等教育段階に位置づけられることをわかりやすく発信する等が考えられる。また自校のウェブサイトにもこうした情報を掲載している専門学校もある。

考えられる。このような文書も、卒業生が就職先に提出することで、就職先の専門学校に関する理解の促進につながることを期待される。

上記の「専門学校の日本の学校制度上の位置づけについてのわかりやすい情報提供」「専門学校による卒業生個人への資格に関する情報提供」では、得られた知識・技能についての情報が提供されることで、職業教育の制度の国間の相違にかかわらず、資格保持者の能力を把握するための参考となる。

(参考) ディプロマ・サプリメント

ディプロマ・サプリメントは、リスボン規約委員会で2007年に採択された文書¹³⁴がもとになった各国関係機関、高等教育機関が、高等教育機関、公的機関、雇用者等に向けて発行する資格の内容を示す文書である。日本では、すべての高等教育機関が自由に発行することができ、現状、一部の高等教育機関が独自に発行しているが、受け取り側の理解、また、欧州における位置づけを踏まえた場合、関係機関間の一定のコンセンサスのもと、一定程度統一された内容で発行されることが望ましい。(大学改革支援・学位授与機構 2019) 東京規約でも利用の促進が掲げられている(第8・4条(a))¹³⁵。

ディプロマ・サプリメントには、専門学校の日本の高等教育制度における位置づけ、課程の内容と得られた成果等が記載されることで、専門学校、専門士・高度専門士の理解、認知につながることを期待される。

ディプロマ・サプリメントの内容 (Paris Communiqué Appendix IV, The Diploma Supplement Explanatory Notes¹³⁶による。)

- ✓ 資格保持者に関する情報
- ✓ 資格に関する情報 (資格の名称、分野、資格授与機関の名称、使用言語)
- ✓ 資格のレベル・期間に関する情報 (教育制度/国家資格枠組み上の位置づけ、プログラムの期間、入学要件)
- ✓ プログラムと得られた成果に関する情報 (学習形態 (フルタイム/パートタイム、遠隔教育等)、学習成果、プログラムの詳細・取得単位・成績 (成績証明書)、成績評価方法、資格 (First Class Honors Degree 等))
- ✓ 資格の機能に関する情報 (上位の教育機関へのアクセス、規制された職業へのアクセス (該当する場合))
- ✓ その他の情報
- ✓ ディプロマ・サプリメントの発行者 (資格授与機関) に関する情報
- ✓ 当該国の高等教育制度に関する情報

¹³⁴ 2018年修正。

¹³⁵ アジア・太平洋地域では、2010年、APECのプロジェクトとして、オーストラリア教育・雇用・労働関係省が、ディプロマ・サプリメントに関する調査を実施し、報告書にまとめている。(Asia-Pacific Economic Cooperation 2020.12 Higher Education Diploma Supplements among APEC Member Economies)

¹³⁶ http://chea.info/Upload/document/ministerial_declarations/EHEAParis2018_Communique_AppendixIV_952782.pdf

参考資料

- (1) 海外評定・承認機関質問票
- (2) 高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）による情報提供
- (3) 調査対象国の学校制度
- (4) 調査対象国において専修学校専門課程に対応する学校種／課程・資格名称等

Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋規約（日本語仮訳）については、以下の NIC-Japan ウェブサイトから閲覧が可能。

<https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/unesco-conventions.html>

(1) 海外評定・承認機関質問票

QUESTIONNAIRE on ASSESSMENT and RECOGNITION of JAPANESE HIGHER EDUCATION QUALIFICATIONS

This Questionnaire consists of Part I and Part II.
 Part I. : Questions on the outline of your organization and its assessment and recognition of *foreign qualifications* in higher education
 Part II. : Questions on assessment and recognition of Japanese higher education qualifications
 Please note that the scope of this Questionnaire (both Part I & II) is assessment and recognition of *higher education* qualifications. It does *not* include assessment and recognition of *secondary education* qualifications, which lead to higher education.

Confidentiality

In case that your answers include the information which is not open to the public, please specify the Question numbers, so that we can keep the information confidential.

Part I. : Please specify the Question numbers:

Part II. : Please specify the Question numbers:

Please enter your details:

Name

Position

Organization

Country

E-mail

Date the Questionnaire was completed

Part I. Questions on the outline of your organization and its assessment and recognition of *foreign qualifications* in higher education

Q1. This is the website address of your organization.

If there are *other* websites explaining the outline of your organization, activities, etc., please fill them in.

Q2. Regarding foreign qualifications in higher education, which of the following functions does your organization have?
Please select all that apply.

- Assessment:** Assessment of individual qualifications means the written appraisal or evaluation of an individual's foreign qualifications by the recognition authority.
- Recognition of qualifications:** Recognition of qualifications means a formal acknowledgment of the value of a foreign education qualifications as defined and given by the recognition authorities.
- Verification:** Verification means establishment of the authenticity of documents by assessing whether they are genuine, whether they have not been unlawfully altered by the applicant or other people and whether they have been rightfully issued to the applicant.

Q3. In your country, are there any organizations that perform assessment, recognition, and verification other than your organization?

Yes No

If yes, what are the names of the organizations?

How are the roles divided between your organization and such organizations?

6)

other (please specify:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
other (please specify:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
other (please specify:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q5. Approximately, how many assessments, recognitions, and verifications of foreign qualifications in higher education are performed in total, annually?

Assessments		Recognition		Verifications	
	/ year		/ year		/ year

Q7. Are assessment and recognition performed based on national laws, government regulations, etc.?

Yes No

If yes, what are the names of such laws, regulations, etc.?

If texts of such laws, regulations etc. are available on the websites, please fill in the URLs.

Q8-1. What documents are required to apply for assessment and recognition?

Q8-2. Which forms of certificates (diploma, transcript of academic records, etc.) are required? Please select all that apply.

- original copy electronic data
 other (please specify: _____)

Q8-3. Are translations of certificates in the official language or in English necessary?

Please select all that apply.

- Translations into the official language in your country are necessary.
 Translations into English are necessary.
 Translations are not necessary.

Q8-4. If translations into the official language or English are necessary, do the translations need to be certified?

Yes No

(Name of certification authority: _____)

This is the end of "Part I". Thank you for your cooperation. Please proceed to "Part II".

Part II. Questions on the Assessment and Recognition of Japanese Higher Education Qualification

The grey part below (rows 6-10) list the Qualifications and Programs in Japanese higher education. Please answer Q1. to Q5. , for each higher education qualification (ID A.to M.).

ID Degree/ title Qualification/ Programs	A.		B.		C.		D.	
	(Japanese)	(English)	学位/ degree 学士/ 大学学士課程 Bachelor's Degree/ University, Undergraduate	学位/ degree 短期大学士/ 短期大学 Associate Degree/ Junior College	学位/degree 修士/ 大学院修士課程 Master's Degree/ University, Graduate School, Master's Program	学位/degree 博士/ 大学院博士課程 Doctoral Degree/ University, Graduate School, Doctoral Program		
↓ ↓ ↓ ↓ ↓								
(Please answer each qualification/programs in the cell below)								
Q 1. For each Japanese higher education qualification (ID A.to M.), has your organization assessed and/or recognized them before?								
Select one. «pull down» [Yes / No / Other]								
If Other, please specify:		please specify:	please specify:	please specify:	please specify:	please specify:	please specify:	please specify:
Q2. For each qualification, approximately how many assessments and/or recognitions does your organization perform annually?								
Select one. «pull down» [0 (none) / 1 to 10 / 11 to 20/ over 20]								
Q 3. For each qualification which have been assessed and/or recognized before, what are the major purposes of assessments and/or recognitions? Select up to two.								
(1) access to further higher education studies, e.g. from bachelor's program to master's program	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) access to employment in public sector	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) access to employment in private sector	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) access to employment, subject to the laws and regulations	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) access to professional certification, licensing, or registration in regulated occupations	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) other (please specify)	please specify:		please specify:		please specify:		please specify:	
Q4. For each qualification, is there equivalent/comparable qualification in your country? Select one.								
(1) Yes, there is an equivalent/comparable qualification. (name of qualification)	<input type="radio"/>	name of qualification:	<input type="radio"/>	name of qualification:	<input type="radio"/>	name of qualification:	<input type="radio"/>	name of qualification:
(2) No, there is no equivalent/comparable qualification.	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
(3) The equivalent/comparable qualification/program is not known.	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
(4) Other (please specify)	<input type="radio"/>	please specify:	<input type="radio"/>	please specify:	<input type="radio"/>	please specify:	<input type="radio"/>	please specify:
Q5-1. For each qualification, have you had any difficulties in assessment and/or recognition?								
Select one. «pull down» [Yes / No]								
Q5-2. If Yes, what were the difficulties in assessment and/or recognition? Select all that apply.								
(1) No qualification in your country that is equivalent/comparable to the higher education qualification in Japan	If No, go to Q6.	<input type="checkbox"/>	If No, go to Q6.	<input type="checkbox"/>	If No, go to Q6.	<input type="checkbox"/>	If No, go to Q6.	<input type="checkbox"/>
(2) Insufficient information on the education system in Japan	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) Insufficient information on Japanese higher education institutions, including its existence, government approval, and accreditation.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) Insufficient information on the Japanese higher education qualification	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) Insufficient information on the curriculum and the contents of the program	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) Insufficient information on verification of authenticity of certificates	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) Information/documents are available only in Japanese.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) Other (please specify)	<input type="checkbox"/>	please specify:	<input type="checkbox"/>	please specify:	<input type="checkbox"/>	please specify:	<input type="checkbox"/>	please specify:

Note: The following newly established qualifications are not included in the above table:
Bachelor's Degree (Professional), which will be awarded from March 2023 onwards
Associate Degree (Professional), which will be awarded from March 2022 onwards.

Please proceed to Q6 and Q7. [Click here for the link.](#)

Q6. and Q7. are questions about assessment and recognition of Japanese higher education qualifications in general.

ID		E.	F.	G.
Degree/ title		学位/degree	学位/degree	学位/degree
Qualification/ Programs	(Japanese)	修士(専門職)/専門職大学院の課程	法務博士/法科大学院の課程	教職修士(専門職) 教職大学院の課程
	(English)	Master of xxx (Professional) / University, Professional Graduate School, Professional Course	Juris Doctor/ University, Professional Graduate School, Graduate Law School	Master of Education(Professional) / University, Professional Graduate School, Professional Graduate School for Teacher Education
Q 1. For each Japanese higher education qualification (ID A to M), has your organi		↓ (Please answer z each qualification/program in the cell below) ↓		
Q2. Select one. ≤ pull down ≥ [Yes / No / Other]		▼	▼	▼
If Other, please specify:		please specify:	please specify:	please specify:
Q 3. For each qualification, approximately how many assessments and/or recognitio		n		
Select one. ≤ pull down ≥ [0 (none) / 1 to 10 / 11 to 20/ over 20]		▼	▼	▼
For each qualification which have been assessed and/or recognized before, what Select up to tw				
(1) access to further higher education studies, e.g. from bachelor's program to master's program		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) access to employment in public sector		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) access to employment in private sector		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) access to employment, subject to the laws and regulations		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) access to professional certification, licensing, or registration in regulated occupations		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) other (please specify)		l please specify:	l please specify:	l please specify:
Q4. For each qualification, is there equivalent/comparable qualification in your country? Select one.				
(1) Yes, there is an equivalent/comparable qualification. (name of qualification)		<input type="radio"/> name of qualification:	<input type="radio"/> name of qualification:	<input type="radio"/> name of qualification:
(2) No, there is no equivalent/comparable qualification.		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(3) The equivalent/comparable qualification/program is not known.		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(4) Other (please specify)		<input type="radio"/> please specify:	<input type="radio"/> please specify:	<input type="radio"/> please specify:
Q5-1. For each qualification, have you had any difficulties in assessment and/or recognition Select one. ≤ pull down ≥ [Yes / No]		▼	▼	▼
Q5-2. If Yes, what were the difficulties in assessment and/or recognition? Select all that apply.		If No, go to Q6.		
(1) No qualification in your country that is equivalent/comparable to the higher education qualification in Japan		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) Insufficient information on the education system in Japan		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) Insufficient information on Japanese higher education institutions, including its existence, government approval, and accreditation.		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) Insufficient information on the Japanese higher education qualification		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) Insufficient information on the curriculum and the contents of the program		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) Insufficient information on verification of authenticity of certificates		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) Information/documents are available only in Japanese.		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) Other (please specify)		<input type="checkbox"/> please specify:	<input type="checkbox"/> please specify:	<input type="checkbox"/> please specify:

ID		K.	L.	M.
Degree/ title		称号/title	称号/title	称号/title
Qualification/ Programs	(Japanese)	準学士/ 高等専門学校	専門士/ 専修学校専門課程 (2年以上)	高度専門士/ 専修学校専門課程 (4年以上)
	(English)	Associate/ College of Technology	Diploma/ Specialized Training College that Offers PostSecondary Course (2+ years)	Advanced Diploma/ Specialized Training College that Offers PostSecondary Course (4+ years)
Q 1. For each Japanese higher education qualification (ID A.to M), has your organi		(Please answer z each qualification/program in the cell below)		
Q2. Select one. «pull down » [Yes / No / Other]				
If Other, please specify:		please specify:	please specify:	please specify:
Q 3.				
For each qualification which have been assessed and/or recognized before, what Select up to two .				
Select one. «pull down » [0 (none) / 1 to 10 / 11 to 20/ over 20]				
Q4. (1) access to further higher education studies, e.g. from bachelor's program to master's program		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) access to employment in public sector		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) access to employment in private sector		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) access to employment, subject to the laws and regulations		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) access to professional certification, licensing, or registration in regulated occupations		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) other (please specify)		 please specify:	 please specify:	 please specify:
For each qualification, is there equivalent/comparable qualification in your cou Select one.		n		
(1) Yes, there is an equivalent/comparable qualification. (name of qualification)		name of qualification:	name of qualification:	name of qualification:
(2) No, there is no equivalent/comparable qualification.				
Q5. 1. (3) The equivalent/comparable qualification/program is not known.				
2. (4) Other (please specify)		please specify:	please specify:	please specify:
For each qualification, have you had any difficulties in assessment and/or recog		n		
Select one. «pull down » [Yes / No]				
If Yes, what were the difficulties in assessment and/or recognition? Select all that apply.		If No, go to Q6.		
(1) No qualification in your country that is equivalent/comparable to the higher education qualification in Japan		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) Insufficient information on the education system in Japan		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) Insufficient information on Japanese higher education institutions, including its existence, government approval, and accreditation.		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) Insufficient information on the Japanese higher education qualification		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) Insufficient information on the curriculum and the contents of the program		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) Insufficient information on verification of authenticity of certificates		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) Information/documents are available only in Japanese.		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) Other (please specify)		<input type="checkbox"/> please specify:	<input type="checkbox"/> please specify:	<input type="checkbox"/> please specify:

(2) 高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）による情報提供

高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）は、東京規約（2017年締結）、世界規約（2022年締結）に基づく公式のナショナルインフォメーションセンター（NIC）であり、日本の高等教育資格の国際通用性の確保と、諸外国との円滑な資格の承認に貢献することを目的として、高等教育資格の円滑な承認に資する情報を提供する。独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（NIAD-QE）に設置されている。

NIC-Japanでは、現在、以下を含む情報提供を日本語・英語で行っている。

URLは <https://www.nicjp.niad.ac.jp/index.html>。

- 日本の教育制度について
 - ・ 教育制度の概要（概要、統計、主な法令）
 - ・ 高等教育機関の種類
 - ・ 高等教育資格
 - ・ 高等教育機関への入学資格、進学経路
 - ・ 質保証制度
 - ・ 学習評価
- 日本の高等教育機関一覧検索
- 外国の教育制度について
 - ・ 各国別の教育制度に関連するサイト
 - ・ 各国の教育制度等をまとめたサイト
 - ・ 高等教育・質保証システムの概要・ブリーフィング資料
 - ・ NIC-Japan セミナーシリーズ「各国の教育制度・高等教育資格」
- 個別の問い合わせへの対応
 - ・ 個別の質問（https://www.nicjp.niad.ac.jp/qa/jp_nic/questioning.html）
 - ・ 高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）が対応できるお問い合わせの範囲について（<https://www.nicjp.niad.ac.jp/contact/toiawasehanni2024.pdf>）

等

東京規約・世界規約の締約国と NIC-Japan ウェブサイト掲載情報 (2025.2.5 現在)

		東京規約締約国 ¹⁾	世界規約締約国 ²⁾	NIC-Japan ウェブサイト掲載情報等		
				各国の教育制度に関連するサイト ³⁾	高等教育・質保証システムの概要(概要) / ブリーフィング資料(資料) ⁴⁾ () 内は最新版作成年度 日本語・英語)	セミナーシリーズ(実施年) ⁵⁾
アジア	日本	○	○		概要(2019日・英)	
	インド					2024
	インドネシア			○	資料(2014日・英)	2021
	スリランカ			○	概要(2020日)	
	タイ			○	資料(2019日)	2023
	韓国	○		○	概要(2019日)	2021
	中国	○		○	概要(2024日)	2022、2023
	ネパール			○	概要(2020日)	
	ベトナム			○	資料(2017日)	2021、2024
	マレーシア			○	資料(2014日・英)	2023
	モンゴル	○	○	○	概要(2021日)	2021
	台湾			○	資料(2018日)	2022
	香港			○	資料(2015日)	
大洋州	オーストラリア	○	○	○	概要(2015日・英)	
	ニュージーランド	○	○	○		
	フィジー	○		○		
北米	アメリカ合衆国			○	概要(2016日・英)	
中南米	ウルグアイ		○	○		
	エクアドル		○	○		
	キューバ		○	○		
	ニカラグア		○	○		
欧州	アイスランド		○	○		
	アルメニア	○	○	○		
	アンドラ		○	○		
	イギリス		○	○	概要(2020日・英)	
	エストニア		○	○		
	オランダ			○	概要(2018日・英)	
	クロアチア		○	○		
	サンマリノ		○			
	ジョージア		○	○		
	スウェーデン		○	○		
	スロバキア		○	○		

	ドイツ			○	概要 (2014 日・英)	
	ノルウェー		○	○		
	バチカン	○	○	○		
	ハンガリー		○	○		
	フィンランド		○	○		
	フランス		○	○	概要 (2017 日・英)	
	モルドバ		○	○		
	リトアニア		○	○		
	ルクセンブルグ		○	○		
	ルーマニア		○	○		
	ロシア	○		○		
中東	アフガニスタン	○		○		
	イエメン		○	○		
	トルコ	○		○		
	パレスチナ		○	○		
アフリカ	カーボベルデ		○	○		
	ギニア		○	○		
	ジブチ		○			
	コートジボワール		○	○		
	セネガル		○	○		
	チュニジア		○	○		
	南アフリカ		○	○		

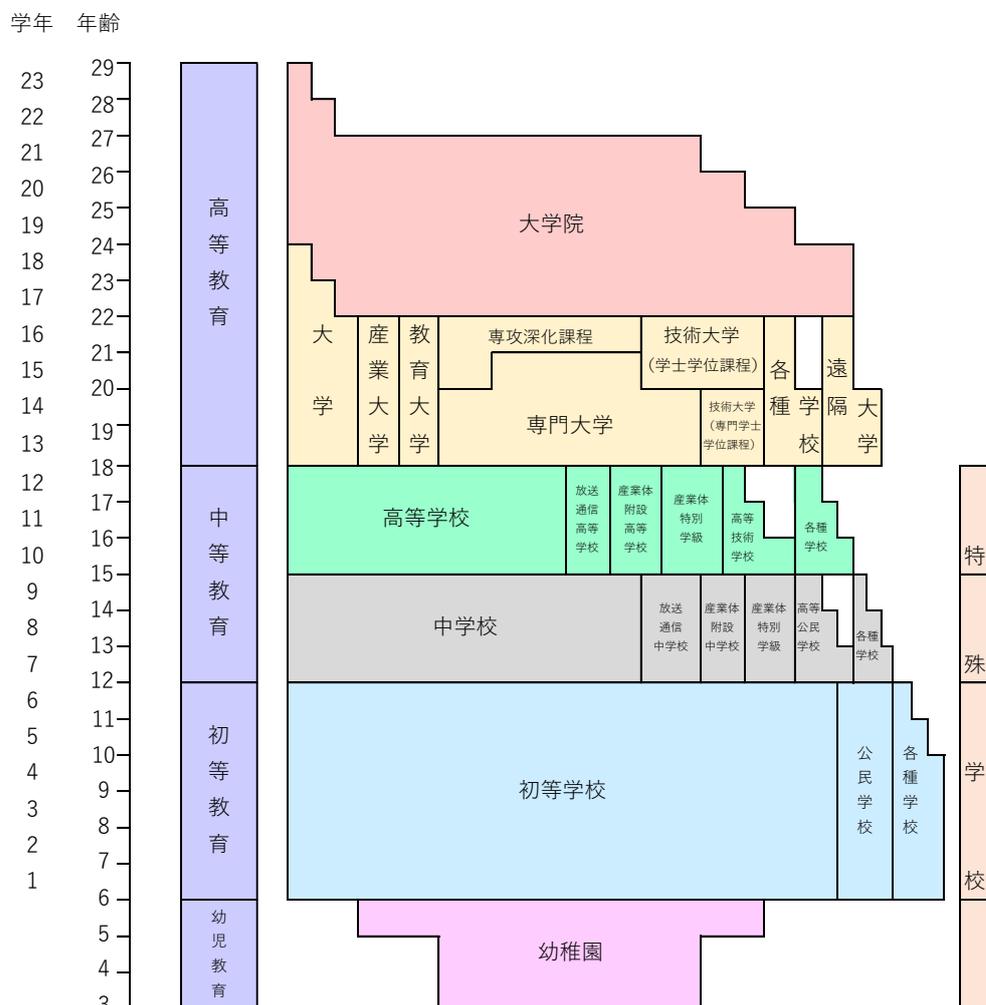
地域分類、国／地域の順番は外務省 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>) による。

出所：

- 1)、2) <https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/unesco-conventions.html>
- 3) <https://www.nicjp.niad.ac.jp/foreign-system/by-country/index.html>
- 4) <https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html#gsc.tab=0>
- 5) <https://www.nicjp.niad.ac.jp/foreign-system/seminar/>
(以上、2025.2.4 アクセス)

(3) 調査対象国の学校制度

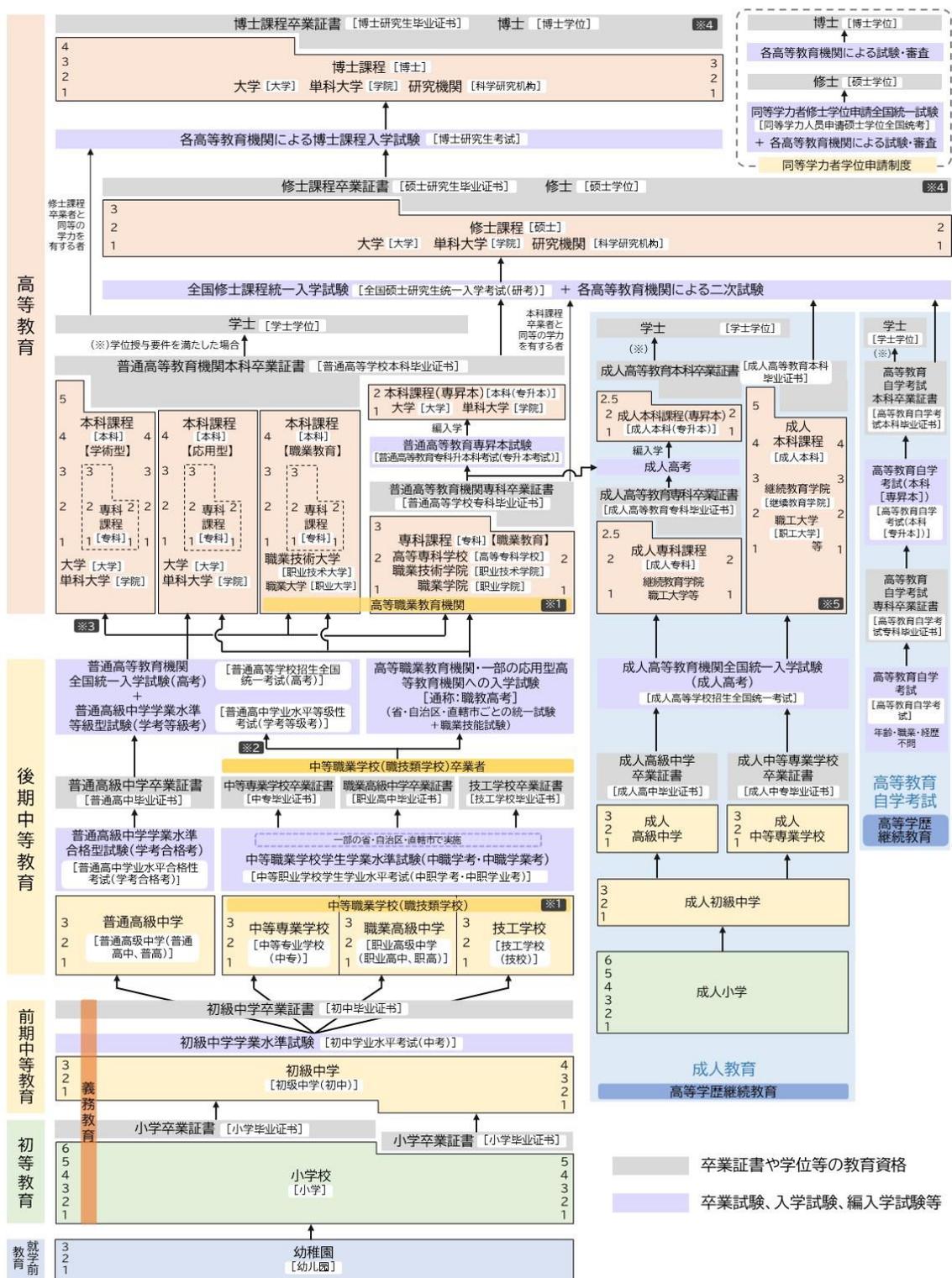
韓国



出所：大学改革支援・学位授与機構（2019）諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要：韓国・第2版

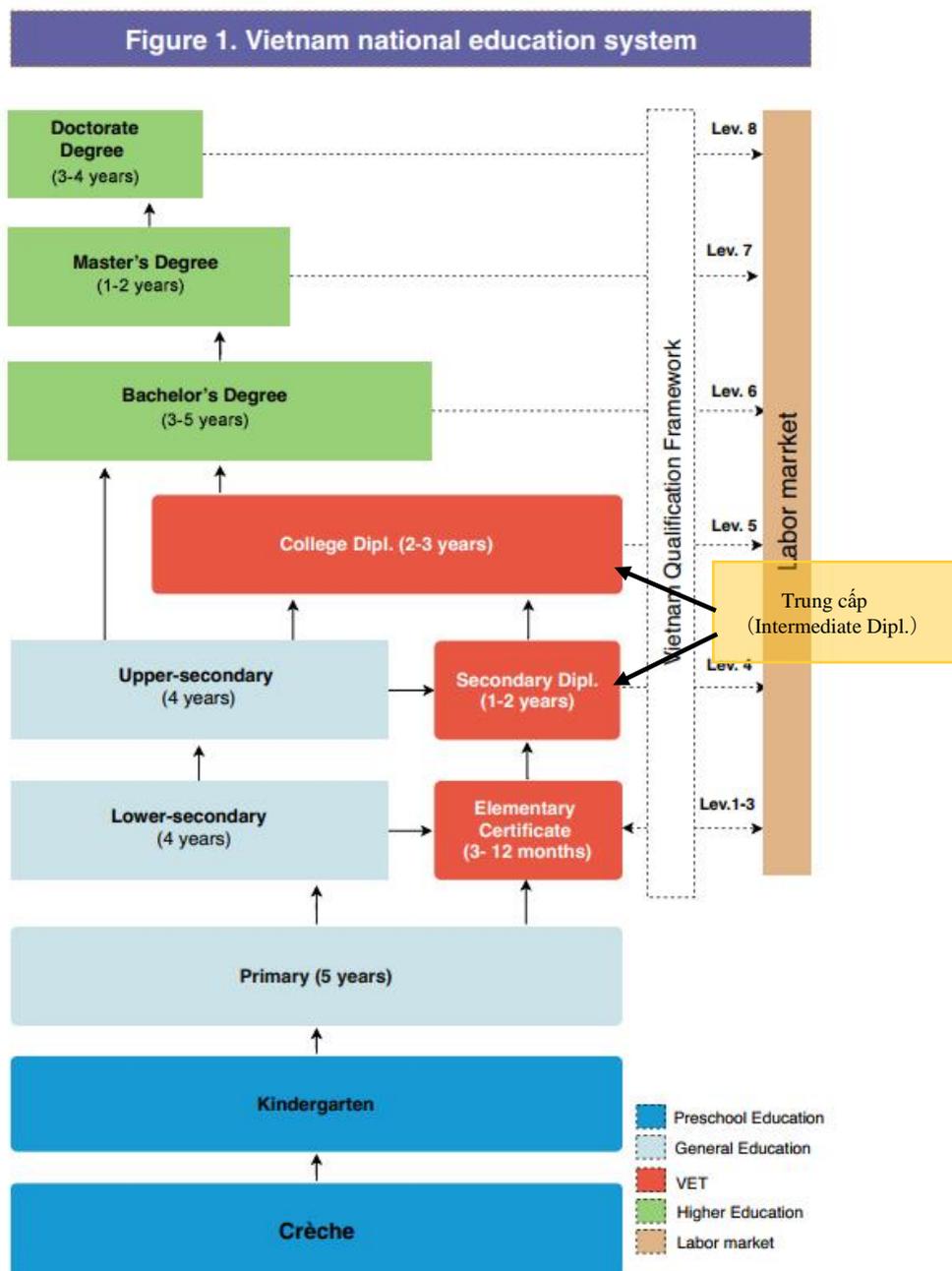
※「Brief Statistics on Korea 2018」韓国教育開発院等を基に NIAD-QE 評価事業部国際課にて作成

中国



大学改革支援・学位授与機構 (2024) 『高等教育・質保証システムの概要・中国 (第2版)』

ベトナム
労働傷病兵社会省資料



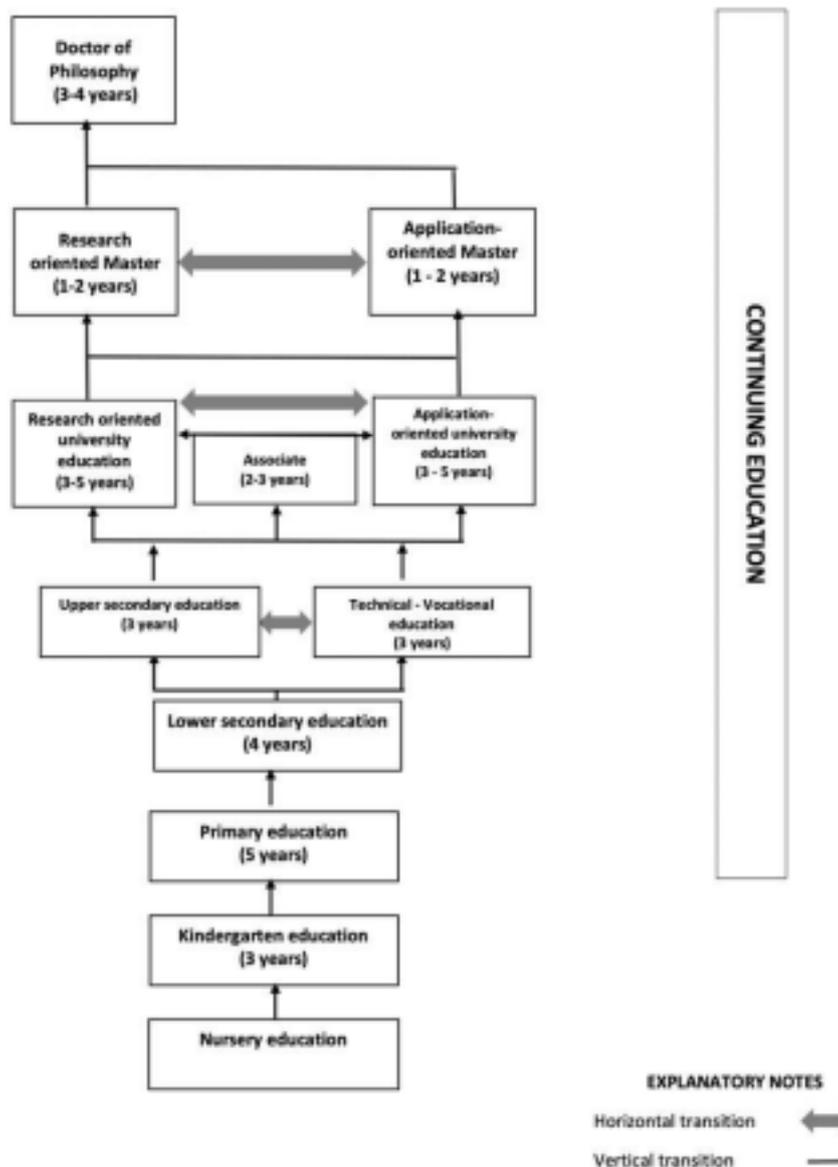
出所：

ベトナムの教育制度・高等教育制度セミナー（2021.12.6）資料

Department of Formal Training, General Directorate of Vocational Training, Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs <https://daotaocq.gdnn.gov.vn/en/vocational-education-and-training-system/>（2023.9.26 アクセス）

ベトナム

「教育制度の構成の承認に関する政府決定」



出所：

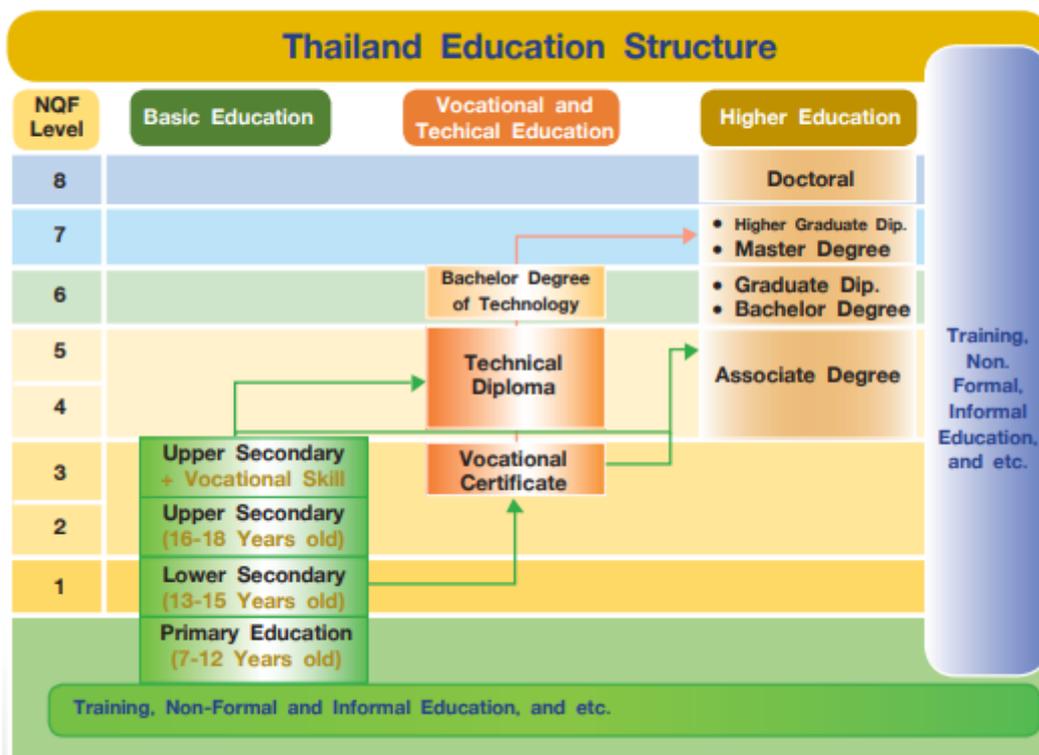
ベトナムの教育制度・高等教育制度セミナー（2021.12.6）資料

The Socialist Republic of Vietnam (2016) Decision, Approving the structural framework of the national education system

<http://en.naric.edu.vn/legal-documents.html> (2023.9.26 アクセス)

タイ

Figure 2: Educational Structure of Thailand



出所：Ministry of Education (2020) *AQRF Referencing Report of Thailand* (p.6)

Vocational Education Certificate (Por Wor Chor)

前期中等教育（9 学年）修了を入学資格とする、後期中等教育段階 3 年間（10-12 学年）の職業教育課程。

Technical Diploma (Por Wor Sor)

Vocational Education Certificate または後期中等教育（12 学年）修了を入学資格とする、2 年間（13-14 学年）の職業教育課程。

Bachelor Degree of technology (Por Wor Thor)

Technical Diploma 修了後の 2 年間の課程。Office of Vocational Education Commission, OVEC 傘下の Vocational Education Institutions（Industrial and Community Collges、Technical Collges、Polytechnic Collges 等）が提供する

職業教育には、10 の分野がある。工業、ビジネス・商業、観光・ホスピタリティ、農業、家政、芸術、デジタル・通信技術、水産業、繊維産業、エンターテイメント・音楽。

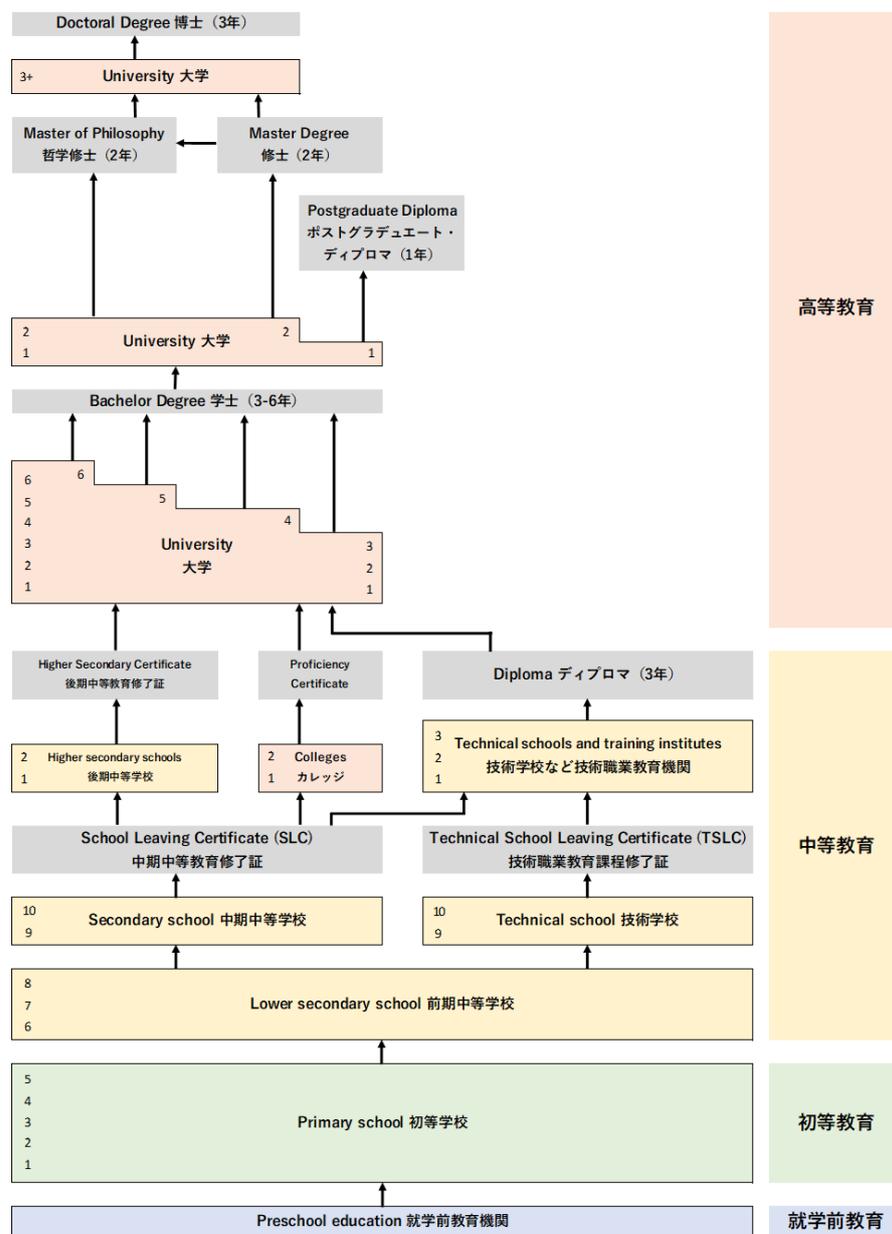
出所：

Ministry of Education (2020) *AQRF Referencing Report of Thailand* (p.10-12)

ASEAN (2022) *Country Report Thailand, ASEAN-ROK Technical and Vocational Education and Training Mobility (TEAM) Programme-Componet-1* (p.17-19)

国際協力機構（2018）「タイ国産業人材育成ニーズに関する情報収集・確認調査報告書」(p. 29, p. 217)

ネパール



出所：大学改革支援・学位授与機構（2020）高等教育・質保証システム概要：ネパール

(職業教育の位置づけに関する情報)

- 2016年教育法の改正前は、後期中等教育と同等の Proficiency Certificate Level の教育を提供するカレッジがあった*。これは、第11～12学年の教育が高等教育の一環とされていた時代の名残である。教育法の改正に伴い、Proficiency Certificate Level 課程は法律上廃止され、同課程修了後に大学へ進学する経路は減少傾向にある。なお、教育法の改正後、カレッジは原則、第1～3学年以降の高等教育を提供する機関を指す。（大学改革支援・学位授与機構（2020））

*看護分野等

- ネパールの学校制度における職業教育として、第10学年終了後の3年間の課程、第12学年終了後の1.5年の課程があり、いずれもディプロマまたはサーティフィケートが付与されるが、高等教育ではない。（TUCDCとのオンライン面談での説明、その後のCTEVTへの確認に基づく。）

(4) 調査対象国において専修学校専門課程に対応する学校種／課程・資格名称等

中国、ベトナム、(ネパール) において専修学校専門課程に対応する学校種/課程・資格名称等 (評定・承認機関回答及び補足情報)

		中国	ベトナム	ネパール
関 回 答	専修学校専門課程・専門士に対応する学校種/課程・資格名称	大学専科課程・資格なし (卒業証書のみ)	Trung cấp (Intermediate level)	未定 (海外の高等教育段階の職業教育の評定・承認を行う機関が未定。)
	評定・承認の実績 (年間)	20 件以上	不明	なし
格 に 関 連 す る 情 報	上記学校種/課程当の学校制度上の位置づけ (根拠法)	高等教育 (高等教育法)	職業教育・非高等教育 (教育法・職業教育法・高等教育法)	<p>ネパールの評定・承認機関： 大学 (学士以上) は、Curriculum Development Centre, Tribhuvan Univ. 職業教育 (後期中等教育以下) は Centre for Technical and Vocation Education and Training</p>
	入学資格	後期中等教育修了	後期中等教育修了	
	学習年限	2～3 年	1～2 年	
	上位の課程・学位	本科課程・学士	College、学士課程	
	大学への編入学制度	専昇本試験合格後、本科課程 (3 年次) への編入学が可能	大学が認める場合、Trung cấp (Intermediate level) の学習内容の振り替え、大学における履修免除が可能。	
	ISCED2011/1997	5/550	4/454 (post- secondary non-tertiary vocational)	
	備考		Trung cấp (Intermediate level) には上記のほかに、前期中等教育修了を入学資格とする 1～2 年の課程がある。当該課程から、上記の後期中等教育修了を入学資格とする課程への進学が可能。ISCED3/354 (upper secondary vocational)。	

出所：以下のデータに基づき作成

海外評定・承認機関質問票調査

大学改革支援・学位授与機構 (2016) 『高等教育における職業教育と学位』

UNESCO-UIS ISCED1997/2011

UNESCO-UIS ISCED Country Diagram

(中国)

同 (2024) 『高等教育・質保証システムの概要各国版：中国』
(ベトナム)

Decision, approving structural framework of the National Education System, 1981/QD-TTG (2016.10.18)

Decision on bridge programs between post-secondary schools or colleges and universities, 18/2017/QD-TTg (2017.5.31)

UNEVOC (2018) TVET Country Profile: Viet Nam

(ネパール)

大学改革支援・学位授与機構 (2020) 『高等教育・質保証システムの概要：ネパール』

参考文献

本調査の概要

大学評価・学位授与機構（2016）『学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査報告書』

https://www.niad.ac.jp/n_kokusai/publish/rsc/no17_mobility_report_full.pdf（2023.1.20 アクセス）

日本学生支援機構（1999 - 2021）『外国人留学生在籍状況調査』

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/zaiseki/index.html>（2023.1.20 アクセス）

日本学生支援機構（2018）『外国人留学生進学状況・学位授与状況調査』

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/shinro-and-gakui/index.html>（2023.1.20 アクセス）

文部科学省 これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（2017）『これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）』

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/034/gaiyou/1383829.htm（2023.4.18 アクセス）

文部科学省（2020）『専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程 令和2年2月28日文部科学省告示第12号』

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1331666.htm（2023.1.20 アクセス）

文部科学省委託事業・専修学校留学生就職アシスト事業（2013～2016）『専門学校における留学生受け入れ実態に関する調査研究報告書』

<https://www.sgec.or.jp/ryuugakuguide/links/ja.html>（2023.8.15 アクセス）

第1章

1. 日本の高等教育機関への留学動向

日本学生支援機構（2011-2023）『2010～2022年度外国人留学生在籍状況調査結果』

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/enrollment/>（2024.5.8 アクセス）

日本学生支援機構（2016-2021）『国別在学段階別進路状況 2016～2021年度』

同機構への個別の照会による入手データ

日本学生支援機構（2017-2022）『国別在学段階別留学生数 2017～2022年度』

同機構への個別の照会による入手データ

日本学生支援機構（2018）『外国人留学生進学状況・学位授与状況調査』

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/shinro-and-gakui/index.html>（2023.1.20 アクセス）

日本学生支援機構（2022）『令和3年度私費外国人留学生生活実態調査』

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/seikatsu/data/2021.html>（2023.3.9 アクセス）

日本国際協力センター (2023) 専門学校における留学生受入実態に関するアンケート調査 (専修学校留学生の学びの支援事業) 成果報告書
<https://jice.org/news/2023/03/post-351.html> (2024.5.8 アクセス)

日本国際協力センター (2024) 「専門学校における留学生受入等実態に関するアンケート調査 (専修学校留学生の学びの支援事業) 成果報告書」
[Report202403.pdf \(https://jice.org/news/2024/03/Report202403.pdf jice.org\)](https://jice.org/news/2024/03/Report202403.pdf)
 (2024.5.8 アクセス)

三菱総合研究所 (2021) 2020 年度「専修学校グローバル化対応推進支援事業」専修学校におけるグローバル化対応に係る実態調査
https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/senshuugakkou/jql43u00000004x4-att/2020_edu02_01.pdf (2022.12.22 アクセス)

2. 高等教育資格の評定・承認に関する国際規約締結の経緯と基本的な考え方

Bergan, Sjur (2010) ‘Substantial differences: exploring a concept’, in *Developing attitude to recognition: Substantial differences in an age of globalization*, eds. E. Stephen Hunt and Sjur Gergan (Council of Europe higher education series No.13)
<https://book.coe.int/en/higher-education-and-research/7735-pdf-developing-attitudes-to-recognition-substantial-differences-in-an-age-of-globalisation-council-of-europe-higher-education-series-no13.html> (2022.1.11 アクセス)

CIMEA (2021) *Substantial Differences, A Glimpse of Theory, Practice and Guidelines*
https://www.cimea.it/Upload/Documenti/7590_Brochure_substantial_differences.pdf (2023.6.2 アクセス)

Divis, Jindra (2006) ‘Recognition for labour market’, in *Recognition in the Bologna Process: policy development and the road to good practice*, eds. Andrejs Rauhvargers and Sjur Bergan
<https://rm.coe.int/recognition-in-the-bologna-process-policy-development-and-the-road-to-168075ddd1> (2023.6.2 アクセス)

Nuffic (2012) *European Area of Recognition Manual, Practical guidelines for fair recognition of qualifications*
https://www.opq.gouv.qc.ca/fileadmin/documents/Commissaire/autre/Europe_RecognManual2012.pdf (2023.1.27 アクセス)

Nuffic (2016) *The European Recognition Manual for Higher Education Institutions, Second Edition*
https://www.opq.gouv.qc.ca/fileadmin/documents/Commissaire/autre/Europe_RecognManualHighEd2016.pdf (2023.1.27 アクセス)

Nuffic (2020) *The European Recognition Manual for Higher Education Institutions, Third Edition*
<https://www.nuffic.nl/en/publications/the-european-recognition-manual-for-higher-education-institutions> (2023.1.27 アクセス)

Rauhvargers, Andrejs (2004) ‘Improving the Recognition of Qualification in the Framework of Bologna Process’ *European Journal of Education* 39(3)
<https://www.jstor.org/stable/1503859> (2023.6.2 アクセス)

Teter, Wesley R. and Wang, Libing (2021) ‘Monitoring implementation of the Tokyo Convention on recognition: a multi-stakeholder approach to the internationalization of higher education in Asia Pacific’ *International Journal of Comparative Education and Development* 23(3)

<https://apnnic.net/news/tokyo-convention-enters-into-force-in-armenia-copy/> (2023.6.2 アクセス)

The Committee of the Convention on the Recognition of Qualifications Concerning Higher Education in the European Region (2016) *Monitoring the Implementation of the Lisbon Recognition Convention Final Report*
https://www.enic-naric.net/fileusers/Monitoring_the_Implementation_of_the_Lisbon_Recognition_Convention_2016.pdf (2023.1.5 アクセス)

UNESCO (2015) *Draft Preliminary Report on the Global Convention on the Recognition of Higher Education Qualifications(Program and Meeting Document)*
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000234743?posInSet=1&queryId=d282cd54-5c99-41b7-b463-af4effb42b1f> (2023.1.27 アクセス)

UNESCO (2016) *Evaluation of UNESCO's Regional Conventions on the Recognition of Qualifications in Higher Education*
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000245223?1=null&queryId=c7245272-9d35-41b3-a4eb-5b2c2d7f07ad> (2023.1.27 アクセス)

UNESCO Bangkok (2013) *Toolkit for the Recognition of Foreign Qualifications, A Reference for Asia-Pacific Practitioners*
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000243536.locale=en> (2023.1.27 アクセス)

Zagaga, Pavel (2014) 'The Lisbon Recognition Convention as a paradigmatic shift and a change of philosophy of recognition: between reflection and sentiments', in *The Lisbon Recognition Convention at 15: making fair recognition a reality*, eds. Sjur Bergan and Carita Blomqvist (Council of Europe Higher Education Series No.19)
<https://book.coe.int/en/higher-education-and-research/5890-pdf-the-lisbon-recognition-convention-at-15-making-fair-recognition-a-reality.html> (2022.1.11 アクセス)

ゴンサレス, フリア、ワーヘナール, ローベルト (編著) (2012) 『欧州教育制度のチューニング ボローニャ・プロセスへの大学の貢献』

大学評価・学位授与機構 (2016) 『学生移動 (モビリティ) に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査報告書』
https://www.niad.ac.jp/n_kokusai/publish/rsc/no17_mobility_report_full.pdf (2023. 1. 20 アクセス)

深堀聡子 (2019) 「日本版ディプロマ・サプリメントが明かす日本高等教育質保証システムの課題」『工学教育』67-1
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsee/67/1/67_1_22/article/-char/ja/ (2023.1.27 アクセス)

文部科学省高等教育局 (1989) 『高等教育の資格の承認に関する ガイドライン ~高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約』
<https://www.mext.go.jp/content/1420033-1.pdf> (2023.1.27 アクセス)

吉川裕美子 (2019) 「国際的な学生移動を支える学位・学修の質保証—ユネスコ地域承認規約「東京規約」の意義—」『IDE 現代の高等教育』2019. 7

(条約、規約等)

Convention on the Recognition of Studies, Diplomas and Degrees concerning Higher Education in the States belonging to the Europe Region (1979)

<https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/unesco-conventions.html> (2023.1.27 アクセス)

Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region (1997)

<https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/unesco-conventions.html> (2023.1.27 アクセス)

『アジア太平洋地域における高等教育の学業、卒業証書及び学位の認定に関する地域条約(仮訳)』(1983)

<https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/unesco-conventions.html> (2023.1.27 アクセス)

『高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約』(2011)

<https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/unesco-conventions.html> (2023.1.27 アクセス)

『高等教育の資格の承認に関する世界規約』(2019)

<https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/unesco-conventions.html> (2024.5.14 アクセス)

第2章

UNESCO (2011) *International Standard Classification of Education ISCED 2011*

<https://uis.unesco.org/sites/default/files/documents/isced-2011-en.pdf>

(2022年2月17日)アクセス

UNESCO-UIS (2011) *ISCED 1997/2011*

<https://isced.uis.unesco.org/data-mapping/> (2022.12.23 アクセス)

Varghese, N.V., Püttmann, Vitus (2011) *Trends in diversification of post-secondary education* (IIEP research paper)

<https://www.iiep.unesco.org/en/publication/trends-diversification-post-secondary-education>

(2023.3.6 アクセス)

金子元久 (1990) 「国際的動向と日本での課題」 阿部美哉、金子元久編 『「大学」外の高等教育：国際的動向とわが国の課題』第13章

<https://rihe.hiroshima-u.ac.jp/publications/wp/wp-content/uploads/2019/05/so6.pdf>

(2023.1.30 アクセス)

職業教育・キャリア教育財団 (2016) 『介護福祉分野専門学校における留学生受け入れ事例集』

https://www.sgec.or.jp/ryuugakuguide/download/pdf/h28_kaigo_fukushi.pdf

(2023.1.20 アクセス)

大学評価・学位授与機構 (2016) 『学生移動(モビリティ)に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査』

<https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/resources.html> (2023.1.20 アクセス)

大学改革支援・学位授与機構 (2019) 『高等教育・質保証システムの概要・日本(第3版)』

<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html> (2023.1.20

アクセス)

- 内閣官房（2023）『教育未来創造会議提言・未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第2次提言）』
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/teigen.html>（2025.4.23 アクセス）
- 日本学生支援機構（2022.9）『令和3年度私費外国人留学生生活実態調査』
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/seikatsu/data/2021.html>（2023.3.9 アクセス）
- 日本国際協力センター（2022.3）「専門学校における留学生受入等実態に関するアンケート調査（専修学校留学生の学びの支援事業）成果報告書」
<https://www.jice.org/news/2022/06/post-345.html>（2023.3.9 アクセス）
- 日本国際協力センター（2024.2）「専門学校における留学生受入等実態に関するアンケート調査（専修学校留学生の学びの支援事業）成果報告書」
[Report202403.pdf \(https://www.jice.org/news/2024/03/Report202403.pdf jice.org\)](https://www.jice.org/news/2024/03/Report202403.pdf)
 (2024.5.8 アクセス)
- 三菱総合研究所（2021）『専修学校グローバル化対応推進支援事業・令和2年度専修学校におけるグローバル化対応に係る実態調査報告書』
https://pubpit.mri.co.jp/pjt_related/senshuugakkou/jql43u00000004x4-att/2020_edu02_01.pdf（2022.12.22 アクセス）
- 文部科学省高等教育局（2019）『高等教育の資格の承認に関するガイドライン』
<https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/TokyoConvention.html>（2022.12.22 アクセス）
- 文部科学省（2024）『専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議・第31回・資料2』
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/027/shiryo/1402412_00015.htm
 (2025.4.23 アクセス)

（各国の高等教育等に関する資料）

（韓国）

- 大韓民国（2012）『勤労者職業能力開発法』
[https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EA%B7%BC%EB%A1%9C%EC%9E%90%EC%A7%81%EC%97%85%EB%8A%A5%EB%A0%A5%EA%B0%9C%EB%B0%9C%EB%B2%95/\(11272\)](https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EA%B7%BC%EB%A1%9C%EC%9E%90%EC%A7%81%EC%97%85%EB%8A%A5%EB%A0%A5%EA%B0%9C%EB%B0%9C%EB%B2%95/(11272))（2023.5.15 アクセス）
- 高長完（2015）『韓国における学業資格認定のためのNIC設置について』（大学評価・学位授与機構研究開発部研究会記録）
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfile/2015/07/14/no09_nr15-1-0714.pdf
 (2023.3.1 アクセス)

(中国)

- People's Republic of China (1996) *Vocational Education Law*
http://en.moe.gov.cn/documents/laws_policies/201506/t20150626_191390.html
 (2023.3.22 アクセス)
- People's Republic of China (2015) *Education Law*
<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/77000/108047/F-1371255659/CHN77000%20Eng.pdf> (2023.9.26 アクセス)
- People's Republic of China (2015) *Higher Education Law*
<https://www.lawinfochina.com/display.aspx?lib=law&id=20842> (2023.9.26 アクセス)
- People's Republic of China (2022) *Vocational Education Law*
<https://www.lawinfochina.com/display.aspx?id=38075&lib=law&SearchKeyword=Vocational%20Education%20Law&SearchCKeyword=> (2022.12.12 アクセス)
- 人民日報ウェブ版 (2016. 9. 14) 『日本の専門学校は「就職神器」中国で人気に(1)～(3)』
<http://j.people.com.cn/n3/2016/0914/c94473-9114995.html> (2022.12.12 アクセス)
- 大学改革支援・学位授与機構 (2024) 「高等教育・質保証システムの概要 中国 第2版」
<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html> (2024.5.10 アクセス)
- 南部広孝 (2016) 「中国の高等教育における職業教育と学位」 『高等教育における職業教育と学位』 大学改革支援・学位授与機構
<https://niadqe.jp/wp/wp-content/uploads/2018/02/c002-1608-syokugyo.pdf> (2022.12.23 アクセス)
- (ベトナム)
- Dept. of Formal Training, General Directorate of Vocational Training, Ministry of Labor, Invalid and Social Affairs, Vietnam (2020) *Vocational Education and Training System*
https://daotaocq.gdnn.gov.vn/en/vocational-education-and-training-system/#5_Vocational_Education_and_training_institutions (2022.11.25 アクセス)
- Duong Duc Lan (2016) *Law on Vocational Education and Training – The fundamental and comprehensive integration*
https://www.academia.edu/11838710/LAW_ON_VOCATIONAL_EDUCATION_AND_TRAINING_THE_FUNDAMENTAL_AND_COMPREHENSIVE_REFORM_FOR_INTEGRATION?email_work_card=title (2023.9.16 アクセス)
- Regional Cooperation in the field of recognition among Asian Countries (RECOASIA) (2022) *Vietnam National Report*
<https://www.recoasia.eu/publications/> (2023.9.7 アクセス)
- Ministry of Education and Training, Vietnam (2021) *Circular on conditions and procedures for and competence in recognition of degrees awarded by foreign educational institutions for use in Vietnam, no. 13/2021/TT-BGDĐT*
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/EN/Giao-duc/Circular-13-2021-TT-BGDĐT-recognition-of-degrees-awarded-by-foreign-educational-institutions/475239/tieng-anh.aspx> (2023.4.17 アクセス)

- Ministry of Labor, Invalids, and Social Affairs, Vietnam (2017) *Circular on recognizing diplomas and certificates issued by foreign vocational education institutions, No.34/2017/TT-BLDTBXH*
<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Lao-dong-Tien-luong/Thong-tu-34-2017-TT-BLDTBXH-cong-nhan-van-bang-do-co-so-giao-duc-nghe-nghiep-nuoc-ngoai-cap-349707.aspx>
 (2022.11.25 アクセス)
- Socialist Republic of Vietnam (2005) *Education Law, No. 38/2005/QH11*
https://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/vnm_e/wtaccvnm43_leg_14.pdf (2022.11.25 アクセス)
- ditto (2006) *Law on Vocational Training, Law No. 76/32006/QH11 2006*
<https://vanbanphapluat.co/law-no-76-2006-qh11-on-vocational-training> (2022.11.25 アクセス)
- ditto (2012) *Law on Higher Education, Law No. 08/2012/QH13*
<http://en.naric.edu.vn/legal-documents.html> (2022.11.25 アクセス)
- ditto (2014) *LAW on vocational education, Law No. 74/2014/QH13 2014*
<https://asean.org/wp-content/uploads/2016/08/Law-on-Vocational-Education-No.-74-Year-2014.pdf> (2022.11.25 アクセス)
- ditto (2016.a) *Decision, Approving the structural framework of the national education system, No.1981/QD-TTg*
<http://en.naric.edu.vn/legal-documents.html> (2022.11.17 アクセス)
- ditto (2016.b) *Decision on approving for Vietnamese qualifications framework, No1982/QD-TTg*
<http://en.naric.edu.vn/legal-documents.html> (2022.11.25 アクセス)
- ditto (2018) *Law on amendments of the Law on higher education, Law No.34/2018/QH14*
<http://en.naric.edu.vn/legal-documents.html> (2022.11.25 アクセス)
- ditto (2019) *Education Law, No. 43/2019/QH14 2019*
<https://www.bqllang.gov.vn/van-ban/vbpc-do-nha-nuoc-ban-hanh/9191-luat-giao-duc-so-43-2019-qh14-ngay-14-6-2019.html> (2022.11.25 アクセス)
<https://english.luatvietnam.vn/law-on-education-no-43-2019-tt-qh14-of-the-national-assembly-175003-doc1.html> (2022.11.25 アクセス)

(タイ)

- Regional Cooperation in the field of recognition among Asian Countries (RECOASIA) (2022) *Thailand National Report*
<https://www.recoasia.eu/publications/> (2023.9.7 アクセス)
- タイ高等教育委員会 (2006) 『国外の高等教育修了者に対する資格審査に関する指針、仏歴 2459』 (タイ語)
<http://dqe.mhesi.go.th/bhes1/notify2549.pdf> (2023.3.31 アクセス)

(ネパール)

- Curriculum Development Centre, Tribhuvan University (2021) *Equivalence Directives 2078* (ネパール語)
<https://www.tucdc.edu.np/post/97> (2023.3.31 アクセス)

第3章

- Bologna Process/European Higher Education Area (2018) *The Diploma Supplement Template, Paris Communique Appendix IV*
http://ehea.info/Upload/document/ministerial_declarations/EHEAParis2018_Communique_AppendixIV_952782.pdf (2023.7.4 アクセス)
- CIMEA (2021) *Information provision on recognition of qualifications*
https://www.cimea.it/Upload/Documenti/52_Brochure_information_provision_A4.pdf
(2022.11.28 アクセス)
- UNESCO (2020) *UNESCO Recommendation concerning Technical and Vocational Education and Training (2015), Results of the First Consultation of Member States conducted in 2019 on the implementation of the Recommendation*
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000373810> (2023.6.29 アクセス)
- Varghese, N.V., Püttmann, Vitus (2011) *Trends in diversification of post-secondary education* (IIEP research paper)
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000191585>
(2022.11.30 アクセス)
- 小原優貴 (2016) 「インド—知的資本の拡大と還流を目指す「知的資本大国」構想—」
『激動するアジアの大学改革—グローバル人材を育成するために』北村友人、杉村美紀共編
- 金子元久 (2016) 「高等教育システムと職業教育—7 か国概観」 「日本の高等教育における職業教育と学位」 『高等教育における職業教育と学位』金子元久他
<https://niadqe.jp/wp/wp-content/uploads/2018/02/c002-1608-syokugyo.pdf> (2023.7.3 アクセス)
- 喜多村和久 (1990) 「日本における「中等後教育」の制度の成立と構造」 『「大学」外の高等教育：国際的動向とわが国の課題』阿部美哉・金子元久編
<https://rihe.hiroshima-u.ac.jp/publications/wp/wp-content/uploads/2019/05/so6.pdf>
(2023.7.3 アクセス)
- 九州大学第三段階教育研究センター (2017) 『専修学校による地域産業中核人材養成事業』
https://rteq.jp/rteq/research_project2.html (2023.6.15 アクセス)
- 倉内史郎 (2000) 「専門学校—新時代の職業教育への予兆を見る—」 『産業教育学研究』30 (2)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jssvte/30/2/30_KJ00009200841/pdf/-char/ja
(2023.7.3 アクセス)
- 塚原修一 (2005) 「専門学校の新たな展開と役割」 『日本労働研究雑誌』 No.542
<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2005/09/> (2023.7.3 アクセス)
- 東京都専修学校各種学校協会 (2020) 『東京都におけるグローバル化対応推進支援事業』
<https://kaiin.tsk.or.jp/report/210319/> (2023.7.4 アクセス)

- 大学改革支援・学位授与機構（2019）『外国での日本の資格の円滑な承認に関する調査（ディプロマ・サプリメント調査）の概要報告書』
<https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/resources.html>（2022.11.30 アクセス）
- 大学改革支援・学位授与機構研究開発部（2023）『日本の教育資格枠組み（試案）』
<https://niadqe.jp/news/6086/#picture>（2023.9.19 アクセス）
- 文部科学省 これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（2017）「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/034/gaiyou/1383829.htm
 (2023.4.18 アクセス)
- 文部科学省 中央教育審議会大学分科会（第181回）・高等教育の在り方に関する特別部会（第15回）合同会議（2025）議事録、資料2・日本の学位・称号等枠組み（案）について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/053/index.html#pageLink4
 (2025.4.23 アクセス)
- 文部科学省 中央教育審議会生涯学習分科会（第133回）(2025)資料7・日本の学位・称号等枠組み（案）について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/giji_list/index.htm
 (2025.4.23 アクセス)
- 吉川裕美子（2019）「国際的な学生移動を支える学位・学修の質保証—ユネスコ地域承認規約「東京規約」の意義—」『IDE 現代の高等教育』2019.7

参考資料

- 大学改革支援・学位授与機構（2016）『高等教育における職業教育と学位』
<https://niadqe.jp/wp/wp-content/uploads/2018/02/c002-1608-syokugyo.pdf>（2023.7.3
 アクセス）
- UNESCO-UIS ISCED1997/2011
<https://isced.uis.unesco.org/data-mapping/>（2022.12.23 アクセス）
- UNESCO-UIS ISCED Country Diagram
<https://isced.uis.unesco.org/visualizations/>（2024.6.14 アクセス）
- （韓国）**
 大学改革支援・学位授与機構（2019）『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要・韓国（第2版）』
<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/info/korea.html>（2023.9.26 アクセス）
- （中国）**
 大学改革支援・学位授与機構（2024）『高等教育・質保証システムの概要・中国（第2版）』
<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html>（2024.5.10
 アクセス）
- （ベトナム）**

Department of Formal Training, General Directorate of Vocational Training, Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs (2020) *Vocational Education and Training System*
<https://daotaocq.gdnn.gov.vn/en/vocational-education-and-training-system/> (2023.9.26
アクセス)

The Socialist Republic of Vietnam (2016.a) *Decision, Approving the structural framework of the national education system, No.1981/QD-TTg*
<http://en.naric.edu.vn/legal-documents.html> (2023.9.26 アクセス)

UNEVOC (2018) TVET Country Profile: Viet Nam
https://unevoc.unesco.org/wtdb/worldtvtdatabase_vnm_en.pdf (2024.5.10 アクセス)

(タイ)

Ministry of Education (2020) *AQRF Referencing Report of Thailand*
<https://asean.org/wp-content/uploads/AQRF-Referencing-Report-Of-Thailand.pdf>
(2023.3.23 アクセス)

ASEAN (2022) *Country Report Thailand, ASEAN-ROK Technical and Vocational Education and Training Mobility(TEAM) Programme-Componet-1*
<https://sea-vet.net/resources/publications/1134-draft-regional-report-of-asean-rok-technical-mobility-team-programme> (2023.3.23 アクセス)

国際協力機構 (2018) 『タイ国産業人材育成ニーズに関する情報収集・確認調査報告書』
(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12331583.pdf>) (2023.3.23 アクセス)

(ネパール)

大学改革支援・学位授与機構 (2020) 『高等教育・質保証システム概要：ネパール』
<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/info/nepal.html> (2023.3.23 アクセス)

